HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察 : イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に |
| Author(s) | 乾, 秀明 |
| Citation | 北海道大学. 博士(文学) 乙第7068号 |
| Issue Date | 2019-03-25 |
| DOI | 10.14943/doctoral.r7068 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/91516 |
| Type | theses (doctoral) |
| File Information | Hideaki_Inui.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察

## ― イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に―

乾　秀明

# 目　　次


序　論

第１節　先行研究の意義と限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　研究の視角及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３節　分析対象と利用史料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第４節　本論文の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第Ⅰ部　地域経済におけるコモンズ

第１章　コモンズの社会経済的背景

第１節　人口増加と富の分配・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第２節　貧困問題と公的救貧
１　　貧困の効用と経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
２　　ミア教区における貧困の効用と公的救貧支出・・・・・・・・・・・・・ 27

第２章　フォレスト地域の農業

第１節　17 世紀における農業と社会変容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第２節　農業システムの特徴
１　　ウィルトシャー・ミア教区の農業システム・・・・・・・・・・・・・・ 34
２　　ドーセットシャー・ギリンガム教区の農業システム ・・・・・・・・・・ 38
３　　バッキンガムシャー・バーンウッド・フォレストの農業システム ・・・ 42
まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第３章　フォレスト地域の産業
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第１節　亜麻織物製造における諸工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第２節　ギリンガム・フォレスト地域における亜麻織物業の生産形態・・・・・ 54
まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第Ⅱ部　近世農村社会の政治文化

第４章　チャールズ１世専制時代の市場統制と教区ガバナンス
～ドーセットシャーの「落ち穂拾い」の事例を中心に～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第１節　1630 年代前半の社会経済状況と市場統制 ・・・・・・・・・・・・・・ 73
第２節　「落ち穂拾い」の規制
１　　四季法廷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
２　　「落ち穂拾い」に関する認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

3　社会的基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

第５章　ドーセットシャー矯正院設立請願と横領事件

第１節　矯正院設立の請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第２節　運営および資金の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第３節　行為主体性、権力そして権威・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

第Ⅲ部　コモンズの再形成

第６章　慈善信託制度の導入とコモンズの救貧機能
～ウィルトシャー・ミア教区の事例を中心に～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第１節　農業システムとコモンズの経済的価値・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第２節　フォレスト法解除と貧しい住民の困窮化への補償・・・・・・・・・・ 109
第３節　土地信託とコモンズの再機能化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
第４節　コモンズ・ガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
第５節　モニタリングと制度の持続可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

第７章　ウィルトシャー・ミア教区における慈善信託制度の導入
～1703 年財務府裁判所特別委員会における係争を中心に～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
第１節　慈善信託の経済的役割
1　ミア教区の社会構造の特徴と受給額及び受給人数の推移・・・・・・・・ 128
2　慈善信託の「経済的」重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第２節　1703 年財務府裁判所特別委員会の係争の分析 ・・・・・・・・・・・ 132
1　1703 年係争における当事者の社会的構成 ・・・・・・・・・・・・・・・ 133
2　1703 年係争の分析による慈善信託の経済史的意味 ・・・・・・・・・・ 136
3　1703 年係争の分析による慈善信託の社会史的意味 ・・・・・・・・・・ 140
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

第８章　慈善信託制度の導入と福祉コモンズの形成
～バッキンガムシャー バーンウッド・フォレストの事例～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
第１節　1632 年財務府裁判所特別委員会裁定とコモンズの悲劇
1　前期ステュアート朝の資源政策とフォレスト法解除及びその補償

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
2　「貧しき者の放牧地」の悲劇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
3　1678 年財務府裁判所訴訟：「貧困の増大」と「信託の復活」・・・・・・ 152
第 2 節　1685 年財務府裁判所特別委員会裁定～福祉コモンズの形成～ ・・・・ 155
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160

第 9 章　コモンズ・ガバナンスと貧しい寡婦
～バッキンガムシャー・ブリル村の事例を中心に～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
第 1 節　教区ミクロ・ポリティクスと寡婦 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第 2 節　貧しい寡婦とコモンズ・ガバナンス～バッキンガムシャーの事例
1　貧しい寡婦世帯の受給割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166
2　「第二の貧者」による集団の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
3　受給資格決定のプロセスと寡婦の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
4　会計業務に関わる係争・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173

補　論　ギリンガム・マナーにおけるコモンズ制度化の一考察
～ギリンガム・フォレスト近郊のカンバー・ミードの事例～

第 1 節 共同放牧地カンバー・ミード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第 2 節 過剰放牧と共同管理体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179

結　論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185

参考資料・文献一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

# イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察

## ―イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に―

# 序　論

## 第１節　先行研究の意義と限界

17 世紀前半、前期ステュアート朝は、国王私財の増収策としてフォレスト指定解除（フォレスト法解除）を実施した。その結果、フォレスト指定解除後の森林の伐採と囲い込みは、森林地コモンズでの採木権や放牧権で生計の糧を得ていた貧しいフォレスト住民のためのコモンズの救貧機能を喪失させることになった[1]。

本論文は、イギリス近世におけるウィルトシャー及びバッキンガムシャーの二つのフォレスト村落の事例をもとに、フォレスト法解除に伴うコモンズの消滅によって喪失した共同権の補償として導入された信託制度に着目し、コモンズの救貧機能の再形成を通じて創出される新たな資源ガバナンスの一形態を明らかにしようというものである。

当該期におけるフォレスト法解除による「コモンズの消滅」の先行研究は、B・シャープによるイングランド西部諸州の分析や、P・ラージによるウスターシャーの事例、そしてP・ペティットによるノーサンプトンシャーや、R・ホイル並びにJ・ブロードによる中部バッキンガムシャーなど豊かな研究蓄積があり、我が国においてもイギリス内戦期のフォレスト解体を扱った武暢夫氏や、前期ステュアート朝におけるフォレスト指定解除と国王私財増収策を論じた酒井重喜氏による詳細な研究がある。しかし、これらの研究は、フォレスト法解除に伴う反囲い込み暴動の政治性の有無や、財政封建制の中でのフォレスト指定解除の意義、あるいは囲い込みによる貧民の公的救貧システムへの包摂のプロセスなど、多くがコモンズの消滅を否定的契機として論ずるものであり、こうしたコモンズの消滅のプロセスを通じて、フォレスト住民がいかにして社会的リスクを共有して乗り越えようとしたのか、教区救貧のミクロ・ポリティクスに関する重要な視点が抜け落ちていた[2]。従って、コモンズ消滅後の依存の危機において、フォレスト村落の差異を抱える多様な社会的アクターがいかにして共同性を構築しながら、共同利用資源としてその救貧機能を存続させることができたのか、そのメカニズムについての回答を例示することが本論文の一つ目の課題となる。

次の課題は、コモンズ・ガバナンスを論ずるにあたり、コモンズの歴史研究においてイギリスのコモンズが、制度化された共同利用資源としてのコモンズには当たらないという認識枠組みに関する問題である。即ち、森林地、放牧地そして沼沢地といったイギリスの

コモンズは、もともと領主層の「マナーに属する荒蕪地」(‘manorial waste’)として私的に所有され、1235 年マートン法及び 1285 年ウェストミンスター法以来、領主は共同権者の家畜に十分な土地を残す限りコモンズを囲い込むことができるものとされた。そして、その利用権はマナーの保有農である自由保有農や謄本保有農、そして定期借地農に限られ、コモンズのみに責任を負う組織によって統制されず、あくまで利用に関するルールそのものがマナーのガバナンスの一部に過ぎなかった。そのため、利用者は、管理運営の意思決定に主体的に参画することはなく、いわばイギリスのコモンズは、共益に向けた組織によって管理運用されない非制度的なものとして位置づけられる傾向にあった[3]。

近年、エクセター大学の H・フレンチは、イングランドの都市部のコモンズの分析において、都市経済(urban economy)内の農村領域にあった都市部のコモンズが、牧草地であるコモンズそのものや、あるいはその季節的な放牧権のような共同利用の資源へのアクセスを、規制するフリーメンからなる都市政府(corporations of freemen)、または特許状による議員法人(burgesses operating under royal charters)によって統治されていたことを明らかにしている。しかしながら、フレンチは、都市部のコモンズの利用者が土地の直接的な利用から排除され、その土地の借地料の受益者になった立場であったことが、利用者を直接的な受益者ではなく間接的な受益者に過ぎないものにし、都市部の共同利用資源はもはやコモンズとして機能していなかったと見做さざるを得ないとしている[4]。こうしたコモンズの歴史研究におけるイギリスのコモンズに対する認識枠組みの転換を図ることが二つ目の課題である。

そして、最後は、E・オストロムのコモンズ理論に内在する 2 つの課題の存在である。オストロムは、資源の枯渇を避けるための考察が、従来、経済的合理性に基づいて行動するホモ・エコノミクスに具現化される利己的行動様式を前提とした、国家あるいは市場による二項対立的構図として描かれたものであったとし、そうした対立図式に疑問を呈して、そうした考察の場が、市場や国家に代わる、あるいはそれらを越えたガバナンスのための空間にあることを提唱した[5]。こうしたオストロムの理論は、デムーアらコモンズの歴史研究者に受け継がれ、デムーアは、国家や市場に代わる領域におけるセルフ・ガバナンスの歴史的基盤が、農村部におけるコモンズや、都市部におけるギルドやフラタナティといった、集団全体でリスクを回避する、あるいは未然に防ぐ集合行為のための諸制度(institutions of collective action)にあるとして、その創設と長期にわたる発展に関する歴史研究の有効性を提唱した。その中で、デムーアは、歴史的観点からの考察により、オス

トロムの理論に孕まれる二つの重要な課題を剔抉している[6]。即ち、オストロムの仮説では、集合行為のプロセスを通じた自己規制(self-regulation)のメカニズムや構造がどのようにして時間をかけて再形成あるいは再機能化されるのか、また、なぜ続く世代によって適用され続けるのかといった、コモンズの創造的潜在能力(creative potential)にあまり注意が払われていなかった。二つ目として、オストロムは、諸資源の持続可能性に向けた自己組織化に影響を及ぼす外部の行為者の戦略が、共同利用資源の利用者にどのような影響を与えるかの考察の必要性について言及するにとどまり、オストロムの考察対象となったコモンズ・ガバナンスのタイプは、利用者間の競争を軸として展開するコモンズ内部の争いに焦点化し、外部の社会勢力とコモンズとの関係性を論ずるものではなかったことである[7]。このコモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性について、デムーアは、共同利用資源の利用者を含む地域コミュニティ内に存在する多様な利害関係者や地域コミュニティの外部の諸勢力との共同性(public-collective partnerships)の構築に関わる考察の必要性について言及するものの、専ら外部勢力を共有資源の組織化の基盤となるコミュニティの内部のコンセンサスを不安定化に陥れた要因であったとして、外部勢力を「コモンズの衰退」(decline of commons)の否定的契機として位置づけている[8]。こうしたオストロムのコモンズ理論に内在する問題に向けた考察が３つ目の課題である。

以上、本論文では、リスク共有と回避に向けた差異を抱える多様な社会的アクターによる共同性の構築の課題、そしてコモンズのための共益に向けて組織的に管理運営されない非制度的なイギリスのコモンズという研究史上における認識枠組みの課題、さらにオストロムの理論に内在する、「集合行為のプロセスを通じて再形成あるいは再機能化されるコモンズの創造的潜在能力」と、「コモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性」という３つの課題を念頭に置いて議論を進めることにする。以下では、こうした課題の解決に向けた研究の視角及び方法について確認しておく。

## 第２節　研究の視角及び方法

本論文では、差異を抱える多様な社会的アクターによる共益に向けた資源管理のための共同性の構築と、イギリスの「非制度的な共同管理体制」という研究史上の認識枠組みの転換、そしてオストロムの理論に内在する二つの課題を克服するために、信託制度にある信託財産における所有権の二重化(‘double dominium’ or ‘duality of ownership’）の理論を

援用する[9]。

信託財産における所有権の二重化とは、受託者が受益者の権益を保証するためにのみ信託財産の管理に関する権限(administrative powers)と信託財産の分配に関する権限(dispositive powers)を有するというコモンロー上の所有権(trustee's legal ownership/owners at common law) [10]と、その一方で、受益者が受託者に管理及び分配の権限を執行させ、不適切な運営に対しては責任追及をする権限を有するという受益者のエクイティ上の所有権(beneficiaries' equitable ownership)という二つの権限が信託財産に併存することをいう[11]。

本論文では、「コモンズの衰退」の議論に信託制度の観点を含めることで、信託財産における所有権の二重化が、受益者たる貧しい住民をして、間接的に共同利用資源を管理し、直接的に利用する、いわば、彼ら貧しい住民によるエクイティ上の権限を通じたモニタリングによる責任追及のプロセスが、彼らをして、長期にわたって慈善信託基金たる共同利用資源の持続可能性に向けた管理を担うことを可能にさせ、そのことがイギリスのコモンズが共同利用資源の持続可能性に向けた組織化と制度化を可能にしたこと、またコモンズの「創造的潜在能力」を例証するものであったことを述べる[12]。また、所有権の二重化の理論の導入によって、受益者たる貧しい住民らは、エクイティ上の権限による直接的な司法組織を通じた受託者への責任追及と信託財産たる共同利用資源の管理・運営への監査請求によって、外部勢力たる財務府裁判所(the Court of Exchequer)といった国家機関や、治安判事ならびに四季法廷や教区エリート層といった地方の司法行政組織と共同で、慈善信託基金となる土地を管理・運営し、市場を通じた土地からの収益によってもたらされる慈善信託基金を基盤とした、現在の世代だけではなく未来の世代のニーズに応える持続可能な社会福祉政策を実施する、いわば国家や地域コミュニティそして市場間の集合行為を可能にさせる資源ガバナンスの新たなモデルを提供する。従って、本論文は、イングランド司法制度を通じた国家の介入と、農場経営からの市場を通じた収益とその借地料の形態で慈善信託基金を提供する借地農によるコモンズの私有化というものが、必ずしも共同管理体制を消滅に至らしめることを意味するものではないことを提唱するものである。いわば、本論文では、受益者たる貧しい住民間に存する利害の異質性や、国家司法制度をうまく活用して交渉を続ける彼ら貧しい住民の交渉能力、及び地域社会の利益のために慈善信託基金を保証する農場経営を支援するコモンズの私有化に焦点を当てることでオストロムの理論に内在する２つの課題の解決を試みるものである。

以上、本論文は、コモンズを通じた利用者の福祉の実現に向けたプロセスの考察を主眼としており、まさに天然資源たる放牧地と、その土地からの収益によってもたらされる信託基金による貧民救済といった社会資源の重要なリンクを、利用者が主体となって請願といった政治的行為や社会政策といった政治領域(sphere of politics)への参画を媒介にして可能ならしめる、「福祉コモンズ」(welfare commons)、あるいは「社会的コモンズ」(social commons)の形成のプロセスとして論じるものである[13]。

尚、ここでいう利用者とは、慈善信託制度を通じて受益者となった貧しい住民(poor inhabitants)を意味する。彼ら貧しい住民は、P・スラックのいう「労働貧民」('labouring poor')、あるいはJ・ウォルターやM・ブラディックのいう「境界上の貧民」('penumbral poor')やR・ホイルやC・スペンサーが呼称する「貧しい世帯」('poor householders')に該当するものであり、研究史において見分けることが最も困難な階層として位置づけられるものである。その理由は、まさに彼ら貧しい住民が、救貧税を負担しないか、あるいは救貧税を基盤とした教区定期給付を受けなかった人々であったからである。彼ら貧しい住民が豊富に持っていたのは彼らの労働力であり、彼らに欠けていたものは彼らのその労働力を使用する機会であった。いわば、彼らは勤勉な貧民(industrious poor)であって、困窮するがゆえに常に他人からの援助を要するほど貧しい人間(the indigent)ではなかったのである。そして、より重要なこととして、彼らは、イギリス近世の政治手段の一つであった「請願」(petitioning)といった行為を政治的に振る舞う能力があった[14]。17 世紀半ばまでに、こうした賃金に依存した労働者世帯は、新たな階層として('as a considerable class')、人口の少なくとも半数を占め、18 世紀及び 19 世紀には「貧民」とはまさに彼ら労働貧民のことを意味したと研究史は指摘している[15]。そして、イギリス近世農村社会において、こうした労働貧民とジェントリ層との深い溝を架橋したのが「中間層」(middling sort)であった[16]。A・ウッドは中間層の個人的特性を以下のようにリストアップしている。即ち、理想的な都市部の中間層とはプロテスタントで、勤勉かつ実直な男性で、読み書きの能力があり、教区役人を勤め上げる人物であると[17]。ウッドはこうした人物を農村のヨーマン層と等しいものとし、ヨーマン層を「農村のエリート層」(rural better sort)とした。こうした階層の人々は、国家レベルでは「中間層」と見做されたが、彼らの地元では「主要なる人物」(chief inhabitants)として描かれた[18]。彼ら中間層は、教区役人として農村地域のコミュニティにおいて影響力を持ち、多くのジェントリ層や貴族が不在地主であった故に、農村地域のエリート層を構成したのがまさにこうした教区役人であった。従って、本論文

では、S・ヒンドルに従って、中間層をエリザベス救貧法による行政教区の確立の過程で制度的に構築されたものとして用いる[19]。

尚、本論文でいうフォレストとは、1217 年フォレスト憲章(Charter of the Forest)を機に、国王によるフォレスト指定(afforestation)によって定められた狩猟目的の特定の法体系（フォレスト法）が適用される地域を指し、王有林や荒蕪地、私有林や村落、耕地、放牧地、沼沢地などが含まれ、(我が国の御料林のようにフォレスト内に王有地が含まれる必要はなく）狩猟確保のためのフォレスト法がコモン・ローに優先される法的特区(legal franchise)とされた。そのため、フォレストは諸侯に対する王権の卓越性を顕示する国王私財であった。また、フォレスト村落の住民は、土地保有とは関係なく、小屋住やフォレストへの流入民にもフォレスト法に服する限り、共同権としての採木権と放牧権が認められていた。本論文における貧しい住民の共同権とは、フォレスト法に服する限りにおいて与えられた採木権や放牧権をいい、封建領主への地代上納義務を負う土地保有に付随するものとして与えられたマナーの保有農の共同権とは異なる[20]。

## 第３節　分析対象と利用史料

本論文は、「コモンズの衰退」の議論に信託制度の観点を含めることで、信託制度を媒介としたコモンズの救貧機能の再形成を信託財産の二重の所有権の理論を援用することによって、ひとつにイギリスのコモンズに関する認識枠組みの転換を図ろうとするものである。そのため分析対象となる慈善信託を媒介とした共同利用資源は、利用者が主体となって資源の持続可能性に向けた組織化を可能にする制度を有するものであることが不可欠となる。しかしながら、フォレスト法解除による共同権の喪失の補償として導入された信託地の中には、利用者によるコモンズの福祉機能の持続可能性に向けた組織化を可能にする制度化に至らないものが存在した。19 世紀の歴史家 F・W・メイトランドがイングランドの都市部在住の住民によって行使された共同権の主たる２つのタイプの違い（受託者によって管理運営された共同利用資源と市民が個別に分割保有した共同利用資源）を描いているように、救貧目的に適切な人材によって構成された団体に一括して保有され、アクセス権及び利用権の規制のもとに運営される共同利用資源と、実質上、放牧制限のある無しにかかわらず、共同入会地として利用されている、あるいは、救貧目的ではあるが、利用者に土地が個別に付与されて、利用者の任意によって利用される共同利用資源を区別しておくこと

は重要である。何故なら、後者には利用権や収益権の行使のための共同利用のルールや規制がない非制度的なものであり、共益に向けたセルフ・ガバナンスを伴わないものだからである[21]。

例えば、1660 年のオックスフォードシャー、ショット・オーバー・フォレスト、並びにストウウッド・フォレスト解体に伴って、慈善信託を通じてウィートレイ教区に導入された 80 エーカーの土地態様について概観するならば、まずヘディントンという町の旅籠屋ブラックボーイで開催された財務府裁判所特別委員会により当該信託地 80 エーカーが、ウィートレイ教区にフォレスト解体後の貧民救済のために付与された。しかし、受託者による管理母体は形成されず、「放牧数制限なし」(‘without Stint’)の上に、「個別に享受される」(‘to enjoy in severalty’)、相互入会地として(‘as intercommoned’)、全ての住民に開放されることになった(‘lay all open’)[22]。同様に、1620 年代末のドーセットシャー、ギリンガム・フォレスト解体では、ギリンガム教区内にあるモトクーム村の小屋住ら 30 世帯に各々 1 エーカーが、またギリンガム村の小屋住ら 60 世帯に各々 1 エーカーが慈善信託を通じて供与された[23]。このように、これら慈善信託を通じた救貧目的の土地供与は、実質上、制度化された「共同利用資源」とは言いがたいものであった。何故なら、その信託地は共同で保有され、利用されるものとされたが、実態は、土地が個別の区画に分けられ、小屋住らに別々に使用されるなど、利用権・収益権を通じた共同管理体制に基づくセルフ・ガバナンスによる制度化の特徴を有さないものであったからである[24]。さらに、サマセット州クーム・セント・ニコラス教区に導入された慈善信託を媒介とした信託地の事例では、17 世紀初めのネロシュ・フォレスト解体後に救貧目的に約 162 エーカーの土地が供与されたが、当該地域では共同管理体制によるセルフ・ガバナンスと結合した制度化といったコモンズ・ガバナンスの具体像を残存史料との関係で描き出すことができなかった[25]。従って、本論文では、慈善信託を通じたコモンズの救貧機能の再形成の分析に際して、制度化された共同利用資源とは言い難い例や、そのプロセスの詳細を欠くフォレスト村落の事例については故意に取り上げていない。

以上の理由から、本論文では、比較的先行研究による蓄積があり、残存史料が比較的豊富なイングランド南西部ギリンガム・フォレスト及び中部のバーンウッド・フォレストを分析対象とすることにした。それは、フォレスト法解除に伴う囲い込みによるコモンズの衰退の議論に関する刊行資料を読了した際、フォレスト法解除に伴う反囲い込み暴動研究の先駆である B・シャープ（ギリンガム・フォレスト）や R・ホイル並びに J・ブロード

（バーンウッド・フォレスト）らの今や古典となった著作の中に、本論文の問題意識に確かな見取り図を与えてくれる豊富な残存史料を見出したからに他ならない。当該フォレスト地域におけるコモンズの救貧機能の再形成は、フォレスト解除に伴う共同権の喪失の補償として導入された慈善信託制度を通じて、農村コミュニティより選ばれた受託者で構成される法人格なき団体が、慈善信託により供与された土地の借地化と、市場を通じたその土地からの収益による借地料を慈善信託基金として管理運営したもので、概ね 17 世紀半ばから 20 世紀初めにわたって存続したものである[26]。通時的には、このイングランド南西部及び中部の二つの地域でのコモンズの救貧機能の再形成による長期間にわたる共同利用資源の存続は、制度そのものの成功事例を示す一つの指針となろう。何故なら、少なくとも２世紀にわたるこれら共同利用資源の存続は、当該地域におけるコモンズ・ガバナンスへの数世代にわたる利害関係者の関わりを示すものであるからである。しかし、空間論的には課題が残されているのも事実である。即ち、慈善信託制度を通じたコモンズの救貧機能の再形成と制度化のプロセスに関する空間的バリエーションは体系的かつ定量化の方法によって明らかにされるべきであるのは言うまでもない。しかしながら、現時点では網羅的なリサーチやその論理的根拠となる残存史料の欠如があり必然的に限界があるのも否めない。議論の余地はあるが、仮に本論文での研究対象の慈善信託を通じたコモンズの救貧機能の再形成とそれらコモンズ・ガバナンスの特徴が、二つの地域の空間的分布（約 120 キロ離れて存在）にもかかわらず、非常に似通った様相を呈した場合、これらコモンズの特徴をある程度のフォレスト法解除後の慈善信託制度を通じたコモンズ・ガバナンスの範型として位置づけることが可能となろう。

最後に、本論文では先行研究の成果を参照しつつ、主にイギリス国立公文書館(The National Archives UK)に所蔵されている財務府裁判所エクイティ部門裁判記録(equity proceedings of Court of Exchequer)や同訴答書面(Pleadings)、並びにウィルトシャー、ドーセットシャー、サマセット州、チェシャー、ランカシャーの州立公文書館所蔵及びジョン・ライランズ図書館所蔵の一次史料の分析を中心に議論を展開する。

## 第４節　本論文の構成

ここでは、本論文全体の内容構成について、簡潔に概観しておくことにしたい。まず第Ⅰ部では、分析対象地域であるフォレスト村落の農業、産業、人口、そして土地保有形態

など、社会経済的背景を概観する。分析対象地域の人口の増減や貧困の程度、あるいは農業、産業といった地域経済を把握することは当該フォレスト村落の住民にとってのコモンズの相対的価値と、フォレスト法解除によるコモンズの消滅とその後の信託地の導入による救貧システムの再機能化に向けた組織化の要因を明らかにすることができる。まず第1章では、イングランドの人口推移と生活水準の動向の傾向を概観した後、対象地域における社会構造の変化を、1520年代の臨時税課税簿と17世紀後半の炉税課税簿の比較から考察する。そして、こうした社会構造の変化の中、救貧税を基盤とした救貧支出、中でも定期給付に預かれなかった貧しい住民への不定期給付の男女別も含めた月毎の給付額と受給者数の考察し、イギリス近世農村社会における救貧給付の本質の一端を明らかにする。

続く第2章では、当該対象地域の農業システムについて概観する。デムーアは、コモンズの持続可能性に向けた組織化を可能にする制度化の理解において、地域経済における共同利用資源の相対的価値について考察する必要があると述べている[27]。ここでは、各々のフォレスト村落における農業関連の史料から、地域経済における共同利用資源の相対的価値を明らかにすることが課題となる。

第3章では、フォレスト地域において「被救済民の産業」(essentially a pauper industry)として貧困問題を解決する方策として支持された亜麻織物産業(linen industry)の拡充について考察する。ここでは、当該フォレスト地域における亜麻織物業の生産形態が主たる考察となるが、そこから導き出される亜麻織物産業と貧民救済との関係性の一端を明らかにすることが本章の課題となる。

続く第Ⅱ部では、貧しい住民による「落ち穂拾い」の慣習と「矯正院」の設立及び管理運営に関わる係争を中心に、多様な社会的アクターによる行為主体性や様々な社会的結合関係の淵源たる、イギリス近世の農村社会を貫く通奏低音としてあった「政治の社会的深化」(social depth of politics)を媒介とした政治文化の特徴について考察する[28]。

まず第4章では、ドーセットシャーにおける「落ち穂拾い」に関する係争の考察により、近世農村社会の政治社会の秩序観の複数性を確認するとともに、1630年代の食料払底とその市場統制を契機に貧しい住民だけではなく中間層を含めた多様な社会的アクターが世論を形成していく中、独自の秩序観に基づく貧民らの「落ち穂拾い」の慣習が、治安判事が主宰する四季法廷において秩序化されていくプロセスの分析により、当時の農村社会の政治文化の特徴を明らかにすることが課題となる[29]。

そして、第5章では、クランボーン矯正院設立の請願運動、ならびにドーチェスター矯

正院における横領を発端としたデヴォニッシュ事件の係争の事例について、クランボーン教区並びに市場町クランボーンの住民による請願運動を通じた矯正院の設立や、ドーチェスター矯正院の収容者らの申し立てが、差異を抱える社会集団の多様な秩序観を通じて、新たな社会福祉制度の構築を可能にしていったその政治文化の特徴を見出すのが課題となる。

続いて、第Ⅲ部第 6 章では、本論文の論点たる「集合行為のプロセスを通じて再形成あるいは再機能化されるコモンズの創造的潜在能力」および、「コモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性」の解明が主たる課題となる。第 6 章では、17 世紀半ばの空位期における慈善信託による土地供与を媒介としたコモンズの救貧機能の再形成及びその持続可能性に関する考察の中で、1651 年から 1703 年までのおよそ半世紀にわたる信託による法人格なき団体「カンパニー」を通じたコモンズの管理運営を分析することで、共有化された信託条項に基づく、受益者たる貧しい住民によるエクイティ上の権限を媒介とした、「下からの」モニタリングを通じた管理主体への利害関係者の拡大のプロセスが、寡頭制によるコミュニティ・ガバナンスの失敗を回避し、コモンズの救貧機能の再形成とその持続可能性を高めたことを明らかにする。続く第 7 章では、慈善信託に関わる 1703 年財務府裁判所特別委員会における宣誓供述調書並びにギリンガム・フォレスト・チャリティ会計簿（1657–1739 年）の分析を中心に、17 世紀後半から 18 世紀前半の、救貧課税を財源とした教区救貧に対する農村教区における慈善信託の経済的重要性を明らかにするとともに、慈善信託の救貧を通じた社会的安定に向けた役割と受益者のエクイティ上の権限により担保される貧しい住民の行為主体性をコモンズ・ガバナンスに取り込む統治の特質について考察する。その中で、1703 年財務府裁判所特別委員会における係争が、慈善信託基金確保のための土壌改良による借地料の安定的供給が借地契約更新の焦点であったことを明らかにするものであったこと、そして貧しい住民の行為主体性とそれを支援する教区エリート層など様々な異質性の協働による「共同性」を構築する場を提供したこと、そしてさらに、その係争のプロセスを通じて、共同性の構築が係争に参加した利害関係者を統治の受動的客体ではなく、むしろ能動的な自主統治を促す行為主体として位置づけ、コモンズ・ガバナンスに参画する構成員として貧しい貧民を取り込む統治のからくりがあったことを明らかにする。

第 8 章では、前章までの考察の多くがドーセットシャー並びウィルトシャーといったイングランド南西部のフォレスト地域に関わるコモンズ・ガバナンスについて分析を試みて

きたことから、こうした空間的なコモンズの救貧機能の再形成に関わる考察の空隙を埋めるために、イングランド中部バッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストにおいて実施されたフォレスト法解除に伴う囲い込みと、慈善信託制度の導入によるコモンズの救貧機能の再形成に焦点を当て、少なくとも 19 世紀後半まで存続した信託地「貧しき者の放牧地」('Poor Folk's Pasture')の管理運営に関わるコモンズ・ガバナンスについて、農村地域の貧しい住民の役割と利害関係者の共同性の構築の観点から考察する。その中で、天然資源たる信託地「貧しき者の放牧地」と、その土地からの収益によってもたらされる信託基金による貧民救済といった社会資源の重要なリンクを、利用者による請願といった政治的行為を通じた社会政策（政治領域）への参画を通じて可能ならしめる、「福祉コモンズ」の形成のプロセスとして論じる。従って、本章の課題は、この福祉コモンズの形成過程において、コモンズの救貧機能が再形成された後に、それが機能不全に陥る中、いかにして受益者たる貧しい住民によるモニタリングを通じた責任追及が、財務府裁判所などの国家機関や治安判事並びに彼らが主宰する四季法廷といった地方の司法行政機関などの外部勢力との協同により、機能不全に陥ったコモンズの救貧機能を再び機能化させていくのか、そのプロセスを描くことにある。

第 9 章では、前章までの議論において、慈善信託による土地信託を通じた救貧システムの分析が、社会的弱者としての女性、特に救貧給付の多くを享受した寡婦について十分に照射してきたわけではなかったことから、受益者たる貧しい寡婦に関する史料が僅かながら残存するバッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストの事例をもとに、解体に伴う慈善信託の導入を通じたコモンズ・ガバナンスにおけるひとりの貧しい寡婦の役割について考察を試みる。その中で、受託者らの管理・分配の業務の一部たる会計係として信託業務に携わる受益者でもあった貧しい寡婦ティッパーのコモンズ・ガバナンスを通じた教区救貧のミクロ・ポリティクスへの影響を考察する。

続いて補論では、ギリンガム・フォレストに隣接したギリンガム・マナーの共同採草地カンバー・ミードにおける共益に向けた共同管理の事例をもとに、これまでイギリスのコモンズを非制度的なコモンズと位置づけてきた認識枠組みに対して、マナーの保有農が主体となって政策決定に関与し、持続可能性に向けた共同管理資源としてのコモンズを形成したことを例証しようというものである。

最後に、本論文は、もとよりイギリス近世農村社会で展開されたコモンズ・ガバナンス

を網羅的に考察し、その一般論を提示しようと意図したものではない。本論文の考察の狙いとするところは、地域的にも、時代的にも極めて限定された史料に基づきながら、これまでの「コモンズの衰退」の議論に信託制度の観点を含めることで、資源ガバナンスの一つの新たなモデルを提示することにある。

別言すれば、17 世紀の前期ステュアート朝から内戦期を経て、信託制度を基盤にしたコモンズの一類型が創造、発展される中で、どのようにして差異を抱えた人々が共同性を構築していったのかを考察すること、それが本論文の基本的構想にほかならない。

---

[1] R. Hoyle, 'Disafforestation and drainage: the Crown as entrepreneur', in R.W. Hoyle (ed.), The Estates of the English Crown 1558-1640 (Cambridge, 1992), pp. 353-388;

[2] B. Sharp, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980); B. Sharp, 'Common rights, charities and the disorderly poor', in G. Eley and W. Hunt (eds.), *Reviving the English Revolution: Reflections and Elaborations on the Work of Christopher Hill* (London, 1988), pp. 107-137; R. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992); J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest (Preston, 1997); R. Hoyle and C. Spencer, 'The Slaidburn poor pasture: changing configurations of popular politics in the eighteenth and early nineteenth century village', *Social History* 31 (2) (May, 2006), pp. 182-205; P. Large, 'From swanimote to disafforestation: Feckenham Forest in the early seventeenth century', in R. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), pp. 389-417; P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire: A Study in Their Economy, 1558-1714* (Northamptonshire Record Society, 1968); H. Falvey, 'Custom, resistance and politics: local experiences of improvement in early modern England' (unpublished PhD thesis, University of Warwick, 2007); 武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)」『富大経済論集』17 (3)、1972 年、1-29 頁; 武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(2)」『富大経済論集』18 (1)、1972 年、60-80 頁; 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年。

[3] T. De Moor *et al*, 'Ruling the commons: Introducing a new methodology for the analysis of historical commons', *International Journal of the Commons*, 10 (2), 2016: 529-588, pp.536; A. J. L. Winchester, 'Property rights, 'good neighbourhood' and sustainability: the management of common land in England and Wales, 1235-1965', in B. van Bavel and E. Thoen (eds.), *Rural Societies and Environments at Risk. Ecology, Property Rights and Social Organisation in Fragile Areas (Middle Ages-Twentieth Century)* (Turnhout, 2013), p. 311; W. J. アシュリー著（矢口孝次郎訳）『イギリス経済史講義』有斐閣、1958 年、72 頁; 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年, 117 頁。

[4] H. French, 'The governance of urban common lands in England, 1500-1840', Conference Paper, EURHO 2017 (Leuven, Belgium, September, 2017).

[5] E. Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* (Cambridge, 1990), pp. 194-5.

[6] T. De Moor, *The Dilemma of the Commoners: Understanding the Use of Common-Pool Resources in Long-Term Perspective* (Cambridge, 2015).

[7] V. Fournier, 'Commoning: On the Social Organisation of the Commons', *M@n@gement*, 16(4) (2013): 433-453, p. 450. Cf. Ostrom, *Governing the Commons*, pp. 190, 202. オストロムは、コモンズを潜在的利用者(potential beneficiaries)をその利用から排除するためには多大の費用を要する自然あるいは人工の資源系(resource system)として捉える。また資源をストックとフローに峻別し、ストックを資源系(resource system)、フローを資源単位(resource unit)と呼ぶ。資源系から資源単位を取得する過程は占有(appropriation)と呼ばれ、その主体は占有者(appropriator)とされる。家畜飼養者、漁業者などがこれに相当する。飯國芳明,「コモンズとしての二次草地管理」『景観生態学』14 (1) (2009 年) , 33-39 頁。

[8] T. De Moor, 'Co-operating for the future: inspiration from the European past to develop public-collective partnerships and transgenerational co-operatives', in S. Bailey, G. Farrell and U. Mattei

(eds.), *Saving Future Generations through Commons* (Strasbourg Cedex, 2014), pp. 81-104.
9 R. A. Pearce and J. Stevens, *The Law of Trusts and Equitable Obligation* (Oxford, 2006), p.97; D. R. Hower and P. T. Kahn, *Wills, Trusts, and Estate Administration* (Washington D.C., 2007), p. 16.
10 J. E. Penner, *The Law of Trusts* (Oxford: Oxford University Press, 2012), p. 26; 西山茂「所有権と信託」『九州国際大学経営経済論集』第 16 号第 3 号、2010 年 3 月、128-9 頁。
11 A.J. Oakley, *Parker and Mellows: The Modern Law of Trusts* (London, 2008), pp. 817-8; D. Hayton, P. Matthews and C. Mitchell (eds.), *Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees* (London, 2010), p.970.
12 利害関係者によるガバナンスへの高い参加の程度と制度レジリエンスとの関係については以下参照。E. Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* (Cambridge, 1990), pp. 93-4.
13 F. Williams, 'Towards the welfare commons: Contestation, critique and criticality in social policy', in Zoë Irving, Menno Fenger and John Hudson (eds.), *Social Policy Review 27: Analysis and Debate in Social Policy* (Bristol and Chicago, 2015), pp. 93-111.
14 R. Hoyle and C. Spencer, 'The Slaidburn poor pasture: changing configurations of popular politics in the eighteenth- and early nineteenth-century village', *Social History*, vol. 31, no. 2 (May, 2006), pp.182-205; P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London, 1988), pp. 18, 27; M. Braddick and J. Walter, 'Introduction. Grids of power: order, hierarchy and subordination in early modern society', in M. Braddick and J. Walter (eds.), *Negotiating Power in Early Modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland* (Cambridge, 2001), p. 33.
15 K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven and London, 2000), p. 197; K. Wrightson, *English Society 1580-1680* (London, 1982), ch.1 & 2（中野忠訳『イギリス社会史 1580-1689』リブロート、1991 年、第 1 章及び第 2 章）; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), pp. 49-50; K.D.M. Snell, 'Belonging and community: understandings of 'home' and 'friends' among the English poor, 1750-1850', *Economic History Review*, 65 (1) (2012): 1-25, p.1.
16 K. Wrightson, ' "Sorts of people" in Tudor and Stuart England', in J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800* (Basingstoke, 1994), pp. 28-51. P・ラスレットは、ジェントリ層を準男爵(baronet)、騎士(knight)、エスクワイア(esquire)、ジェントルマン(gentleman)と聖職者(clergyman)としている。P. Laslett, *The World We Have Lost: Further Explored* (Routledge, 1983).
17 A. Wood, *Riot, Rebellion and Popular Politics in Early Modern England* (Basingstoke, 2002), p. 123.
18 K. Wrightson, ' "Sorts of people" in Tudor and Stuart England', in J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800* (Basingstoke, 1994), p.44; H. R. French, 'Social status, localism and the "middle sort of people" in England, 1620-1750', *Past & Present*, 166 (2000), pp. 66-99; H. R. French, 'The search for the "middle sort of people" in England, 1600-1800', *Historical Journal*, 43 (2000), pp. 277-93; J. Barry, 'Bourgeois collectivism? Urban association and the middling sort', in J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800* (London and New York, 1994)（山本正監訳『イギリスのミドリングドート 中流層を通してみた近世社会』昭和堂（1998 年））; J.R. Kent, ' "The rural middling sort" in early modern England, circa 1640-1740: Some economic, political and socio-cultural characteristics', *Rural History*, 10 (1990), pp.19-54; H.R. French, ' "Ingenious and learned gentlemen": Social perceptions and self-fashioning among parish elites in Essex, 1680-1740', *Social History*, 25 (2000), pp.44-66; H.R. French, 'Social status, localism and the "middling sort of people" in England, 1620-1750', *Past and Present*, 166 (2000), pp.66-99.
19 S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), pp. 64-5; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.362-3.
20 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年, 3 頁、30 頁脚注 20。
21 F. W. Maitland, *Township and Borough* (Cambridge, 1898), pp. 198-9.
22 The National Archives (TNA), E134/3Jas2/Mich31: "Disafforestation" and enclosing of the forests of Shotover and Stowood (Oxford), touching the interest or usage and enjoying of common in the forest of cottagers and of the landholders, and the allotment of common or lands for common for the

town of Whately.

[23] B. Sharp, *In contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980), p. 146.

[24] T. De Moor, 'From common pastures to global commons: A historical perspective on interdisciplinary approaches on commons', *Natures Sciences Sociétés*, 19 (4) (2011), p. 422; T. De Moor, 'What do we have in common?: A comparative framework for old and new literature on the Commons', *International Instituut Sociale Geschiedenis*, 57, 2012, 269-290, pp.272-7

[25] Somerset Archives and Local Studies, DD/BR/dt/4, Copy order made in Court of Exchequer concerning land in Forest of Neroshe, intended to have been conveyed in trust for the benefit of the poor of Combe St. Nicholas.

[26] B. Sharp, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980); B. Sharp, 'Common rights, charities and the disorderly poor', in G. Eley and W. Hunt (eds.), *Reviving the English Revolution: Reflections and Elaborations on the Work of Christopher Hill* (London and New York, 1988), pp. 107-37; J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997).

[27] T. De Moor, 'What do we have in common?: A comparative framework for old and new literature on the commons', *International Review of Social History*, 57 (2012), pp. 282-3.

[28] P. Collison, 'De Republica Anglorum: or history with the politics put back', in P. Collinson (ed.), *Elizabethan Essays* (London, 1994), p.11; S. Hindle, ' "Good, godly and charitable uses": endowed charity and the relief of poverty in rural England, c.1550-1750' in A. Goldgar and R.I. Frost (eds.), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Leiden, 2004), p.164; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp. 35-42.

[29] S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), p. 205.

# 第Ⅰ部　地域経済におけるコモンズ

# 第１章　コモンズの社会経済的背景

第Ｉ部では、地域経済における当該フォレスト地域のコモンズの相対的価値と、フォレスト法解除によるコモンズの消滅とその後の信託地の導入による救貧システムの再機能化に向けた組織化の要因を明らかにするために、第１章において人口の増減、社会構成、土地保有形態や貧困化について分析する。第２章及び第３章では、当該フォレスト地域の地域経済（農業および産業）の特徴を明らかにする。

## 第１節　人口増加と富の分配

イングランドにおける 16 世紀後半及び 17 世紀前半における人口増加は、急速な食料価格の高騰（インフレ）を招き、労働者人口の増加は、賃金が食糧価格高騰に追いつかない購買力の低下を招くとともに、失業を惹起し、生活の糧を求める人口は都市部、特にロンドンあるいはイングランドの森林牧畜地域(wood pasture regions)、あるいは鉱山や織物産業地域(mining or textiles)に向かったとされている。森林牧畜地域への流入は限りある資源を巡る争い（競争）の増加を惹起し、貧民の行動（態度振る舞い）を統制する試みが顕著に見られる時代となった。すなわち貧困が社会問題として浮上した時代となったのである。このように、劇的な社会的分極化(social polarisation)は、急激な人口増加と食料価格暴騰のインフレ、そして労働市場の供給過剰（過剰ストック）の結果であった。17 世紀はじめ、イングランドは、17 世紀後半の人口停滞とデフレとは対象的に、人口急増と物価上昇、そして救済されることのない貧困者の増加をみた。17 世紀前半、教区公的救貧給付はインフレの影響もあって資格ある教区貧民を支援するには十分なものではなかった。それ故に非公的な貧民救済が少なくとも 17 世紀前半の資格ある教区貧民にとって依然重要なままであった[1]。

一方、17 世紀後半から 18 世紀半ばのイングランドは人口停滞期にあった。1656 年の 528 万人をピークに 17 世紀末には 486 万人と推移し[2]（図１）、16 世紀を通じておよそ６倍となった食料価格は安定化し始めた。穀物価格は 1640-79 年間から 1710-49 年間におよそ平均にして 12％下落した[3]。Ｓ・ブロドベリらは、1650 年代から 1700 年間にイングランドの年間のＧＤＰが最も高い数値を示し（図２）、一人当たりのカロリー消費量も高かったことを示している[4]（図３）。また実質賃金指数は、物価上昇が激しかった 1620 年代の 39 から、1670 年代の 49、そして 1740 年代の 67 へと上昇した。その影響は購買力の上

昇につながった[5]。

**図 1.　イングランドの人口推移 1450-1700**

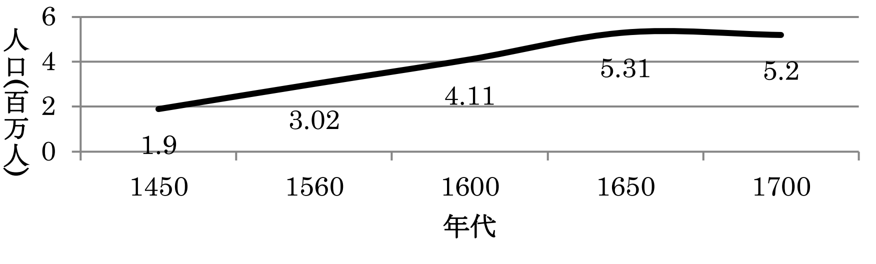


**図 2.　GDPの推移(1450-1700年)**

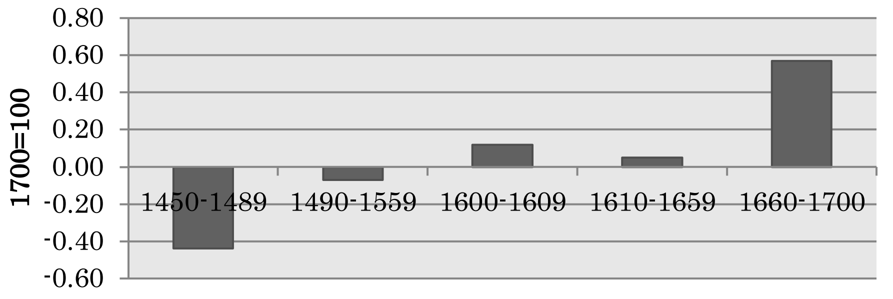


**図 3.　人口増加とカロリー消費**

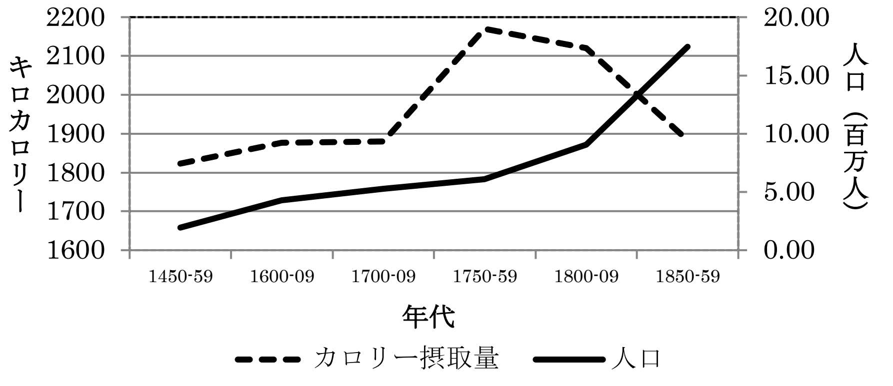

【地図】

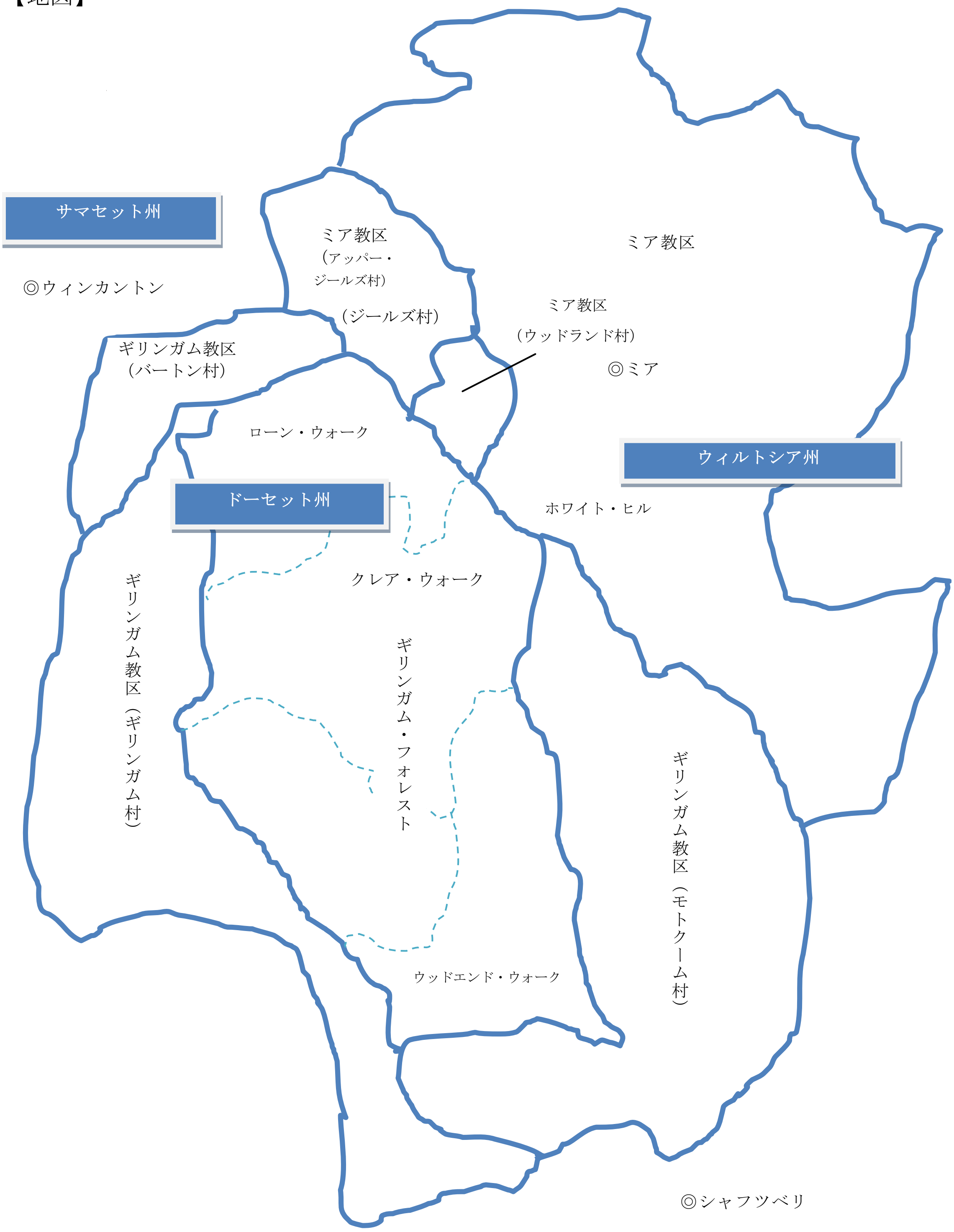


出典：DRO, D1366/Map of Gillingham Forest; Ernest Roscoe (ed.), *The Marn'll book: Some particular history, some general topography, a number of photographs, and some maps, of the Blackmore Vale*, Marnhull Festival of Britain Committee, 1952, p.36.より作成。

ドーセットシャー・ギリンガム教区とウィルトシャー・ミア教区は、約1万5千エーカーのフォレストを囲むように存在した[6]（地図）。1524年から25年の臨時税課税簿によれば、ギリンガム教区にはおよそ793人が居住し[7]、1648年プロテスタント調査では18歳以上に課税されたミア教区住民は144名であり、これをN・グースらの推計に基づくならば、当時の人口はおよそ478人であったと推測できる[8]。1660年代の炉税課税簿によれば、ギリンガム教区には743世帯が居住し、T・アーケルの推計に基づくならば、およそ3,194人の人口があったことがわかる[9]。ギリンガム教区の教区簿冊によれば1560年代117人の洗礼と145人の埋葬が記録され、その後、1600年代の436人の洗礼に対する281人の埋葬、1620年代の490人の洗礼と340人の埋葬と、1600年代の155人の自然増をピークに、1610年代の139人、1630年代の68人、さらに1650年代にはマイナス9人の自然増となっている[10]。こうした統計が示すところによれば、ギリンガム教区は多くの人口の流入を可能にする開放教区であって、マナー規制が弛緩した地域であったことがわかる。そして、より重要なこととして、この人口流入の決定的要因は、フォレスト法の影響によるフォレスト固有の農業構造にあったことである。即ち、フォレストは、法的特区としてフォレスト法により規制されたことで、国王の許可なくして容易に土地改良がなされなかったことから、広大な森林や放牧可能な土地が豊富にあり、フォレスト法に服する限り、流入民であってもフォレスト内に小屋を建設すれば共同権が保障されたからである[11]。

次に、社会構造の変化についてみていきたい。社会構造の変化に関して、有効な資料が1520年代の臨時税課税簿(lay subsidy of 1524/5)と17世紀後半の炉税課税簿(hearth taxes of 1662-90)である。16世紀20年代から17世紀後半までの間の社会構造の変化は、これら２つの課税簿の比較分析によって可能である[12]。

1524年から25年の臨時税課税簿によれば、ギリンガム教区では154名の成人男性と5名の寡婦が計18ポンド12シリング6ペンス課税された。そのうち土地に課税された者は僅か5名であり、残りの154名が動産に課税され、1名が賃金に課税された。K・ライトソンとD・レバインの区分に従って1520年代の富の分布が示すところによれば、人口の約30%(42名)が臨時税を負担したことになり、その多くが中間層であった[13]。課税負担者の36%(50名)が農業労働者および小屋住農であり、その割合はフェンランドの25.7%(97名)よりも高い。(表2・表3) しかしながら、それでもギリンガム教区の富の分配は同州の牧羊混合農業地帯のパドルタウンの43.6%(58名)よりもフェンランドに近い数値を示している。(表１・表３)

リンカーンシャーのホランド・フェンでは、フェンは住民にとって燃料や肥料の調達場

表1. 臨時税の階層別比較(ドーセットシャー・パドルタウン)(1523-4 年)

| 分類 | 賃金収入<br>及び動産価額 | 階層区分 | パドルタウン<br>納税者数(人) | % | パドルタウン<br>納税額 | % |
|---|---|---|---|---|---|---|
| I | £8～£54(土地・動産) | ジェントリ・農場経営者 | 27 | 20.3% | £19.0s 6d. | 80.7% |
| II | £2～£8(土地・動産) | ヨーマン層 | 29 | 21.8% | £5.1s 8d. | 13.1% |
| III | £2 (動産) | ハズバンドマン | 19 | 14.3% | £0. 9s 6d. | 2.0% |
| IV | £2 未満(土地・賃金) | 労働者・小屋住農 | 58 | 43.6% | £0.19s 8d. | 4.2% |
| 合計 | | | 133 | 100.0% | £25 11s 4d. | 100.0% |

出典: T. L. Stoate, *Dorset Tudor Subsidies granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982) より作成。

表2. 臨時税の階層別比較(ドーセットシャー・ギリンガム)(1523-4 年)

| 分類 | 賃金収入<br>及び動産価額 | 階層区分 | ギリンガム<br>納税者数(人) | % | ギリンガム<br>納税額 | % |
|---|---|---|---|---|---|---|
| I | £8～£54(土地・動産) | ジェントリ・農場経営者 | 23 | 16.5% | £11 7s 0d. | 60.9% |
| II | £2～£8(土地・動産) | ヨーマン層 | 42 | 30.2% | £5 4s 6d. | 28.1% |
| III | £2 (動産) | ハズバンドマン | 24 | 17.3% | £0 24s 0d. | 6.4% |
| IV | £2 未満(土地・賃金) | 労働者・小屋住農 | 50 | 36.0% | £0 17s 0d. | 4.6% |
| 合計 | missing(22) | | 139 | 100.0% | £18 12s 6d. | 100.0% |

出典: T. L.Stoate, *Dorset Tudor Subsidies granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982)より作成。

表3. 臨時税の階層別比較(ギリンガムとホーランド・フェン)(1523-4 年)

| 分類 | 賃金収入<br>及び動産価額 | 階層区分 | ギリンガム<br>納税者数(人) | % | ホーランド<br>・フェン<br>納税者数<br>(人) | % |
|---|---|---|---|---|---|---|
| I | £8～£54(土地・動産) | ジェントリ・農場経営者 | 23 | 16.5% | 59 | 15.6% |
| II | £2～£8(土地・動産) | ヨーマン層 | 42 | 30.2% | 99 | 26.2% |
| III | £2 (動産) | ハズバンドマン | 24 | 17.3% | 123 | 32.5% |
| IV | £2 未満(土地・賃金) | 労働者・小屋住農 | 50 | 36.0% | 97 | 25.7% |
| 合計 | | | 139 | 100.0% | 378 | 100.0% |

出典: Steve Hindle, 'Power, poor relief, and social relations in Holland Fen, c. 1600-1800', *The Historical Journal*, vol. 41, no.1 (Mar., 1998), p.74; T.L. Stoat, *Dorset Tudor Subsidies granted in 1523 1543 1593* (Bristol, 1982). より作成。

所として非常に重要であった。18 世紀末においてさえ貧民は採取した泥炭を 1 ブッシェル当たり 4 シリングで販売し生活の糧にしていた。ホランド・フェンでは住民は耕地を持た

ず多くを共同利用資源に依存していた。ホランド・フェンの炉税課税簿は、共同利用資源が課税免除率を低く抑えていたことを示している[14]。1662 年から 1664 年及び 1673 年から 1674 年の炉税課税簿は、イングランド全域の各教区における課税対象となる炉数および免除世帯数をリストアップしている[15]。それよれば、ジェントリ層は、一般的に、炉を平均５台所有し、エスクワイア層では 12 台、ナイト爵位では 18 台所有していたとしている[16]。表４のギリンガム教区並びにそれを含むドーセットシャー全体およびホランド・フェンの炉税課税簿の比較では、炉 5 台以上の所有は、ギリンガム教区で全体の 8.4%、ホランド・フェンでは 2.6%、ドーセットシャー全体では 6.5%であった。その反面、炉５台未満の世帯数に関しては、ギリンガム教区で 72.8%、ホランド・フェンで 41.7%、ドーセットシャー全体で 56.9%であった。また、ギリンガム教区における 1674 年炉税課税簿(Lady day Assessment)並びに課税免除者証明書(Exemption Certificates)の分析では、貧困を理由として課税を免除された率は約 28%であり、この割合は 1687 年から 97 年間の救貧税課税簿の受給者数の割合（28.2%）と酷似している（表５）[17]。

表 4. 炉税課税簿の比較（ギリンガム教区及びホーランド・フェン）, 1662-74

| 炉数 | 課税対象世帯 | | | | 課税世帯総数 | （%） | （%）ホーランドフェン | ドーセットシャー世帯総数 | （%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ミルトン村 | バートン村 | モトクーム村 | ギリンガム村 | ギリンガム教区 | | | | |
| 1 | 7 | 8 | 12 | 23 | 50 | 18.9% | 55.6% | 4,036 | 36.6% |
| 2 | 8 | 8 | 17 | 40 | 73 | 27.7% | 24.6% | 3,069 | 27.8% |
| 3-5 | 9 | 16 | 26 | 68 | 119 | 45.1% | 17.1% | 3,209 | 29.1% |
| 6-9 | 3 | 1 | 6 | 5 | 15 | 5.7% | 2.2% | 539 | 4.9% |
| 10+ | 0 | 0 | 4 | 3 | 7 | 2.7% | 0.4% | 178 | 1.6% |
| total | 27 | 33 | 65 | 139 | 264 | 100.0% | 100.0% | 11,031 | 100.0% |

出典: C. A. F. Meekings, *Dorset Hearth Tax Assessments 1662-1664* (Dorchester: DNHAS, 1951); B. Machin, 'The houses of the Dorset Hearth Tax', in P. S. Barnwell & M. Airs, *Houses and the Hearth Tax: the later Stuart house and society* (York, 2006), p.74; S. Hindle, 'Power, poor relief, and social relations in Holland Fen, c.1600-1800', *The Historical Journal*, vo.1 (Mar., 1998),75 より作成。

この課税免除者数の割合(28%)は、ホランド・フェンの 9%、ケンブリッジシャの 19%よりも高く、ヘレフォードシャの 39%よりも低い割合であった[18]。但し、興味深いことに、これまで炉税課税簿から免除された人間はあまりにも貧しくて炉税を支払うことができなかったと考えられていたが、近年の研究では教区救貧(parish relief)を受け取っていた可能性は低いとされている[19]。即ち、こうした比較が示すのは、ギリンガム教区の共同利用資源は、フォレスト法解除によりコモンズ消滅後の貧民への補償が、ホランド・フェンほど多くの貧民を窮状から救うものではなかったと推察され、その理由として、ギリンガム教区ではフォレスト法解除による囲い込みに伴う共同権の喪失の補償として貧しい住民に

各々数十エーカーが割り当てられたが、その割当地が利用者によって共同管理する共同利用資源として制度化されていなかったためであると推断される[20]。

| 表5. ギリンガム救貧税課税簿(1687-1697 年) | | |
|---|---|---|
| 年 | 受給世帯数<br>(人) | 救貧税負担者数<br>(人) |
| 1687 | 82 | 180 |
| 1688 | 67 | 186 |
| 1689 | 73 | 185 |
| 1690 | 69 | 185 |
| 1691 | 62 | 185 |
| 1692 | 63 | 182 |
| 1693 | 80 | 185 |
| 1694 | 79 | 185 |
| 1695 | 80 | 187 |
| 1696 | 70 | 184 |
| 1697 | 72 | 181 |
| 合計 | 797 | 2025 |
| % | 28.2% | 71.8% |

出典: TNA, DRO D/GIM, A3/1/1 より作成。

次に、バッキンガムシャー・ブリルほかバーンウッド・フォレストにあったフォレスト村落の人口動態を見ていきたい。バーンウッド・フォレストの３つのフォレスト村落は、イングランド中部バッキンガムシャーの西部アシェンドン郡に位置した(地図)。1586 年、当該フォレスト村落の領主ダイナム家と住民との間で、フォレストの共同権に関する争いがあった。その際、財務府裁判所における宣誓供述調書に、当該村落（ボアストール、ブリル、およびオークリー）の人口調査結果が残っている。その人口調査は、世帯数や小屋住の数だけではなく、フォレストで飼育する家畜保有数、小屋住が所有する家畜数、フォレストの鹿の数なども記載され、その調査理由が、明らかにフォレスト内の共同権者らの権利と鹿の最善の利益との両立を決定する自然の均衡状態の確立に向けたものであったことがわかる。その 1586 年財務府裁判所記録によって、ブリルが他の村落と比較して人口が多い反面、土地保有者の割合が少なく、人口の３分の２を占める多くの小屋住が存在していたことがわかる[21]。表６は、1522 年から 1851 年に至る人口動態を各村落別に表したものである。伝統的に、フォレスト地域は、農業資源の入手可能性が高い地域であり、そうした資源利用による多様な恩恵が、貧困家庭をして早婚と高い出生率を可能にし、相対的に恵まれない地域からの移住を引き寄せる傾向との組み合わせによって維持された、人

口増加の上昇傾向にあるエリアとして見られてきた[22]。バーンウッドの村落も御多分に洩れず、豊かな資源利用が可能なフォレスト村落であったため、フォレストの共同放牧地で生計を立てようとする者や、ブリルにおけるレンガづくりや陶業から生計を立てようとする者を惹きつけた。

地図：バッキンガムシャー・アシェンドン郡、バーンウッド・フォレストとフォレスト村落（ブリル・オークリー・ボアストール）（1590 年）

出典:R. Hoyle (1997), "The Forest under the Dynhams", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest*, Preston, p.67, Plate 4.

| 表６．　バーンウッドの教区の人口増加(c. 1522-1851) | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 年 | ボアストール | ブリル | オークリー | 合計 |
| 1522 | 158 | 216 | 140 | 514 |
| 1586 | 201 | 462 | 248 | 911 |
| 1603 | 252 | 500 | 238 | 990 |
| 1622 | 171 | 576 | 122 | 769 |
| 1662/71 | 72 | 310 | 238 | 620 |
| 1676 | 110 | 340 | 251 | 701 |
| 1706/12 | 100 | 350 | 216 | 666 |
| 1801 | 179 | 859 | 305 | 1343 |
| 1851 | 243 | 1311 | 425 | 1979 |

出典：J. Broad, 'Landscape, farming and employment, 1600-1880', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest, Preston, 1997, p. 82, Table 4.4 より作成。

表７から、フォレスト法解除以前の 1586 年における土地保有者の全世帯に占める割合が、ボアストールで 33%、ブリルで 19.4%、そしてオークリーで 39.2%であり、一方、小屋住らの世帯数が全世帯に占める割合をみていくと、ボアストールが 67%、ブリルが 80.6%、そしてオークリーが 60.7%であった。フォレスト法解除以前では、ボアストールおよびオークリーの人口の約６割が、そしてブリルでは人口の８割がフォレスト内のコモンズでの採木権や放牧権によって生計を立てていたことがわかる。その後、1632 年のフォレスト法に解除により、共同権の喪失の見返りとして信託制度が導入されることになる。以下では、フォレスト法解除後の内戦期を経た 60 年代から 70 年代の社会構造について考察する。

フォレスト村落における炉税課税(1662/71 年)の分析は、バーンウッドの諸村落の社会構造の興味深い相違を明らかにしている。即ち、ボアストールは、炉数１台と２台の数が相対的に少なく、一戸の非常に大きな家屋を含む領主の支配が顕著な教区（郷士の村）と特徴づけられる。一方、ブリルは、非常に多くの小屋（圧倒的に非常に貧しい、51 世帯の中で 46 世帯が免除されている）と中規模家屋の広がりは、「開放」('open')村落の一般的な形態を示すものであった。オークリーは中規模の家屋を伴うものであり、炉数１の 29 世帯のうち 21 世帯が免除されていた。小屋住の世帯数の推移を示す表７及び表８から明らかなように、フォレスト法解除前の 1622 年とフォレスト法解除後の総世帯に占める小屋住といった労働貧民の世帯数の割合は、ボアストールで 52.8%%(1622 年)から 54.2%（1662/71 年）に微増し、ブリルでは約 34.3%(1622 年)から 70.6%（1662/71 年）に増加した。またオークリー村では 24.7%(1622 年)から 52.5%（1662/71 年）に労働貧民の割合

が増加しているのがわかる[23]。こうした数値の増加は、様々な要因があると考えられるが、フォレスト法解除後の共同権の喪失の補償としてボアストールを除く村落に土地供与がなされ、17 世紀半ばの内戦と社会不安の影響により、信託地が 1670 年代末まで共益に向けた共同利用資源として管理されず、「相互入会地」として放置されたことが流入民の増加を招き、1586 年当時の小屋住の人口に占める割合に近接する数値にまで達したと考えられる。

表7　1586年及び1622年・1632年バーンウッドの古来からの小屋住世帯数

| | ボアストール | | | ブリル | | | オークリー | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1586年 | 1622年 | 1632年 | 1586年 | 1622年 | 1632年 | 1586年 | 1622年 | 1632年 |
| 総世帯数 | 33 | | | 103 | | | 56 | | |
| 総人口 | 201 | | | 462 | | | 248 | | |
| (内訳) | | | | | | | | | |
| 土地保有者の世帯数 (Landholders) | 11 | | | 20 | | | 22 | | |
| 土地保有者の人口 | 91 | | | 148 | | | 111 | | |
| 小屋住の世帯数 (Cottagers) | 22 | 21 | 20 | 83 | 37 | 46 | 34 | 7 | 9 |
| 小屋住の人口 | 110 | | | 314 | | | 137 | | |

出典：R. Hoyle, 'The forest under the Dynhams', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest, Preston, 1997, p. 42 Table 3.1より作成。

表8　1586年、1622年、1632年、1662/71年の小屋住世帯数比較

| | ボアストール | | | | ブリル | | | | オークリー | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1586年 | 1622年 | 1632年 | 1662/71年 | 1586年 | 1622年 | 1632年 | 1662/71年 | 1586年 | 1622年 | 1632年 | 1662/71年 |
| 小屋住の世帯数 (Cottagers) | 22 | 21 | 20 | 9 | 83 | 37 | 46 | 51 | 34 | 7 | 9 | 29 |

出典：R. Hoyle, 'The forest under the Dynhams', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest, Preston, 1997, p. 42 Table 3.1；J. Broad, The smallholder and cottager after disafforestation - a large of poverty?', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest, Preston, 1997, pp. 83 Table 4.5, p. 91より作成。

こうしたフォレスト法解除前と解除後の数値の比較から推察されることは、当該地域における 1632 年フォレスト指定解除に伴う信託制度の導入によるコモンズの救貧機能の再形成に向けた信託地の供与は、内戦の影響と社会的混乱により 1670 年代末に至るまで杜撰な管理により放置された状態となり、そうしたことが流入民の増大と当該村落の貧困増大を招き、その結果、(第８章で詳述するように) 1678 年財務府裁判所での係争におけるコモンズの救貧機能の再機能化の要請を導いたということであろう。

以下では、こうしたコモンズの救貧機能の再形成のための慈善信託基金の給付の本質とは何であったのか。その本質を明らかにするためには、奇しくも 1601 年慈善信託法と同

時期に制定されたエリザベス救貧法のもと、末端行政区たる教区の公的救貧システムの骨格をなした救貧税を基盤とした公的救貧給付の実相を明らかにする必要があろう。以下では、残存資料の関係で1733年以降の貧民監督役会計簿(Overseers' account book)を用いてその実相に迫りたい。

## 第２節　貧困問題と公的救貧

### 1 貧困の効用と経済成長

1660年代及び70年代のイングランドにおける炉税課税簿が示すように、賃金労働者にあってはＰ・スラックが『軽貧困(shallow poverty)』と名付けたものが非常に高い頻度であったことで知られている。また、貧困の理由で課税を免税された貧民の人口に占める割合は、ケンブリッジシャー農村地域でおよそ５分の１から、多くの農村地域の世帯の約３分の１、そして産業地域の世帯の約３分の２を占めたにもかかわらず、彼ら免除者のうち教区の公的給付を受給したのは比較的少数の貧困者であった。そして、17世紀後半から18世紀前半の人口停滞と商業および産業拡大の加速化は、都市部および農村部の種々の労働需要の増大をもたらし、多くの地域で労働者不足と賃金高騰を招いたのである。そうした中、多くの労働貧民が、『貧困の効用（'utility of poverty'）』として、必要な際には雇用され、必要でなくなったならば容易に解雇できる安価な労働力として存在し、主要な救貧税負担者であり農村地域の雇用者でもある教区救貧の執行者の間では、「貧困の効用」と「労働規律」が共通認識としてあったとされている[24]。何れにしても、研究史ではイングランドの労働者はおよそ1650年から1750年間に比較的高い生活水準を享受したということが今では定着している[25]。

こうしたイングランドの経済成長は、その多くを公的福祉供給に負っていたと指摘したのが、Ｒ・スミス、Ｅ・Ａ・リグリーそしてＰ・ソラーである。スミスは、イングランドが歩んだ経済成長は、イングランド独自の特殊な公的福祉制度と密接に関係していたと提唱する最初の研究者であった。スミスは、旧救貧法のもとでの貧民救済は、貧困の増大とその社会的ニーズに応えようとしたものではなく、経済成長を促進した一つの制度であったとしている[26]。同様に、Ｅ・Ａ・リグリーは、旧救貧法が社会的リスクを親類縁者やコミュニティでシェアされたことで人的流動性と経済成長を刺激したとし、こうした広範囲にわたる福祉供給はイングランドにおける資本主義的発展の結果というよりも、むしろその

前提条件であったとした[27]。また、ソラーは、イングランドの貧民救済は他の欧州諸国と以下の点で異なっていたと主張する。即ち、イングランドの貧民救済は、地方の農村教区への権限移譲による救貧課税に基づく寛大な支援と組み合わされた強力な法的資格によって特徴づけられる均一かつ包括的なものであったとした。こうした要素がソラーをして、旧救貧法は他の欧州諸国の救貧システムとは異なる社会保障としての一形態として機能させ、それによって賃金労働者の流動性が高められ、必要な労働力供給を可能にすることで、農業資本形成と産業発展のための地方における人的供給のインセンティブを高めたと主張させた[28]。近年では、J・ハンフリーズが、貧困者の年季奉公が技術訓練を促進し、農業部門からサービス部門への転換を容易にした主張している[29]。一方、S・キングは、イングランドにおける救貧システムはソラーが仮定したような均一かつ包括的な社会保障として機能したものではなく、産業化が進展したイングランド北部の教区では貧困者への救貧が必ずしも寛大なものではなかったとした。そして、むしろソラーが過小評価した農村教区における貧民救済の度合いの多様性というものが、他の欧州諸国と異なるイングランドの独自性を特徴づけるものであったと主張したのである[30]。

以下では、フォレスト村落における貧困とその救済の傾向について、比較的残存資料に恵まれたウィルトシャーのミア教区の実態について、貧民監督役会計簿を中心に概観してみる。

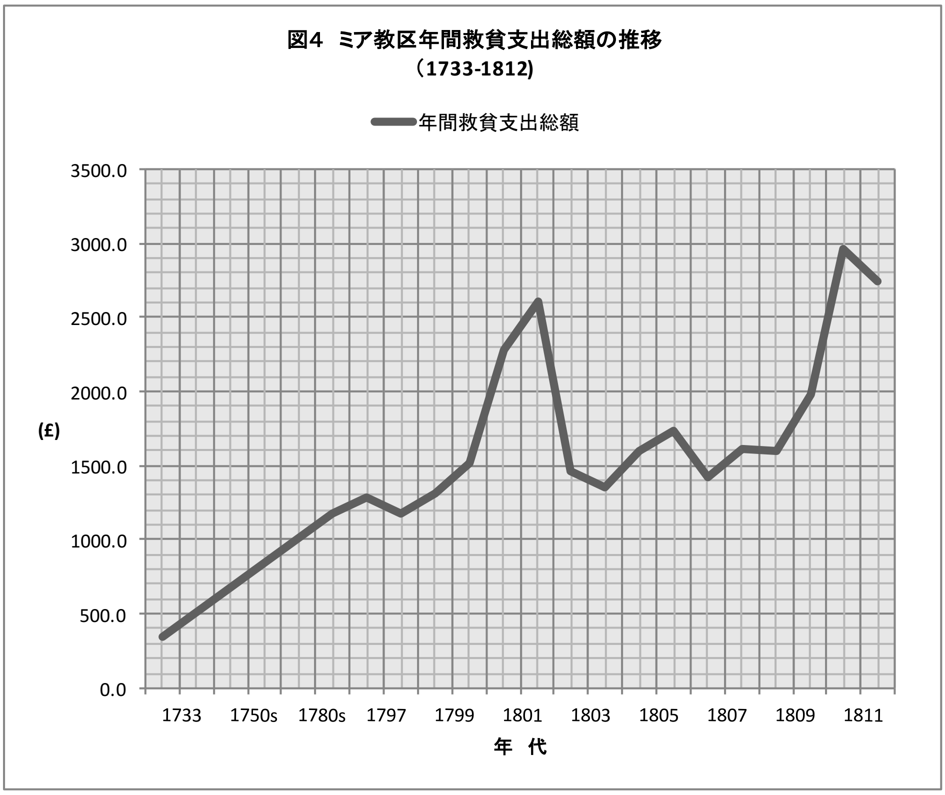

図5 1733年 定期給付、不定期給付、および借家賃料給付と季節性

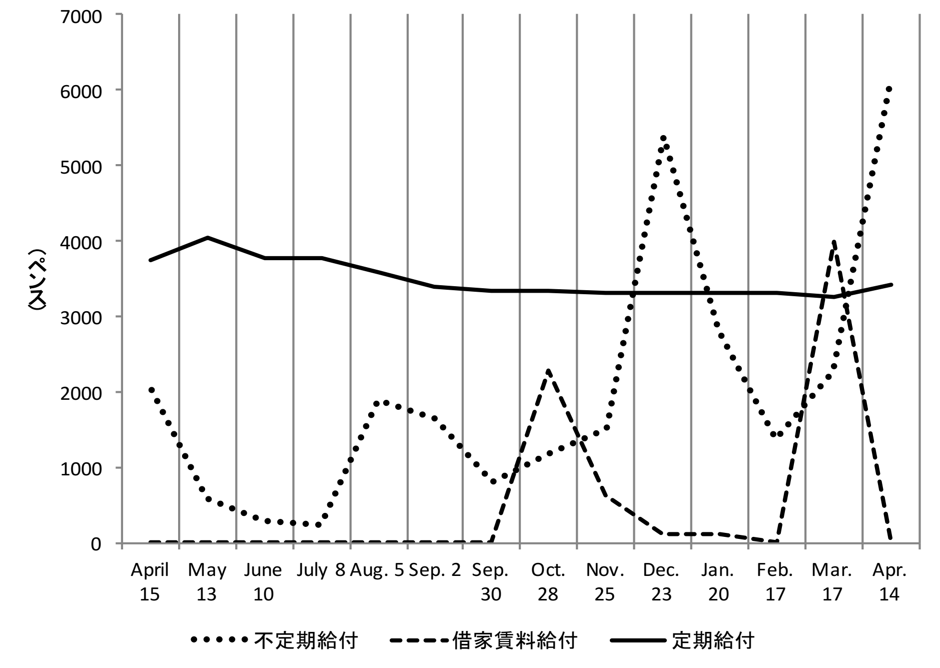


## 2 ミア教区における貧困の効用と公的救貧支出

ミア教区において残存する最も早い時期の 1733 年貧民監督役会計簿と、それに続く 1795 年から 1812 年間の貧民監督役会計簿の通時的分析を通して、当該地域の公的救貧給付の特徴を明らかにする。図 4 は、1733 年から 1812 年間のミア教区における福祉支出の増減を表したものである。図 4 によれば、救貧支出総額は、1733 年の 350 ポンド 11 シリング 7 ペンスから、1797 年の 1,175 ポンド 10 シリング 6 ペンス、そして 1802 年の 2,601 ポンド 7 ペンスへと約 7 倍に増加したことがわかる。このように図 4 は、イングランド南西部のウィルトシャーの小村においても顕著な福祉支出の増加があったことを浮き彫りにしている[31]。図 5 は、1733 年のミア教区の定期給付、不定期給付及び借家賃料給付の月別推移を示したものである。1733 年のミア教区における定期給付の受給者数は 65 名（未亡人 24 名、女性 20 名、子ども 12 名、男性 9 名）であり、受給者の 78.6%が女性であった。定期給付の平均は 5 シリング 1 ペンスと、同じ時期の織物生産地であったエセックス州の農村教区ターリングの 4 シリングよりも高く[32]、S・R・オッタウェイによればターリングの定期給付はイングランドの平均値より高かったことから、ミア教区のそれもイングランドの平均値よりも高かったことを示すことになる[33]。図 5 が示すように、定期給付は年間一定した額で給付されている一方で、不定期給付及び借家賃料給付には明らかに季節性

があったことがわかる。借家賃料給付は、年間にして計 67 回給付（女性 24 回、未亡人 21 回、男性 21 回、２人の女児１回）され、その額は年間 46 ポンド 19 シリング 4 ペンス（支給総額約 350 ポンド 11 シリング 7 ペンスの約 13%）になる。こうした給付は、不定期給付全体（131 ポンド 12 シリング 1 ペンス）の約 26%を占めており、その給付額の大きさが窺える。こうした給付は、ヒンドルが指摘したように、労働需要確保のため借家料に補助金を与えることで賃金の抑制を図る施策として機能した経済的有用性との結びつきが推察される[34]。

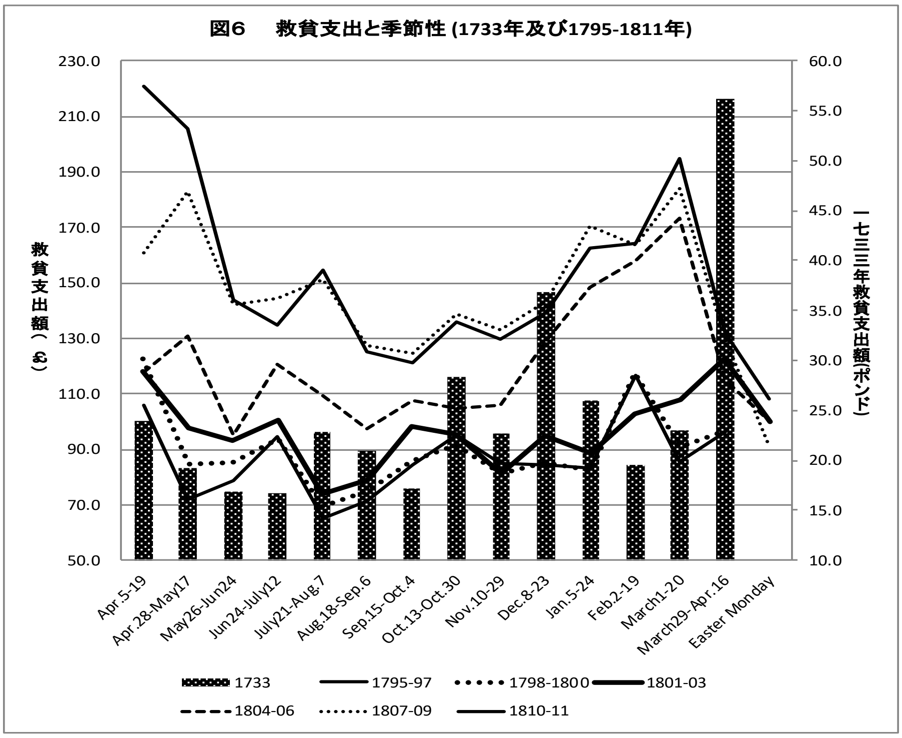


図 6 は、1733 年及び 1796 年から 1812 年間の不定期給付の月別推移である。この月別推移には、やや若干のズレがあるものの、不定期給付の季節性の通時的な共通項を披瀝している[35]。それ故に、より詳細な記録が残存する 1733 年貧民監督役会計簿にその範型を位置づけ、ミア教区における不定期給付の特徴をみていきたい。

図 7 は、1733 年における不定期給付の受給者数と支給額の月別推移である。受給者数に関しては、８月 5 日の女性のみの２名が最低値を示し、２月 17 日の 19 名（内訳女性６名、男性 12 名、子ども１名）が最大値であった。一人当たりの支給額に関しては、10 月 28 日と 11 月 25 日の支給額が、各々6.83 シリング及び 6.93 シリングと最も高く、6 月 10 日と８月 5 日の支給額が、各々2.51 シリング及び 3.29 シリングと最低値を示した。

**図7　ミア教区における不定期給付の季節性（1733年）**

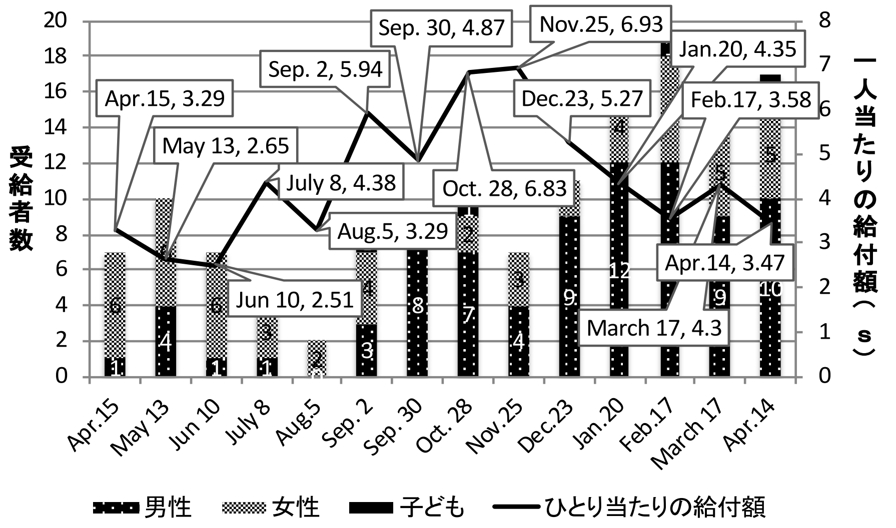


では男女別ではどうであろうか。図８は男性受給者数と支給額が示されている。現物支給は少なく、6 月 10 日と 12 月 28 日にＪ・バトラー氏に徒弟奉公のための衣服代金として各々14 シリングと２シリング３ペンスが支払われたにすぎない。1733 年のミア教区における不定期給付の男性受給者の平均支給額は 6.5 シリングであった。各月の一人当たりの平均受給額は８月５日の支給額ゼロの最低値から９月２日の 18.5 シリングの最高値まで、これは 1680 年から 1700 年間における１日１シリングを稼いでいたターリングの労働者の日当、あるいは 1710 年代までに 11 ペンスを超えるまで上昇したと指摘したＰ・ボーデンによって算出された農業労働者の賃金と比較して、１日から１週間内の所得とほぼ同じ数値である[36]。一方、女性への不定期給付はどうであろうか。図９は、女性及び未亡人の受給者に対する現金による給付人数と支給額が示されている。９月 30 日の８シリングを最高値に、４月 15 日の 1.8 シリングの最低値まで同様に季節性が伺える。平均支給額が約 4.7 シリングであり、1730 年代におけるターリングでの世帯所得を補完した労働者家庭の副業（紡糸）からの収入４シリングとほぼ同じ数値であった[37]。

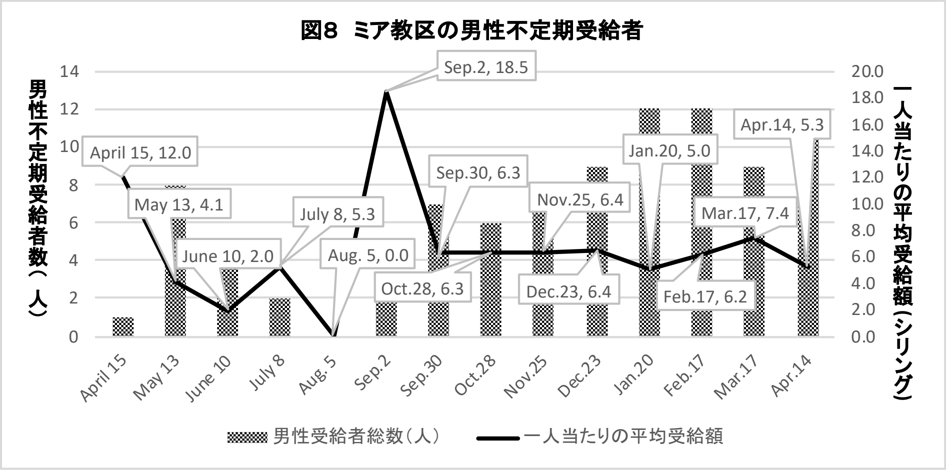

**図8 ミア教区の男性不定期受給者**

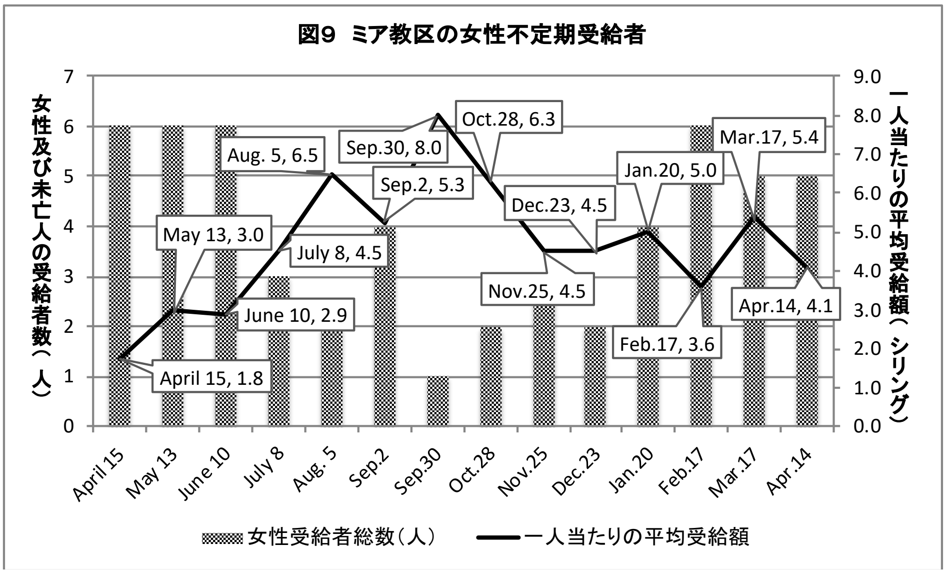

**図9 ミア教区の女性不定期受給者**

以上のように、H・フレンチが不定期給付を置換所得と闡明したように、ミア教区における救貧税を基盤とした不定期給付は、貧困家族のための通常の週あたりの所得に非常に近い補充水準で支給されていたことを示している[38]。このことは、不定期給付が「貧困の効用」として、勤勉なる貧民たる貧しい住民に向けられたものであったことがわかる。

第２章および第３章では、コモンズの救貧システムの再機能化が要請される、対象地域の地域経済（農業および産業）の特質について考察する。

---

1　S. Hindle, 'The growth of social stability in Restoration England', *The European Legacy*, vol.5, no.4 (2000), pp. 564-6; S. Hindle, *On the parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England 1550-1750* (Oxford, 2004), pp. 276-7.

2　S. Broadbery *et al*, *British Economic Growth, 1270-1870*, Working paper series (CAGE, Univ. Warwick, 2010), p.54.

3　S. Hindle, 'The growth of social stability in Restoration England', *The European Legacy*, 5(4), 2000, pp. 564-5.

4　S. Broadbery *et al*, *British Economic Growth, 1270-1870*, Working paper series (CAGE, Univ. Warwick, 2010), p.34.

[5] J. Boulton, 'The 'Meaner Sort': labouring people and the poor', in K. Wrightson (ed.), *A Social History of England, 1500-1750* (Cambridge, 2017), pp. 315-6.
[6] C.D. Drew, 'The forests of Blackmoor and Gillingham' in E. Roscoe (ed.), *The Marn'll Book* (Gillingham, 1952), p.33; *Historical Monument in the County of Dorset Vol. IV. North*, Royal Commissions on Historical Monuments (1972), 27.)
[7] リグリとスコフィルドに従い乗数 4・75 とした。E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population History of England and Wales, 1541-1871: A Reconstruction* (1981; 2nd edn., Cambridge, 1989), pp.567-684.
[8] *The Wiltshire Protestation Returns 1641-2 and Taxation Records for Warminster Division 1648*, Wiltshire Family History Society (1997); N. Goose and A. Hinde, 'Estimating local population sizes at fixed points in time: part II- specific sources', *Local Population Studies*, 78 (2007), 74-88.
[9] T. L. Stoate, *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982), pp.147-8; トム・アーケルに従い乗数 4・3 とした。T. Arkell, 'Multiplying factors for estimating population totals from the hearth tax', *Local Population Studies*, 28 (spring, 1982), p.57.
[10] D.R.O., PE/GIL RE1/1, 1564/5-1650.
[11] 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年, 35-6 頁。
[12] J. Boulton, 'The 'Meaner Sort': labouring people and the poor', in K. Wrightson (ed.), *A Social History of England, 1500-1750* (Cambridge, 2017), p. 318.
[13] T. L. Stoate, *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982), pp.147-8; K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English village: Terling, 1525-1700* (1979; 2nd edn., Cambridge, 1995), pp.33-5.
[14] S. Hindle, 'Power, poor relief, and social relations in Holland Fen, c. 1600-1800', *The Historical Journal*, vol. 41, no.1 (March, 1998), p. 78.
[15] M. Spufford, 'The scope of local history, and the potential of the Hearth Tax Returns, *The Local Historian*, 30 (4) (2000), pp. 202-221.
[16] B. Machin, 'The houses of the Dorset Hearth Tax', in P. S. Barnwell & M. Airs, *Houses and the Hearth Tax: The Later Stuart House and Society* (York, 2006), p.74.
[17] D.R.O., D/GIM, A3/1/1.
[18] C. A. F. Meekings, *Dorset Hearth Tax Assessments 1662-1664* (Dorchester: DNHAS, 1951), p.122; S. Hindle, 'Power, poor relief, and social relations in Holland Fen, c.1600-1800', *The Historical Journal*, vo.1 (Mar., 1998), p. 78; D. Levine and K. Wrightson, *The Making of an Industrial Society: Whickham 1560-1765* (Oxford, 1991), p.157.
[19] J. Boulton, 'The 'Meaner Sort': labouring people and the poor', in K. Wrightson (ed.), *A Social History of England, 1500-1750* (Cambridge, 2017), p. 318.
[20] B. Sharp, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980), pp. 146-7.
[21] R. Hoyle, 'The forest under the Dynhams', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest*, Lancashire, 1997, pp. 42, 52-3.
[22] イングランド南部における比較研究として以下参照。P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire: A Study in Their Economy, 1558-1714* (Gateshead: Northamptonshire Record Society, 23, 1968); V. Skipp, *Crisis and Development: An Ecological Case Study of the Forest of Arden, 1570-1674* (Cambridge, 1978).
[23] トム・アーケルに従い乗数 4・3 とした。T. Arkell, 'Multiplying factors for estimating population totals from the hearth tax', *Local Population Studies*, 28 (spring, 1982), p.57.
[24] K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven, 2000), pp. 316-8, 319-20, 323-4.
[25] K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven, 2000), pp. 316-8; C. Muldrew, *Food, Energy and the Creation of Industriousness: Work and Material Culture in Agrarian England, 1550-1780* (Cambridge, 2011), pp. 163-207, 298-309.
[26] R.M. Smith, 'Transfer incomes, risk and security: the roles of the family and the collectivity in recent theories of fertility change', in D. Coleman and R. Schofield (eds.), *The State of Population Theory Forward from Malthus* (Oxford, 1986), pp. 205-6.
[27] E.A. Wrigley, *Continuity, Chance and Change: The Character of the Industrial Revolution in England* (Cambridge, 1988), pp. 118-122.
[28] P.M. Solar, 'Poor relief and English economic development before the industrial revolution', *Economic History Review*, 48 (1) (February, 1995), p.16.

[29] J. Humphries, 'English apprenticeship: a neglected factor in the first Industrial Revolution', in P.A. David and M. Thomas (eds.), *The Economic Future in Historical Perspective* (Oxford, 2004), pp. 96-99; J. Humphries, 'Rent seeking or skill creating? Apprenticeship in early industrial Britain', in P. Gauci (ed.), *Regulating the British Economy, 1660-1850* (Farnham, 2011), pp. 254-257.

[30] S. King, 'Poor relief and English economic development reappraised', *Economic History Review*, 50 (2) (May, 1997), pp. 360-368; S. King, 'Welfare regimes and welfare regions in Britain and Europe, c. 1750s to 1860s', *Journal of Early Modern History*, 9 (1) (April, 2011), pp. 42-65.

[31] WSRO, 865/617: Poor rate and overseers' accounts and disbursements for one year for Mere, 1733, 1734; WSRO, 438/19: Overseers' account book, 1795-1812, Mere.

[32] WSRO, 865/617: overseers' account (1733, 1734); H. French, 'Living in poverty', in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Relations and Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013), p. 287; A.F, Brown, *Essex at Work, 1700-1815* (Chelmsford, 1969), p. 134.

[33] S.R. Ottaway, *The Decline of Life: Old Age in Eighteenth-Century England* (New York, 2004), p. 222.

[34] S. Hindle, 'Work, reward and labour discipline in late seventeenth-century England', in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Relations and Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013): 255-279, p. 273.

[35] 失業の季節性と救貧対象については以下参照。中野忠「定住法関連資料と 18 世紀イギリス社会：ひとつの論争を手がかりに」『早稲田社会科学総合研究』第 5 巻第 1 号（2004 年 7 月）、148-151 頁。

[36] P. J. Bowden, 'Agricultural prices, wages, farm profits and rents', in J. Thirsk (ed.), *Agrarian History, vol. V-II, 1640-1750* (Cambridge, 1985), 5 (table 13.3); K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling 1525-1700* (Oxford, 1995), p.41.

[37] P. Sharpe, *Adapting to Capitalism: Working Women in the English Economy, 1700-1850* (Basingstoke, 1995), p. 34.

[38] H・フレンチは、18、19 世紀における教区救貧給付の分析の中で、教区救貧給付が不定期に起こる「緊急事態」に対応するために、意図された、あるいは期待された「応急措置的機能」を果たしていたとしている。H. French, 'Living in poverty', pp. 297-8, 313.

# 第２章　フォレスト地域の農業

本章では、地域経済におけるコモンズの相対的価値を明らかにするために、当該対象地域における農業システムについて考察する。

## 第１節　17 世紀における農業と社会変容

ヨーロッパにおける 17 世紀の危機は、経済危機、政情不安及び人口減少に特徴づけられた社会不安が蔓延した時代として描かれている。この時代、農業の衰退が危機の最も重要な様相の一つであった。農業不振の蔓延がイングランドだけではなく数多くのヨーロッパ諸国において報告されている[1]。イングランドにおける農業部門でのこの危機は穀物価格の急落であった。17 世紀前半の穀物の過剰生産と価格の下落は、王政復古期以後、海外輸出増加と穀物生産の増加で下落した価格も改善された。1673 年以降の政府助成金による穀物価格の安定化の試みは、1660 年から 1750 年間の穀物価格下落により失敗に終わった。一方、30 年戦争の勃発とともに、羊毛生産者でもあった穀物生産者は大打撃を受けた。ヨーロッパ大陸からの需要の減少は毛織物産業における雇用に影響を与えた。また、1666 年の家畜法によりイングランド市場からアイルランドの家畜を排除した結果、アイルランド産羊毛はスペイン産羊毛と同様、イングランド産羊毛と競合関係になり、王政復古後の羊毛価格は下落した。一方、牧畜業については、1621 年、アイルランドの家畜のイングランドおよびウェールズへの輸入反対の法案が提出された。これはアイルランドの牧畜が、イングランドにおける牧草地の地代よりも安価な地代により不正に利益を得ているとされたからである。法案は採択されなかったが、アイルランド産の家畜はイングランドに輸入されて肥育されたのち食肉として販売された。そのため家畜肥育業者や牧畜業者は食肉等の需要により安定していた。1620 年、10 万頭の家畜がアイルランドから輸入されていたが、1663 年の家畜法により肥育用の家畜の輸入が禁止された。牧畜関連と同様に酪農関連も穀物生産より良い環境にあった。例えば、バター、チーズ、獣脂、皮革、牛肉や羊毛は、穀物よりもずっと価値あるものであると世紀半ばの農学者サー・リチャード・ウェストンは主張している。しかしながら、こうした情勢は酪農業にとって順風満帆ではなかった。1666 年のアイルランド家畜法はイングランド向けの肥育用家畜の輸出を禁止したが、そのためアイルランドの農家は肥育用家畜の生産から酪農業に転向した。これにより、イングランドの酪農業者が、フランダース、フランス、ポルトガル、スペイン向けに製造してい

た酪農製品とアイルランド産酪農製品とが競合関係に陥ることになった。これはイングランド南西部および東部の酪農生産に打撃を与え、バターの輸出不振を招いた。しかしながら、バター及びチーズの国内産需要は安定しており、酪農製品価格も 1665 年以降も安定したまま推移した。その上、都市部や大都市部での行商人の増加は、路上での牛乳販売など酪農製品販売数の増加をもたらした。1690 年代にはロンドンの街中で牛乳を売る女性は一週間あたり平均約 3 リットル販売していた。こうした酪農経営の展開とともに、17 世紀は荒蕪地やフォレストへの改良事業の時代という一面があったことも忘れてはならない[2]。

本論文で取り上げるギリンガム・フォレスト並びにバーンウッド・フォレスト地域でも例外ではない。第３部で詳述するこれらフォレスト指定解除によるコモンズ消滅と、その補償のための慈善信託による土地供与の選択は、いくつかの代替の中からの一つの選択の結果であった。そうした選択は、実際の市場価格は別にして、地方経済（大抵の農村では農業システム）におけるその共有資源の価値に左右された[3]。それ故に、次節ではフォレスト周辺地域における農業システムについて概観することからはじめたい。

## 第２節　農業システムの特徴

本節ではイングランド南西部に位置したギリンガム・フォレスト地域（ウイルトシャー・ミア教区及びドーセットシャー・ギリンガム教区）とイングランド中部バーンウッド・フォレスト地域（ブリル及びオークリー村落）の農業システムについて概観する。

### １　ウイルトシャー・ミア教区の農業システム

ウイルトシャーの農業地域は大きく二つのタイプに分類することができる。一つは、州北部のチーズ生産地域(Cheese Country)及び州南西部のバター生産地域(Butter Country)の酪農地帯であり、もう一つは、ソールズベリ平原とコッツウォルズ地方の白亜丘陵地帯で展開した牧羊混合農業地帯(great region of sheep-and-corn husbandry)である。この地域は 18 世紀末まで多くの開放耕地や共同地が存在していたことで知られている。牧羊混合農業地帯では、マナー規制が強く資本主義的農業を中心としたものであった一方、チーズ・バター生産地域（酪農地帯）は、家族経営を中心とした自営業によるものが主体であった。この酪農地域は、ロンドン市場向けのチーズやバターを生産し、織物産業が展開したサファク州森林牧畜地域と同じく、織物産業地域と併存していたことで知られている。

森林牧畜地域は一般的にマナー規制が弱く、近隣地域からの人口流入を可能にした[4]。チーズ生産地域およびバター生産地域は、16 世紀および 17 世紀において、酪農家や牧畜業者向けに耕地の採草地・牧草地への転換や、森林の伐採によって形成され、拡大された。チーズ・バター生産地域は、早期囲い込み地域であり、そのおよそ 3 分の 2 が 17 世紀に囲い込まれた。そして 19 世紀に至るまで共同耕地は小規模なままであった。また、ヒースが茂る広大な共同地と粗放牧地、そして僅かな共同耕地と共同放牧地があった。そして多くのこうした土地が起伏のある土地に散在していた。採草地、放牧地には多年草のホソムギやノレンガヤ、白クローバーが混播され放牧地草として酪農生産用の牛向けに利用された。バターはチーズ生産地域でも生産され、同様にチーズもバター生産地でも製造されたが、こうしたバター・チーズ生産への農業特化(specialization)は、17 世紀においてほぼ完成されていたようである。チーズ、バターは主に春と夏に生産され、過剰となった乳牛は、ウェールズから輸入された子牛や肥育用素牛とともに夏場に肥育された。農場でのチーズ生産開始は早くて 3 月 25 日、遅くても 4 月 23 日頃であったようである。ミア教区に程近いイースト・クノイルの 1337 年の記録では、4 月 13 日から 9 月 29 日までの間に、乳牛 24 頭と雌羊 740 匹から 420 個のチーズが製造されたとある。後に、こうして製造されたチーズやバター、それに肥育された畜牛は、スミスフィールド市場で有名になった。耕地は、酪農業で使用する家畜用飼料の生産や農場での自給自足用食料生産向けに使用され、乳牛の群れによって枯渇した採草地や放牧地の回復期間のために利用されたに過ぎなかった。貧しい農民らはめったに耕作に従事することはなく、その多くが自分たちの乳牛や畜牛を提供して耕起作業に参加したに過ぎなかった。人手を要さず放牧できる小囲い地はチーズやバターの生産に適していた。その囲い地の多くはフォレストや粗放牧地を囲い込んだものであった。ヒースの生い茂る土地やフォレストから小囲い地を作ることが必然的にその地を豊かにし、酪農家や肥育業者、日雇い農民や日雇い職工などの人々をその地に住まわせた。いわばチーズ生産地域やバター生産地域では囲い込みによる共同権(common rights)の消失が、人口減少をもたらした牧羊混合農業地域とは正反対に人口増加をもたらした。

一方、バター生産地のミア・マナーの直営地では、共同耕地において村落の掟(by-laws)に基づく開放耕地制（二圃制または三圃制）農業が営まれていた[5]。チーズ・バター生産地域では、酪農家(dairyman)は夏場に牧草を短く刈り込む目的のために乳牛とほぼ同数の羊を飼育していた。収入の大した足しにはならなかったがそうした羊は肥育され、羊肉と羊毛として売られた。肥育業者の中には羊肉販売を行うものもいたが多くは牛肉の販売であ

った。16 世紀から 18 世紀は農業改良の時代である。チーズ・バター生産地域での主たる土壌改良は 16 世紀末から導入された石灰散布であった。石灰は種子粉衣(seed dressing)の改良に利用された。クローバー、サインフォイン、ライグラスなどの地力を回復させる性質をもった栽培牧草による穀草式農法はチーズ・バター生産地域だけではなく、一部の牧羊混合農家においても重要であった。先述したように、チーズ・バター生産地域の農場は小規模で僅かな耕作をともなった主にチーズやバターの生産と酪農および肥育の農業であり、主に家族労働に適していた。やや規模の大きな酪農業では賃金労働者が雇用された。しかしながら、大抵の酪農業を営む農場規模は家族労働であり、酪農業を営む多くの農民にとってそれだけでは生活を維持することができなかった。そのため、多くの農民が半農半工であった。チーズ・バター生産地域の農民の５分の４が家族農業(family farmers)もしくは半農半工(part-time farmers)であったとされている[6]。

表１　ミア・マナー保有農の耕地保有

| 保有耕地面積 | 人数 | % | 保有地面積 | % | 放牧数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 羊 | 牛 | 馬 |
| ３０エーカー以上<br>６０エーカー未満 | 1 | 1% | 42 | 11% | | | |
| ２０エーカー以上<br>３０エーカー未満 | 6 | 6% | 146 | 37% | 40 | 2 | 1 |
| 10エーカー以上<br>２０エーカー未満 | 9 | 9% | 124.5 | 32% | | | |
| 5エーカー以上<br>１０エーカー未満 | 6 | 6% | 49.5 | 13% | | | |
| 5エーカー未満 | 9 | 9% | 28 | 7% | | | |
| なし | 46 | 45% | 0 | 0% | | | |
| 小屋住農(cottagers) | 26 | 25% | 0 | 0% | | | |
| 全体 | 103 | 100% | 390 | 100% | 40 | 2 | 1 |

出典：TNA, E317/WILTS/43, Surevey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Survey, October 1650 より作成。

表２　ミア・マナー保有農の採草地・放牧地保有

| 保有耕地面積 | 採草地 保有人数 | % | 採草地 保有面積 | % | 放牧地 保有人数 | % | 放牧地 保有面積 | % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ６０エーカー以上 １００エーカー未満 | 1 | 1% | 90 | 25% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| ３０エーカー以上 ６０エーカー未満 | 3 | 3% | 92 | 26% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| ２０エーカー以上 ３０エーカー未満 | 3 | 3% | 68 | 19% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 10エーカー以上 ２０エーカー未満 | 2 | 2% | 28.5 | 8% | 1 | 1% | 11 | 32% |
| ５エーカー以上 １０エーカー未満 | 6 | 6% | 41 | 11% | 1 | 1% | 9 | 26% |
| ５エーカー未満 | 18 | 17% | 37.5 | 11% | 6 | 6% | 14.5 | 42% |
| なし | 48 | 47% | 0 | 0% | 69 | 67% | 0 | 0% |
| 小屋住農(cottagers) | 26 | 25% | 0 | 0% | 26 | 25% | 0 | 0% |
| 全体 | 103 | 100% | 357 | 100% | 103 | 100% | 34.5 | 100% |

出典：TNA, E317/WILTS/43, Surevey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Survey, October 1650 より作成。

1650 年における議会調査では、ミア・マナーの面積は、約 1,533 エーカー（直営地 626 エーカーを含む）であった。直営地に関する調査では、採草地および牧草地の総面積は、約 163 エーカー、9 ルード（評価額 94 ポンド）、耕地面積は約 337 エーカー1 ルード（評価額 64 ポンド 13 シリング）、そして森林およびヒースが約 126 エーカー（評価額 140 ポンド）となっている[7]。表 1 および表 2 は、1650 年におけるミア・マナーの直営地を除く保有農の耕地、採草地、放牧地の保有状況を示したものである。調査によれば、保有農 103 名のうち、耕地を有したのは 30%であり、保有農の 45%が耕地を全く保有せず、26 名（全体の 25%）が小屋住農であった。採草地の保有状況では、保有農の 74%が採草地を保有せず、5 エーカー未満の採草地を保有したのが全体の 17%であり、5 エーカー以上 20 エーカー未満が僅か 8%であった一方、1 名の 90 エーカーの採草地の保有を含めて、20 エーカー以上の保有に関しては僅かに 7 名（全体の 7%）に過ぎなかった[8]。直営地の採草地、牧草地（163 エーカー）の評価額は、平均にして 1 エーカーあたり約 11 シリング 6 ペンス、耕地（337 エーカー）の評価額は、平均にして 1 エーカーあたり約 3 シリング 10 ペンスであった。そして森林およびヒースは、1 エーカーあたり約 1 ポンドであった。また直営地以外のミア・マナーの評価額について抽出可能な採草地に関していえば、1 エーカーの採草地の評価額が 20 シリングとされたジョン・ボールや、採草地 7 エーカーを保有したロバート・チスレットの 1 エーカーあたり約 1 ポンド 8 シリング、2 エーカーの採草地を保有したウィリアム・ヒューイットの 1 エーカーあたり 20 シリング（１ポンド）の評価額が確認できる。一方、耕地保有に関していえば、耕地 21 エーカーを保有したジョン・ヒューイットの 1 エーカーあたりの評価額は 6 シリング 4 ペンスであった[9]。キャン

ベルによるノファク州およびサファク州の耕地および採草地の1エーカーあたりの評価額と比較してみよう。17世紀半ばの耕地1エーカーあたりの評価額は10シリング、採草地のそれは11シリング8ペンスとしている。バター生産地域であった酪農地帯のミア教区では、耕地の評価額は他の地域と比較して低く、逆に採草地の評価額は同じか、もしくは高かったことがわかる[10]。

17世紀半ば以降、ウイルトシャーの1エーカーあたりの地代(rent)は、その後百年間停滞もしくは下落した。この地代の停滞もしくは下落は農産物価格の下落によるものであった。17世紀末から18世紀前半にかけて、地代は17世紀前半と比較して3分の1に下落した。しかし、1750年から59年間に地代は急騰しはじめ、1760年代には二倍に、90年代には四倍に上昇した。また、1640年代から80年代にかけて下落し続けた小麦や大麦、モルトやオーツの価格は、1690年代に回復し、一旦1700年代に再び下落したものの、1710年から20年代に微増する。しかし、1790年代にいたって1750年代の二倍の価格まで上昇することになる。このように、穀物価格は18世紀後半に二倍に上昇し、地代は四倍に上昇した。そうした中、領主層は地租の負担を借地農に転換し、莫大な利益を得たのである。資本家的借地農業者(capitalist farmers)も地代の上昇にもかかわらず、利益を上げることができた。こうした中で家族労働による農業はチーズ・バター生産地域でのみ維持された。一方、18世紀後半以降、牧羊混合農業地域では家族労働による農業には不利に働き、資本家的農業者のもとで働く女子(maid-servant)や家族経営の農民の婦女子は、織元によって展開される織物産業の問屋制の紡糸工として、あるいは梳毛工として働かなければならなかった。そして、ほぼ全ての家族経営の農民らはその生計のかなりの部分を紡糸などの労働に依存することになった[11]。

## 2　ドーセットシャー・ギリンガム教区の農業システム

イングランド南西部ドーセットシャーの農業地域は、州中央部の白亜丘陵地帯(Chalk Downs)と南東部のヒース地帯、それにギリンガム・フォレストを擁する北西部の粘土質土壌地域に分類される。J・サースクは、州中央部に広がる丘陵地帯を牧羊と穀作(sheep and corn)を主体とする牧羊混合農業地域(mixed farming)と分類した。この丘陵地帯の低地は、深い豊かなローム層に覆われ、高台の土壌には石灰質が多く含まれ、そのため地表は良質の芝に覆われていた。白亜丘陵地帯から流れ出る急流の河川は石灰質を多く含有した水質であり、何よりも重要なこととしてその水質は石灰層から湧き出る鉱泉であって、凍てつ

く冬でも一定の水温を保った。この水質と水温を生かしてドーセットシャー中央部の白亜丘陵地帯では、17 世紀に至って灌漑牧草地(water meadows)の急速な発展をみることになる。一方、州南東部に広がるヒースの貧弱な土壌では、貧しい小農が牛や豚、そして馬といった家畜の飼育を営んでいた。ヒースの荒れ地ではからす麦が栽培され、貧しい住民らは泥炭や芝、ハリエニシダを採取して燃料として販売していた。この地域をサースクは穀物生産や酪農を伴う主に家畜飼育(stock-keeping with corn growing)に重心を置いた森林放牧地農業地域(wood-pasture, pasture farming)と特徴づけている。最後に、当該ギリンガム教区が存する州北部を、サースクは馬の飼育を含めた酪農・養豚主体(dairying and pig-keeping)の農業地域と特徴づけている。この地域には、ブラックムーア・ベイル(Vale of Blackmoor)及びマーシュウッド・ベイル(Vale of Marshwood)が広がり、豊かな粘土質土壌が横たわるこの地域は、オークやアッシュそれに楡の木に覆われた森林など、州中央部の白亜丘陵地帯とは全く景観が異なる、灌漑や耕作に不適切な地域であった[12]。中でも西部の低地では、その多くがローム層に覆われ、サイレックスを含む砂質のローム層が粘土質土壌に重なるように存在していた。ブラックムーア・ベイルと称される谷は、長さ 19 マイル幅 14 マイルで存在し、粘土質と石灰質を含むこの地域には豊かな放牧地が存在していた[13]。こうした粘土質土壌の地域では、中世において森林伐採や小囲い込み地による耕作が盛んに行われていた。ブラックムーア・ベイルやギリンガム教区のモトクーム村、さらにシャーボーンといった市場町近辺に「囲い込み」を意味した‘hay’のつく地名をみても早期囲い込み地域であったことがわかる。このように、当該地域では 1500 年以前に小規模囲い込みが実施され、16・17 世紀には断片的ではあるが保有農間の同意による囲い込みが実施されていたとされている。この地域の主たる農業は、他の粘土質土壌地帯と同様、酪農業であり、ミルク・バターが製造されていた。そのために多くの乳牛や豚が飼育され、一年毎に領主が乳牛を酪農従事者に貸し出していた[14]。

| 表3　ドーセット農民の遺産目録に占める割合 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年代 | 遺産目録 | 遺産総額 | 家財 | ヒース地帯 | | 白亜丘陵地帯 | | 粘土質土壌地域 | |
| | （数） | （£） | （%） | 家畜（%） | 穀類（%） | 家畜（%） | 穀類（%） | 家畜（%） | 穀類（%） |
| 1571-80 | 37 | 37.59 | 30 | 48 | * | 40 | 28 | 45 | 16 |
| 1581-90 | 53 | 41.72 | 37 | 45 | 21 | 31 | 38 | 34 | 15 |
| 1591-00 | 99 | 40.01 | 35 | 38 | 16 | 35 | 30 | 40 | 18 |
| 1601-10 | 81 | 54.68 | 35 | 50 | 10 | 39 | 25 | 42 | 19 |
| 1611-20 | 68 | 56.07 | 37 | 42 | 15 | 35 | 27 | 39 | 18 |
| 1621-30 | 104 | 61.50 | 40 | 43 | 14 | 38 | 22 | 35 | 15 |
| 1631-40 | 153 | 77.84 | 41 | 35 | 14 | 32 | 25 | 38 | 19 |
| 1641-50 | 42 | 101.70 | 34 | 47 | 17 | 35 | 25 | 38 | 21 |
| 1661-70 | 147 | 102.64 | 35 | 42 | 15 | 33 | 30 | 36 | 15 |
| | | （平均） | 36.0 | 43.3 | 15.3 | 35.3 | 27.8 | 38.6 | 17.3 |

出典: *J.H.Bettey and D.S. Wilde, 'The probate inventories of Dorset farmers 1573-1670', Local Historian, vol.12, no.5 (1977), 228-234* より作成。

表３は、遺産目録における家畜および穀類の占める割合をまとめたものである。フォレストがあった粘土質土壌地域では、家畜が農民の遺産目録に占める割合が 38.6%と、ヒースの 43.3%よりも低く、白亜丘陵地帯の 35.3%より高いことがわかる。一方、粘土質土壌地域では、穀類が農民の遺産目録に占める割合は、17.3%と、南東部のヒース地帯の 15.3%よりやや高く、州中央部の白亜丘陵地帯の 27.8%より低い数値を示している。粘土質土壌地域の家畜と穀類の割合は、白亜丘陵地帯と比較してバランスを欠いたものであり、白亜丘陵地帯の家畜の割合（35.3%）は、白亜丘陵地帯で展開された耕地への施肥のための牧羊混合農業によるもので、穀類の割合（27.8%）とのバランスを保っているのがわかる[15]。

| 表4　ギリンガム・マナー土地保有（1608年） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保有規模 | 保有農数 | （%） | 保有面積 | （%） |
| *Over 300 acres* | *1* | *0.5%* | *366* | 9.5% |
| *200-300 acres* | *1* | *0.5%* | *265* | 6.8% |
| *100-200 acres* | *4* | *2.0%* | *531* | 13.7% |
| *60-100 acres* | *7* | *3.4%* | *530* | 13.7% |
| *30-60 acres* | *30* | *14.6%* | *1216* | 31.4% |
| *20-30 acres* | *11* | *5.4%* | *259* | 6.7% |
| *10-20 acres* | *32* | *15.6%* | *415* | 10.7% |
| *5-10 acres* | *28* | *13.7%* | *181* | 4.7% |
| *1-5 acres* | *53* | *25.9%* | *107* | 2.8% |
| *Less than one acre* | *38* | *18.5%* | *0* | 0.0% |
| 合計 | 205 | 100% | 3870 | 100% |

出典　: *Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608*より作成。

次に、1620 年代のフォレスト法解除以前に実施された、1608 年のギリンガム教区の踏査を分析してみる[16]。1608 年踏査は、ギリンガム教区の課税対象となった 3,870 エーカー

に関する保有農の詳細な記録である。それによれば、少なくとも保有農の約 44%が 5 エーカー未満の土地を保有し、保有農 205 人中 38 人（18.5%）が 1 エーカー未満を保有したに過ぎず、その内の 31 人は土地を全く有していなかった（表４）[17]。

表5　ギリンガム・マナーの耕地保有（1608 年）

| 耕地保有規模（エーカー） | 保有農数（世帯数） | （%） | 保有面積（エーカー） | （%） |
|---|---|---|---|---|
| *300 以上* | 1 | 0.5% | 300 | 19.6% |
| *200 以上 300 未満* | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| *100 以上 200 未満* | 2 | 1.0% | 260 | 17.0% |
| *60 以上 100 未満* | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| *30 以上 60 未満* | 6 | 2.9% | 265 | 17.4% |
| *20 以上 30 未満* | 13 | 6.3% | 295 | 19.3% |
| *10 以上 20 未満* | 20 | 9.8% | 269 | 17.6% |
| *5 以上 10 未満* | 20 | 9.8% | 130 | 8.5% |
| *5 未満* | 30 | 14.6% | 8 | 0.5% |
| *耕地保有なし* | 113 | 55.1% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 205 | 100% | 1527 | 100.0% |

出典: Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608 より作成。

そして、僅かに６名の保有農が全体の約 30%の土地 1,132 エーカーを保有していた。少なくとも４エーカーを保有しない農民が小屋を建てることを禁じた 1589 年制定法に従えば、表５が示すように、143 名の保有農（全体の 69.7%）が 5 エーカー未満の土地を保有する小屋住農であった可能性がある。おそらく彼ら小屋住農は、紡糸(spinning)や織布(weaving)のような副業により生計を立てていたと推察される。こうしたフォレスト地域での多くの貧しい農民の存在は、次章で詳説するフォレスト周辺地域で展開された亜麻織物産業への安価な労働力の供給の一役を担っていたと考えられる[18]。ギリンガム・マナーでは、郷士ウィリアム・ブレイカーの 300 エーカー、マナー領主エドワード・スタートンの 140 エーカー、および郷士ウィリアム・ウィロビーの 120 エーカーの３名のジェントリーが耕地面積の 36.6%を占めた。これら調査が示すことは、粘土質土壌地帯（フォレスト地域）の農民の多くは、牧羊混合農業に従事していたのではなく、小規模酪農業を営んでいたことを示している。この酪農業の主たる生産物は畜牛の肥育とチーズ・バターの生産であった[19]。1684 年に死去したジェレミア・ゲイトハウスの遺産目録には穀物類は全く記載されておらず、8 頭の乳牛(‘eight cowes’)と 1 頭の牡牛、そして 15 頭の 3 歳未満の雌牛に豚 2 頭、馬 1 頭、それに 17 匹の羊（合計評価額 54 ポンド相当）が記載され、12 シリング相当の 20 個のチーズを所有していた。ゲイトハウスが酪農小屋(‘dairy room’)と漂白小屋(‘bucking house’)を所有していたことは、ブラックムーア・ベイルにあったギリンガム

教区では白亜丘陵地帯で展開された牧羊混合農業向けの畜牛と羊の肥育ならびに市場向けバターおよびチーズ生産地であったと推断される[20]。

| 表6 採草地、放牧地およびコモンズ共同権の保有状況（1608 年） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保有規模 | 保有農数（世帯数） | （%） | 保有面積（エーカー） | （%） | 共同権保有数（世帯数） | （%） |
| 100 以上 | 2 | 1.0% | 366 | 15.4% | 1 | 0.8% |
| 60 以上 100 未満 | 7 | 3.4% | 498 | 20.9% | 5 | 3.8% |
| 30 以上 60 未満 | 16 | 7.8% | 577 | 24.3% | 12 | 9.2% |
| 20 以上 30 未満 | 12 | 5.9% | 285 | 12.0% | 8 | 6.2% |
| 10 以上 20 未満 | 28 | 13.7% | 362 | 15.2% | 21 | 16.2% |
| 5 以上 10 未満 | 29 | 14.1% | 171 | 7.2% | 21 | 16.2% |
| 5 未満 | 56 | 27.3% | 120 | 5.0% | 33 | 25.4% |
| 採草地等保有なし | 55 | 26.8% | 0 | 0.0% | 29 | 22.3% |
| 合計 | 205 | 100% | 2379 | 100% | 130 | 100% |

出典: Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608 より作成。

表６は、ギリンガム・マナーにおける採草地および放牧地の保有状況とギリンガム・フォレストにあるベイリフス・ウォークと称された共同地の共同権についてまとめたものである。205 名の保有農のうち 55 名（全体の 26.8%）が採草地、放牧地を全く保有せず、彼らの半数が共同地に共同権を有していなかった。その一方で、5 エーカー以上 20 エーカー未満の採草地、放牧地を保有した農民（57 世帯）は、その約７割強（42 世帯）が共同地の共同権を有していた。しかし、20 エーカー以上の採草地、放牧地を保有した農民は、採草地および放牧地全体の保有面積の 73%を占めたが、共同地の共同権の約２割を保有していたに過ぎない。このことから共同地の利用は、採草地および放牧地 5 エーカー以上 20 エーカー未満の保有農によって大方利用され、20 エーカー以上の採草地および放牧地保有者はそのほとんどを自己の保有地で賄っていたと推測される。そして、保有農の半数近くが、全く採草地および放牧地を保有していないことから、日雇の農業労働者として酪農業あるいは織物産業の紡糸工や織布工として賃金労働に勤しんでいたと推断される。

## ３　バッキンガムシャー・バーンウッド・フォレストの農業システム

イングランド中部のバーンウッド・フォレスト解体に続く 200 年間で、バッキンガムシャー・アシェンドン郡の三つのフォレスト村落、ブリル、ボアストールそしてオークリーは著しい発展を遂げたといわれる。それら村落は、17 世紀、18 世紀、及び 19 世紀初めにミッドランドの他の地域が経験したものと同様の農業及び土地管理の変化を被ったのであ

る。こうした変化は、牧羊業及び 100 エーカー以上の農場の創設にとって有利に働いた。こうした変化により、フォレスト村落の農業は、イングランド南東部の広範な市場へと緊密に統合されていったとされている。これらすべての要素が当該地域の土地への労働力の需要を減らし、当該地域における貧民(paupers)の増加と、ロンドンやミッドランドの都市部への人口の流出に拍車をかけた[21]。

一方、バーンウッド・フォレストのフォレスト法解除と囲い込みによる共同権の喪失により、当該地域の小規模保有農や小屋住は生活の基盤を維持することがますます困難になっていた。こうした状況は、長期的には、バーンウッドの領主層による 100 エーカー以上の大規模な囲い込みによる畜産業（牧畜）の奨励とそれによる当該地域の農業就業の減少をもたらしたことでますます悪化の一途をたどったとされている。フォレスト法解除による囲い込みの実施直後、バーンウッド・フォレスト地域の村落は、概ね牧羊混合農業が顕著な地域であったと特徴づけられている。森林の伐採による新たな土地は、草地にされる前に２、３年耕作され、1630 年代及び 1640 年代には輪作(convertible husbandry)が一般的となったとされている。17 世紀末ごろ、穀物の全国価格が牧畜農業に有利に働いたことにより、当該農業地域は永年牧草地へと徐々の転換されていくことになり、18 世紀を通じて、牧草地が優位を占めるようになった。フォレスト村落の一つのブリル村の北東部にあるウェル・フィールド(Well Field)とキルヤード(Killyard)及びクリアフィールド(Clearfield)（年間借地料 140 ポンド）に関する裁判事例は、1675 年から 79 年間、それら全ての土地が、放牧と牧草の刈り取りによってローテーションされる牧草地及び採草地になっていたことを示している。1660 年代と 1670 年代は、在郷ジェントリのハート家(the Harte)やダーリング家(the Darling)の遺産目録が例証するように、肥育牛の肥育(cattle fattening)が盛んに行われていた。加えて、そうした畜産業は主に酪農業（バター・チーズ製造）を併せて営むものであり、チーズ凝乳を型取る圧縮機(cheese presses)が上述の遺産目録に数多く残されている。こうした乳牛やミルクの生産といった酪農業の発展に関わる史料が十分の一税に関連する多くの係争の中で詳細に記述されている。1720 年代から 30 年代まで遺産目録にもチーズ圧縮機や保管されたチーズが多く記載されていたが、その年代以降は遺産目録からバターの生産が優位を占めるようになったことがわかる。そのため酪農農場主らはしばしばロンドンのバター代理人との取引に密接に関わっていたとされている[22]。

18 世紀までに、当該フォレスト村落では、自立経営農家(viable farm)の多くが 100 エーカー以上の規模で農業を営むようになった。18 世紀半ばの大規模酪農業の代表的な例は、

1769 年に転売に出されたボアストールのウィリアム･グリーンの農地によって提供される。144 エーカーのその農地は年間 170 ポンドで貸し出された。記録によれば、市場町テイム(Thame)及びビスター(Bicester)から半径 5 マイルにあった当該酪農地帯は、「よく整備され、良質の酪農製品」を食卓に届ける生産地とされていた。そのため当該酪農地域にある耕地は 15 エーカーから 25 エーカーにとどまった。こうした牧畜農業の優位は、18 世紀の終わりからナポレオン戦争(1799-1815)にかけて実施された諸調査からも明らかである。この間の穀物価格高騰による牧草地の耕地化という全国的傾向にもかかわらず、当該地域ではごく少数の耕地しか報告されていない。研究史はバッキンガムシャーの耕地と牧草地の比率は 1 対 16 であったと計算している。その農業経済の本質もさることながら、これらフォレスト村落を特徴づけたものは、拡大しつつあった農場規模と縮小された農業労働需要の組み合わせによって農業から排除されたそれら村落の貧しい住民らの運命（結末）であった。J・ブロードは、フォレスト法解除による囲い込み後の小農及び小屋住らの物語は、人口の大半の生活の糧であった共同権及びフォレストの権利の終焉の結果による注目すべき歴史的事実を提供するのであるとしている[23]。

## まとめ

17 世紀半ばから 18 世紀半ばまでのウイルトシャーでは、北西部を中心に酪農業が展開され、E・ケリッジはそれを「チーズ・カントリ」と称し、ミア教区のある州南西部の小規模酪農地域をバター生産地としている。ケリッジによれば、これら酪農地域では主にチーズあるいはバターを筆頭に、ビーフやベーコンなどが製造され、小規模酪農従事者はめったに農耕に従事することはなく、耕起のために家畜を提供していたとしている[24]。保有形態に関わる史料から、その農業システムの一端を約言するならば、耕地及び採草地の保有規模が極めて零細な当地では直営地の広大なヒースや荒蕪地が地域経済にとって決定的重要性を持っていたと推断される[25]。そして、コテージのみの任意保有権者(tenants holding ad placitum)を含む謄本保有農のおよそ 70%が自ら酪農業を経営することのない農業労働者であったと推察され、日雇(day labourer)として、家族労働で経営されている酪農作業への従事や、小規模農家での農繁期の収穫、干草づくり等といった季節性の高い農作業に従事していたと推測される[26]。その不安定な農業における雇用形態は農村工業への従事によって補完された。ウイルトシャー・ミア教区周辺は、イースト・アングリア地方並びにサマセット州と同様に、亜麻織物業が重要な産業としてあったことで知られてい

る[27]。次章で示すように、ミア教区やギリンガム教区のような森林牧畜地域の教区では、男女を問わず酪農業と織物業関連の副業との複合が一般的な形態としてあった[28]。亜麻織物業は「職のない貧困者を、この国の厄介な荷物から有益な資産へ変える」ものとして、その貧困者雇用の潜在的重要性が指摘されていたのである[29]。

一方、同様に森林牧畜地域にあったバーンウッド・フォレスト地域の三つの村落は、ギリンガム・フォレスト地域と同じく酪農業を中心に営んでいた。但し、これら三つの村落はテイムとビスターという２つの市場町を中心とした同じ経済圏に属しながらその態様は著しく異なるものであった。ブリルを特に特徴づけるものは、その幅広い非農業部門への従事であった。ブリルでは、中世以来、粘土の採掘と陶器製造業が盛んであった。但し、ブリルは、陶器製造の中心地への転換を図ることに成功しなかった。その理由は、おそらくブリルがロンドンと地方を結ぶ主要な幹線道路から遠く離れていたことに起因するものであり、その商いの範囲はせいぜい 10 マイル程度であった。近隣のオックスフォード市は、ブリルのレンガと陶器を用いたことで知られている。対照的に、オークリーは、その職業内容についてはほぼ排他的に農業部門が圧倒的に多かった。僅かに、大工、コルドヴァ皮職人及び行商人がいたに過ぎない。また、ボアストールは、面積が最も広い村落であったが人口が最も少なく、1831 年センサスでは、僅か 14 人の労働者を雇う農場経営者がいたに過ぎず、非農業部門従事者はほとんどいなかった[30]。

次章では、こうした非農業部門でも特に森林牧畜地域の貧しいフォレスト住民の生活を支えたと推測される亜麻織物産業についてギリンガム・フォレスト地域を中心にみていくことにする。

---

1 B.M.S. Campell, 'Nature as historical protagonist: Environment and society in pre-industrial England', *Economic History Review*, 63 (2) (2010), pp. 281-314; D. Stone, *The Polish-Lithuanian State, 1386–1795* (University of Washington Press: Seattle, Washington, DC, 2001); M. Fulbrook, *A Concise History of Germany* (Cambridge University Press: Cambridge, 2004); D.H. Pennington, *Europe in the Seventeenth Century* (London, 1989).

2 J. Thirsk, 'Seventeenth-century agriculture and social change', in J. Thirsk (ed.), Land, Church, and People: Essays presented to Professor H.P.R Finberg (Berkshire, 1970), pp. 148-151, 167-8.

3 Tine De Moor, 'What do we have in common?: a comparative frame for old and new literature on the commons', *International Institute Sociale Geschiedenis*, 57 (2012), pp. 279-80.

4 J. Thirsk, *The Rural Economy of England: Collected Essays* (London, 1984), pp. 220-2.

5 E. Crittall (ed.), *The Victoria History of the Counties of England: A History of Wiltshire, vol. IV* (London, 1959), pp. 21, 43-6, 49, 53-5; TNA, E317/WILTS/43, Survey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Survey, October 1650, fols., 3-6.

6 E. Crittall (ed.), *The Victoria History of the Counties of England: A History of Wiltshire*, vol. IV (London, 1959), p.57.

7 TNA, E317/WILTS/43, Survey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Survey, October 1650.

8 TNA, E317/Wilts/40, Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Surveys, Wiltshire, Mere, October 1650.

9 TNA, E317/WILTS/43, Survey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee

Farm Rents: Parliament Survey, October 1650; TNA, E317/Wilts/40, fols.,4, 8, 24.

[10] M. Campbell, *The English Yeoman under Elizabeth and the Early Stuarts* (Yale, 1942), pp. 84-5.

[11] E. Crittall (ed.), *The Victoria History of the Counties of England: A History of Wiltshire*, vol. IV (London, 1959), pp. 62-3

[12] J.H. Bettey, 'Sheep, enclosures and watermeadows in Dorset agriculture in the sixteenth and seventeenth centuries', in M. Havindon (ed.), *Husbandry and Marketing in the South-West 1500-1800*, Exeter paper in Economic History, no.8 (Exeter, 1973), p.9.

[13] A.J. Buckle, 'Agriculture', in *The Victoria History of the Counties of England: A History of Dorset, vol. II* (London, 1908), pp. 275.

[14] J.H. Bettey, *Dorset* (London, 1974), pp. 74-5.

[15] J.H. Bettey and D.S. Wilde, 'The probate inventories of Dorset farmers 1573-1670', *Local Historian*, vol.12, no.5 (1977), 228-234.

[16] Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608.

[17] Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608.

[18] A. Everitt, 'Farm laboures', in Joan Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, Vol. IV, 1500-1640* (Cambridge, 1967), p.400; D. Underdown, *Revel, Riot and Rebellion: Popular Politics and Culture in England, 1603-1660* (Oxford, 1985), p.37.

[19] Nicholas MSS No.88, Survey of copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs, 1608; J.H. Bettey, *Farming: Discover Dorset* (Wimborne, 2000), p.21.

[20] J.H. Bettey, *Farming: Discover Dorset* (Wimborne, 2000), pp.21-2; J. Goodchild, 'Farming in the Blackmore Vale', in Earnest Roscoe (ed.), The Marn'll Book: Some particular history, some general topography, a number of photographs, and some maps of the Blackmore Vale (The Blackmore Press, Gillingham Dorset, 1952), p.51.

[21] R.C. Allen, *Enclosure and the Yeoman: The Agricultural Development of the South Midlands 1450-1850* (Oxford, 1992); J. Broad, 'The Verneys as enclosing landlords 1600-1800', in J.A. Chartres and D.G. Hey (eds.), *English Rural Society: Essays in honour of Joan Thirsk 15001800* (Cambridge, 1990), pp.27-54; J. Broad, 'Alternate husbandry and permanent pasture in the Midlands, 1650-1800', *Agricultural History Review* 28 (1980), pp.77-89.

[22] J. Broad, 'Landscape, farming, and employment in Bernwood, 1600-1800', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Lancashire, 1997), pp. 77-9.

[23] J. Broad, 'Landscape, farming, and employment in Bernwood, 1600-1800', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Lancashire, 1997), pp. 80-1.

[24] J.R. Wordie, 'The South: Oxfordshire, Buckinghamshire, Berkshire, Wiltshire, and Hampshire', in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, V-1, 1640-1750: Regional Farming Systems* (Cambridge, 1984), pp. 338-9; E. Crittall (ed.), *The Victoria History of the County of Wiltshire, vol. IV* (London, 1959), pp. 44-5.

[25] ギリンガム・フォレストの伐採は 1620 年代後半であるが、伐採後の共同権の補償はようやく 1650 年代になってからで、1653 年大法官裁判所記録によれば、1650 年 11 月の議会調査の翌年の 1651 年 1 月 20 日、ミア・マナー領主ジョン・オーブリーほか 7 名に貧民救済とフォレスト解体後の囲い地の破壊行動の沈静化を条件に 80 エーカーの土地が信託されたとあり、それまでの間、住民による囲い地の破壊行動があった事実はまさにコモンズの重要性を示すものであるといえよう。TNA, E317/DORS/6 Gillingham Forest: survey of a parcel disforested called "Mr Kirke's farm", (6ff), November 1650, fols. 4-5; SARS, DD/HLM box2. 尚、ミアの貧民はギリンガム・フォレストから生活の糧のかなりの部分を得ていた('... the poor of Mere (who formerly had a great part of their maintenance out of the forest)...')。Cf. WSRO, 865/286, Letter about 80 ac. of land in Gillingham forest to be put aside for the poor of Mere during the enclosure, fol. 1.

[26] 友松憲彦「イギリス産業革命期南部農業地帯における人口移動-「開放村落」への移動の意義をめぐって」『北海道駒澤大學研究紀要』第 18 号（1983 年）、67 頁。

[27] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), pp. 64.

[28] J. Thirsk, 'Seventeenth-century agriculture and social change', in J. Thirsk (ed.), *Land, Church , and People: Essays Presented to Professor H.P.R Finberg* (Hertfordshire, 1970), pp. 154, 169, 172.

[29] J. Thirsk, *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (Oxford, 1978), p. 104. （J・サースク（三好洋子訳）『消費社会の誕生-近世イギリスの新企業』（東京大学出版会）、1984 年 134 頁。）

[30] J. Broad, 'Landscape, farming, and employment in Bernwood, 1600-1800', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Lancashire, 1997), pp. 84-5

# 第３章　フォレスト地域の産業

本章では、地域経済におけるコモンズの相対的価値を明らかにするために、二つのフォレスト地域の中でも残存史料が豊富で産業構造の一端を窺えるギリンガム・フォレスト地域において発展した亜麻織物産業を扱う。その中で、当該地域の亜麻織物業の生産形態の観点から、フォレスト地域における「被救済民の産業」としての亜麻織物業の有意性を考察する。

## はじめに

17 世紀、ギリンガム・フォレスト周辺地域では亜麻栽培が盛んに行われ、フォレスト周辺の小屋(cottages)では紡糸工らが亜麻織物生産に従事していた。18 世紀にはミア教区は亜麻織物生産の中心地となった。そもそも亜麻織物は太古の昔より、イギリスの衣文化を形成してきた天然資源であった[1]。アラン・エヴァリットはかつて「16 世紀末、農村労働人口のおよそ三分の一が農業の傍ら亜麻織物業に従事していた」と述べている[2]。また、ジョオン・サースクは 17 世紀前半のジョン・ストラトフォードの例を挙げ、「40 エーカーに亜麻を栽培し、これを亜麻織物に織り上げるのに年間 800 人、つまり、賃金一日 8 ペンスの男子 300 人、同じく 6 ペンスの女子 300 人、同じく 3 ペンスの少年少女 200 人の雇用を創出することも可能であった」として、貧困者雇用としての亜麻織物業の役割の重要性を述べている。そして、「1550 年以前では、農民の家には、ベンチ、テーブル、腰掛け、ベッド、それにシーツや布巾といった僅かな家庭用亜麻織物と、必要最小限の調理用具と食器しかなかったが、17 世紀末には、多種多様な品質の亜麻織物が市場に出回り、人々は家庭用品として、あるいは衣類として選択できるようになった」と述べ、イギリス近世における消費社会の到来と、民衆の生活領域への亜麻織物の浸透の深さを如実に物語ったのである[3]。

このように、亜麻生地や麻生地は、安価な衣料や工業製品のために必要とされ、まさにイギリス国民にとってウールに匹敵するほどの重要性を有したものであった。研究史は、亜麻糸および麻糸の輸入が減少した後の亜麻および麻への需要増加による家内紡糸(home spinning)による生産量を概算している。これによれば、パートタイムで紡糸に従事した既婚女性は、35 週にわたり一日につき 1 ポンドを紡糸することができたと見積もっている。1770 年における既婚女性の紡糸工の雇用は、87 万 1,429 人と概算され、彼女らが紡糸に

よって稼いだ収入を１ポンドあたり６ペンスと換算すると、総額約 375 万ポンドの所得になる。このように、ウール、亜麻、麻の紡糸は、1770 年までに 150 万人の既婚女性の雇用を創出した。これに手編み工で雇用された１万人を加えると、この数値はイングランドの 14 歳以上のすべての女性の約 75%の雇用を創出していたことになる。そして重要なこととして、これまでの研究が明らかにしたことは、紡糸作業が貧困家庭の女性や子どもの主たる仕事であったということである。加えて、紡糸労働の最も需要が高かったのは、イースト・アングリア地方、ケント州・ウィールド、ウィルトシャー、グロスターシャー、デボン州等の諸州の織物産業地域に集中している。そして、そうした地域では、紡糸は疑いもなく莫大な数の女性や児童を雇用した最も一般的な有給の仕事であったことを示している[4]。

本章では、まず第１節において、ギリンガム・フォレストに隣接した二つの教区、ウィルトシャー、ミア教区並びにドーセットシャー、ギリンガム教区において、主たる産業として地域経済の中心にあった亜麻織物産業の生産形態の実態把握にとって、その基礎となる製造工程について概観することにする。次に、第２節では、ギリンガム・フォレスト地域における亜麻織物産業の生産形態を概観した後に、漂白工程を掌握して分散マニュファクチュアを展開した当該地域の問屋制家内工業と地域経済との関わりを考察する。

## 第１節　亜麻織物製造における諸工程

### （１）亜麻の収穫

植物学者によれば亜麻の種類は百種類余りあるという。亜麻の栽培と亜麻織物に関する言及は古くは古代エジプト史に登場する。古代エジプトのミイラの包布に亜麻布が用いられていたことはあまりにも有名である。亜麻は一年草であり、高さにして約 50 センチから１メートルまで成長し、種子は小粒で褐色がかっており柔らかい。亜麻は、６月末から８月末にかけて、天候の良いカラッと乾燥した日に収穫される。乾燥させた後、亜麻は亜麻こき(rippling)にかけられる。この作業の中で、乾燥した種子と葉のついた茎が長さ約 45 センチの歯がついた大きなこき具で種子と葉とをこき落とす。通常、そのこき具は長椅子の真中に取り付けられていて、亜麻の束を通したこき具の長椅子の長手方向両側の端に各人跨り、一方が束を引っ張り寄せ、次に逆方向に同じ束が引っ張り寄せられ、これが繰り返された。こき落とした種子や葉は長椅子の下に敷かれたシーツに落とされた。作業が

終わると亜麻の茎は束ね直して、次の「水漬け」(retting flax)の作業に回された[5]。

### （２）水漬け作業、天日干し、荒うち作業、亜麻打ち作業、亜麻梳き仕上げ作業

亜麻は長時間水に浸されることで亜麻の繊維の中の短い部分が樹皮や芯から分離して脱落する。この作業により河川が汚染されたことから、1541 年議会制定法により河川での作業が禁止された。そのため水漬け作業は専用の穴を掘ることで行われた。亜麻は、一、二週間浸されて、乾燥させるため草地で天日干しされた。天日干しは３日から６日間行われたが、乾燥させるために屋内の炉で乾燥させる場合もあった。だが、屋内での暖炉を使用しての乾燥は火災を引き起こす恐れがあるとして、早くも 16 世紀にリバプールで禁止された記録が残っている。乾燥された亜麻は、「荒打ち」作業(‘braking’)へ送られる。この作業は、「荒打ち」(‘flax break’)と称された道具を用いて、亜麻の木質を砕いて容易に繊維を取り出せる状態にするために行われた。この道具は、台と棒とからできていて、台には長手方向に凹凸が刻まれていて、この凹凸に沿って目をやると先端に幅広い棒が取り付けられている。この棒は、台に取り付けられた一端を支点として台の長手方向に上下に動くようになっている。棒のほうにも凹凸があり、台の凹凸とちょうど噛み合うようになっている。荒打ち作業は、亜麻の束を台の上に置き、その上から何度も棒を上下してこの束を打ちつけ、木質部を粉々にする。こうして荒打ち作業を終えた亜麻の束は、次の作業である「亜麻打ち」(‘scutching’)に移る。亜麻は台の角のような部分に添えて、木製の「平板」(scutching blade’)で打たれ、無駄な部分が取り除かれる。「亜麻打ち」作業は、別名‘swingling’とも呼ばれ、その木製の平板は「亜麻打ち器」(‘swingle’)ともいわれる。さらに繊維を柔らかくするために、台木の上で畝状の面のある木槌で再度打たれた。そして、台の上に上向きに取り付けられた櫛のついた固定梳きぐし(hackle or hetchel)に亜麻を通して梳かれた。最後に、亜麻梳きの作業(‘dressing’)が行われる。この作業で用いられるのが「刷梳」(hetchel)である[6]。次いで工程は紡糸(spinning)に移る。

### （３）紡糸工程

紡糸工程については用具についてのみ言及する。17 世紀には一般に紡車が使用されていた。その紡車には二種類あって、一つは、グレート紡車(‘great wheel’) あるいはジャージー紡車(‘Jersey wheel’)と称され、イングランドでは少なくとも 14 世紀から用いられた手

廻しの一本紡ぎの紡車であって、指先で繊維を伸ばし、かつ撚りをかけるために、紡がれた糸は不整であり張度も低かった。もう一つは、サクソニー紡車(‘Saxony wheel’) あるいは亜麻紡車(‘flax wheel’) と称される紡糸車で、1530 年頃にドイツのユルゲンの発明によるとされるものである。この紡糸車は、紡車が小さくて、中でも、回している車を止めて逆転させる必要がなく、紡糸と巻取りを自動的に行うフライヤー付紡錘を有していた。17世紀初め頃から、このサクソニー紡車に適合した踏み台(treadle)が出始め、ジャージー紡車に取って代わっていった。これにより紡糸工は両手を自由に使って作業できるようになった。しかし、17 世紀末に至ってもランカシャーでは多くの農民の女性らが、サクソニー紡車ではなく、「糸巻き棒」(staff)と安価な紡錘で紡糸作業を行っていた。これは紡糸工程の少なからぬ部分が貧農の家内副業によって担われていて、季節労働であったことを意味する。例えば、1752 年ランカシアの紡糸工程に関する記録では、11 月から 6 月の間、一ヶ月当り二百束以上の糸が製造されていたのに、農繁期である 7 月から 10 月は、その半分を若干超える程度にしか製造されていなかった[7]。のちの論述との関わりから言えば、ドイツの紡糸工程は、イングランドの紡糸工程と比べると、この制約から解放されている度合いが高かったと推測される。

### （4）織布準備工程

紡ぎあがった糸は「かせ」(hanks)に巻かれ、次の工程に送られる。かせは、適切に糸を送り出すために「かせ掛け」(swift)に置かれる。緯糸(weft)をつくるために、パーンと呼ばれ管の中に糸を巻く糸巻きがあり、これに糸を巻いて「ひ」の中に装着し、こうして緯糸を用意する。経糸(warp)をつくるのに、亜麻糸は糸巻(bobbin)に巻かれて同時に数本の糸を引くことができるように「スカーム」(skarme)に並べられ、亜麻糸を巻きながら長さを調節する「経糸枠」(‘warping bar’)に巻かれていく。時折、経糸枠は壁に直接かけられる場合があった。十分な量の亜麻糸が経糸枠に巻かれた後、縺れないように経糸枠から外され、 ‘chain’とよばれる状態で織布工程へと運ばれた[8]。続いての工程は基幹工程といわれる織布工程である[9]。

### （5）織布工程

亜麻織物の織機は、毛織物の織機と基本的に同じである。エバンズによれば、実際の織

布工程では毛織物、亜麻織物、麻織物に対して同じ機種の織機が使用されたとしている。おそらくその場合には筬(reeds)と綜絖(heddles)といった装置の交換が行われたとしている。織機がこれらの装置の交換によって併用されたとする見解は、B・ジェニングズによっても同様に支持されている。従って、織機の使用方法は毛織物の場合とそう大差はなかったと考えてよかろう。尚、17、18 世紀の織機は現在の織機ほど複雑な構造ではなく、その製作に関わったのは大工あるいは織布工自身であったようである。また、ランカシャーやイースト・アングリア地方では、遺産目録には織機一台を 'a pair of loom' と記載されていたが、ウィルトシャーでは単に 'one loom' と記載され、地域によってその記載方法が様々であったようである。確かにイングランド北西部の織機（pair o'looms）は織機一台(one loom）の意味とされているが、ランカシャーのバートンの亜麻織布工ジョン・アイアランドの 1619 年の遺産目録には、16 シリング相当の織機一台が 'one Loom w[i]th all things thereunto belonginge' と記載されていて、17 世紀に入って織機の記載方法に若干の変化が加えられたものと推察される[10]。

### （６）漂白工程

資本・労働集約性の向上によって漂白能力を強化することを内容とする漂白工程の技術革新と、その技術革新を経営の成長と効果的に結びつける経営組織とが、この産業の成長にとって決定的に重要であった。そこで各地域の漂白技術を概観しておこう。

まず、その先進地域たるオランダの漂白技術から概観しておくことにする。18 世紀初め、オランダ人の漂白技術はヨーロッパで最高水準のものと評価されていた。その漂白方法は、まず織物を灰汁と馬の尿とを混ぜ合わせた液体に浸し、加減のいいところで取り出して、灰汁だけのアルカリ液に浸けた[11]。この作業を８日間行った後、織物を黒石鹸(black soap)で洗浄して乾かした[12]。その後、織物はバターミルクの入った桶の中でミルクをその都度加えながら足で踏んで押し込むように浸し、重石をかけながら１週間から３週間置かれた。そして、再び石鹸で洗浄した後、充分絞ってから２、３週間草地に天日干しされた[13]。こうした一連の作業は、５回から６回繰り返し行われた。そのため漂白工程にはおよそ半年間の作業日程が必要とされた。1755 年当時、オランダ産亜麻の中心地であったハーレムでは、織物を灰汁などのアルカリ液に約 10 時間浸す精錬作業の後、織物は柄杓などによる水かけによって湿らせながら 24 時間草地で天日干しされた。そして、仕上げに 10 回以上この作業を繰り返した後に織物は中和精錬の仕上げのためバターミルクに５、６日間浸さ

れた。この作業にはミルクの代わりとしてふすまが使用されることもあった。ハーレムではこうした精錬、漂白、精錬仕上げの作業に半年から８か月の時間を要したとされている。同じ時期、フランス北部のピカルディ地方では、灰汁と家畜の尿を混ぜて煮込むなどアルカリ処理はオランダと同じ方法を用いた。ハーレムと同様、織物は柄杓などによる水かけによって湿らせながら草地で天日干しにされた。十分に漂白された段階で、脱脂乳で精錬仕上げをして、染色のため薄い澱粉と花紺青(smalt)の溶液に浸けられた。その後、織物は柱に干して乾燥させてから表面の滑らかな石か大理石で叩いて仕上げた。18 世紀半ばのアイルランドでは、織物は洗浄されてから灰汁に浸けて 2 時間ほど煮込んだ。この作業は野外で散水して湿らしながら天日干しする作業を合間に入れながら５、６回繰り返された。そして最後に、３日間ふすま(barn)あるいは小麦粉を溶かした熱湯で揉みこすられ、石鹸で擦るようにしてきれいに洗浄され仕上げられた[14]。

次に、イングランドのランカシャー地方とイースト・アングリア地方の漂白方法を例に述べることとする。ランカシャーでは、漂白したものをまず水洗いし、灰汁(potash)と尿(stale urine)とを混ぜたものに浸けながら煮る。浸けるだけで加熱しない場合もある。その後、水で洗い流して、２、３週間天日干しする。そして、最後にバターミルクに浸して精錬してから洗いあげる。この一連の作業は５、６回繰り返された。そのために紡糸１かせ、または亜麻布１枚分を漂白するのにひと夏を要した[15]。イースト・アングリア地方の漂白工程についてはＧ・マーカムの 1611 年公刊の著書『富を得る方法』(*A Way to Get Wealth*)が詳しい。それによれば、亜麻糸は束ねられ４日間毎日洗浄され、その後灰汁洗桶(bucking tub)にセットする。その上に漂白用布(bucking cloth)を何枚も重ねて敷いていくのだが、重ねられた漂白用布の間には灰が敷き詰められ、重ねていきながらその厚さが増すように何枚も敷かれていった。そして何枚も重ねられた漂白布の上から桶が満杯になるまで熱湯を注ぎこみ、一晩そのまま寝かせた。翌朝、灰汁洗桶の栓を抜いて灰汁を全部取り出す。そして取り出した灰汁を再度釜で熱した後、再び灰汁洗桶に戻した。その作業をおよそ４時間繰り返した後、桶にあった亜麻糸の束を取り出して、別の大桶に移し替えて洗浄した柱に干した。その後、一週間程度毎晩亜麻糸を真水に浸し、日中は天日干しする作業を繰り返した。その後、亜麻糸は乾燥された後、球状に巻かれて亜麻織布工のもとに運ばれた。18 世紀には、イングランドやスコットランドでもオランダと類似の漂白作業が行われるようになる。灰汁だけでなく家畜の尿も使ってアルカリ液を製造することが一般的となり、中和するためにふすまやバターミルクが用いられるようになった[16]。

## 第２節　ギリンガム・フォレスト地域における亜麻織物業の生産形態[17]

表１は、17 世紀 30 年代から 90 年代までのおよそ 60 年間に残存するウィルトシャーの亜麻織布工の遺産目録 28 通を、亜麻織物業関連と農業関連に分類して、各々が遺産総額に占める割合を示したものである[18]。分類表によれば、ウィルトシャーにおける亜麻織布工の分布は主に州南西部のミア教区に集中していることがわかる[19]。亜麻織物業が州南西部の牧畜森林地帯に分布し、毛織物業が北西部のコッツウォルズや南東部の白亜丘陵地帯に分布したことは、亜麻織物業と毛織物業の地域的分業を示している[20]。

表１亜麻織物関連と農業関連の比率（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区）

| 年代 | 亜麻織布工 | 教区（州） | 亜麻織物関連 | | | | 農業関連 | | | | 遺産総額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | (£) | s. | d. | % | (£) | s. | d. | % | (£) | s. | d. |
| 1583 | Randall Bamster | Mere (Wilts) | 30 | 10 | 0 | 25 | 32 | 3 | 4 | 36 | 83 | 11 | 8 |
| 1636 | Christopher Rake | Mere (Wilts) | 13 | 19 | 1 | 73 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 6 |
| 1641 | Richard Bowell | Mere (Wilts) | 41 | 17 | 7 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 7 | 5 |
| 1642 | Roberte Ollyver | Mere (Wilts) | 107 | 10 | 0 | 39 | 116 | 36 | 0 | 43 | 273 | 0 | 0 |
| 1645 | Edward Fisher | Mere (Wilts) | 8 | 2 | 8 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 16 | 0 |
| 1645 | George Ball | Mere (Wilts) | 13 | 9 | 0 | 17 | 18 | 10 | 0 | 23 | 79 | 3 | 8 |
| 1660 | Thomas Ford | Mere (Wilts) | 57 | 0 | 0 | 81 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 | 10 | 0 |
| 1661 | Christopher Young | Mere (Wilts) | 48 | 3 | 4 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 96 | 2 | 10 |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 19 | 15 | 0 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 1 | 0 |
| 1667 | James Gamlyn | Mere (Wilts) | 0 | 3 | 0 | 0.1 | 8 | 10 | 0 | 8 | 11 | 7 | 4 |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 110 | 12 | 0 | 73 | 0 | 0 | 0 | 0 | 150 | 15 | 8 |
| 1674 | John James | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 5 | 8 |
| 1677 | Robert Pointing | Mere (Wilts) | 97 | 7 | 2 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 115 | 14 | 4 |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 95 | 1 | 4 | 81 | 2 | 10 | 0 | 2 | 117 | 10 | 0 |
| 1678 | John Pitman | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 4 | 6 |
| 1678 | Frances Albin | Mere (Wilts) | 122 | 3 | 8 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | 140 | 10 | 2 |
| 1682 | John Bealeinge | Mere (Wilts) | 0 | 12 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 | 2 |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Motcombe (Dors) | 92 | 15 | 0 | 42 | 54 | 12 | 0 | 25 | 221 | 15 | 0 |
| 1686 | Hugh Brady | Milton (Dors) | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 13 | 8 | 100 | 9 | 13 | 8 |
| 1687 | Richard Peirey | Bourton (Dors) | 162 | 3 | 8 | 65 | 9 | 0 | 0 | 4 | 248 | 13 | 8 |
| 1689 | Christopher Alford | Mere (Wilts) | 75 | 1 | 8 | 79 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95 | 2 | 8 |
| 1690 | Richard Green | Gillingham(Dors) | 1 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 10 | 0 |
| 1694 | Wliiam Hooper | Mere (Wilts) | 52 | 1 | 6 | 86 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 17 | 10 |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | 111 | 8 | 8 | 86 | 0 | 0 | 0 | 0 | 129 | 7 | 6 |

表２は、亜麻織物業関連の内、織機や紡糸車などの固定資本と、製品などの流動資本価額を示したものである。表２から明らかなように、多くの織布工が、資本総額に対する流動資本の割合が大きいことがわかる。その例外の一つが 1583 年死去のランダル・バムスターの遺産目録である。彼の遺産目録には、一台あたり 10 シリングと安価な織機を 5 台保有していたとあり、これは明らかに家族労働以外の雇用を示すものである。4 台の亜麻

織布工の作業台(lynnen forms)も同様に家族外の雇用を必要としたと推測できる。また、バムスターの遺産目録には、亜麻や亜麻糸、そして亜麻織物の在庫があることから、紡糸工や織布工などの生産者に原料を手渡す問屋制前貸を営んでいたと考えられる。一方、1641 年死去のリチャード・バウウェルは、バムスターと比較して農業関係が遺産総額に占める割合が全くなく、亜麻織物関係の資産が遺産総額の 80%を占めている。彼は織機 2 台とバムスターと比較して少ない一方で、亜麻原料や亜麻糸、亜麻織物の在庫が多く、紡糸工程と織布工程を外注する小織元であったと考えられる。

表2 流動資本価額（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区）

| 年代 | 氏名 | 教区（州） | 流動資本価額 | | | % | 資本総額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | (£) | s. | d. | | (£) | s. | d. |
| 1583 | Randall Bamster | Mere (Wilts) | 20 | 0 | 0 | 24% | 83 | 11 | 8 |
| 1636 | Christopher Rake | Mere (Wilts) | 11 | 6 | 8 | 81% | 13 | 19 | 1 |
| 1641 | Richard Bowell | Mere (Wilts) | 39 | 4 | 3 | 94% | 41 | 17 | 7 |
| 1642 | Roberte Ollyver | Mere (Wilts) | 105 | 0 | 0 | 98% | 107 | 10 | 0 |
| 1645 | Edward Fisher | Mere (Wilts) | 6 | 6 | 0 | 77% | 8 | 2 | 8 |
| 1645 | George Ball | Mere (Wilts) | 11 | 9 | 0 | 85% | 13 | 9 | 0 |
| 1660 | Thomas Ford | Mere (Wilts) | 52 | 0 | 0 | 95% | 54 | 10 | 0 |
| 1661 | Christopher Young | Mere (Wilts) | 40 | 10 | 0 | 84% | 48 | 3 | 4 |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 16 | 10 | 0 | 84% | 19 | 15 | 0 |
| 1667 | James Gamlyn | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0% | 0 | 3 | 0 |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 101 | 0 | 0 | 91% | 110 | 12 | 0 |
| 1674 | John James | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0% | 0 | 0 | 0 |
| 1677 | Robert Pointing | Mere (Wilts) | 92 | 17 | 2 | 95% | 97 | 7 | 2 |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 87 | 1 | 4 | 92% | 95 | 1 | 4 |
| 1678 | John Pitman | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0% | 0 | 0 | 0 |
| 1678 | Frances Albin | Mere (Wilts) | 122 | 3 | 8 | 100% | 122 | 3 | 8 |
| 1682 | John Bealeinge | Mere (Wilts) | 0 | 0 | 0 | 0% | 0 | 12 | 2 |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Gillingham (Dors) | 95 | 5 | 0 | 43% | 221 | 15 | 0 |
| 1686 | Hugh Brady | Gillingham (Dors) | 0 | 0 | 0 | 0% | 9 | 13 | 8 |
| 1687 | Richard Peirey | Gillingham (Dors) | 113 | 1 | 8 | 45% | 248 | 13 | 8 |
| 1689 | Christopher Alford | Gillingham (Dors) | 72 | 15 | 0 | 97% | 75 | 1 | 8 |
| 1690 | Richard Green | Gillingham(Dors) | 1 | 0 | 0 | 12% | 8 | 10 | 0 |
| 1694 | Wliiam Hooper | Mere (Wilts) | 48 | 10 | 0 | 93% | 52 | 1 | 6 |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | 104 | 11 | 2 | 94% | 111 | 8 | 8 |

1667 年の遺産総額が 11 ポンド 7 シリング 4 ペンスであったミア教区のウルヴァートンのジェームズ・ガムリンは、遺産目録では亜麻織布工と記載され、遺言書にはヨーマンと記載されている。しかしながら、農業関連では 4 ポンド相当の乳牛 1 頭と僅かな乾草(‘one Cow and a small p[ar]cell of hay’)を所有していたに過ぎず、農業を主たる収入源としていたとは考えにくい。遺産目録には「その他評価するに値しない品々と共に 4 個の刷梳（‘4

hachells e Lumber there')」と記載されていることから、かつてガムリンは亜麻織布工であったが、死去の際には現金75ポンドと債権を所有する小売商であった可能性がある。

周知のように、当時は手工業生産が技術的基礎にあって、その経営の拡大には二つの生産形態があったと考えられる。その一つが「原料販売に帰着する前貸形態」(N・ロウ)で、前貸形態で生産を外注するが、この前貸しは原料や製品の売買を媒介するものでしかない。もう一つは、「問屋制」(N・ロウ)で、前貸形態で生産を外注するが、この前貸しは事実上の資本主義的生産関係に踏み込んだ諸関係を媒介するものである。これまでイングランドにおける繊維産業に関わる経営形態の分析、とりわけ綿工業における問屋制前貸制に関する分析は、かつては織布工程の分析に集中してきたが、18世紀における紡糸需要の増大に伴って、農村婦女子を担い手とする副業的職業として展開していた紡績工程における問屋制前貸、いわゆる前貸資本が原綿を農村部に運搬し、婦女子を中心とした紡績工の家内労働によって加工させるという問屋制下請制度(putting-out system)が注目されたことは周知のごとくである[21]。亜麻織物業に関しては、C・G・A・クレイによる、1622年から1700年間において原料の亜麻や麻の輸入が3倍に増加したとの指摘は、まさに18世紀における亜麻織物産業の拡大前の17世紀を通じて、亜麻製品に対する国内需要の拡大、すなわち紡糸需要の拡大、そして農村地域における問屋制下請制度による婦女子を含めた雇用の拡大があったことを示すものである[22]。その一例が17世紀末のサラ・フェルの事例であろう。サラ・フェルは自分の農地で麻を栽培していた。そして、頻繁に収穫された麻を布地やロープ製造のための紡糸のために近隣の女性たちに手渡していたことを記録している。その際、彼女は、およそ重量にして2、3ポンドに匹敵する最も品質の劣る麻糸(tow)三束(three hanks)、長さにして900ヤードのために約1シリング支払っていた[23]。J・スタイルズは、重量にしておよそ4ポンドが一日に紡糸された生産量と概算しているが、これは常勤でかつ腕の良い紡糸工の場合であって、貧民による生産量はこれよりはるかに低かったと推測される[24]。

表3は、亜麻織布工の遺産目録から製造工程に関わる固定資本を工程別に分類したものである。1642年死去のロバート・オリバーは、評価額12ポンド相当の牝牛4頭、牡牛1頭、子羊1匹、仔牛2頭を所有し、4ポンド相当の馬2頭の他に6ポンド相当の乾草に6ポンド相当のチーズを有していた。一方、オリバーは織機を僅か1台しか保有していなかったにもかかわらず、亜麻織物関連が107ポンド10シリング(遺産総額の39%)と多く、亜麻や亜麻糸(85ポンド相当)そして亜麻織物(20ポンド相当)を保有し、固定資本と比較して流動資本の在庫が相対的に多かったことを示している。しかしながら、オリバー

は亜麻および亜麻糸を前貸形態によって外業部に下請けさせていた（75 ポンド相当の債権 ‘Chattle Lease’ を有していた）が、農業関連の割合が多いことからも農業経営から完全に自立しないで、亜麻織物業を営む裕福な織元であったといえよう[25]。

注目したいのは漂白工程を自家作業場に吸収する織元の存在である。1660 年死去のミア教区のトマス・フォードは、織機２台に沸騰釜と灰汁洗桶(bucking vat)を所有していた。同じくミア教区のヒュー・ロジャーは、1661 年死去のクリストファ・ヤングと同じく染色工程を除くすべての工程を自家作業場で行っていた。彼は、織機三台のほかに、紡糸工程における紡糸車３台と 72 個の紡錘を自家作業場に準備していた。そして、４台の灰汁洗桶を自家作業場に設置していた。また、1677 年に死去したミア教区ジールズ村のトマス・ハーコートは、染料ログウッドを所有し、漂白工程のみならず染色工程をも自家作業場に吸収した織元であったと思われる。また、1678 年死去のフランシス・アルビンは、染料である重さ 16 ポンドのログウッドと緑青（評価額６ポンド）を所有する専ら染色に従事した亜麻織布工であった。

表3　亜麻織物製造工程（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区）

| 年代 | 氏名 | 教区（州） | 準備工程 | 紡糸工程 | | 整経準備工程 | | | | 織布工程 | | | | 染色工程 | 漂白工程 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 刷梳（こきぐし） | 紡錘 | 紡車 | reel | かせ掛 | 経糸枠 | スカーム | 筬 | 杼 | 綜絖 | 織機 | 染色釜 | 泥炭採集具 | 洗濯桶 | 沸騰釜 | 灰汁洗桶 | 石灰桶 |
| 1583 | Randall Bamster | Mere (Wilts) | | | | | | 1 | 1 | | | 4 | 5 | | | | | | |
| 1636 | Christopher Rake | Mere (Wilts) | 1 | some | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| 1641 | Richard Bowell | Mere (Wilts) | | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | | |
| 1642 | Roberte Ollyver | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 1645 | Edward Fisher | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | |
| 1645 | George Ball | Mere (Wilts) | 4 | | 3 | | 3 | 1 | | | | | 2 | | | | | | |
| 1660 | Thomas Ford | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1661 | Christopher Young | Mere (Wilts) | 2 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | 1 | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 5 | 72 | 3 | | 3 | 1 | 1 | some | | | 3 | | | | 2 | 4 | |
| 1674 | John James | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1677 | Robert Pointing | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 2 | logwood(10s) | | | 1 | 1 | |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 3 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 3 | logwood | | | 1 | 1 | |
| 1678 | John Pitman | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1678 | Frances Albin | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | | logwood & verditer | | | | | |
| 1682 | John Bealeinge | Mere (Wilts) | 2 | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Gillingham (Dors) | 2 | | 2 | | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | |
| 1686 | Hugh Brady | Gillingham (Dors) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1687 | Richard Peirey | Gillingham (Dors) | 4 | | 2 | | | 1 | 1 | | | 1 | 5 | | | | 2 | | |
| 1689 | Christopher Alford | Gillingham (Dors) | 3 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | 1 | |
| 1690 | Richard Green | Gillingham(Dors) | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 1694 | Wliiam Hooper | Mere (Wilts) | 1 | | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | | | 1 | 1 | |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | | | 2 | | | 1 | 1 | | | | 3 | | | 1 | 1 | 1 | |

| 表4　マニュファクチュア経営（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年代 | 氏名 | 教区（州） | 準備工程 | 紡糸工程 | | 整経準備工程 | | | | 織布工程 | | | | 染色工程 | 漂白工程 | | | | |
| | | | 刷梳（こきぐし） | 紡錘 | 紡車 | reel | かせ掛 | 経糸枠 | スカーム | 筬 | 杼 | 綜絖 | 織機 | 染色釜 | 泥炭採集具 | 洗濯桶 | 沸騰釜 | 灰汁洗桶 | 石灰桶 |
| 1660 | Thomas Ford | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1661 | Christopher Young | Mere (Wilts) | 2 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | 1 | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 5 | 72 | 3 | | 3 | 1 | 1 | some | | | 3 | | | | 2 | 4 | |
| 1677 | Robert Pointing | Mere (Wilts) | | | | | | | | | | | 2 | logwood(10s) | | | 1 | 1 | |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 3 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 3 | logwood | | | 1 | 1 | |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Gillingham (Dors) | 2 | | 2 | | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | |
| 1687 | Richard Peirey | Gillingham (Dors) | 4 | | 2 | | | 1 | 1 | | | 1 | 5 | | | | 2 | | |
| 1689 | Christopher Alford | Gillingham (Dors) | 3 | | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | 1 | |
| 1694 | Wliiam Hooper | Mere (Wilts) | 1 | | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | | | 1 | 1 | |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | | | 2 | | | 1 | 1 | | | | 3 | | | 1 | 1 | 1 | |

表４は、漂白工程、染色工程を吸収した織元の代表的な固定資本を工程別に抽出したものである。Ｎ・エバンズは、農村工業の成立の諸条件の一つに、農業関連だけでは急増する人口への雇用機会の確保ができない状況を挙げている。16 世紀終わりから 17 世紀前半は人口増加が著しかった時代である。ノファク州およびサファク州の森林牧畜地帯(wood-pasture Norfolk and Suffolk)では、マナー規制が弱く、教区に小マナーが存在するのが一般的であった。こうした地域は、人口の自然増に加えて、労働力を吸収できない地域からの人口流入する社会増による急速な人口増加を経験した。17 世紀にミア教区と同様に亜麻織物の生産地であったギリンガム教区は、1523 年及び 1524 年臨時税課税簿から人口約 793 人と推定され[26]、炉税課税簿から 1660 年代にはその人口はおよそ 3,194 人に増加した[27]。にもかかわらず、教区簿冊の出生数および埋葬数の年代推移では、1560 年代では出生数 117 人、埋葬数 145 人、1600 年代の出生数 436 人、埋葬数 281 人、出生数が埋葬数を 155 人上回る 1600 年代をピークにそれ以降は、1610 年代の 139 人、1630 年代の 68 人、1650 年代のマイナス９人と人口の自然増は減少している[28]。これらの統計からギリンガム教区は、16、17 世紀を通じて自然増を大きく上回る社会増があり、エバンズが指摘したように、当地における亜麻織物産業の拡大が人口増加に伴う雇用機会を提供したものと推察される。

エバンズは、アーデンの森(Forest of Arden)を例に挙げながら、農村工業の勃興の二つの条件として農業不振と人口急増を挙げ、イースト・アングリアの事例を後者の人口増加によるものとしている。ギリンガム・フォレスト周辺のギリンガム教区およびミア教区での亜麻織物業の展開は、Ｊ・サースク女史が示した新たな囲い込みによる牧畜地域(newly enclosed regions)の事例に当てはまる。イースト・アングリアやウィルトシャー・ミア教区は、亜麻織物業と酪農業が結合した農業地域であったからである[29]。

| 表5　製造品（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区） | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年代 | 氏名 | 教区（州） | (A)製品 | | | | (A)/(B) | (B)流動資本総額 | | |
| | | | | (£) | s. | d. | | (£) | s. | d. |
| 1583 | Randall Bamster | Mere (Wilts) | きめの粗いものと織り目の細かい亜麻織物 | 10 | 0 | 0 | 50% | 20 | 0 | 0 |
| 1636 | Christopher Rake | Mere (Wilts) | 羽根布団用細幅亜麻側布1反（織機上） | 2 | 0 | 0 | 18% | 11 | 6 | 8 |
| 1641 | Richard Bowell | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布2反<br>長さ100ヤード（£2-2-9／反） | 4 | 5 | 6 | 11% | 39 | 4 | 3 |
| 1642 | Roberte Ollyver | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布8反（£210s./反） | 20 | 0 | 0 | 19% | 105 | 0 | 0 |
| 1645 | Edward Fisher | Mere (Wilts) | リネン | 2 | 0 | 0 | 95% | 2 | 2 | 0 |
| 1645 | George Ball | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布1反 | 3 | 15 | 0 | 33% | 11 | 9 | 0 |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布1反 | 2 | 10 | 0 | 15% | 16 | 10 | 0 |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布4反<br>（£3-15-0／反） | 15 | 0 | 0 | 15% | 101 | 12 | 0 |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布7反（£2-2-10/反） | 15 | 0 | 0 | 17% | 87 | 1 | 4 |
| 1678 | Frances Albin | Mere (Wilts) | 羽根布団用細幅亜麻側布7反（£2-16-10/反）<br>（羽根布団用亜麻側布の半端なもの）<br>ダウラス1反(j small peceeces of dowless) | 19 | 12 | 0 | 16% | 122 | 3 | 8 |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Gillingham (Dors) | 羽布団用亜麻側布9反（£16)及び袋用麻布5反（£5） | 21 | 0 | 0 | 23% | 92 | 5 | 0 |
| 1687 | Richard Peirey | Gillingham (Dors) | 袋用麻布4パック | 40 | 10 | 0 | 28% | 145 | 1 | 8 |
| 1689 | Christopher Alford | Gillingham (Dors) | 羽根布団用亜麻側布10反及びダウラス8反 | 37 | 0 | 0 | 49% | 75 | 1 | 8 |
| | | | 内訳 | | | | | | | |
| | | | [食料品貯蔵室に]高品質の羽布団用亜麻側布3反（£3-10-0／反） | 10 | 10 | 0 | | | | |
| | | | [食料貯蔵室に]低品質の羽布団用亜麻側布4反（£2-10-0／反） | 10 | 0 | 0 | | | | |
| | | | [作業場に]（織機上に）羽布団用亜麻側布2反 | 6 | 0 | 0 | | | | |
| | | | （作業場以外の織布工への外注）羽根布団用亜麻側布1反 | 2 | 10 | 0 | | | | |
| | | | [食料貯蔵庫に]ダウラス4反 | 4 | 0 | 0 | | | | |
| | | | [漂白小屋に]ダウラス4反 | 5 | 0 | 0 | | | | |
| 1694 | William Hooper | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布3反及びダウラス3反 | 5 | 0 | 0 | 10% | 48 | 10 | 0 |
| | | | （内訳） | | | | | | | |
| | | | [作業場に]現在製造中の羽布団用亜麻側布3反<br>現在製造中のダウラス3反 | | | | | | | |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | 羽根布団用亜麻側布1反及びダウラス3反 | 12 | 0 | 0 | 11% | 104 | 11 | 2 |
| | | | 内訳 | | | | | | | |
| | | | （織機上の）ダウラス2反と羽布団用亜麻側布1反 | 9 | 0 | 0 | | | | |
| | | | （自家作業場以外で外注した織布中の）ダウラス1反 | 3 | 0 | 0 | | | | |

表５の織元に共通する一般的な生産形態は、遺産目録に「自家作業場以外で織布中のダウラス一反」の記載があった 1689 年死去のミア教区のジョージ・ハルの事例のように、漂白工程を自家作業場で行う、紡糸工程・織布工程を問屋制前貸の支配する形態であり、これらの織元は単なる前貸しを営む織元とは異なる小規模マニュファクチュアを営んでいた[30]。1684 年死去のギリンガム教区のジェレミア・ゲイトハウスは、ギリンガム・フォレストの東に隣接する、クランボーン・レイクという小川が流れるプレイ・クロウズ・エルムズに代々土地を保有していた。彼の屋敷には、大広間や居間、寝室のほかに、貯蔵室や作業場、酪農室(dairy room)に漂白小屋(bucking house)があり、仕上げ工程を掌握した織元に共通の施設を所有していた。ゲイトハウスは、自己の作業場に紡糸車２台と織機１台を備え、紡糸工程、織布工程、仕上げ工程（漂白工程）を自己の作業場で行っていた。

表６で明らかなように、原料となる亜麻を重量にして約 560 ポンド相当所有していた。さらに、下請けの紡糸工に仕上げ済の亜麻 175 ポンドを手渡して紡績を外注していた。また同じ教区のバートン村の織布工に上質の亜麻糸 710 ポンド（評価額 30 ポンド相当）

表6 亜麻・麻および亜麻糸（ウィルトシャー・ミア教区＆ドーセットシャー・ギリンガム教区）

| 年代 | 氏名 | 教区（州） | (A)亜麻および亜麻糸 | 評価額 | | | (A)/(B) | (B) 流動資本総額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (£) | s. | d. | 比率 | (£) | s. | d. |
| 1583 | Randall Bamster | Mere (Wilts) | 亜麻および亜麻糸 | 10 | 0 | 0 | 50% | 20 | 0 | 0 |
| 1636 | Christopher Rake | Mere (Wilts) | 亜麻及び亜麻糸／短繊維亜麻糸100ポンド | 9 | 6 | 8 | 67% | 13 | 19 | 1 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 仕上げ途中の亜麻 | | 6 | 8 | | | | |
| | | | 亜麻糸100ポンド | 6 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻の短繊維で紡がれた亜麻糸 | 3 | 0 | 0 | | | | |
| 1641 | Richard Bowell | Mere (Wilts) | 亜麻糸80ポンドおよび大量の亜麻80 | 34 | 18 | 9 | 89% | 39 | 4 | 3 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸と並の亜麻糸20ポンド | 4 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸と仕上げの終わった並の亜麻糸71ポンド71 | 3 | 8 | 3 | | | | |
| | | | 粗亜麻糸60ポンド | 2 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 仕上げ済みの亜麻短繊維の亜麻糸108ポンド | 1 | 2 | 6 | | | | |
| | | | 亜麻1627ポンド | 24 | 8 | 0 | | | | |
| 1642 | Roberte Ollyver | Mere (Wilts) | 亜麻および亜麻糸 | 85 | 0 | 0 | 79% | 107 | 10 | 0 |
| 1645 | Edward Fisher | Mere (Wilts) | 麻2荷および繊維糸 | 4 | 6 | 8 | 53% | 8 | 2 | 8 |
| 1645 | George Ball | Mere (Wilts) | 亜麻および亜麻糸 | 7 | 14 | 0 | 57% | 13 | 9 | 0 |
| 1660 | Thomas Ford | Mere (Wilts) | 亜麻および亜麻糸 | 52 | 0 | 0 | 91% | 57 | 0 | 0 |
| 1661 | Christopher Young | Mere (Wilts) | 上質の亜麻糸及び粗亜麻糸<br>約400ポンドの亜麻 | 40 | 10 | 0 | 84% | 48 | 3 | 4 |
| 1664 | William Alford | Mere (Wilts) | 亜麻糸 | 14 | 0 | 0 | 71% | 19 | 15 | 0 |
| 1669 | Hugh Ball | Mere (Wilts) | 亜麻糸 | 70 | 10 | 0 | 64% | 110 | 12 | 0 |
| 1677 | Robert Pointing | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 92 | 6 | 4 | 95% | 97 | 7 | 2 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 漂白済亜麻糸600ポンド | 35 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 未漂白亜麻糸200ポンド | 10 | 0 | 0 | | | | |
| | | | ロンドンから仕入れた未漂白亜麻糸100ポンド | 4 | 3 | 4 | | | | |
| | | | 未漂白亜麻糸110ポンド | 5 | 0 | 10 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸55ポンド | 1 | 7 | 6 | | | | |
| | | | ロンドンから仕入れた亜麻糸160ポンド | 8 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻120袋 | 22 | 16 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻16ポンド | 0 | 10 | 8 | | | | |
| | | | 短亜麻16ポンド(short flax) | 0 | 8 | 0 | | | | |
| | | | 麻(steel hemp)10袋 | 5 | 0 | 0 | | | | |
| 1677 | Thomas Harcourt | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 72 | 1 | 4 | 83% | 87 | 1 | 4 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 亜麻糸200ポンド（染色用） | 5 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 漂白済亜麻糸400ポンド | 26 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 上質の未漂白亜麻糸320ポンド | 16 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸1000ポンド | 2 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 未漂白の短繊維亜麻糸400ポンド | 8 | 6 | 8 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸80ポンド | 1 | 12 | 0 | | | | |
| | | | 仕上げ済の上質および並の亜麻200ポンド | 6 | 6 | 8 | | | | |
| | | | 紡績中の短繊維亜麻糸100ポンド | 0 | 16 | 0 | | | | |
| | | | 未仕上げの亜麻原料 | 5 | 0 | 0 | | | | |
| 1678 | Frances Albin (widow) | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 108 | 11 | 8 | 89% | 122 | 3 | 8 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸1264ポンド | 63 | 4 | 6 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸661ポンド | 16 | 10 | 9 | | | | |
| | | | 仕上げ済の亜麻184ポンド | 6 | 18 | 4 1/2 | | | | |
| | | | 約700束の亜麻 | 15 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 短亜麻約48束 | 0 | 6 | 0 | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸96ポンド及び仕上げ済亜麻8ポンド | 5 | 2 | 0 | | | | |
| 1684 | Jeremiah Gatehouse | Gillingham (Dors) | 亜麻糸と亜麻 | 70 | 5 | 0 | 76% | 92 | 5 | 0 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | （ギリンガム教区バートン村に）上質の亜麻糸710ポンド | 30 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸60ポンド | 1 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸1000ポンドおよびハンブルグ産亜麻糸10ポンド | 10 | 0 | 0 | | | | |
| | | | （漂白小屋に）上質の亜麻糸400ポンド及び未漂白亜麻糸80ポンド | 23 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻492ポンドと短亜麻72ポンド | 2 | 5 | 0 | | | | |
| | | | （紡糸工の手元に）仕上げ済の亜麻175ポンド | 4 | 0 | 0 | | | | |
| 1687 | Richard Peirey | Gillingham (Dors) | 亜麻糸と亜麻 | 145 | 1 | 8 | 100% | 145 | 1 | 8 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 上質の亜麻糸1000ポンド | 50 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 漂白済短繊維亜麻糸及び未漂白亜麻糸820ポンド | 17 | 1 | 8 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸4荷 | 40 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻およびアイルランド産亜麻糸 | 5 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 漂白小屋の亜麻糸及び織機上の羽布団用亜麻側布 | 30 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻および紡績中の短繊維亜麻糸 | 2 | 0 | 0 | | | | |
| 1689 | Christopher Alford | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 39 | 15 | 0 | 53% | 75 | 1 | 8 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 漂白済亜麻糸1200ヤード | 20 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 未漂白亜麻糸600ヤード | 10 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短亜麻24袋 | 1 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 紡績された短亜麻180袋 | 2 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻300袋 | 4 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 未漂白の亜麻糸30ポンド | 1 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 小屋に短亜麻24袋 | 0 | 5 | 0 | | | | |
| | | | 短亜麻48袋 | 0 | 10 | 0 | | | | |
| 1694 | William Hooper | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 33 | 10 | 0 | 69% | 48 | 10 | 0 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | 漂白済亜麻糸及び未漂白亜麻糸400ポンド | 20 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸200ポンド | 5 | 0 | 0 | | | | |
| | | | ハンブルグ産亜麻糸 | 4 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻1荷及び紡績中の短亜麻12束 | 4 | 10 | 0 | | | | |
| 1695 | George Hull | Mere (Wilts) | 亜麻糸と亜麻 | 92 | 1 | 6 | 88% | 104 | 11 | 2 |
| | | | [内訳] | | | | | | | |
| | | | [作業場に]漂白済亜麻糸620ポンド | 36 | 3 | 4 | | | | |
| | | | [作業場に]未漂白亜麻糸140ポンド | 7 | 0 | 0 | | | | |
| | | | [漂白小屋に]漂白中の亜麻糸660ポンド | 33 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短繊維亜麻糸90ポンド | 2 | 12 | 6 | | | | |
| | | | 紡車で紡績中の亜麻糸140ポンド | 4 | 18 | 0 | | | | |
| | | | 仕上げ済の亜麻140ポンド | 5 | 10 | 0 | | | | |
| | | | 亜麻15袋 | 3 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 短亜麻36袋 | 0 | 7 | 6 | | | | |

を外注していた。ゲイトハウスの遺産目録には、漂白小屋の記載があり、漂白工程が行われたのは間違いない。灰汁と尿によるアルカリ液の製造には多くの薪と家畜が必要であり、酸敗の作業にはバターミルクが必要となれば亜麻織物業者と酪農業の関連性が想定される。現にゲイトハウスの遺産目録には、54 ポンド相当の８頭の乳牛に１頭の牡牛、若い雌牛15 頭そして 17 匹の羊に２匹の豚と馬一頭を所有していた。そして、酪農業を兼業していたことを示すものに酪農室('Dayry Room')の記載がある。その酪農室に酪農製品としてチーズ 20 個とバター攪乳器を残している。ミルクかバターを作ったあとに残る液体がバターミルクであることから、その残った液体バターミルクを酸敗作業に利用したと考えられる。ゲイトハウスの総遺産総額 221 ポンド 15 シリングのうち、亜麻織物業関係が約 42%、酪農関係のものが 54 ポンド 12 シリングと全体の約 25%を占めていたことから、ゲイトハウスは富裕な酪農業であると同時に、亜麻梳き工程に二つの梳き櫛、紡糸工程に２台の紡車、織布工程に１台の織機、仕上げ工程に漂白場を備えるなど亜麻織物業の全ての工程をその経営に含め、大量の亜麻や亜麻糸（短繊維亜麻糸 1,000 ポンドやハンブルグ産亜麻糸）を在庫し、漂白小屋には上質の亜麻糸 400 ポンドおよび未漂白の亜麻糸 80 ポンドを在庫するなど、仕上げ工程たる漂白工程を掌握することにより、紡糸工と織布工を前貸し問屋的に支配しながら、亜麻糸や亜麻織物を買い取って仕上げを行っていた富裕な織元であったといえよう[31]。

また、同じくギリンガム教区のリチャード・ピエリーの遺産目録（1689 年）には、ゲイトハウスと同様に数多くの亜麻糸が記載されている。ピエリーは、遺言書でギリンガム・フォレストに程近いサマセット州チャールトン・マスグローブのマナーに４エーカーの牧草地および採草地を保有し、遺言によって息子ジョンに遺贈するとしている。また、最近ミューレンズ兄弟から購入したギリンガム教区バートン村のベンチ・ランドと称される 99年間リースの牧草地の囲い地を妻に遺贈するとし、彼女の死後は息子リチャードに遺贈するよう遺言している。遺言の末尾で、遺言執行者である妻メアリに遺言に記載されていない全ての動産、債権および亜麻織物業に関わる取引に必要な資金、機材設備を遺贈するとしている[32]。遺産目録にはゲイトハウスと同様に多くの亜麻糸が記載されている。中でも、重量にして１ポンドあたり 12 ペンスの艶出し済みの亜麻糸 1,000 ポンド（50 ポンド相当）が記載されており、亜麻糸は漂白された後に艶出し作業が行われていたようである。艶出し機(calender)が一般に用いられるようになる以前は、河川の縁で平らな石板の上に亜麻糸を置いて木製の杵(beetle)で打つことによって磨かれた。ピエリーの遺産目録にはこうした杵の記載はない。彼は、自己作業場に中核となる織布工程、それに仕上げ工程、そして

準備工程をあわせて行わせていた。亜麻作業場('fflax shoope')には、４つの梳き櫛に、１台の職人用作業台('4 hachels & 1 forme')が置かれ、その階上に７シリング相当の経糸枠と巻糸軸架('a warping barr & scerne')および２ポンド相当の織機１台と紡車２台('off fflax & too at speening')が設置され、そして 30 ポンド相当の麻糸を糸巻きに送る縦糸通が残されていた。この亜麻作業場で亜麻が紡糸され、織布工程に送られた。ここで亜麻糸が徒弟あるいは職人により５台の織機で亜麻が織られた[33]。そして、織布工程で織られた織物は、仕上げ工程である漂白工程を行う漂白場に運ばれた。この漂白場には、ゲイトハウスとは異なり、煮沸用の二つの釜('2 furnes)と煮沸された溶液を入れるための二つの鉛の釜('2 leaden sesteen')が備えてあり、単純に浸す方法ではなく煮沸による漂白工程が行われていた。漂白工程の最終段階である酸敗の作業では、必要なバターミルクが自己所有の２頭の乳牛によって準備されたと考えられる。遺産総額 248 ポンド 13 シリング８ペンスのうち、亜麻織物関係が 162 ポンド３シリング８ペンスと約 65%を占めており、酪農関係は僅かに４%にすぎない。さらに、遺言書に記載されているように亜麻織物業の取引に必要な資金が 20 ポンド 10 シリングあり、債権が 30 ポンドあった。ピエリーは、亜麻作業場('fflax shoope')の亜麻梳き工程、階上における紡糸工程、作業場('shoope')での織布工程、漂白場('Booken house')における漂白工程を有した。準備工程の亜麻梳き工程に四つの梳き櫛、紡糸工程では２台の紡糸車、基軸たる織布工程では５台の織機を備えており、家族労働のみで行われたのではなく、徒弟もしくは職人を雇用することによって小規模ながら分業に基づく協業を組織していた。そして、その小規模な分業に基づく協働にもかかわらず多くの亜麻糸が存在していることから、ピエリーは、紡糸工程・織布工程において前貸し形態によって近隣の紡糸工や織布工に外注していたと思われる。このようにピエリーは仕上げ工程たる漂白工程を掌握した分散マニュファクチュアを営む裕福な織元であった。

ゲイトハウスおよびピエリーの資産構成から、亜麻や亜麻糸、亜麻布といった流動資本と比較して織機などの固定資本の占める割合が極めて少ないのがわかる。こうした傾向は、表２からも明らかなように、農業関連資本との関係もあるが多くの分散マニュファクチュア経営の織元に共通したものである。また、流動資本たる亜麻、亜麻糸の在庫であるが、亜麻や亜麻糸が流動資本に占める割合は高く、ミア教区のクリストファ・アルフォードの 53%やウィリアム・ボールの 64%とやや低い数値もあるが、総じて約七割りを超える数値になっている。一方、亜麻布在庫については、クリストファ・アルフォードの最高値 49%に続くリチャード・ピエリーの 28%、ジェレミー・ゲイトハウスの 23%を除き、多くが 20%以下となっている。

一方、固定資本では、仕上げ工程たる漂白工程の炉や釜、その他の容器類を含めた遺産総額に占める割合は、ゲイトハウスの例で見るならば１％弱、ピエリーにしても約７％と極めて低い。織機に関しては、ピエリーの織機と比較してゲイトハウスの織機の評価額は22 シリンングと通常の１ポンドから２ポンドと比較してもかなり安価であり、ピエリーにしても織機５台分の評価額が６ポンド７シリングであった。マニュファクチュア経営の織元にとってこうした織機への資本投下は遺産総額からすれば容易であったに違いにない。にもかかわらず、表４の工程別資産にも示されているように固定資本への投資はほとんどされず、表５、６に示されているように、むしろ流動資本への投資の比重が過度になされている。

彼ら分散マニュファクチュア経営の織元らは、漂白工程を掌握して、その他の工程を専門化した家内労働者に賃加工させ、即ち、紡糸工に亜麻糸を紡がせ、亜麻織布工には亜麻生地を織らせた。フォレスト・チャリティに関わる会計簿によれば、1724 年に貧しい農業労働者として亜麻梳き業者(‘flax dresser’)ウィリアム・コワードの名前が記載されている。大抵の亜麻梳き業者は、亜麻の売買取引に従事して亜麻生産地近くの作業場で働いた。即ち、亜麻梳き業者の存在は亜麻栽培と亜麻の頻繁な取引を意味し、こうした亜麻売買により原料の亜麻が紡糸工のもとに届けられた[34]。そして、その亜麻糸、亜麻生地を引き取ることにより生産力を上げ、賃金や固定資本への支出を節約した。固定資本に比して流動資本への投資が多いのはこうした理由からである。

分散マニュファクチュアを経営した織元らは、紡糸工程、織布工程を備えた作業場を有していた。しかし、こうした作業場には大方固定資本への支出を極力抑え、外業部たる家内労働に原料や亜麻糸を前貸して賃加工させていた。こうした資本主義的家内労働を裏付けるものに、1678 年のミア教区の貧しい織布工ジョン・ピットマンの遺産目録（遺産総額15 ポンド４シリング６ペンス）がある。ピットマンの遺産目録には織機の記載がない。おそらく彼は分散マニュファクチュアのもとで雇い職人として織布工程に従事していたと思われる。同じくミア教区のジョン・ビーリングの 1682 年の遺産目録（遺産総額３ポンド14 シリング２ペンス）にも織機の記載はなく、織布準備工程で使用される経糸枠とスカーム、それに評価額６シリング８ペンスの紡車に刷梳２個を有するにすぎない貧しい織布工であった。また、ギリンガム教区のヒュー・ブラディの 1686 年の遺産目録（遺産総額９ポンド 13 シリング８ペンス）にも織機の記載はなく、ピットマンやビーリングと同様に、雇い職人であったと考えられる[35]。K・ライトソンによるエセックス州の農村教区ターリング村での労働者の生活水準に関わる詳細な研究は、17 世紀後半から 18 世紀前半にかけ

ての生活水準の相対的向上を指摘しながらも、ターリング村の救貧税支出から、貧民に適切と思われる程度で５人家族を養うには年 13 ポンド 14 シリングかかることを示している[36]。このことから、ピットマンやビーリングらは明らかに貧しい織布工であり、1714 年にジョン・ベラーズが、「貧困者は、王国の金銀財宝であり強みである。彼ら無くして領主は存在せず、貧困者がいなければ紳士諸氏が汗水流して働かなければならない」と述べたように、ピットマンらは安価な人件費を提供していたのである[37]。

こうした織機を所有しない貧しい織布工がいた一方で、1690 年のギリンガム教区の貧しい織布工リチャード・グリーンの遺産目録（遺産総額８ポンド 10 シリング）には、１ポンド相当の織機１台が記載されている。グリーンには遺言書がなく、遺産目録には記載されない謄本保有地(copyhold land)などの不動産を保有していたかどうかは不明である。しかし、彼の遺産目録には農業関連の動産の記載が一切なく、グリーンがもっぱら織元から整経を終えた経糸を受け取り、自己の織機１台を使って亜麻生地を織って織元に納める問屋制支配を受けた貧しい織布工であったと考えられる[38]。

こうした分散マニュファクチュアを組織した織元が、漂白工程を自己の作業場に吸収した要因を、ドイツとスペインの事例との比較をもとに考察してみよう。ドイツのシュレージェン地方では、麻織物商人が漂白工程を掌握して、フランス製品の模倣により国際的に通用する製品たる地位を確立するに至った。その特徴は、未漂白の麻生地を織布工から買い付ける買入制度を用いて、その買い付けた布地を漂白工に委託するものである。そしてその仕上げとなる艶出し工程を自らが担当することで国際競争力を維持した。この買入制は織布工が麻織物商人を経由して麻織物を輸出することを実質上困難なものにした。いわば、麻織物商人は漂白工程を掌握することにより織布工を前貸支配したのである。さらに、未漂白の麻布地のみを買い入れることは、小生産者である織布工が漂白工程を自己作業場に吸収して経営規模を拡大していくことを阻止した。このシュレージェンの例と対照的なものがスペインのガリシア地方の亜麻織物工業である[39]。ガリシアでは、亜麻糸を漂白する慣行があり、商人は製造工程に介入せず、農民の副業として生産された亜麻生地を商人が買い入れる買入制が採用されていた。そのために、商人は独自で亜麻織物の品質管理ができず、農民の副業として製造された亜麻生地は品質において国際競争力の欠けるものであった[40]。こうしたケース・スタディが明らかにしたことは、漂白工程を掌握して独自の優位性をもつ漂白技術を採用することは、市場での競争に耐えうる品質管理を可能にするとともに、問屋制前貸形態での織布工の支配による生産規模の拡大に道を開くものであった。

イギリスにおけるウィルトシャー・ミア教区およびドーセットシャー・ギリンガム教区の事例では、ドイツのシュレージェン地方とは異なり、織布工出自の織元が漂白工程を掌握した。そして、織元の遺産目録にある「羽根布団側布」や亜麻、亜麻糸は、近隣の紡糸工から未漂白の亜麻糸を買い入れて、自己の作業場において漂白、染色し、自己所有の織機と作業場近隣の織布工に国内市場向けの亜麻生地を製造させていたことを示すものである。では、分散マニュファクチュアを経営した織元は如何にして漂白工程の自己作業場への吸収を可能にしたのか。その理由の一つと考えられるのが、当該地域での貧しい住民の副業としての紡糸の普及である。このことが、亜麻や亜麻糸の集荷、買入、販売といった一連の経済活動へのこうした貧しい住民の従事を重要なものにした。また、イギリスでは、亜麻織物業の生産工程の結節点たる漂白工程が、主に富裕な農民の副業として行われ、富農層以外の農民の介入を妨げていたことが挙げられる。例えば、1602 年のランカシャーのトマス・バムフォードの場合、遺産総額 86 ポンド 19 シリング 4 ペンスのうち、家畜の評価額 32 ポンド 1 シリング 4 ペンスと、総遺産総額に占める割合がおよそ 35%をしめており、農業の副業として漂白作業をしていたと推察される。バムフォードは、泥炭倉庫(the turf house)に漂白工程の煮沸に必要な燃料として評価額 5 シリング 4 ペンス相当の泥炭と、泥炭採掘地から泥炭を運搬するための評価額 5 シリング 4 ペンス相当の車軸二本付泥炭用荷馬車 1 台を有していた。そして、その漂白工程においてまさに漂白中の評価額にして 3 ポンド 3 シリング相当の亜麻糸('lynnen yarne att whittinge')を所有していた[41]。

18 世紀になると、一般的に緯糸は国内産のものを、経糸は外国産のものを使用するようになる。こうした傾向の大きな要因の一つが、品質管理の問題に加えて、特に地元産の亜麻糸の供給が需要に迅速に対応できなくなってきたからである。19 世紀に入って、ミア教区では紡糸工程の機械化が実現するまで、紡糸工程における出来高ベースの遅れによって、1814 年においてもハンブルク産の漂白糸に依存していた。この輸入漂白糸への依存により、亜麻織物生産地での亜麻糸の漂白作業の重要性が低下することになる。織元は、もはや漂白工程を掌握できなくなり、産業のイニシアティブを輸入商人に譲ることになった。こうして、織元は商人資本による問屋制の組織に組み込まれることになり、かつての分散マニュファクチュア経営の織元から単なる亜麻織布工に転落することになった。ウィルトシャーにおける商人資本による問屋制の確立は、1775 年に遺産総額 30 万ポンドを残して死去したミア教区の商人ジェイムズ・ハーディングの足跡に見ることができる。ハーディングは、ドイツから漂白糸を仕入れて、国内市場およびアメリカ市場向けに、輸入漂白糸をミア教区の織布工に織らせる問屋制を組織していた。そして、1791 年にハーディングの息子

であり中継貿易商人ヘンリー・ヒンドレイは、自らベッドカバー製造業者として産業資本家への道を歩みだした[42]。

こうした17世紀後半における分散マニュファクチュアの形成と、続く18世紀における商業資本による問屋制の確立にはいかなる背景があったのであろうか。17世紀末まで、亜麻織物関連の国内市場のシェアはフランスを筆頭とする欧州からの輸入品に占められていた。例えば、分散マニュファクチュアの展開がすでに見られた1660年代において、ロンドンの輸入量の三分の一を占めていたのがフランス製品であった[43]。1680年代以降、輸入関税によるフランス製品およびオランダ製品の締め出しが始まり、フランス製品に代わってドイツ製品の輸入が顕著になる。即ち、シュレージェンのフランス製品の模倣による国際市場への介入や、ウィルトシャー・ミア教区の亜麻織物産業のドイツ産漂白糸への依存もこの脈絡の中で生じたと考えられる。例えば、分散マニュファクチュア経営の織元ウィリアム・フーパーの遺産目録（1694年）には、評価額にして10ポンド相当のハンブルク産未漂白亜麻糸が残されており、これはフーパーが高品質のハンブルク産亜麻糸を輸入して、自己の作業場で漂白していたことを示している。こうしたことは、直接的には1660年代の亜麻織物産業奨励政策に基づくものと考えられる。1663年の「産業奨励法」は、外国産亜麻製品の締め出しと国内産業の育成を意図したものであったからである[44]。

## まとめ

以上、フォレスト村落ミア教区およびギリンガム教区における亜麻織物産業の発展について述べた。研究史は、亜麻織物産業がイギリスの他の生産地と同様に「被救済民の産業」として同時代人によって支持されたことを明らかにしている[45]。例えば、1674年にリチャード・ヘインズは、農閑期において雇用機会のない58万人に及ぶ貧民が亜麻製造に従事していると亜麻織物製造業の救貧機能を強調した[46]。1560年から1700年間のサファク州の遺産目録の分析では数多くの貧しい世帯が紡車を所有していたことが明らかにされている。ウォリックシャーのアーデンの森では刷梳や紡車をもつ世帯数の占める割合が1539年から69年間の全体の33%から、1570年から1609年間の60%に増加した。アーデンの森では、他の亜麻織物業地域と同じように、一人の織布工への亜麻糸の供給から数多くの家内労働といった雇用の拡大があったとされた。イースト・アングリアにおいても、麻や亜麻の準備工程や紡糸工程を主に農業労働者や小屋住の妻や子どもらが担っていた。即ち、織布工向けに準備される亜麻糸の生産は「必要不可欠な内職(cottage industry)」であ

った[47]。すべての史料が物語るものが、紡糸作業は貧困家庭の女性や子どもの主たる仕事であったということである[48]。

---

1 M.C. Higham, 'The organization and production of textiles in north-west England in the medieval period, including woolen processing, but with particular reference to linen', in E. Roberts (ed.), *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp.1-2.

2 A. Everitt, 'Farm labourers', in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, IV, 1500-1640* (Cambridge, 1967), pp. 426, 428 Table 9.

3 J. Thirsk, *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (Oxford, 1978), pp. 2-3, 103, 106 (三好洋子訳『消費社会の誕生 近世イギリスの新企業』東京大学出版会、1984 年、5 頁、133 頁、137 頁。)

4 C. Muldrew, ' 'Th'ancient Distaff' and 'Whirling Spindle': measuring the contribution of spinning to household earnings and the national economy in England, 1550-1770', *Economic History Review*, 65 (2) (2012), 498-526, pp. 499-520; J. Webb, *Poor Relief in Elizabethan Ipswich* (Suffolk Rec. Soc., 9, 1966), pp. 119-40; M. Zell, *Industry in the Countryside: Wealden Society in the Sixteenth Century* (Cambridge, 1994), pp. 166-7; K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven and London, 2000), p.41.

5 M.S. Woolman & E.B. McGoean, *Textiles: A Handbook for the Student and the Consumer* (New York, 1929), pp. 310-12.

6 D. Winterbotham, 'Sackclothes and fustyans and such like com'odyties': Early linen manufacture in the Manchester region', in E. Roberts (ed.), *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 24-5; M.S. Woolman & E.B. McGoean, *Textiles: A Handbook for the Student and the Consumer* (New York, 1929), pp. 318-20.

7 M. Robinson, 'The linen industry in north Lancashire and Cumbria, 1600-1830', in E. Roberts (ed.) *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 28, 57.

8 D. Winterbotham, 'Sackclothes and fustyans and such like com'odyties': Early linen manufacture in the Manchester region', in E. Roberts (ed.), *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 27-8; M.S. Woolman & E.B. McGoean, *Textiles: A Handbook for the Student and the Consumer* (New York, 1929), pp. 34-5.

9 織布工程は毛織物における場合とそれほど大差がないと思われるのでここでは省略する。尚、毛織物の織布工程については以下の文献を参照。矢口孝次郎「16、17 世紀のヨークシャーにおける織元の経営形態とその発展」同編『イギリス資本主義の展開』有斐閣、1957 年、73～4 頁。

10 H. Cunliffe, *A Glossary of Rochdale-with-Rossendale, Words and Phrases* (London, 1886), p.65; N. Lowe, *The Lanchashire Textile Industry in the Sixteenth Century* (Manchester, 1972), pp. 101-2; N. Evans, *The East Anglian Linen Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), p.32; L.R.O., Probate inventory of John Ireland, 1619; Probate inventory of Thomas Bamford, 1602.

11 この作業をイングランドでは 'bowking' あるいは 'bucking' という。Cf. D. Winterbotham, 'Sackclothes and fustians and suck like com'odyties', p. 36.

12 黒石鹸は繊維の損傷の軽減のために使用された。Cf. D. Roche, *The Culture of Clothing: Dress and Fashion in Ancien Regime* (Cambridge, 1994), p. 389.

13 これをイングランドでは 'crofting' あるいは 'grassing' という。Cf. D. Winterbotham, 'Sackclothes and fustians and suck like com'odyties', p. 36.

14 C. Singer, E.J. Holmyard, A.R. Hall and T.I. Williams (eds.), *A History of Technology*, vol.3 (Oxford, 1957), pp. 174-6.

15 D. Winterbotham, 'Sackclothes and fustians and suck like com'odyties', p. 36.

16 N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), pp.30-2.

17 「生産形態」をここでは、織元が展開している労働過程と、この労働過程が展開する軸となる織元を中核とする経済関係という意味で用いる。

18 本論文で利用した未公刊史料は現在ウィルトシャー公文書館(Wiltshire & Swindon Record Office)に保管されている。1600 年から 1700 年間に残存する亜麻織布工(linen weaver)の遺産目録は 28 通のみであった。WSRO, P/41631/9, P5/1636/46, P5/1641/10, P5/1641/20, P5/1642/8, P5/1642/18, P5/1645/7, P5/1646/9, P5/1661/17, P5/1662/110, P5/1665/65, P5/1667/20, P5/1666/1, P5/1668/73, P5/1669/3, P5/1673/31, P5/1674/43, P5/1677/30, P5/1678/33, P5/1678/28, P5/1679/72, P5/1679/1, P5/1685/19, P5/1685/33, P5/1690/1, P5/1695/46, P5/1695/41, P25/1695/5. 尚、P5 は Dean of Salisbury Court の公

文書であり、P4 は Sub-Dean of Salisbury Court の公文書を示し、P25 は Precenter or Chanter of Westbury Wilts 管理の公文書を示している。

[19] J. Thirsk, *The Agrarian History of England and Wales, vol. IV* (London, 1967), ch.1.

[20] J. Thirsk, *The Agrarian History of England and Wales, vol. IV* (London, 1967), ch.1; J. de Mann, 'Textile industries since 1550', in E. Crittal (ed.), *A History of Wiltshire: The Victoria History of the Counties of England*, Vol. IV (London, 1959), p. 178.

[21] 茂木一之「初期イギリス綿業における経営形態の発展と多様化（２）」『高崎経済大学論集』第 43 巻第１号、2000 年、21 頁。

[22] C.G.A. Clay, *Economic Expansion and Social Change: England 1500-1700*, II (Cambridge, 1984), pp. 155-9.

[23] N. Penney (ed.), *The Household Account Book of Sarah Fell of Swarthmoor Hall* (Cambridge, 1920), *passim.*

[24] J. Styles, *The Dress of the People: Everyday Fashion in Eighteenth century England* (New Haven, 2007), p.142, n 35.

[25] WSRO., Probate inventory of Roberte Ollyver, 1641.

[26] T. L. Stoate, *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982), pp.147-8. 世帯数から人口の復元乗数をここでは 4.75 とした。Cf. E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population History of England, 1541-1871: A Reconstruction* (Cambridge, 1981), pp.567-684.

[27] C. A. F. Meekings, *Dorset Hearth Tax Assessments 1662-1664* (Dorchester: DNHAS, 1951). 世帯数から人口の復元乗数をここでは 4.3 とした。Cf. T. Arkell, 'Multiplying factors for estimating population totals from the hearth tax', *Local Population Studies*, 28 (Spring, 1982), p.57.

[28] D.R.O., PE/GIL RE1/1, 1564/5-1650.

[29] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), pp. 63-4; J. Thirsk, 'Seventeenth-century agriculture and social change', in J. Thirsk (ed.), *Land, Church and People, Agricultural History Review,* 18, Supplement (1970), pp. 155, 157.

[30] ダウラス(dowlais)とは、きめの粗い綿布を意味する。参考 J. Bristow, *The Local Historian's Glossary & Vade Mecum* (Nottingham, 1990), p. 57.

[31] WSRO, Probate inventory of Jeremiah Gatehouse, 1684.

[32] WSRO, Probate will of Richard Peiry, 1687.

[33] WSRO, Probate inventory of Richard Peiry. 尚、'too at speening'は、'two looms for spinning'を意味する。ピエリーの遺言書から彼の家族構成がわかる。彼の家族は５人家族であり、２人の息子たちは独身で、１人娘はすでにリチャード・レイア氏に嫁いでいた。作業場の４台の織機と亜麻作業場の１台の織機から織布工程では徒弟、雇い職人が雇われていたと解して良いと思われる。

[34] E. Roberts (ed.), A History of Linen in the North West (Lancaster, 1998), p.50; WSRO, 865/13, Account Book of Gillingham Forest Charity: Payments to the poor and sick of Mere out of the revenue from 80 ac. Land late part of the forest with two 19th memoranda of the term of charity, 1657-1739, fol. 133 verso. このことは、研究史において 17 世紀末にはイングランドでは亜麻は栽培されていなかったという説に疑問符を投げかけるものである。竹田泉『麻と綿が紡ぐイギリス産業革命−アイルランド・亜麻業と大西洋市場−』、第２章。

[35] WSRO, Probate Inventory of Hugh Brady, 1686.

[36] K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (Yale Univ. Press, 2000), pp. 316-8.

[37] K. Wrightson, *Earthly Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (Yale Univ. Press, 2000), pp. 319-20.

[38] WSRO, Probate inventory of Richard Green, 1690. 遺産目録には、通常、動産及び借地が記載されたが、謄本保有地や自由保有地は記載されなかった。Cf. M. Spufford, 'The limitations of the probate inventory', in M. Spufford (ed.), *Figures in the Landscape* (Ashegate, 2000), p. 48.

[39] 馬場哲『ドイツ農村工業史-プロト工業化・地域・世界市場』東京大学出版会、1993 年、167～170 頁。

[40] 奥野良知「18 世紀カタルニャの地域工業化-産地形成と業種転換を中心に-」『社会経済史学』第 67 巻第３号、2001 年９月、51 頁。

[41] L.R.O., Probate inventory of Thomas Bamford, 1602.

[42] J. De Mann, 'Textile industries since 1550', in E. Crittal (ed.), *A History of Wiltshire: The Victoria History of the Counties of England, vol. IV* (London, 1959), p. 178.

[43] N.B. Harte, 'The rise of protection and the English linen trade, 1690-1790', in N.B. Harte and K.G. Ponting, *Textile History and Economic History: Essays in Honour of Miss Julia de Lacy Mann* (Manchester, 1973), pp.75, 78.

[44] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), p. 104.
[45] D. Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century: A Study in Social and Administrative History* (Oxford, 1969), p.40.
[46] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), p. 109.
[47] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), p. 110.
[48] C. Muldrew, "Th'ancient Distaff' and 'Whirling Spindle': measuring the contribution of spinning to household earnings and the national economy in England, 1550-1770', *Economic History Review*, 65 (2) (2012): 498-526, pp.519-20.

# 第Ⅱ部　近世農村社会の政治文化

# 第４章　チャールズ１世専制時代の市場統制と教区ガバナンス
## ～ドーセットシャーの「落ち穂拾い」の事例を中心に～

第２章及び第３章では、地域経済（農業、産業）におけるコモンズの相対的価値について考察した。本章及び次章では、共同利用資源たるコモンズの救貧システムの機能化に向けた貧しい住民らの行為主体性の一つの淵源たる、イギリス近世の農村社会を貫く通奏低音としてあった「政治の社会的深化」(social depth of politics)を媒介とした政治文化について、貧しい人々の慣習的権利としてあったコモンズにおける「落ち穂拾い」と、「矯正院」の設立と改善に関わる二つの事例をもとに検討する。その中で、「政治の社会的深化」を通じて展開された、農村教区の中間層や貧しい住民など社会的アクターの政治的関与を考察する[1]。

## はじめに

内戦前チャールズ１世専制時代の政治史を論じたものとして、まずトマス・バーンズの *Somerset 1625-1640: A County's Government During the 'Personal Rule'* (1961)があげられる[2]。バーンズの研究は 、サマセット州のジェントリ層の書簡や四季法廷記録を駆使した一地方の政治史を論じた最初の研究であり、後のケント州の A・エヴァリット、チェシャーの J・モリル、サセックス州の A・フレッチャーといった「中央と地方の関係」を論じた 1960 年代及び 70 年代の地方史研究の先駆けとなるものであった[3]。バーンズを含めこれら 60 年代 70 年代の地方史研究は、国政への積極的な関与を目指す政治通のジェントリの勃興を強調したホイッグ史観に代わって、むしろ地方における利害関係や党派争いというものが地方の支配層にとって重要であったことを強調するものであった。エセックス州に関する K・ライトソンや D・デヴァインの研究に至って、このバーンズに始まったこれら地方史研究は、1980 年代に隆盛する政治史の修正主義と称される潮流の基盤を形成していった[4]。しかしながら、修正主義が新たな主流となるにつれて内戦前イングランド地方史研究はその後役割を終えたかのような観を呈するようになった。しかし、80 年代から 90 年代における歴史学会を取り巻く社会情勢は新たな研究課題を提示させた。即ち、80 年代におけるサッチャー政権下でのヴィクトリア朝的価値(Victorian values)の宣伝、また 90 年代以降のブレア政権におけるコミュニティおよびボランタリー部門の再評価、そして両者に共通する「福祉から労働へ」(welfare to work）政策といった、福祉国家解体後の個人

の責任の強調と新たな統治構造の構築は少なからず各方面に影響を及ぼし、イギリス近世史研究においても国家の役割というものがあらたなテーマとして浮上した[5]。90 年代以降、国家およびその諸制度と個々人との関わりへの関心がクローズアップされ、その研究成果が次々と公刊されるようになる[6]。2001 年に開催されたオックスフォード・ディスカッション・グループ(Oxford Discussion Group on the State, DGOS)による '*When /What was the State?*' に関する活発な意見交流は、これまで国家の存在や発達というものをア・プリオリなものとして前提し、明示的にイギリス近世史研究に位置づけてこなかったことへの問題提起であったのである[7]。

イギリス近世史に関する 1990 年代以降におけるこれら諸研究の特徴は、ジェントリやそれより下位にある人々の地方における政治的態度や利害の対立への関心にあった[8]。この研究動向は、単にケース・スタディから社会関係の一般化を引き出す類いのものではなく、むしろ地方の事情というものが、社会政治的態度や経験の変化に影響を及ぼしたり、その変化への対応に影響を及ぼしたりすることにおいて決定的に重要であったことを明らかにしようとしたものであった。イギリスの歴史学の第一人者らによるバリー・コワード篇『入門ステュアート・ブリテン史』において、そのひとり S・ヒンドルは、将来有望な研究の方向性として、「利害関心というものが、貴族やジェントルマン、ヨーマンだけではなく、ハズバンドマンや労働貧民をも含めた当時の人々の絶えず変動するものの見方や態度の混ざり合ったものであったということを認識することである」としている。その中でヒンドルは、個々の共同体の社会秩序内の既得権益を巡る利益集団間の対立の決定的重要性とさらなる研究の必要性を指摘し、地方史研究の有効性について述べている[9]。

本章は、ドーセットシャーを主たる研究対象とするものであり、このケース・スタディをもってイギリス近世農村社会の社会関係の一般化を述べるものではなく、むしろ一地方における共同体内の既得権益をめぐる利益集団間の対立に焦点を当てながら、チャールズ１世専制時代の 30 年代において、「国王の委任に基づく地方行政(government at the King's command)」のもとで、いかに市場統制が実施され、特に貧民の生存維持の手段たる「メイクシフト・エコノミー」の一つである「落ち穂拾い」の規制の中で、地方における教区ガバナンスの特徴がいかに現れるのか、そのひとつのケース・スタディを提供するに過ぎない[10]。市場統制というものが「国王の委任に基づく地方行政」を考察するにあたり焦点が当てられるのは、いうまでもなく 16 世紀末以降「国王の委任に基づく地方行政」の伝統が、望ましい統治 (good governance)という社会的責務と、領主及び農業経営者としての利潤追求との板挟みにあった治安判事に委ねられ、そうした彼らが国王への奉仕とコ

モンウェルスの公共善への奉仕という相矛盾する課題に直面する現状が鮮明に描かれたのが市場統制において他にはないからである[11]。そして、その際に「落ち穂拾い」の規制が特に考察されるのは、かつてD・アンダーダウンが注目したように、1630 年から 31 年間の最も深刻な凶作の時代を頂点に「落穂拾い」の不正利用による穀類の盗難に関する事例の急激な増加は、まさに貧民の生活状況が当時破滅的であったことの単なる例証であるだけではなく[12]、「落ち穂拾い」の規制というものが、いわば貧困という当時の深刻な社会問題に直面した際、中間層(middling sort)が人的物的に動員されるそのメカニズムを垣間みることができるローカル・ガバナンスのひとつの特徴と考えられるからである。そして最後に、その考察が 30 年代に限定されるのは、全国的な生存危機は勿論、局地的な生存危機への状況へと至ることを食い止めたとされた 1552 年議会制定法における「買い占め」禁止と、それを補う 1587 年から 1631 年間に繰り返し発布された枢密院勅令（dearth orders)による市場統制というものが、チャールズ 1 世の専制政治により 1630 年代はじめにはもはや信頼できないものになっていたからであり[13]、その間に市場統制というものがどのように実施されていたかが地方行政の当時の特徴を示し得ると考えたからに他ならない[14]。

ヒンドルが *Dearth and the English Revolution: The Harvest Crisis of 1647*-50 (2008) で明らかにしたように、イギリス内戦期の 1647 年から 1650 年間の凶作は、市場統制の力学に関する知識と経験について当時の人々の意識が転換した決定的エピソードであった。それは市場統制に関する「絶対王政の政治経済（political economy of absolutism)」から「貧民のモラル・エコノミー（moral economy of the poor)」への転換を示すものであり、いわばイギリス内戦というものが社会政策のイニシアティブを国王から中間層や貧しい住民といった社会的アクターへと移すことになったことを論証するものであった[15]。もし仮に 1640 年に至るまでの 1 世紀間がジェントリの黄金時代（golden age of gentry)であるとするならば、続く 1 世紀はローカル・ガバナンスの責務が中間層へと手渡される世紀であった。即ち、その 1 世紀を通じて行政教区における彼ら中間層の権威の経験や権限の裁量権というものがイギリス近世農村社会に安定をもたらしたとされたのである[16]。

それゆえに、本章では、国王大権が喪失する 1640 年代における社会政策のイニシアティブが中間層や貧しい住民といった社会的アクターへ転換されることを可能にする内戦前夜における社会的基盤の構築とそれに深く関わると考えられる中間層，教区においては主要な住民(chief inhabitants / better sort)のアイデンティティの成長に注目したい。特に、30 年代において治安判事を行動に移させる原動力としての中間層の請願のプロセスにおいて明らかにされる一枚岩ではない彼らの政治的態度がひとつのアイデンティティとして構築

されていく過程、別言すれば中間層の農村ガバナンスへの動員のプロセスを探る。何故ならば、そのプロセスの中に、地方への権限委譲を進めながら（いわば国王の委任に基づく地方行政において）、地方の中間層の人的物的動員によって国家の安定化を図るひとつの地方独自の統治のからくりがあったと考えられるからである。尚、本章では、分析史料としてドーセットシャー四季法廷記録(Dorset Quarter Sessions Records)を用いる。それは共同体の中に埋め込まれた当時の人々のその時代特有の社会政治的価値観というものが、様々な異議申し立てや請願といった形で法廷記録に現れているからに他ならない[17]。以下、まず1620年代後半から30年代における社会経済状況と市場統制について、ドーセットシャー四季法廷記録を中心にみていく[18]。

### 第１節　1630年代前半の社会経済状況と市場統制

過酷な凶作の時代であった1594年から1597年間、1622年から1623年間および1629年から1631年間に、1552年議会制定法（買占め禁止）を補う枢密院勅令というものが、全国的な食糧払底による生存危機を食い止めたとされている[19]。こうした勅令は、家父長的な消費者保護としての業者規制策のひとつであったわけである[20]。この勅令は、農業経営者、仲買人、麦芽製造業者、パン焼き職人の穀物調査や麦芽製造・麦酒醸造・穀物販売の制限、そして農業経営者による貧しい職工や労働者への低価格の食糧の供給の強制、さらに貧民への市場での食糧の確保のための調査、そして個人売買規制、物乞いの許可、タバーン規制、蒸留酒造やビール醸造への穀類規制など流通規制をも含む広範囲にわたるものであった[21]。しかしながら、庶民院に議席をもつ議員達は自由な市場取引に対する国家の干渉を容認しなかった。そのために、これら広範囲にわたる調査と規制は、議会制定法の法的根拠を有するものではなかったのである。にもかかわらず、1630年代に至るまで食糧払底の事態の緊急措置としての枢密院勅令は国王大権による政策の柱であった[22]。しかし、その枢密院勅令は、1630年代に至って、チャールズ１世の専制政治により、もはや信頼できないものとなっていた[23]。以下では、1630年代における当時の社会状況を四季法廷記録から垣間みることにする。

1634年、ブランフォードにおける四季法廷において、ドーセットシャー南西部ウィッチャーチ郡チャーマウス教区の教区民は、「(われわれの教区は) 非常に貧しい教区でありながら貧民救済に過剰な負担を強いられており」、また「住むところもなく、また教区救貧給付を受けていない父なし子（非嫡出子）が数多く存在する」と訴え、公的救貧はもとより

非公的救貧でも間に合わない窮状を陳情した。四季法廷は、チャーマウス教区の貧民救済を支援するために、近隣教区からの救済基金を預かるドーセットシャー西部地区財務担当であるウェットクーム氏から当該教区の貧しくて親権者のいない子どもらに対して衣服および居住地の費用として３ポンド支給するよう命令している[24]。

また、1632 年 7 月 3 日、シャストンで開催された四季法廷では、州中央部に位置するクームズ・ディッチ郡ブロックスワース教区の教区委員 (churchwardens)と貧民監督役(overseers of the poor)に、マナーの荒蕪地に働けない貧民のための居住地を確保する領主ジョージ・サベージの許可書に基づいて、四季法廷はマナーの荒蕪地に教区の働けない貧民を救済するための貧民の家を建設することを許可するとともに、その貧民の家を貧民救済のために今後永久に使用するよう命令している[25]。

また、1631 年 7 月 12 日、同じくシャストンで開催された四季法廷において、州北部のギリンガム教区の貧民監督役は以下のように陳情した。即ち、「我々教区民は、夥しい数の貧民 (multiplicity of poore)のために、過剰な課税負担 (soe much ovcharged)を強いられ、彼らの救済のために重い救貧税負担(very highly rated )に甘んじている。にもかかわらず彼らを救済できない (are not able to maintaine)現状にある」と。そして彼らギリンガム教区の貧民監督役は近隣の教区による教区間救済(rate-in-aid)を嘆願した[26]。1631 年 4 月 19 日、港湾の町ブリッドポートにおける法廷において、州南西部ガッダーソーン郡にあるブリッドポート近郊のアリントン教区の住民は以下のような請願を行っている。即ち、「我々はこれまで救貧税を可能な限り負担してきた。しかしながら昨今、貧民が急増し(soe greatly increased and multiplyed)、我々は彼らを救済することができない」と。四季法廷はこの事態を重くみて、同じ郡内の各教区から救済の援助を行うよう命令している[27]。このことはまさに、教区間救済の実態というものが、単に当時の貧困の深刻さを反映しているだけではなく、隣接する教区や市場町において社会構造、富の分布そして人口増減の多様性があり、まさに貧困の程度の差がモザイク状にあったことを示している[28]。こうした四季法廷における救貧関連の命令の集中は、あくまで教区からの請願をしてなされたものであり、地方における社会政策は治安判事のイニシアティブによって実施されたものでなかったことを示すものである[29]。しかしながら、教区貧民救済はいかなる人物に対してなされたのであろうか。以下の 1635 年州西部ビーミンスターで開催された法廷でなされた命令にも、法廷記録はその詳細に対しては黙したままである。

「ビーミンスターの教区民が彼ら貧民に十分な燃料を与えてきたにもかかわらず、町の多くの貧しい人々が、教区住民の保有する農地の柵や生垣を盗んでいる」[30]

こうした燃料の供給に関して、ヒンドルは、貧民が薪の代用として囲い地の柵を壊したりして盗みを働かないように冬に入る前に貧民監督役が貧民を訪ねて調査した。そして彼ら貧民監督役は、燃料となる薪を配布したが、働いて現金収入のある労働貧民に対しては現金で支払わせ、救貧税負担者には救貧税負担額から差し引いたとしている。こうした貧民への薪などの提供は、エリザベス救貧法の政策立案者が想定した救済の概念を超える拡張サービスとして実施されていたことを示すものであり、このような事例がW・ニューマン・ブラウンをして、救貧法の実施を「慈悲深く同情的であった」という誤った解釈を導いたのである[31]。しかしながら、ヒンドルがいうように、教区救貧の受給者の教区人口に占める割合は極端に少なかったのであり、彼ら貧民の多くは、教区貧民救済を受けられず、隣人や親類、あるいは窃盗を通じて生存していかざるをえなかったわけである。このように四季法廷に現れるこうした救済の事例は教区に実際に存在した貧民のごく一部に関するものであった[32]。

とすれば、実際の貧困問題はさらに深刻なものであったことが想像される。こうした深刻な貧困問題と有機的に関連したと考えられるのが当時の全般的な食糧不足(dearth)であった[33]。食糧価格高騰について州都ドーチェスターの商人ウィリアム・ホワイトウェイはその様子を日記に綴っている。

「･･･1634年1月、今年の冬は厳しい。霜や雹が降り、冷たい雨が降り注ぐ。テムズ川が凍り、路上で凍死する者が出たそうだ。･･･22日、寒さのあまりインクが凍ってしまった。農夫は働くことができず、貧しい人々の救済のために町では臨時の徴収がおこなわれた。多くの人々が凍死している･･･6月、今夏は雨がふらず、土壌が乾ききって草が生えない。･･･雨不足がクリスマスまで続き、多くの場所で水不足を引き起こしている。人々は家畜への給水のために3，4マイルも移動しなければならない。･･･クリスマスが終わって雨が降り続いた。そのため多くの羊が肝疾患(liver disease)を患った。･･･冬の終りから4月頃まで雨量が極端に少なく、そのため穀物価格が高騰し、1ブッシェル当り小麦が6シリング、大麦が4シリングまで上昇した。今年は小麦が6シリングから7シリングで販売されているあり様である･･･」[34]

しかしながら、その食糧不足は単に気候の不順のためだけではなく、人為的な穀物価格の高騰によるものであった。B・シャープは、テューダー・ステュアート朝国家自体がこうした食糧不足を仲買人に原因があると薄々感じていたとして、規制勅令集（Book of Orders)は、こうした買い占めに主に向けられたものであったとしている[35]。以下に示されるように、ドーセットシャーにおいても例外ではなく、訴追請求において穀物の「買い占

め」が頻繁にあったことが示されている。1626 年ドーチェスター開廷期において、ウィンボーン・ミンスター郡のロバート・ターナーは、16 エーカー相当の大麦を買い占め、それを売却して利益を得た罪で訴えられた[36]。翌 1627 年シャーボーン開廷期では、転売目的で穀類・羊・薪束を買い占めた 9 名のうち、4 名が穀物の買い占めで訴えられ、さらに 1631 年ブランフォード開廷期では、羊、穀類、バター、チーズそして塩の買い占めによって訴えられた 20 名のうち、11 名が穀物の買い占め（engrossing grains)によるものであった。他にも 1625 年のウィリアム・バグラー、ジョン・ギル、トマス・デューイなどのジェントルマン層をはじめ、1630 年のジョン・シーモア、ロバート・ターナー、1631 年のトマス・フライアほか 13 名など、1625 年から 1633 年にかけて残存する記録だけでもほぼ毎年にわたってこうした買い占めに関する多くの訴えが残されている[37]。このように穀物価格の高騰と市場に出回る穀物量の不足は、40 年代のウィルトシャーの食糧不足（dearth)に関わる研究が明らかにしたものと同様、価格高騰をねらった「買い占め」によるものであった[38]。こうした「買占め」による価格高騰と食糧不足に拍車をかけていたのが「麦芽製造(Maulting)」であったことが法廷記録に残されている。1630 年、シャストンで開催された四季法廷は、深刻な食糧払底の原因として麦芽製造を挙げている[39]。

「穀類の不足､飢饉の恐れの主たる要因のひとつである夥しい数の麦芽製造者に関して、それを抑制する旨の枢密院命令ゆえに、本法廷はいかなる者も穀類を麦芽にすることを禁止する。ただし、十分な穀類を所有し供給しうる者を除くものとする」。

このように、穀物払底の主たる原因のひとつとして必要以上の麦芽製造者が存在し、それが食料不足の事態を招く恐れがあると指摘している。従って、四季法廷は、いかなる者も穀物を麦芽にすることを禁じ、麦芽業者（maulsters)の製造量および穀物搬送量を制限する命令を下した[40]。このことは穀類を積荷ごと買い上げることで市場価格が跳ね上がることを懸念したゆえであると考えられる。次に示される大陪審（Grand Jury)の告発にあるように、こうした食糧不足において槍玉にあげられた人間は、穀物市場から穀類を流用する人間であり、その中でも特にエール醸造に流用する人間であった。1636 年、州北西部シャーボーンで開催された四季法廷において、麦酒製造販売に関する規制の命令がなされている。

「シャーボーンにおいて、エールハウス(‘Alehowsekeep[er]s’)へ販売する麦酒・エール販売の公売規格がないと、大陪審による告発がなされた。・・・エールハウスによっては自家製のアルコール度の強い麦酒(‘Beere of extraordinary strength’)を醸造し販売している。故に、いかなる居酒屋もこのようなアルコール度の強い麦酒(‘beere of such excessiue

strenth')を醸造し、近隣の貧民('poore Neighbor[es]')に対して店内、あるいは屋外で麦酒を販売してはならないものとする」[41]。

上記のドーセット四季法廷では、麦酒販売規格（assize)という市場統制と併せて、「エールハウスの店主がアルコール度の強い自家製麦酒を、居酒屋または路上で貧民に販売することを禁じる」として、市場統制を治安維持にまで拡大して適用しているようにおもわれる。重要なのは、こうした市場統制や治安維持が治安判事のイニシアティブによるものではなく、むしろ請願から大陪審の告発に至るプロセスの中で実施された販売規格の導入とそれに伴う市場統制の要請によるものであったことであり、40 年代のチェシャーの四季法廷記録と同様に、麦芽製造の規制の目的は、貧民が「食糧にありつけ」そして飢餓寸前まで追い込まれた貧民の数が減少することを確実にすることにあったのである[42]。

また以下の例では、麦酒の品質とその価格、そして販売する際の単位を規定して、少量小額で販売できないようにして貧民による麦酒購入を規制している。

「ドーセットシャーの全ての麦酒製造業者は、高品質の麦酒大樽あたり 12 シリング、やや品質の劣るもの大樽あたり９シリングでエールハウスに販売するものとする。もし仮に製造業者がハンバーキン(１バレル)単位('humberkin')で販売する場合、それぞれ高品質８シリング、やや品質の劣る麦酒を６シリングで販売するものとする。そしてエールハウスの店主は麦酒をジョッキやカップで販売してはならず、クウォート単位('Ale quartes')で販売するものとする」[43]。

以上のように、市場統制は、市場の安定化と秩序維持に向けられたものであり、大陪審の告発へ至るプロセスの中での中間層や貧しい住民といった社会的アクターによる請願を通じてなされた。しかしながら、こうした規制はこれら社会的アクター全体に受け入れられていたとは必ずしもいえない。以下の例は、ビーミンスターにおける抵抗の特異なケースではあるが、四季法廷記録にある夥しい数の命令違反は、治安判事による四季法廷における市場統制や禁止命令にもかかわらず、その多くが日頃の恭しい態度とは裏腹にほとんど聞き入れられていない事実があったということであろう。

「ビーミンスターの多くのエールハウス店主や他の卑しい住民('other meane Inh[ab]itants')が獰猛で危険な犬('great fierce and dangerous doggs')を飼っており、治安係や他の住民が夜間に職務を遂行する上で、出向くのが非常に恐怖であり危険な状態にある。本法廷は、彼らがこうした獰猛で危険な犬を飼わぬこと、特に夜間に放し飼いにしないことを命ずる」[44]。

こうした特異な例も含めた司法行政当局への抵抗にはある一般認識があったのかもしれ

ない。それを思わせる事例が 1630 年の凶作の年のある貧しい女性の訴えであろう。彼女は次のように述べたのである。即ち「牧師であるホワイト師は、国家を餓死させる私利私欲の輩である・・・ニューイングランド向けの食糧はスペイン向けのものである」と述べたと告訴した。またその翌1631 年において、別のある貧しい女性は「(ホワイト師が）大地からの最高の祈りを輸出している」と告訴した[45]。こうした彼女らの関心事が物語るのは、当時の貧しい住民らにとって、食糧難（凶作）というものが自然の摂理による必然的なものであったとしても、それ自体が食糧不足（価格高騰）の唯一の原因ではないという一般認識があったということである。つまり、凶作にもかかわらず麦芽・醸造の規制のないままの状態がそれまでなぜ可能であったのか、それは 40 年代後半のウィルトシャーの事例と同様に、その理由が治安判事のそのことへの無頓着さ、あるいは見逃しにあったということを大陪審や請願者らが十分認識していたということである[46]。一方、こうした買い占めによる穀物価格高騰と食糧不足という状況の中にあって、ドーセットシャー中央部の白亜丘陵地帯（Chalk Downs)では、治安判事を輩出する地方の有力な地主層(landlords)の主導の下に灌漑牧草地（water meadows)への転換という農業改良事業が推進されていた。これは、白亜丘陵地帯の鉱泉を利用して灌漑牧草地化を導入し、それによって牧草の生育が促進され､牧羊に必要な牧草の供給が従来よりも早期に実施可能となり、それが農地への施肥とうまく結合することで農業生産性を向上させたものであった。このプロジェクトには多額の投資が必要だったにもかかわらず、建設が推進され、ドーセットシャー農業の特徴とまで称されるようになったのは、その利潤が多大であったからに他ならない。早くも 1620 年に、ドーセットシャー治安判事、エドワード・ローレンスは、この灌漑牧草地導入に着手している。そして 1629 年 9 月 15 日に開催された領主裁判所にて、「陪審の請願により、マナーの共同採草地を灌漑することを命ずる」とともに、「ジョン・ラドル及びロバート・スカットを領主及び陪審の同意によって水路管理人として雇用することを決定する」とし、採草地を保有するすべての者に水路管理人の人件費負担を彼らの土地評価額に応じて、10 日以内に支払うよう命じた。1629 年におけるピドル川流域のパドルタウンでは、治安判事ヘンリー・ハスティングによって灌漑牧草地建設のプロジェクトが実施に移された。1630 年代にはウォームウェル、ウィンフリス・ニューバラそしてクランボーンなど各地で同様のプロジェクトがその地方の有力な地主層の主導のもとに実施された[47]。こうした灌漑牧草地への転換には多大な収益があったことから、それと密接に関わる牧羊、特に羊の買占めというものが当時社会問題となっていた。

1634 年におけるウィルトシャー四季法廷では、「ウィルトシャーおよびドーセットシャ

一の羊の仲買人は、各市場を渡り歩き、止むことなき買占めをおこなっている。例えば、ブランフォード（ドーセットシャー）で土曜日に羊を買い占めて、翌週の水曜日にそれをウィルトン（ウィルトシャー）で売却するのである」と報告されている。こうした羊はロンドン向けの羊肉として利用されたにせよ、J・H・ベティが指摘しているように、これらの羊は穀類の生産高向上のために用いられ、買占めによる羊の価格高騰が必然的に穀類の価格に反映された[48]。こうした状況を総合してみるならば、イギリス近世における地方行政は、確かに地方の有力な地主層から選出された治安判事によるものではあったが、彼らは農業改良事業を推進するなど、望ましい統治を遂行すべき公人としての責務と、地主および生産者（特に羊毛および食糧）としての私利私欲との間の板挟みにあう責を負う立場にあったといえる。皮肉にも、食糧不足の時代に、貧民を救済する責務を担ったはずの治安判事など有力な地主層は、彼らの投資に見合う利潤を得る為に高値で穀物等を販売しようとしていた農場経営者および金利生活者としての既得権益を有していたのである[49]。こうしたことから、我々はかつてA・フレッチャーが強調した福祉行政に関する中央政府のイニシアティブとそれを補強する治安判事の調停役としての機能の重要性を過大評価してはならない[50]。むしろ、E・P・トムスンの『18 世紀のイングランド群衆のモラル･エコノミー』で明らかにされたように、30 年代における凶作への中間層や貧しい住民といった社会的アクターの対応は、ヒンドルが論証した 40 年代後半の凶作における市場統制のあり方と非常に似通った、すなわち中間層や貧しい住民といった社会的アクターというものが、彼らの幾世代に続く経験によって凶作の際に治安判事を行動に移させる原動力となっていたことを示すものであり、まさにそれは市場統制に関する「知識（knowledge)」と「経験（experience)」が、彼ら社会的アクターの意識を転換させた決定的エピソードであったのである[51]。

以下では、本章の中心的課題ともいえる中間層のアイデンティティの構築過程の分析に移るが、その際、上記市場統制の状況下においてなされた治安判事による「落穂拾い」の慣習規制を主に分析することにする。何故ならば、その慣習規制において一枚岩ではない中間層の認識が「改革」を妨げるものとして誇張して描かれ、動員されていくプロセスが読み取れるからに他ならない。

## 第２節　「落ち穂拾い」の規制

### 1　四季法廷

ここでは法廷記録の分析に入る前に四季法廷について若干の説明を加えておく。周知のように、四季法廷の起源は 14 世紀に遡り、四季法廷はまさに治安判事の年４回の会合であった。ドーセットシャーの場合、法廷は、御公現の祝日 Epiphany（１月）にブランフォードにおいて、復活祭 Easter（３月あるいは４月）にシャーボーンにおいて、トリニティ Trinity（６月あるいは７月）にシャストン（現シャフツベリ）において、そして聖ミカエル祭 Michael（９月あるいは 10 月）にビーミンスター（1630 年以前）およびブリッドポート（1630 年以降）において開催された。各州には大法官の指示で大法官府から発行された治安判事をリストアップした治安判事任命書(Commissions of the Peace)があり、そのリストに掲載されることは非常に名誉あることであった。その選出には各州長官(Lord Lieutenants)の影響が強かったとされている。治安判事は、主要な地元の有力な家系（主にナイト爵、エスクワイヤ）から選出されたが、その中には聖職者(clerics)あるいは貴族層(nobles)も含まれていた。ドーセットシャーにおいて 1625 年から 1638 年間に確認される治安判事は 35 名であり、その内、ジェントリ層が最も多く、内訳はエスクワイヤ(esquire)17 名、ナイト爵(Knight)14 名、准男爵(Baronet)1 名となっており、その他に聖職者 2 名、貴族 1 名から構成されていた。四季法廷には、法律に通じた、あるいは経験豊かな「必要員」(of the Quorum)と称される治安判事が含まれ、任命書および議会制定法で規定された管轄事項について陪審を用いて審問し、判決を下した。治安判事の人数は３名から 15 名と幅があり、一般的には８名程度であった。治安判事は、1 日あたり 4 シリングの報酬を受けており、彼らには大法官 (Lord Chancellor)、枢密院(Privy Council)、そして巡回裁判所(Assizes)に対して司法行政上の説明責任があった。治安判事は、毎年３月および７月に州都(County towns)で開催される巡回裁判に出席するように求められたことに留意したい。何故なら、その出席の際に、治安判事らは、ロンドンの枢密院からの勅令や新たな議会制定法、そして地方に関する政府の最近の関心事が伝達されたからである。即ち、巡回法廷でアサイズ裁判官は大陪審に訓戒を行い、その際に通例大法官の訓戒がそれに盛り込まれた。いわばアサイズ裁判官の訓戒は「中央の意図や意向を地方へ伝える重要な手段となっていた」のである。こうした巡回裁判に出席した治安判事が主宰した四季法廷は、いわば司法と行政の融合する場であった。有罪判決(finding of guilt)、罰金科料といった違法行為に関する起訴あるいは告発の裁判手続きだけではなく、公道や橋の修繕といったものさえ扱われ、すべての住民が財源的責任を負わされた。四季法廷は、治安判事、治安判事の私設書記、法廷書記官、その補佐、教区（村）治安係、検視官、代訴人(attorney)、証

人、大陪審、小陪審、容疑者、被告人、廷吏などが出席する公開裁判であり、まず廷吏が開廷を宣言し、続いて法定書記官が治安判事任命書を読み上げた。その後にシェリフが、令状、州役人名簿、陪審候補者名簿を提出した。その後、役人名簿に記載されている上級治安係(constables)、下級治安係（petty constables）、検視官、執行吏が入廷した。大陪審(‘Grand Jury’ of constables）は、起訴状案の妥当性について判断を下し、小陪審は大陪審が原案適正と記載した起訴状にもとづいて被告人に有罪もしくは無罪の評決を下した[52]。1631 年ブランフォードの小陪審では、ジェームズ・バウアーほか３名の者が無罪を主張し、12 名の陪審によって審理された。１名の者は無罪放免とされたが、ほか２名の者は有罪とされ罰金 20 シリングを裁判所に各々支払うように命じられた。陪審員の氏名の一部は多くの起訴状の記録(Summary of Indictment)に記載されている[53]。また略式起訴状提出者(informer)は、治安判事書記官(Clerk of the Peace)が行った。彼らは、四季法廷記録をまとめ、保管する責務があり、法律家(lawyer)として、訴訟の準備、手配、治安判事へのアドバイス等を行った。ドーセットシャーでは、ジョン・スミス(John Smyth)が担当し、書記(clerk)を編成し、彼らを任用した。こうした四季法廷に関わる煩雑な職務の中心たる人物が主席判事である。多くの場合、州都ドーチェスターの裁判記録保管官(Recorder)であったサー・フランシス・アシュリーおよびヘンリー・ハスティングが担っている。アシュリーは、16 歳のときにオックスフォードのモードリン・カレッジ(Magdalen College)で学び、その後に法律を学ぶためにミドル・テンプルに入学して法廷弁護士(barrister, Counsel at law)になっている。ドーチェスターの記録保管官の傍ら、ミドル・テンプルで講義したのち、1625 年（55 歳）のときに勅撰上級法廷弁護士(King’s Sergeant)になった。彼は国王大権(Royal Prerogative)の強力な支持者であり、1614 年、1621 年そして 1625 年および 26 年とドーチェスター選出の議員でもあった[54]。このように、ドーセットシャー四季法廷は、インズ・オブ・コート出身のコモン・ローに精通した主席判事を頂点に運営されていたのである。

以下では、1635 年における「落穂拾い」の規制に関する四季法廷記録の分析をおこなう。

## ２　「落ち穂拾い」に関する認識

当時の人々の「落穂拾い」に関する認識とはいかなるものであったのであろうか。1603 年にハートフォードシャーのある農場で、ひとりの女性が「落ち穂拾い」の最中に農場主に熊手で追い払われたとして訴えを起こした。またエセックス州ウィザムでは、「収穫期に

おける慣習に従って落ち穂拾いをしていると、そこへ農場主が現れて鞭で打った」と訴えた。こうした訴訟の事実は、「落ち穂拾い」が慣習的権利であると一般的に認識されていた一方で、雇い主の方は「落穂拾い」を慣習的権利とは認めていなかったことを示すものである[55]。「貧しき者（the poor and mean)らに落ち穂拾いを」といったトマス・タッサ（1577年)らの助言を守る農場主像は 17 世紀には少なくとも一般的なものではなかったのである。従って、イギリスの法学者ウィリアム・ブラックストーン（『イギリス法釈義』〔1722 年〕）による認識、即ち「農繁期において貧民は、コモン・ローおよびイングランドの慣習によって（by the common law and custom of England)、収穫の後に他人の土地で落ち穂拾いをすることを許されているのである」との文言は現実とはほど遠いものであった[56]。むしろ、1649 年ハートフォードシャー・アッシュウェルの農場主がそうであったように、「落ち穂拾い」は「混乱と無秩序(tumult and disorder)」の代名詞のように眉を顰める存在であった[57]。

ドーセットシャーの詳細な研究で知られるＤ・アンダーダウンは、著書 *Fire From Heaven* の中で、1630 年代における「落穂拾い」を通じた穀類の窃盗についての多くの事例に言及し、「モラル･エコノミー論」を援用しながら、多くの落ち穂拾いのケースが女性に関わる問題であったとしている。アンダーダウンは、その一例として寡婦アン・サムウェイの事例を紹介している。彼女は、凶作の年の 1630 年６月に市場に赴き小麦を購入しようとしたが小麦が底をついてないと相手にされず、結局小麦を手に入れることができなかった。激怒した彼女は、「穀類すべてが粉屋に向けられた。それら布袋に穴を開けてやればいい」と、価格高騰に対する市場統制の任にあった吏員を痛罵したのである。その年の10 月には、州都ドーチェスターにおいて、暴徒と化した彼女らは実際に市場で布袋を掴み、周囲の者を扇動しながら穴を開ける事件を起こしたのである。「社会統制」あるいは「文化的ヘゲモニー」を指向するエリート層と、伝統的な慣習といった貧しい住民らとの対立に基づくアンダーダウンによる二項対立的な伝統的解釈の是非は別にして、彼女らの認識はまさに市場統制を放置した当局への不信から起こったものであったといえよう。

以下に示す事例は、本章の対象となる 1635 年の落ち穂拾いに関わる法廷記録の導入部分である。

「リチャード・キング氏並びにシャーボーンの主要な住民(‘Inhabitants of the better abilitye’)の多くによれば、最近、収穫期に刈り取りや落ち穂拾いにかこつけて、極めて悪質な行為が卑しい身分の人々(‘people of meaner sort’)の間で行われている」[58]。

まず、中間層のアイデンティティの構築との関わりで、この法廷記録の導入部分には「カ

テゴリー自体の歴史的構築性」というものがあることが見いだされることに注意したい[59]。そこでは違法行為をしている「卑しい身分の人々(people of the meaner sort)」というイディオムが用いられ、その一方で、訴えを起こしている多くの「主要な住民(Inhabitants of the better abilitye)」という人々が対置して述べられている。治安判事は、イングランドの多くの地域で彼らを「主要な住民」('better sort', 'principle inhabitants')、あるいは「この小さきコモンウェルスの主要メンバー」と呼称し、その一方で教区の貧しい人々を「卑しい身分の人々(vulgar sort/poor sort)と包括的なレッテルを貼ることで差異化した。治安判事らは、これらレッテルを通じて彼らを階層化し、共同体内部に位置づけつつ支配的な階層秩序を維持しようと努めたのである。このように「他者」との関係性の上に構築する彼らの政治的言説は、中間層自身の内部にもつ異質性を、教区における吏員としての経験(officeholder)によってそのアイデンティティを構築しようとしたものであった[60]。こうしたカテゴリーの歴史的構築性は、後に述べる治安判事による中間層の人的物的動員との関わりで極めて重要な事柄である。また、こうした階層化の中にあって貧民の権利が条件付で保証されていたことにも注意する必要がある。以下の例が示すように、名目上、貧民は、教区貧民監督役による救済の取り扱いに不満がある場合には治安判事に訴える権利を有していた。例えば、1633 年ネザベリ教区メルプラッシュの貧民ルーシー・ピーチは以下のような不満を四季法廷に訴え出ている[61]。即ち、「住み続けていた家屋に住めなくなった(destitute of an house for habitacon)ことで法廷より救済命令がなされたが、貧民監督役はいまだそれを実行していない(negligent of p[er]formance)」と。この請願に対して法廷は以下の命令を下した。即ち「教区の貧民監督役は、彼女に適当な住居(convenient place or house for habitacon)を供給すること。彼女はある意味労働能力がなく自活できない(impotent and not able to p[ro]cure any for herselfe)。仮に貧民監督役がそれを拒絶するならば、法廷は治安判事のひとりロジャー・シュロップを次期法廷に出廷させるよう派遣の要請をする」とした。しかしながら、救貧税負担者・教区吏員・治安判事への敬意や従順(deference)といった、いわば「福祉という機械装置（machinery of welfare)」を滑らかにする潤滑油（lubricant)のない異議申し立てに対しては、貧民には交渉の余地がまったく残されてはいなかったことを研究史は明らかにしている。こうした教区エリート層の対応は、様々な社会的ネットワークの中で、義務と献身の涵養(cultivating obligation to give)を通じて、彼ら自身の社会的立場を強化させただけではなく[62]、救済に値する人間とそうでない人間を識別する敷居を貧民自身に植え付けた、いわば封じ込め戦略(stratagem of containment)であったといえよう[63]。「落穂拾い」の事例において、中間層が担ったシャー

ボーン教区の吏員による取り締まりに対する彼ら「卑しい身分の人々」と呼称された労働貧民たちのとった行動は以下のようにまさに「潤滑油」を欠く内容のものであった。即ち、彼ら労働貧民は、「治安係らがそうした不届き者を捕らえ、止めさせようとするものなら、彼らはコモン・ローに訴える(‘comence accons att Lawe’)」と警吏(‘constables and Tythingmen’)を脅したのである。

これは労働貧民が「落穂拾い」を慣習的権利であると認識していたことを示すものであり、彼ら労働貧民は、「落ち穂拾い」を古来からの慣習的権利として異議を申立て、場合によっては訴訟も辞さないと教区役人を脅し、自らの行為を正当化しようとしたものであった。これと同様の貧民の態度を示すものとして、1648 年夏にウィルトシャーのミドルウィックの市場取引監視人の報告がある。その中で彼らは「我々吏員に対して貧民らは非常に辛らつな態度をとり、その原因が我々にあると考えているのである」と述べている[64]。この種の絶望ゆえの貧民の態度は時折表面化したのであり、それは時に必要の社会理論のあからさまな陳述に近いものになった[65]。即ち、絶望ゆえの犯罪は、その選択肢が飢餓であるならば正当化されうるという認識である。興味深いことに、こうした認識は、次の法廷記録の抜粋に示されているとおり、取り締まりに従事している警吏を担った中間層の一部も共有していたことが推測される。

「治安係や村の吏員の中には彼らの職権を理解していない者がいたり、また単に職務遂行の手腕に欠ける者がいたりして、ますますこうした不正が増加する傾向にある。・・・職務への関心のなさや職務への不利益への関心のなさという問題のため、多くの役人は、このことで彼ら自身が妨害や損失を蒙っているというよりも、むしろこうした違法行為者を訴追することを怠っているのである。このことがこうした不正行為の増加を許し、まじめに働く農夫達に悪影響を与えているのである」。

しかしながら、上記の内容をもって一部の役人が貧民と同じ認識を共有していたと断言することはできない。とはいえ、治安判事による「落ち穂拾い」の濫用に対する治安係や村の吏員の職務怠慢への嘆きは、遵法精神よりも慣習を重んじる当時の人々の価値観、いわば慣習として「落ち穂拾い」をする労働貧民の違法行為に対する寛容に向けられたものであった。こうした地方行政を担う治安判事と中間層との認識のズレ、さらに同じ中間層内での認識のズレは、以下 1633 年の訴訟記録が示すように職務不履行という形で当時社会問題化していた。

「ドーセットシャーにおける教区ならびに小村において、古来より教区治安係や村の警吏を選び宣誓の上職務の任にあたってきた。しかし、最近ではその職務遂行に支障をきたす

怠慢がなされている」[66]。

こうした公開裁判での「不履行」の社会問題化の構築は、単に中間層らの職務不履行の問題をクローズアップさせるだけではなく、社会不安が深刻化した時代の地方における一枚岩ではない中間層のガバナンスへの人的物的導入の必要性を強く要請するものであった。そのことは以下に示される治安判事による「改革」への全面的な支援と、「職務怠慢」に対しては刑罰で対応するとした文言にも現れている。

「これら軽犯罪の取り締まりと改革に際して、治安係、村の警吏、その他役人に対して全面的な支援を行う。特に、収穫期には警戒を強め、未成年者や放蕩者ではなく有能な人材を配置するなどして対処すること、また夜間農場を徘徊する者がいれば、治安係、夜警、村の警吏、教区世話人らが捕らえ、拘束すること。収穫期に労働を拒絶した者は２日間投獄し、一晩足枷で晒しものにする。また職務不履行の治安係には 40 シリングの罰金を課すものとする」。

以上のように、労働貧民による「落ち穂拾い」の行為の正当化の主張に対して、法廷は、曖昧な立場であった教区役人の責務を担った中間層に、厳罰で対応するとの二者択一を迫り、「落穂拾い」の慣習に関する認識を改めるよう命令している。この公開裁判における治安判事の言説は、ブレヒトの「異化効果（Verfremdungs-effekt）」にも似た手法を法廷の舞台に導入したものである。周知のように、ブレヒトの異化効果は、一般的理解や関連性を特殊な、かつ不自然なものに変えることによって、出来事や社会構造を一般的理解や関連性を自然化することから取り除こうとするものである。ブレヒトが述べているように、「感情移入を避ける（舞台での）再現は、日常においてあたりまえだと思っていたものにある手続きを施して違和感を起こさせることによって、観客に対象に対する新しい見方・考え方を提示する方法を指している」[67]。本ケースにおける治安判事の言説は、異化効果を用いることで「落ち穂拾い」の慣習と教区吏員による職務不履行の慣行に関する認識というものが不自然なものとして社会問題化させる効果を狙ったものであったといえよう。

以下では、治安判事の言説が、宗教的レトリックと当時の社会情勢に媒介されて、中間層を人的物的に動員する基盤を築いていくプロセスをみていくことにする。

## ３　社会的基盤の構築

以下は、「落穂拾い」に関わる不正行為に対する裁判命令である。

「落ち穂拾いは、自ら救済できる者のためにあるのではないし、またそうした者によっ

て行われるべきものではない・・・(こうした不正は) 年老いた人々や働けない貧者('aged and infirme poore')の権利を奪うものである・・・また親方層は、私利私欲のために奉公人や見習いを落ち穂拾いに行かせてはならない。そうした行動は落ち穂拾いがないと自活できない貧しき者を搾取すること('defraudinge the impotent poore')になるからである」。ヒンドルは、こうした命令というものがエリザベス救貧法の規定の適用と、貧しい人々に落穂拾いを許した聖書の教義に基づく正当性との緊張を映し出していると述べているが、上記の命令は、まさに落ち穂拾いの不正というものが聖書の教義に反するものであるというレトリックを効果的に利用しようとする治安判事らの意図を示しているものである[68]。

治安判事は、このレトリックによって聴衆に、レビ記19章9節及び10節にある「穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落ち穂を拾い集めてはならない。それらは貧しい者や寄留者のために残しておかなければならない」、あるいは申命記24章19節の「畑で穀物を刈り入れるとき、一束畑に忘れても、取りに戻ってはならない。それは寄留者、孤児、寡婦のものとしなさい」とする聖書の言葉を喚起させただけではない。こうした聖書から導きだされる神学をベースにした言説は、それに続く「落ち穂拾い」の規制の正当性とそれに関わる道徳上の義務を受け入れさせる基盤を提供したものであった。即ち、落ちた穀類を集めることは、実際の利害関係、即ち収穫の通常のステップであるだけではなく、限られた人間にのみ与えられる贈与であり、それは道徳上の要請(moral imperatives)を伴うものであるとしたのである。このように治安判事による「落ち穂拾い」の悪習に対する公開裁判での痛烈な非難は、慣習的権利の問題を資格化の問題に転換させる施策を正当化するために宗教的レトリックを活用した戦術であった[69]。こうした「聖書の教義の判断」は、後の啓蒙の時代に支持され、18世紀終わりにおいてさえ度々引き合いに出されたものであった[70]。そして、治安判事は認識の誤りが結果的にもたらす問題を次のように言及している。

「(彼ら労働貧民の横領の手口とは) 刈り取りや落ち穂拾いにかこつけて、集団で申し合わせて見えないようにしてこっそりと籠にいれ、1日に6ペンス相当か、中にはそれ以上を収穫するといったものである。彼らは、刈り取ったものをわざと集めようとしなかったり、故意にまき散らすことによって横領したのである。こうした行為は、農場経営者らの利益を損なうものであったことはいうまでもない。また、ある者は十分季節労働者として働けるにもかかわらず、落ち穂拾いをしたいがために収穫期に雇用されるのを拒否した。また、ある者は冬穀が刈り取られ、夏穀が乾草の山に積み上げられるまで待てないで落ち穂拾いをしたのである。彼ら労働貧民は、夜中に耕地やその周辺を歩き回り、シーツや大

きな布に穀類を入れてまわったのである」。

「落穂拾い」に紛れて１日に６ペンスを稼ぐことは、1633 年シャーボーンにおける四季法廷で定められた、「農繁期の日雇い労働者は、穀類の刈り取りの場合は、男性１日６ペンス、その穀類を収穫する女性、および乾草を担当する者は１日３ペンスとする」[71]とした内容と比較するならば、およそ２倍の収益に相当するものであったことがわかる。従って、治安判事の上記の言説は、農業経営者であり金利生活者でもある治安判事ら自らの権益保護の代弁であっただけではなく、救貧税負担者の中でも下位に属する人々(lesser ratepayers)の就業機会、および賃金の保障をも代弁するものであった。こうした公開裁判での代弁による下位に属する人々の取り込みが功を奏したかどうかは史料からは判断できない。いまだ研究史では彼ら救貧税負担者の下位に属する人々の見解は明らかにされていないのである[72]。

その後、治安判事は、近年の食糧不足とこうした「落穂拾い」の横領との関係を以下のように述べる。

「・・・落ち穂拾いにかこつけて(‘under couloʳ of gleaning’)、シーツやおおきな布に入れて穀類を盗むものだから、市場においてすでに不足状態になっている穀類の状況をさらに悪化させている・・・」。

この治安判事による「落ち穂拾い」の不正と「食料払底」との関係への言及の意図は何であったのか。当時の「食料払底」に関する一般認識を知る上で興味深い媒体がある。その１つは、1607 年から 1612 年間に草稿したとおもわれるフランシス・ベーコンの *Of Seditions and Troubles* である。1617 年に国璽尚書、翌 1618 年に大法官に就任したベーコンは、その著書の中で「国家は豊かかもしれないが飢えている（‘a State may have a great Stock, and yet starve’)」と述べている。これは、２つめの媒体として挙げておきたいウィリアム・シェイクスピアによる *Coriolanus*（1623 年初出）の第１幕で演じられた、買い占めによって利潤を追求する貪欲な人間による市場の価格操作と価格高騰との関係性への痛烈な風刺と合わせて、当時の状況と人々の認識を知る上で重要なものである。何故なら、不正の暴露・批判としてこれら媒体が、一般聴衆向けに用意された背景としてこうした不正があったこと[73]、そして不正の暴露の矛先が、市場における食糧払底の原因たる、価格高騰を狙った買占め(hoarding and forestalling)に向けられたこと、突き詰めれば、投資に見合う利潤を得るために高値で穀物を販売しようとしていた農業改良事業を推進する農業経営者及び金利生活者であり、そして望ましい統治を遂行すべき責務を負った治安判事自身にその矛先が向けられたものであったからに他ならない。それ故に、市場に出回る

食料の価格高騰とそれによる食糧難に喘ぐ、貧しい住民らが、穀物不足の原因が少なくとも間接的に治安判事らの市場統制に関する失策と関係があると認識していたと推測しても大過なかろう。にもかかわらず、ドーセットシャー治安判事は、彼らの市場統制の効力のなさに言及することなく、むしろ「落穂拾い」の慣習の不正利用が穀物不足に拍車をかけていることを強調した。そして治安判事らは、それを共同体固有の社会的悪習であるとして、こうした濫用は「矯正」(‘reform’)される必要があると断言したのである。このように、法廷といういわば公共空間の場で、「落ち穂拾い」の「不正利用」(‘abuse’)と、その不正利用を見逃す役人の怠慢、それゆえの「改革」(‘reformation’)というものを顕著なライトモチーフとして用いることで、彼ら治安判事らの言説は、これまでの職務怠慢による不正の拡大を風刺するものであっただけではない[74]、それはまさに、かつてフランシス・ベーコンが社会において最優先されるべき事柄として支持した、「怠惰の追放」及び1598年および1601年エリザベス救貧法ならびに 1587 年規制勅令集の中で唱われた、怠惰の撲滅と労働の奨励といった規定の内容そのものであった。いわば、こうした言説を総合してみるならば、治安判事の言説は勤勉なる労働貧民の権益を保護して、彼らの同意を取り付けながら取り込む、それはまさにキリスト教倫理を社会問題に適用したコミュニティの構成員に対する「社会的福音」(social gospel)として機能したのである[75]。ここに、「落ち穂拾い」の慣習規制を労働規制、市場統制そして社会統制へと拡大解釈しながら、官僚的要素と宗教的要素を巧みに織り交ぜた言説を通じて、中間層並びに勤勉なる労働貧民を人的物的に動員するイギリス近世農村社会における社会福祉政策の一つの特徴を見いだすことができよう。

## まとめ

本章は、凶作と社会秩序の不安、さらにチャールズ 1 世専制時代による中央と地方の政治的軋轢がますます激しさを増す 1630 年代にあって、一地方において市場統制と社会福祉政策がいかに実施されていたのかを農村共同体の社会秩序内の既得権益を巡る利益集団間の対立及び交渉に焦点を当てることで明らかにしようとした。「落ち穂拾い」の慣習をめぐる既得権益は、農業経営者たる治安判事ら領主層にあったのはいうまでもなく、法定賃金で働く農業労働者にもあったわけであり、その権益を脅かす存在としての「落ち穂拾い」を正当化する貧民は、原告としての救貧税負担者たる中間層や、さらに治安判事といった様々な利益集団間の三つ巴の交渉を形づくった。しかしながら、こうした交渉を可能にする司法システムは単なる交渉にとどまらず、本章でみてきたように、教区ガバナンスへの

中間層の人的物的動員を促進することで、一枚岩ではない中間層のアイデンティティを教区役人としての経験を通じて形成していきながら、さらに一地方の教区を官僚的国家システムへと統合していくプロセスを形成していった。ここに地方への権限委譲を進めながら（いわば国王の委任に基づく地方行政において）、地方の中間層の人的物的動員によって、怠惰の撲滅と労働の奨励を促進しながら国家の安定化を図るひとつの地方独自の統治のからくりがあった。

また分析対象として、本章では法廷記録に現れた言説を主に分析してきた。そこには文書で書かれた内容を確認するための音声化のプロセスがあったことを前提としている。即ち、文字を読める人間が限られていた社会では、ことばの再現・顕在化するメディアはなによりも声であったに違いないという前提である。従って本章では、「記憶」から「記録」への変化を、聴覚から視覚への移行と等価して、記憶＝聴覚、記録＝視覚と短絡的に考えずに、むしろ視覚と聴覚が常に補完関係にあったにちがいないとの仮説のもとに議論を進めた[76]。こうした前提の上で考えるならば、法廷において、書記官が羊皮紙に口述筆記した法廷記録に現れる文言は、まさに公開裁判で聴衆と共有され、コンテクスト化されたものであったといえよう。

治安判事の言説は、まさに社会的福音を通じて私有財産保護に言及し、教区会を構成する中間層などの財産保有者の利害との親和性を強調するものであった。それは、聖書の教義といった伝統的要素を利用しながら、富裕な人間の余剰が貧者を救うこと、そして現物による救済の義務といった富裕な人間の存在の正当性と、施しという従来のパターナリスティックな互恵関係の再形成を意図しただけではなく、教区警吏に対してコミュニティへの義務の強調と制定法による権威の基盤を提供することで、当時の吹き荒れる貧困の波と私利私欲が渦巻く不安定な社会秩序という、国家および地方社会に「重層的」にあった差し迫った社会的状況の客観的側面に媒介されながら、アマチュアリズムを基盤とした中間層の人的物的動員を促すものであった。この点から、治安判事による言説を通じたこれら社会的福音は、多様な利害関係を有した中間層や貧しい住民といった社会的アクターを人的物的に動員しながら、共同して支配を行うイデオロギー的基盤として提供するものであった。

本章におけるドーセットシャーの「落ち穂拾い」に関わる訴訟のプロセスは、かつてヒンドルが「1630 年代後半には、全国の教区の圧倒的多数が官僚的国家システムに統合されていった」と述べたように[77]、一地方における官僚的国家システムへの統合のプロセスを示すものであったばかりか、一地方におけるガバナンスへの中間層や勤勉な労働貧民らの参

画というものが、当時の社会情勢にあって、それなくして不可能であったことを示す一つの例証を提供するものである。こうした参画を押し進めるプロセスの中で、中間層は教区役人としての経験を通じて徐々にそのアイデンティティを形成していったのである。

以上、本章は、多様な社会的アクターの人的物的動員とそれを可能にする社会的基盤の構築にあたって、官僚的国家システムへの統合と宗教的要素の利用といった新旧織り交ぜながら押し進める当時の農村教区における社会福祉政策の特徴を垣間みたのである。

---

1 P. Collison, 'De Republica Anglorum: or history with the politics put back', in P. Collinson (ed.), *Elizabethan Essays* (London, 1994), p.11.

2 T. G. Barnes, *Somerset 1625-1640: A County's Government During the 'Personal Rule'* (Cambridge, MA, 1961); B. Sharpe & M. C. Fissel (eds.), *Law and Authority in Early Modern England: Essays Presented to Tomas Garden Barnes* (Newark, Delaware: University of Delaware Press, 2007).

3 A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion* (Leicester, 1973); J. S. Morrill, *Cheshire, 1630-60: County Government and Society during the English Revolution* (Oxford, 1974); A. J. Fletcher, *A County Community in Peace and War: Sussex 1600-60* (London, 1975).

4 K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling 1525-1700* (New York, 1979).

5 岡田章宏「イギリスにおける新自由主義の展開」『歴史評論』709 号（2009 年）、34～38 頁。

6 中でも代表的なものとして、M. Braddick, *State Formation in Early Modern England 1550-1700* (Cambridge, 2000); S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England 1550-1640* (New York and London, 2000); 日本語文献による紹介として、例えば、川名洋「「長い 17 世紀」のイングランドにおける国家形成～公権力と市民性をめぐる研究動向」『社会経済史学』第 72 巻第 2 号 (2007 年)がある。

7 S. Hindle, ' 'When and what was the state?' Some introductory comments', *Journal of Historical Sociology*, vol. 15, no.2, 63-5; P. Collinson, ' "The State as monarchial commonwealth": "Tudor England"', *Journal of Historical Sociology*, vol.15, no.1 (2002), 89-90.

8 S. Hindle, 'Persuasion and protest in the Caddington common enclosure dispute, 1635-39', *Past and Present*, 158 (February, 1998), 37-78; A. Wood, *The Politics of Social Conflict: The Peak Country, 1520-1770* (Cambridge, 1999); S. Hipkins, ' "Sitting on his penny rent": conflict and right of common in Faversham Blean, 1595-1610', *Rural History*, 11, 1 (2000), 1-35.

9 S. Hindle, 'Crime and popular protest', in B. Coward (ed.), *A Companion to Stuart Britain* (Blackwell Companions to British History) (Oxford: Blackwell Publishers, 2003), p. 142.

10 C. Russell, 'Monarchy is a good way into the past, but it is not the way into the past', *The Guardian*, Wednesday May 22, 2002. コンラッド・ラッセルはチャールズ 1 世が内戦で勝利して、いかなる議会をも停止させたとしてもイングランドは同意によって統治される国家であったとし、その最大の理由を、それを可能にする「国王に委任に基づく地方行政」（F・メイトランド）にあったとしている。尚、「メイクシフト・エコノミー」に関しては以下参照。O. Hufton, *The Poor of Eighteenth-Century France, 1750-1789* (Oxford, 1974).

11 B. Sharpe, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (California, 1985), 1-42.

12 D. Underdown, *Fire from Heaven: Life in an English Town in the Seventeenth Century* (London, 1992), p.86.

13 A. Appleby, *Famine in Tudor and Stuart England* (Liverpool, 1978); P. Slack, 'Books of Orders: The making of English social policy, 1577-1631', *Transactions of the Royal Historical Society* 5th ser. 30 (1980), pp. 1-22; J. Walter, 'The social economy of dearth in early modern England', in J. Walter & R. Schofield (eds.), *Famine, Disease and the Social Order in Early Modern Society* (Cambridge, 1989), 75-128; P. Slack, 'Dearth and social policy in early modern England', *Social History of Medicine* 5:1 (1992), pp. 1-17.

14 R.B. Outhwaite, 'Dearth and government intervention in English grain market, 1590-1700', *Economic History Review* 2nd ser. 33:4 (1981), pp. 389-406; P. Slack, *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England* (Oxford, 1998), pp. 53-76.

15 S. Hindle, 'Dearth and the English Revolution: The harvest crisis of 1647-50', *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), pp. 64-98.

[16] S. Hindle, 'The growth of social stability in Restoration England', *The European Legacy*, 5 (4) (August, 2000), p. 573.
[17] Dorset Record Office, QSM 1/1: Quarter Sessions Order Book 1625-1637 [MIC/R/721] (以下 DRO, QSM 1/1).
[18] DRO, QSM 1/1, fos.494v-495r (1635)
[19] P. Slack, 'Books of Orders: The making of English social policy, 1557-1631', *Transactions of the Royal Historical Society* 5th ser. 30 (1980), pp. 1-22; *ibid*, 'Dearth and social policy in Early modern England,' *Social History of Medicine* 5:1 (1992), pp. 1-17; R.B. Outhwaite, 'Dearth and government intervention in English grain markets, 1590-1700', *Economic History Review* 2nd. Ser. 33 (4) (1981), pp.389-406; P. Slack, *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England* (Oxford, 1998), esp. ch2.
[20] 近藤和彦『民のモラル 近世イギリスの文化と社会』(山川出版社、1993 年)、171、198 頁。
[21] A. Everritt, 'The marketing of agricultural produce,' in Joan Thirsk (ed.), *The* Agrarian *History of England and Wales Vol. IV: 1500-1640* (Cambridge, 1967), p.581.
[22] A. Appleby, *Famine in Tudor and Stuart England* (Liverpool, 1978); J. Walter, 'The social economy of dearth in early modern England,' in J. Walter & R. Schofield (eds.), *Famine, Disease and Social Order in Early Modern Society* (Cambridge, 1989), pp.75-128.
[23] R.B. Outhwaite, 'Dearth and government intervention in English grain markets, 1590-1700', *Economic History Review* 2nd. Ser. 33 (4) (1981), pp.389-406; P. Slack, *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England* (Oxford, 1998), ch2.
[24] DRO, QSM 1/1, fo.488r (1634)
[25] DRO, QSM 1/1, fo.381v (1632)
[26] DRO, QSM 1/1, fo.333r (1631)
[27] DRO, QSM 1/1, fo.333v (1631)
[28] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.283, 294, 362-3, esp.ch4 & 6: S. Hindle, 'Dearth and the English Revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited' , *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), p. 14.
[29] A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986).
[30] DRO, QSM 1/1, fo.510r (1635)
[31] W. Newman-Brown, 'The receipt of poor relief and family situation: Aldenham, Hertfordshire 1630-90', in R.M. Smith (ed), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984) , p.420; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.227-299.
[32] T. Wales, 'Poverty, poor relief and the life-cycle: Some evidence from seventeenth-century Norfolk', in R.M. Smith (ed), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984), pp.354, 356-7; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.257.
[33] J. Walter, 'Grain riots and popular attitudes to the law: Maldon and the crisis of 1629', reprinted in John Walter, *Crown and Popular Politics in Early Modern England* (Manchester, 2006), pp.13-21; J. Walter, *Crowds and Popular Politics in Early Modern England* (Manchester, 2006), pp.124-5; P. Slack, 'Books of Orders: The making of English social policy, 1557-1631', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., 30 (1980), pp,13-21; B.W.Quintrell, 'The making of Charles ''s book of orders', *English Historical Review*, XCV (1980), pp.553-72; B. Sharp, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980), pp.26-31, 63-7.
[34] T. D. Murphy, 'The diary of William Whiteway of Dorchester, County Dorset, from the year 1618 to the year 1635, with notes and introduction' (Ph. D.diss., University of Cambridge, 2002), pp. 209, 215, 229.
[35] B. Sharpe, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (California, 1985), p.51.
[36] DRO, QSM 1/1, fos.54r (1626)
[37] DRO, QSM 1/1, fos.9v (1625), 45v (1626), 54r (1626), 79r-83r (1627), 300r-302v (1631), 397v-398r (1632), 411r (1633).
[38] S. Hindle, 'Dearth and the English revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited', *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), pp. 64-98.
[39] DRO, QSM 1/1, fo.260v (1630)
[40] DRO, QSM 1/1, fos. 401 (1632), 414r, 427r, 450 (1633), 459v (1634), 491r (1635), 527r (1636).
[41] DRO, QSM 1/1, fo. 531r (1636)
[42] Cheshire Record Office (CRO), QJF 77/3/43; S. Hindle, 'Dearth and the English revolution: the harvest crisis of 1647-50', *Economic History Review*, 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), p.80.

[43] DRO, QSM 1/1, fo. 531r (1636)
[44] DRO, QSM 1/1, fo.530v (1636)
[45] J. Walter, 'Public transcripts, popular agency and the politics of subsistence in early modern England', in M. Braddick and J. Walter (eds.), *Negotiating Power in Early Modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland* (Cambridge, 2001), pp.129-130.
[46] S. Hindle, 'Dearth and the English revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited' , *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses').
[47] Dorset Record Office, *The Court Rolls of the Manor of Affpuddle in the county of Dorset, A.D. 1628 to 1655* (Translated from the Originals in the possession of Nathaniel Bond Esq., 1927); J. Brocklebank, *Affpuddle in the County of Dorset, A.D. 987-1953* (Bournemouth, 1968), p.15; B.J. Whitehead, 'The management and land-use of water meadows in the Frome valley, Dorset', *Proceedings of the Dorset Natural History and Archaeological Society*, 89 (1968); D. Underdown, *Revel, Riot and Rebellion: Popular Politics and Culture in England 1603-1660* (Oxford, 1985), pp.22-23; J.H. Bettey, 'The development of water meadows in the southern counties', in H. Cook and T. Williamson (eds.), *Water Management in the English Landscape: Fields, Marsh and Meadow* (Edinburgh, 1999), pp.179-195; J. H. Bettey, 'Sheep, enclosures and water meadows in Dorset agriculture in the seventeenth and seventeenth centuries', in M. Havinden (ed.), *Husbandry and Marketing in the South-west 1500-1800* (Exter papers in Economic History, no.8., 1973), pp.13-4; M. Overton, *Agricultural Revolution in England: The Transformation of the Agrarian Economy 1500-1850* (Cambridge, 1996), pp.112-3.
[48] J.H. Bettey, 'Sheep farming in Dorset during the 17th Century,' *Proceedings of the Dorset Natural History and Archaeological Society*, vol.102 for 1982.
[49] S. Hindle, 'Dearth and the English revolution: the harvest crisis of 1647-50, *Economic History Review* 61:S1 (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), pp.64-98.
[50] A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986), pp.183-201; A.L. Beier, 'Poor relief in Warwickshire, 1630-60', *Past and Present*, 35 (1966), pp.77-100; J.S. Morrill, *Cheshire 1630-1660: County Government and Society during the 'English Revolution'* (Oxford, 1974).
[51] S. Hindle, 'Dearth and the English Revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited', *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'), pp. 64-98.
[52] C. B. Herrup, *The Common Peace: Participation and the Criminal Law in Seventeenth-Century England* (Cambridge, 1987); 清水祐司「エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒–ケントの事例を中心に―」『史学』第 65 巻第 3 号、三田史学会（1995 年）; T. Hearing & S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book 1625-1638, A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), viii & Appendix 2.
[53] DRO, QSM 1/1, fol.306r(1631)etc.
[54] T. Hearing & S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book 1625-1638, A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), xii; DRO, QSM 1/1, fol.16r (1625); T. Hearing(ed.), *Dorchester Divided: Researches and Reflections on the History of the Town of Dorchester in the County of Dorset in the Early 17th century* (Dorchester: Dorchester Community Plays Association, 2002), pp.147-8.
[55] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.21, 81-2; E.P. Thompson, 'Eighteenth-century crime, popular movements and social control', *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, 25 (1972), p.10.
[56] W. O. Ault, 'By-laws of gleaning and the problems of harvest', *Economic History Review*, 2nd ser., 14 (1961), p. 214; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.35.
[57] J.A. Sharpe, 'Enforcing the law in the seventeenth-century English village', in V.A.C. Gatrell *et al* (eds.), *Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe Since 1500* (London, 1980), p.106.
[58] DRO QSM 1/1, fo.494v (1635)
[59] 那須敬「言語論的転回と近世イングランド・ピューリタン研究」『史学雑誌』第 117 編第 7 号（2008 年）。
[60] S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000).
[61] DRO, QSM 1/1, fo.443v (1633)
[62] I. K. Ben-Amos, *The Culture of Giving: Informal Support and Gift-Exchange in Early Modern England* (Cambridge, 2008), pp. 145-194; Cf. D. Underdown (ed.), *William Whiteway of Dorchester: His Diary 1618-1635* (Dorset Record Society, vol. 12, Dorchester, 1991).
[63] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750*

(Oxford, 2004), p.389.

[64] Cheshire Record Office (CRO), QJF, 76/2/42

[65] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp. 81-92.

[66] DRO, QSM 1/1, fo.443r (1633)

[67] P. Mazzocchi, 'Foucault, Benjamin, and the burden of history', *Critical Studies in History* 1 (Dec. 2008), pp.103-104; Cf. B. Brecht, "A short organum for the theatre," in *Brecht on Theatre: The Development of an Aesthetic* (London: Metheun Publishing, 1964), pp. 191-192.ブレヒトの「叙事的演劇」は、観客を役に感情移入させつつ出来事を舞台上で再現することによって観客に様々な感情を呼び起こす「劇的演劇」と対比されるものであり、それは、役者が舞台を通して出来事を説明（デモンストレーション）し、観客に批判的な思考を促して事件の本質に迫らせようとするものである。

[68] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.41. esp. f.114.

[69] E.P. Thompson, *Customs in Common*, p.140; P. King, 'Gleaners, farmers and the failure of legal sanctions in England 1750-1850', *Past and Present*, 125 (1989), pp.141-2; L. Vardi, 'Constructing the harvest: Gleaners, farmers and officials in early modern France', *American Historical Review*, 98 (1993), pp.1430-9.

[70] R.B. Outhwaite, *Dearth, Public Policy, and Social Disturbance in England, 1550-1800* (Basingstoke, 1991), pp.5-7.

[71] DRO, QSM 1/1, fo.418r (1633)

[72] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.448.　尚、救貧税負担者の中でも下位に属する人々と教区救貧税受給者との重複については以下参照。T. Hitchcock, 'Introduction', in Tim Hitchcock, Peter King, and Pamela Sharpe (eds.), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840* (Basingstoke and London: Macmillan, 1997), p.10. また、教区救貧がライフ・サイクルにおいて社会保険(social insurance)として機能したとしたのはＰ・ソラーである（P. Solar, 'Poor relief and English economic development before the industrial revolution', *Economic History Review*, 2nd ser., 48 (1995), 1-22)。

[73] B. Sharp, 'Shakespeare's *Coriolanus* and the crisis of the 1590s', in B. Sharp and M. C. Fissel (eds.), *Law and Authority in Early Modern England: Essays Presented to Thomas Garden Barnes* (Newark: University of Delaware Press, 2007), pp. 27-63; S.　Hindle, 'Imagining insurrection in seventeenth-Century England: Representations of the Midland Rising of 1607', History Workshop Journal, 66 (1) (October, 2008), pp.28-34, 46-54.

[74] リフォメーション(*reformation*)という用語は、道徳的あるいは宗教的コンテクストの中で採用されたとともに、社会統制との関わりで用いられた。それゆえに、その対象は社会的に周縁部に位置する人々だけではなく公共の福利にも向けられたものであった。リフォメーションという用語は 17 世紀にはイギリス人の生活の中でさまざまな形で用いられた。Cf. J. Innes, '"Reform" in English public life: the fortunes of a word', in A. Burns and J. Innes (eds.), *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850* (Cambridge University Press, 2003), pp.75-8.

[75] S. Hindle, 'Imagining Insurrection in Seventeenth-Century England: Representations of the Midland Rising of 1607', History Workshop Journal, 66 (1) (October, 2008), p. 50.

[76] 岩波敦子「読むこと、書くこと、話すこと　声から見た中世ヨーロッパ」『歴史と民族』25、平凡社（2009 年）。

[77] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004),,p.296.

# 第５章　ドーセットシャー矯正院設立請願と横領事件

本章では、クランボーン矯正院設立の請願運動、ならびにドーチェスター矯正院における横領を発端としたデヴォニッシュ事件を題材に、イギリス近世農村社会を貫く通奏低音としてあった「政治の社会的深化」を媒介とした政治文化の本質を、四季裁判所法廷あるいは巡回法廷といった、比較的開かれた参加型の司法行政システム（「権威の回路」*circuit of authority*）を通じて繰り広げられた多様な社会的アクターの社会福祉政策への参加のプロセスの分析を通じて考察する[1]。

## 第１節　矯正院設立の請願

矯正院(houses of correction)は、ワークハウス(workhouses)と監獄(prisons)の両方の機能を合わせもったようなものとして理解されてきた。そこは、浮浪者や逃亡した年季奉公人、未婚の母、非嫡出子の父と思しき者、そして性犯罪者といった怠惰な人間や不品行を働く人間が悔い改め、矯正するために送られる場であった[2]。収容された人間はそれのみならず、1629 年のトマス・ビンセントの例のように、精神病を患い、近隣に被害を及ぼすという理由で矯正院に収容された者もいた。正常な心の働きができない者や正気を失って自制できなくなって親にとって厄介者になった者も矯正院に送られたのである[3]。

周知のように、矯正院の法的根拠は 1576 年制定法にある。即ち、「若者は働くことで社会に適応し育まれる」と。1572 年、76 年、98 年制定法以来、危機の時代における矯正院設立の奨励が試みられ推奨された。当時、強制労働は大部分の貧困撲滅の特効薬と看做され、子ども達が誠実かつ適切な方法でもって教育され指導されることを確実にするものとされた。教区徒弟制と同じく、矯正院は勤勉学校(school of industry)と看做されていたわけである。浮浪者問題の危機的状況への対策として、矯正院導入の奨励は国家の権威をイングランドの隅々にまで浸透させていったわけだが、必ずしもそれがすぐさま矯正院の設立に至ったわけではなかった。州毎に矯正院を設立するよう命令が下された 1610 年以降、矯正院設立に関わって多額の投資がなされた。記録が残存している州に限ってではあるが、1630 年にはイングランド南部を除く、各自治都市及び各州に少なくともひとつの矯正院が設立された[4]。そして、矯正院のネットワークはイングランド全域に行き渡った[5]。これを前提として矯正院に関する研究史では、矯正院を刑罰学の原型として、あるいは救貧シス

テムにおける救済資格化のための手段として、あるいは労働市場の統制として、そしてイギリス救貧法の制度的現れとしてなど、様々な領域にわたって研究されてきた[6]。しかしながら、S・ヒンドルが指摘したように、我々はこうした奨励と普及にもかかわらず、矯正院の成功の記録がほとんど残されていないこと、そして、その導入そのものも遅々たるものであったことに留意しておく必要がある[7]。

ステュアート朝イングランドは確かに様々な制度を通じて統治された国家ではあったが、それは同時に「治安判事による国家権力の行使によりなされたものであった」（A ・フレッチャー）という主張には懐疑的であらねばならない[8]。また、実際に矯正院がイギリスの政治的ヒエラルキーにおいて政策における地方と中央の重要な接点として治安判事によって積極的に奨励されたとか、あるいはその治安判事が、中央から地方へ新たな指針や社会政策の伝達のための媒体としての役割を担うために、中央からの命令にすぐさま対応したなどという見方を我々は断じて一般化すべきではない[9]。したがって、我々はここでイギリス近世社会の「政治の社会的深化」（social depth of politics)）（P・コリンスン）を推し量る必要がある[10]。

ここで詳述する危機の時代における矯正院設立に関わる請願運動は、社会政策が貧しい住民を含む多様な社会的アクターの参画によって転換された貴重なケース・スタディを提供するものである[11]。

1629 年 1 月、市場町クランボーンおよびクランボーン教区の治安係、教区委員、貧民監督役そしてその他大勢の住民は、ブランフォード開廷期において、「法廷においてワークハウスまたは矯正院設立ならびに、当該市内および教区内に存する怠惰な貧民、不穏な輩を強制的に就労する命令を下すよう要求する」旨の請願書を提出した[12]。

この矯正院設立運営のプロジェクトは、明らかに治安判事により監督指揮されるものではあったが、管轄下の全教区のすべての役人と主要な住民によって参加されたこの四季裁判法廷を司る判事らは、いうまでもなく教区が集団的責務を担う行政単位であり、地方の大方の住民の参加を伴う一つの組織体であることを認識していた[13]。そうした中、矯正院の設立と運営の概略を示すこの請願を含む四季裁判法廷記録は、以下の二つの諸相でイギリス近世のガバナンスへの多様な社会的アクターの参加の重要性を示すものである。すなわち、（1）政策決定を下す治安判事は矯正院の設立および運営、資金を教区のエリート層のイニシアティヴで調整しようとした。そして、（2）これらに関わる貧しい住民を含む多様な社会的アクターの行為主体性というものが社会政策の転換の重要な推進力となった。以下、この二つの諸相について論じたい。

## 第２節　運営および資金の調達

一般的に、救貧税を基盤とした教区救貧は、「院外救済(out-relief)」を通じて、即ち、現金・衣服・食糧・燃料など自宅で消費するものを提供することで貧者を救済しようとするものであった。一方、矯正院は教区救済基金の支出を抑えるため、且つ、生活する場と食事の提供を受ける見返りとして、無給で働くことを要求された健常者を引き止める手段として、いわば院内救済(indoor relief)に代わる形態として 17 世紀を通じて徐々に発展し始めたものであった[14]。

矯正院はドーセットシャーの他の地域において既に運営されていたことで知られていて、後述するドーチェスター矯正院もそのひとつで、かつて監獄と同じ施設を備えた州内にあるシャーボーン矯正院とは違った構造になっていたようである[15]。このことはデヴォニッシュ事件の考察の際に言及することとする。

周知のように、1834 年改正救貧法（Poor Law Amendment Act）以前は、救貧及びワークハウスの管理および財政は、多くの地域において教区単位で実施されるものとされていた。これは 1601 年制定法（*An Acte for the Reliefe of the Poore*）によって明確に述べられたものであって、1601 年制定法の規定による地方行政は、教区会(vestry)によって担われた。即ち、「救貧税負担者の声」（voice of the rate payers）によって担われたわけである[16]。当時、教区会はまさに教区の統治の母体であり、その教区会のメンバーは、教区司祭、教区委員、そして多くの信望の厚い教区民で構成されていた[17]。

こうした二つの行政レベル(two levels of administration)は、クランボーン矯正院の行政にも当てはまる[18]。

法廷記録によれば、クランボーン矯正院では、裁判命令に従って、設立運営に関わる救貧税負担額を査定、徴収する権限が、治安係、教区委員および貧民監督役に委託されるものとされた。彼ら役人の任期は一年とされ、指名任命にあたっては治安判事および他の主要な住民６名(six of the discreetest and most sufficient)の承認が必要とされた。即ち、クランボーン教区の治安係、教区委員、貧民監督役および６名の主要な住民（もしくはそのうちの数名か）は、同時に全ての教区民から、あるいは土地、家屋、借地の所有者から、矯正院の機能を良好に維持するための課税・徴収する権限が付与されるものとされたのである。矯正院の「理事」(governor)または「院長」(Master)は、彼らの裁量権によって推薦、指名、あるいは解雇できるものとされた。そして、彼らはさらに悪漢や不穏な輩の情

報を収集し、探し出し、捕らえ、就労させ、あるいは矯正院で懲罰するための適切な人物を１名以上推薦し、指名任命できるものとされた[19]。また、もし教区間で負担金の問題が生じた場合には、その問題を治安判事に委託するものとされた。委託を受けた治安判事は、再査定を実施し、その調査結果を次期四季裁判所法廷に「証明書(certificate)」として提出するものとされた[20]。

矯正院設立および維持に関わる資金提供のための課税システムは、当時、徹底して修正および改善がなされ、簡略化してわかりやすく実施されていたようである。そして、州の財源を管理する場合の有給の財務担当者(treasurer)が任命されていた[21]。

彼ら財務担当者は矯正院に関わる収支決算書を保管していた。管轄の各郡から各教区の救貧税負担金を徴収、保管し、裁判所命令に従って支出していた。例えば、ドーセットシャー東部管轄の財務担当者は、ドーチェスター矯正院での織布作業に関わる費用を負担した院長に対して５ポンド 11 シリングを支払っている[22]。

クランボーン矯正院の場合、矯正院の維持費の負担は、基本的に市場町クランボーン並びにクランボーン教区の住民及び教区民に課せられたが、建設費用や土地の取得費など多額になる場合はいくつかの教区で分担され、各教区で徴収された税が東部管轄財務担当者へと納付され保管された。例えば、ピンパーン郡タラント・ロウソン教区の住民は、教区間救済(rate-in-aid)によって矯正院の維持費ならびに貧民救済のための資金拠出をアップウィンボーン郡タラント・モンクトン教区と分担するよう要求されている[23]。課税されたにもかかわらず納税を拒否した者は罰せられ、その者の動産売却で得られた金額を教区救貧基金に計上された。動産差押の厳格な措置が示しているように、州にとって救貧財政を潤すことは非常に困難なことであった。こうした財政問題は、隣接する教区間の分担金負担額の不平等に対する係争を引き起こした。

ビーミンスター郡チェディントン教区の住民への過度の課税に関する不服の申し立ては、隣接する教区が互いに矯正院に関わる費用を分担していたということを示しているだけではなく、それぞれの教区に課税されていた課税評価額が適切でない場合、治安判事をその再査定のために該当教区に赴かせるシステムが機能していたことを示している。すなわち各教区が治安判事の査定評価を受けて、各教区で救貧税負担額を決める二重の評価査定システムがあったことがわかる。

1635 年、年 400 ポンドの評価額のチェディントン教区は、年間 34 シリング８ペンス課税されていた。その一方で、年 2,000 ポンドの評価額を誇る同じ郡内のコースクーム教区は、チェディントン教区の負担金のわずか半分の年 17 シリング４ペンスしか課税されて

いなかった。それ故に、チェディントン教区の住民は、この課税金額が不平等であるとして不服申し立てをしたのである。申し立てを受けて、治安判事は、コースクーム教区には年 20 シリング支払うものとし、チェディントン教区には８シリング８ペンスを支払うものとする報告を裁判所に証明書とともに提出した。こうした申し立てによる修正を記した治安判事の証明書に従って、ドーセットシャーの財務担当者は、適宜彼らの会計簿を書き直したのである[24]。

これらの事例はまさに不服申し立ての交渉の結果を示すものではあるが、重要なのはそのプロセスにある。交渉のイニシアティヴは、明らかに救貧税負担者にあり、再査定の要求は適切な公務を怠っていると看做された治安判事へ向けられたものであった。この交渉のプロセスの開始が救貧税負担者にあった事実は、治安判事の職務遂行が常に「温情主義の思い遣り」(consideration of 'paternalism')によって動機づけられたという見解に疑義を挟むものである。このように治安判事らはしばしばこうした福祉に関わる交渉のプロセスへの参加に不承不承であったのである[25]。

こうした交渉のプロセスの分析において、我々は以下の点を十分留意しておく必要がある。すなわち、周知のように、研究史では、救貧の実施を貧民、教区会、治安判事といった三つ巴の交渉のプロセスとして考察されてきた。そして救貧法は「多様な利用権(multi use-right)」として機能したと理解されてきた。救貧法の実践が、議会制定法の規定でもって貧民らに権利を有することを教えたのであると。近年、研究史では、このような社会的統制(social control)、あるいは文化的ヘゲモニー(cultural hegemony)に基づいた伝統的解釈から、行為主体性(agency and independence)の問題へとシフトしたわけだが、ヒンドルが指摘しているように、こうした交渉内での行為主体性の程度を過大評価すべきではない[26]。

この行為主体性の政治的限界については後述することにするが、いずれにせよ 17 世紀前半において、教区救貧だけでは貧民を救済できるだけの余裕を持ち合わせていなかったのは周知の通りである。ましてや彼らの妻や子ども達の救済などは到底無理であった。少なくとも 17 世紀の前半に至って、教区救貧税による受給を受けた家族さえ非公式の救済というものがなくてはならないものであったことが明らかになっている。ヒンドルが指摘したように、1596 年～1597 年間、1629 年～1631 年間、および 1647 年～1650 年間という危機の時代は、それゆえに教区救貧史をみていく上で特に重要である。何故なら、そうした危機の時代が、長い間、非公式の救済に依存していたままであった救貧システムの限界を暴きだすからである。この時代に伝統的な寄贈や非公式の救済が少しずつ徐々に周縁

化(marginalize)されていった[27]。

この意味で、危機の時代にイングランドの各州で設立され、また再建された矯正院は、まさに「エリザベス救貧法特有の制度的現れ」であったともいえる[28]。すなわち、危機の時代にあって非公式の救貧システムが動揺したとき、矯正院設立の請願がなされたが、次に示すように、それは救貧税負担者による政治的要求の単なる実現を意味したのではない、むしろ貧しい住民も含む多様な社会的アクターを教区社会福祉政策に政治経済的に取り込んでいく過程であったのである。

## 第３節　行為主体性、権力そして権威

クランボーン矯正院設立に関わる請願者らは、法廷において「怠惰な貧民および不穏な輩を強制労働させること（for the settinge on worke of the poore idle, and disorderlr p[er]sons)」を目的する矯正院の設立を請願している。請願理由として用いられたこのレトリックは、かつてフランシス・ベーコンが最優先されるべき事柄として支持した「怠惰の追放」(the Banishing of Idlenesse)、および「救貧税の適正な配分」(the Moderating of Taxes and Tributes)と非常に類似するものであり、1598 年および 1601 年エリザベス救貧法、並びに 1587 年の規制勅令集(dearth order)において言及されたものであった。これはまさに社会的福音(social gospel)であったわけである[29]。この目的の明確化は、矯正院の設立および運営が適切かつ適法(fit and lawful)であるとの判事らの裁定を容易に導き出したのである。

このように彼ら請願者は慎重に当局の主張と違わない、あるいは広く共有された社会的政治的表現を用いた[30]。治安判事を巻き込む交渉の開始を意味するこの請願は、いわば広く受け入れられたルール（その最も容易に認識されたルールのひとつが治安判事に対する「敬意／従順」(Deference)であった）に則って演じられたのである。教区救貧に縋りたい貧民だけではなく、教区の住民も救貧システムの装置を滑らかに稼動させる潤滑油(lubricant)を戦略的に用いる意味を十分認識していた。このように交渉の開始を意味した教区民ら住民の行為主体性もこのように絶えず政治的に制限されていたのである。残念ながら、本章で依拠した史料は救貧税負担者の中でも教区内の人口の多くを占めている下位に属する人々(lesser ratepayers)について詳細に述べるものではない。こうした人々の集団的声(collective voice)が法廷での問題に重大な影響を及ぼしたのは間違いないと考えられる。すなわち、請願といった交渉のプロセスの中で様々な当事者らがアピールし、そし

て恐らくは構築しようとしたその地域における世論(local public opinion)が存在したと考えられるのである[31]。いわば判事らの決定は、請願者らが用いた社会的福音に加えて、こうした世論というものに影響を受けたと推察される。

こうした交渉のプロセスにおいては、治安判事に対する不服からさらに上訴することで四つ巴の交渉に至るケースもあった。以下で述べるデヴォニッシュ事件は、治安判事の決定を不服としたドーチェスター矯正院の院長であるデヴォニッシュが大法官府裁判所に上訴したものである。

このデヴォニッシュ事件は、ドーチェスター矯正院の収容者(prisoners)が、矯正院でのデヴォニッシュ院長による収容者に対する処遇、あるいは矯正院運営のあり方に対する改善を求め、治安判事に援助を求め懇願したことにはじまるものである。

1629 年から 1637 年までのおよそ８年間にわたって続いた一連のデヴォニッシュ事件は、ドーチェスター矯正院の収容者が、新築された監獄(gaol)の傍に収容者の運動の場として同州が購入した家屋と土地を院長であるデヴォニッシュが横領していると治安判事に苦情を申し立てたことに始まるものであった。この問題について、巡回裁判所法廷は事実確認のための調査をドーセットシャーの４人もしくは２人の治安判事が行うよう命令した。巡回裁判所から治安判事に委託されたその申し立てを検証した結果、治安判事らは四季裁判所法廷において、デヴォニッシュが院長として不適格であり、州奉行(sheriff)による新しい人物の任命を要求した。そして、四季裁判所法廷はデヴォニッシュに対して矯正院に関わる横領により着服した公金を返還するよう命じた[32]。

このように治安判事を動員した収容者による申し立ては、イングランド特有の参加型の司法システムを利用した、収容者によるひとつの戦略であったといえよう。そして、この収容者による懇願が、まさに公共の目的(public need)と社会的公正(social justice)の問題についての収容者、院長、治安判事を巻き込む「三つ巴の交渉のプロセス」(triangular process of negotiation)の開始を意味したのであった。1638 年、ドーチェスター矯正院は、収容者らによってなされた一連の改善要求の後、裁判所の命令により監獄の収監者のためのワークハウスに生まれかわることになった。

一方、デヴォニッシュは、治安判事らが 1632 年の大法官府裁判所命令にもかかわらず、収容者の申し立てを受けて自分を不当に解雇したと大法官府裁判所(Court of Chancery)に訴えた。その後、当該治安判事らから対抗請願(counter-petition)を受け取った後、大法官府裁判所は「この重要且つ公的性格の強い問題」('business of such importance and public nature')は巡回裁判所判事らに委託するのが良いであろうとして巡回裁判所

(Assize)に差し戻した。このように、「収容者」の請願に始まるデヴォニッシュ事件は、巡回裁判あるいは大法官府裁判所を巻き込むことになる四つ巴の交渉(quadrangular process of negotiation)を形づくるものであった。1639 年、裁判所に提出されたすべての証拠の聴聞の後、巡回裁判所法廷は、訴訟の過程においてデヴォニッシュが「治安判事らに対して誠に不遜な振る舞いをおこなった」ことに言及すると共に、彼の訴えには正当な根拠がないとの判決を下した。ここにおいて再び交渉におけるルールが明確に述べられた。即ち、「敬意」である。このようにイギリス近世における請願による「権威の回路」へのアクセスは政治的に制限されたとともに[33]、「敬意･従順」といった態度や価値観といったものが活発に促進された[34]。これら交渉のプロセスは「政治的緊張」を生成するまさに「社会ドラマ」(social dramas)であり、社会のあらゆるレベルにおいて政治化されることを確実にした。これらは研究史における気楽な「安定」に関する議論をなし崩しにするものである[35]。

こうした交渉のプロセスにおける治安判事による「請願」の受け入れや、収容者からの「不服申立」の受け入れは、彼らが自発的に選択したものでもなければ、社会統制や文化的ヘゲモニーの二項対立的な伝統解釈が示した彼ら治安判事のパターナリズムから生じた慈悲心からでもなかった。むしろ、それは請願の際の恭しい態度とはまったく違う交渉決裂時の呪いの言葉や脅迫といった貧しい住民らの反意(many-headed monster)への恐怖から生じる自己保存によるためであり、またそうした請願や申し立てを教区会の有権者を含む世論としての集団の声と認識していたからに他ならない[36]。つまり、「上からの」パターナリズムから生じる治安判事らジェントリ層の交渉への関与も、交渉のルールを認識した請願者だけに与えられた交渉への参加も、前者は消極的なものであり、後者は厳格に制限されたものであったということである。

クランボーン矯正院設立の請願とドーチェスター矯正院横領事件の二つの事例は、ひとつに「権威の回路」へのアクセスの厳格な制限の中で、クランボーン教区並びに市場町クランボーンの教区民および住民の請願運動が、治安判事らの重い腰を動かせて、矯正院を設立させるという、いわば国家に対して福祉政策の実施を促すことに成功したということを示しているものであり、もうひとつには、ドーチェスター矯正院の収容者らの申し立てが、治安判事による調査、検証へと導き、矯正院で行われていた横領を摘発しただけではなく、矯正院の機能そのものを転換させる原動力になったことを示した。すなわち、1638 年巡回裁判所法廷において、矯正院が担っていた従来の機能が改善され、ワークハウスの機能に転換させることになった。ヒンドルは、*Dearth and the English Revolution* におい

て、市場取引の不正により穀物不足の事態に陥った 1640 年代後半が、政策実施の推進力が国王から中間層や貧しい住民といった多様な社会的アクターに移行した決定的転換期であったことを指摘しているが[37]、およそ 1630 年代の危機の時代においても、同じく彼ら多様な社会的アクターによる請願というものが社会政策の転換に重大な影響を及ぼしていたのである。

我々は重要なこととして以下のことを指摘しておきたい。1620 年代後半から 1630 年代の危機の時代にあって、非公式の救貧システムが動揺したとき、クランボーン矯正院の請願といった教区救貧税負担者らによる政治的要求がなされ実現した。しかしながら、それは彼らの単なる政治的実現のプロセスと理解すべきではなく、むしろ、結果的に「安価な政府」の実現のために、教区の主要な住民を中心とした多様な社会的アクターが政治的経済的に動員されていたことを示すものであった。このプロセスは、まさに教区行政の中心にあった中間層を福祉のプロジェクトに取り込む過程でもあったのである。

以上のように、矯正院の設立と行政に関する例証は、委任に基づく統治の伝統が、地方の統治者としての治安判事によるものではなく、貧しい住民を含む多様な社会的アクターによる請願を原動力に継続して実施されていたことを確かに示すものであるが、それと同時に委任に基づく統治が彼らの意のままに行われていたものでも決してなかったことを明らかにしているのである[38]。

## まとめ

福祉行政に関する中央政府のイニシアティヴとそれを補強する治安判事の調停役としての機能の重要性を指摘したのはＡ・フレッチャーであった[39]。そして、研究史は、1640 年代および 1650 年代の四季裁判所記録の救貧法関連の命令集中によって、治安判事が内戦の勃発にもかかわらず社会福祉というものを調整し続けたひとつの指針であると解釈してきたのである[40]。しかしながら、ヒンドルが指摘したように、イングランドの地方行政は有力な地主層から選出された治安判事によるものではあったが、イギリス社会には非常に重要な政治介入の伝統というものがあった。これを可能にする十分に確立されたその地域の交渉の場を通じて諸所の不満が伝えられた。たとえば請願する行為というものがそのひとつであったわけである[41]。

本章では、国家形成を司法の権威への幅広い要求と結びつけて考察した。ステュアート国家は、秩序維持や福祉政策を地方に要求したが、その実施にあたっては貧しい住民を含

む多様な社会的アクターの政治参加を必要とした[42]。ここで示された例証は、イギリス社会の非常に重要な多様な社会的アクターの政治介入の伝統において、彼らの行為主体性というものが社会政策の実施や社会制度の構築に多大な影響を及ぼしたことを示している[43]。このように、本章で考察してきた矯正院設立に関わる請願並びに横領に関する係争は、矯正院やワークハウスといった制度を通じて怠惰の撲滅と労働の奨励を促進しながら、矯正院の収容者を含む多様な社会的アクターの政治介入という伝統が、まさに 1630 年代においても見事に受け継がれていたことを示すものであり、それは中間層を政治経済的に動員しながら「権威の回路」を通じた交渉のプロセスのダイナミズムの中で醸成されていったものであったのである。

---

[1] ヒンドルは「権威の回路」(circuit of authority)というメタファを提示することで、権力の伝達というものを「権力の回廊」論（G・R・エルトン）でイメージされた上から下への一方向の直線的なものではなく、むしろ非統治者から統治者にある種のフィードバックを含むループ状のようなイメージで捉え、その中で個々人が接続可能な比較的開かれた参加型の司法行政組織にアクセスしようとしたとしている。S. Hindle, 'County government in England' in R. Tittler and N. L. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain* (Oxford: Blackwell Publishers, 2004), pp.107-110.

[2] D. Underdown, *Fire from Heaven: Life in an English Town in the Seventeenth Century* (London, 1993), p.98.

[3] DRO QSM 1/1, fo.198v (1629); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.100; A. Fessler, 'The management of lunacy in 17th century England : an investigation of quarter-sessions records', *Proceedings of the Royal Society of Medicine*, 49 (1956), p. 903; P. Rushton, 'Lunatics and idiots : Mental disability, the community, and the poor law in North-East England, 1600-1800', *Medical History*, 32:1 (1988), p. 44.

[4] P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London and New York, 1988), pp.29-30, 128, 140, 165; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), pp.162-3; K. Wrightson, *Earthy Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (Yale UP, New Heaven and London, 2000), p.216; S. Hindle, 'Pauper apprenticeship under Elizabethan poor laws', in P. Lane, N. Raven and K. D. Snell (eds.), *Women, Work and Wages in England, 1600-1850* (Boydel 2004), p.19.

[5] J. Innes, 'Prisons for the poor: English bridewells 1555-1800', in F. Snyder and D. Hay (eds.), *Labour, Law and Crime: An Historical Perspective* ( London, 1987), p.62.

[6] S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), p. 164; J. Innes, 'Prisons for the poor: English bridewells 1555-1800', in F. Snyder and D. Hay (eds.), *Labour, Law and Crime: An Historical Perspective* ( London, 1987), pp. 42-3, 65; A. Giddens, *The Nation-State and Violence: Volume Two of a Contemporary Critique of Historical Materialism* (Cambridge, 1985), pp.100-1; A. L. Beier, *Masterless Men: The Vagracy Problem in England, 1560-1640* (London, 1985), p.164; A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986), p.220; P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London and New York, 1988), p.128.

[7] S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), pp. 163-4.

[8] A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986), p.372

[9] J. Innes, 'Prisons for the poor: English bridewells 1555-1800', in F. Snyder and D. Hay (eds.), *Labour, Law and Crime: An Historical Perspective* (London, 1987), p.63.

[10] P. Collinson, 'De Republica Anglorum: or, history with the politics put back', in P. Collinson, *Elizabethan Essays* (London: Hambledon, 1994).

[11] 1640 年代における多様な社会的アクターの行為主体性に関する精緻な研究は以下参照。S. Hindle, 'Dearth and the English Revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited', *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses'). 「危機の時代」に関して、当時の貧困の圧力がどの程度あったかを計算する貧民監督役の会計簿が残存していないため不可能ではあるが、四季裁判所記録にある教区単独での救貧救済の限界や、教区間での救済(rate-in-aid)の頻繁な要請は明らか

に1620年代後半から1630年代の情況が深刻であったことを示している。DRO QSM 1/1. fos. 53v (1626), 141r (1628), 262v (1630), 314v (1631), 333v (1631).

[12] DRO QSM 1/1, fo.158r (1629).別の例として以下参照。DRO QSM 1/1, fo.260r (1630); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), pp.82, 134.

[13] S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), p.216.

[14] 矯正院は「貧民救済の補助機関として設立された」S. & B Webb, *English Prisons Under Local Government* (London, 1963), p.12. 後に矯正院は「半ばワークハウス的存在であることをやめ、監獄に近いものになった」が、当時の理事達は監獄に代わる機能としての矯正院の有効性に懐疑的になった。コークが嘆いたように「すぐさまゴロツキがあふれ出た」。それと同時に、貧民を雇用するなら「自宅に原料を隠し持つなど」の現状が明るみに出たことから、矯正院が強制労働させるにお誂え向きの場となった。E.M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief* (London, 1965), pp. 137, 225, 241, 243.

[15] DRO QSM 1/1, fo.158r (1629); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.82; J.S. Cockburn (ed.), *Western Circuit Assize Orders, 1629-1648: A Calendar* (Camden Society 4th ser. 17, 1976), pp.128 [no.563].

[16] P. Slack, *The English Poor Law, 1531-1782* (Cambridge, 1990), p.20.

[17] 「教区会」という言葉自身が教区の集会を必ずしも表す際に用いられない事実は「指導的立場の住民（leading parishioners）が教区会より適切な用語であることの示唆である。S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), p.208. ドーセットシャーの場合、「主要な住民」（chief inhabitants or principle inhabitants）という言葉が使用されている。

[18] ヒンドルは、1620年代後半におけるホスピタル建設にあたって、二つの行政レベルについて言及している。S. Hindle, *On the Parish?: The Micro Politics of Poor Relief in Rural England, c.1550-1750* (Oxford University Press, New York,2004), p.155; 拙稿「翻訳　スティーヴ・ヒンドル『17世紀イングランドの慈善信託と教区ガヴァナンス』」『経済史研究』9号、2005年、133頁。

[19] DRO QSM 1/1, fo.158r (1629); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.82.

[20] DRO QSM 1/1, fo.486v (1634); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.294.

[21] A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986), p.371. 1634年ドーセットシャー東部地区財務担当（treasurer of eastern division of Dorset）は、ジェームズ・シモアにロンドンからの着任手当として40シリングを支払った。DRO QSM 1/1, fo.485r (1634).

[22] DRO QSM 1/1.fo.488r (1634); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.297.

[23] DRO QSM 1/1, fo.358v (1632); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.190.ピンパーン郡、アップウィンボーン郡はドーセットシャー北東部の郡で互いに隣接していた。T. L. Stoate (ed.), *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982), pp.8, 131, 229.

[24] DRO QSM 1/1, fos.72r (1627), 486v (1634), 493r (1635); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), pp.41, 294, 301; T. L. Stoate (ed.), *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982), p.38.

[25] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.446.

[26] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.400, 401, 447; T. Hitchcock, 'Introduction: chronicling poverty - the voices and strategies of the English poor, 1640-1840', in T. Hitchcock, P. King and P. Sharpe (eds.), *Chronicling Poverty : The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840* (Basingstoke and London: Macmillan, 1997), p.11; P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London and New York, 1988), p.192.

[27] S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.276-7, 298.

[28] P. Slack, *Poverty and policy*, p.128; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), pp.163-6.

[29] DRO QSM 1/1, fo.158r (1629); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.82; J.S. Cockburn (ed.), *Western Circuit Assize Orders*, pp.128 [no.563]; Paul Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London and New York, 1988), pp.122-31; S. Hindle, 'Imagining insurrection in seventeenth-Century England:

Representations of the Midland Rising of 1607', History Workshop Journal, 66 (1) (October, 2008): 21-61.

30 S. Hindle, 'County government in England' in R. Tittler and N.L. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain* (Oxford, 2004), pp. 98-115.

31 S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.447.

32 DRO QSM 1/1, fo.588r (1637); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), p.380.

33 J.S. Cockburn (ed.), *Western Circuit Assize Orders,* pp.128 [no.563]; DRO QSM, fo.588v (1637), fo.602r(1638); T. Hearing and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book: A Calendar* (Dorset Record Society, 2006), pp.380, 393; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), ch.6. ヒンドルは交渉における厳しく管理された貧しい住民の「権威の回路」(circuit of authority)へのアクセスとその限界を例証している。

34 S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), p.34.

35 S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), p. 233.

36 E. P. Thompson, *Custom in Common* (London, 1991), pp.16-96; J. M. Neeson, *Commoners: Common Right, Enclosure and Social Change in Common-Field England, 1700-1820* (Cambridge, 1993), pp.259-93; A. Wood, *The Politics of Social Conflict: The Peak Country, 1520-1770* (Cambridge, 1999), pp.203-325; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.447-8.

37 S. Hindle, 'Dearth and the English Revolution: The harvest crisis of 1647-50 revisited', *Economic History Review* 61 (S1) (August 2008: Special Issue 'Feeding the Masses').

38 S. Hindle, 'County government in England' in R. Tittler and N.L. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain* (Oxford, 2004), pp. 98-115.

39 A. Fletcher, *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven, 1986), pp.183-201.

40 A. L. Beier, 'Poor relief in Warwickshire, 1630-60', *Past & Present*, 35 (1966); J. Morrill, *Cheshire, 1630-60: County Government and Society during the English Revolution* (Oxford, 1974).

41 S. Hindle, 'County government in England' in R. Tittler and N.L. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain* (Oxford, 2004), pp. 98-115.

42 S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000), p.237.

43 S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England, c. 1550-1750* (Oxford, 2004), p.447.

# 第Ⅲ部　コモンズの再形成

# 第６章　慈善信託制度の導入とコモンズの救貧機能
## 〜ウィルトシャー・ミア教区の事例を中心に〜

### はじめに

本章は、ギリンガム・フォレスト解体に伴う囲い込みにより消滅したフォレスト村落の貧しい住民の共同権の補償として導入された、慈善信託制度を媒介に付与された信託地の創設のプロセスと管理運営に関する分析をもとに、「集合行為のプロセスを通じて再形成あるいは再機能化されるコモンズの創造的潜在能力」と、「コモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性」を明らかにすることを目的とする。

近年盛んな新制度派経済学の影響を受けた歴史的コモンズ論では、コモンズとは、G・ハーディンが前提としたオープン・アクセスなものではなく[1]、「共同管理体制」(Common-property regime: CPrR)」と「コモン・プール制度」(Common-pool institution: CPI)」を伴う、共同利用資源の適正な規制(self-governance)と制度化(institutionalization)の属性をもつものとされている。この２つの属性を特徴とする歴史的コモンズの驚くべき持続可能性と資源維持の潜在能力は、過去数 10 年間、外部からの衝撃に耐えて機能し続ける資源管理の方法を探し求める様々な分野の研究者の注目を集めてきた[2]。近年の歴史的コモンズ論における「制裁」や利害関係者の「参加」といった通時的な視座とその問題性への開眼は、ミクロな権力関係やローカル・ナレッジの共有化といった共時的な「比較」の地平と重なり合いながら、リスクの共有化や不確定性を避けるコミュニティの潜在能力を強調しているのである[3]。

こうした議論の展開の一方、M・D・カイゼルは、歴史的コモンズ論の根本的欠陥を次のように剔抉している。即ち、コモンズに関わる諸制度は、実際には、その地域社会内の異なる利害をもった集団の手に握られ、彼らの目的を達成するためのいわば道具にすぎなかった。諸制度が企てられた方法は様々な下位集団の交渉力、利害及びイデオロギーにその多くを基づくものであって、諸制度はコミュニティ全体に開かれた最も効率的で合理的な選択ではなく、多くの利益がある利害集団へ配分されることで諸制度がうまく持続したと要説している。さらに、そうした諸制度は均一的なものではなく、互いに似通った資源にもかかわらず資産関係や権力構造に基づく様々な利害集団の交渉力の結果、多様な制度を発展させたとしている[4]。

本章ではこうした研究成果を踏まえ、17 世紀イングランド空位期におけるフォレスト法

解除に伴う囲い込みによる共同権の喪失の補償として導入された、慈善信託制度によるコモンズの救貧機能の再形成の事例をもとに、受益者たる貧しい住民によるエクイティ上の権限を媒介とした、「下からの」モニタリングを通じた管理主体への利害関係者の拡大のプロセスが、寡頭制によるコミュニティ・ガバナンスの失敗を回避し、信託基金を媒介とするコモンズの救貧機能の再形成とその持続可能性を高めたことを明らかにする[5]。即ち、これまでのコモンズ研究におけるコミュニティへの参加の焦点化では、ローカル・レベルでのコミュニティ・ガバナンスの互恵関係の悪影響（権力の集中、腐敗、利益誘導等）といった「コミュニティの失敗」への関心が薄かった[6]。そのため、本章では、コミュニティ・ガバナンスの失敗を回避するための重要なファクターとして、コミュニティ・ガバナンスを、既存のシステムとしてではなくプロセスとして動態的に捉え、共有化されたルールの明確化によるコミュニティ・ガバナンスの失敗の回避にむけたボトム・アップによるモニタリングに注目する[7]。その中で、「信託」を通じて発生した救貧目的の組織「カンパニー(‘Company’)」と称された「法人格なき団体」を社会的安定がもっとも追求された制度的コンテクストとして位置づけながら、それを媒介とした中間領域の制度化とその持続可能性との関連を明らかにする[8]。

なお、本章ではフォレスト解体後のコモンズの救貧機能の再形成に係る考察に当たって、史料が比較的残存しているギリンガム・フォレストの解体に関わる一次史料を中心に分析する[9]。周知のように、史料に現れる個々人の優先事項が何かを正確に特定することは困難であるが、請願を通じた宣誓供述調書や信託条項から、コミュニティの構成員が志向した共同選択のタイプや、彼らの社会経済的立場、コミュニティを取り巻く状況、そして利害関係者の申し立ての理由などをある程度示すことが出来る。彼らがいかにして同意に至り、あるいは決裂し、それが共同の集団規範に変換されるのか、そうしたことを究明することが可能であると考えるのである[10]。

## 第１節　農業システムとコモンズの経済的価値

Ｔ・デムーアは、制度の持続可能性と内部組織との関係性を理解する上で、農業システムと利害関係者にとっての共同利用資源の経済的価値との関連を認識することが重要であると指摘している[11]。ここではまず、対象地域の農業システムの特色について再度概観しておきたい。周知のように、イギリス農業史の泰斗Ｊ・サースク女史によれば、イングランドの農業地域は、牧畜地域と混合農業地域に大別され、本章の対象地域であるギリンガ

ム・フォレストは、ドーセットシャー北部およびウィルトシャー南部に跨るイングランド南西部の森林牧畜地域に属する[12]。イギリス地方史家J・H・ベティらの研究によれば、ギリンガム・フォレストを含むブラックムーア・ベイル(Blackmoor vale)では、白亜丘陵地帯(Chalkland)の牧羊混合農業向けの牛、羊の繁殖、肥育が行われ、主にバターやチーズが製造されていた。この酪農システムは、富農層が酪農業者に放牧地、採草地とともに乳牛を貸し出して、近隣の市場向けのバター、チーズを製造させていたことで知られている。酪農業者が一定額の借地料を農民に支払うことで農民に対して固定した報酬を保障したこの酪農システムは１９世紀まで続き、トーマス・ハーディの『ダーバヴィル家のテス』(*Tess of the d'Urbervilles*)にも描かれている[13]。こうした酪農システム内での共同利用資源の経済的価値に目を転じてみると、およそ次のように概括される。

表１ 採草地および放牧地の保有規模とフォレスト内共同権

| 採草地及び放牧地の保有規模（エーカー） | 保有農数（人） | % | 採草地及び放牧地の規模 | % | フォレスト内共同権保有者数 | % |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Over 100 acres | 2 | 1.0% | 366 | 15.4% | 1 | 0.8% |
| 60-100 acres | 7 | 3.4% | 498 | 20.9% | 5 | 3.8% |
| 30-60 acres | 16 | 7.8% | 577 | 24.3% | 12 | 9.2% |
| 20-30 acres | 12 | 5.9% | 285 | 12.0% | 8 | 6.2% |
| 10-20 acres | 28 | 13.7% | 362 | 15.2% | 21 | 16.2% |
| 5-10 acres | 29 | 14.1% | 171 | 7.2% | 21 | 16.2% |
| Less than 5 acres | 56 | 27.3% | 120 | 5.0% | 33 | 25.4% |
| none | 55 | 26.8% | 0 | 0.0% | 29 | 22.3% |
| Totals | 205 | 100% | 2379 | 100% | 130 | 100% |

**出典**: Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608 より作成。

グレゴリー・キングの推計によれば、17 世紀末においてイングランド及びウェールズの土地 3,900 万エーカーのうちフォレストは 300 万エーカーと全体の約 15%を占めていた[14]。ウィルトシャー・ミア教区およびドーセットシャー・ギリンガム教区に跨るギリンガム・フォレストには、ウッドエンドウォーク(Woods End Walk)（505 エーカー)、クレアウォーク(Clare Walk)（1,153 エーカー)、ローンウォーク(Lawn Walk)（7,500 エーカー）といった森林及び荒無地があり[15]、そこでは一般に羊ではなく馬や乳牛(commonable cattle)が放牧されていた[16]。1608 年踏査によれば、ギリンガム・マナーおよびフォレスト内に放牧権を有したミア教区の住民を含む約 205 世帯のうち、フォレスト内に共同権（放牧数制限なし）を有したのは僅か 29 世帯（全体の 14%）に過ぎなかった[17]（表１)。にもかかわらず、フォレスト解体以前、ミア教区の保有農だけではなく貧しい住民('poore

inhabitants')までもが、羊を除く家畜の放牧の自由を享受してきた[18]。それ故に、ミア教区のジェントリ、ステファン・クラドックは、宣誓供述調書の中で「(囲い込みによって)住民らが、物乞いなしでは生存不可能な極貧化('greate impoverishing')に陥る」と警鐘を鳴らしたのである[19]。しかし、その一方で、当時ギリンガム・マナーのベイリフであったジョン・ウールリッジの宣誓供述調書では、コモンズ消滅の補償として、保有規模に応じて土地が割り当てられることで、およそ 200 世帯がフォレスト解体に同意したとされている[20]。

こうした共同利用資源の消滅による貧困増大への危惧とこの両教区住民のコンセンサスが孕む内在的矛盾は、S・バートルズが鋭く洞察したように、共同利用資源の消滅を共同権の損失ではなく、むしろ救貧税負担軽減を齎す「公的救貧給付への転換」という価値ある投資への志向性の顕在化であったのであろうか[21]。

フォレスト解体後、ミア教区の貧しい住民の救済のための 80 エーカーの土地供与について、当時交渉役の任にあったミア教区の住民代表であったリチャード・グリーンは、親友のリチャード・メイアーに宛てた 1651 年３月 23 日付の書簡の中で、「その土地は年に約 50 ポンドの価値になり、良好な雇用機会が確保され、貧困増大が阻止されるだろう。そして救貧税負担が軽減され('the burthin [=burthen] will be much eased')、貧しい住民の生活状況もかなり改善されるであろう」と記した[22]。この印象深い章句は、土地からの収益の救貧税負担軽減への転換という志向性と、貧困増大への危惧と新たな経済的価値の創造という両極を繋ぐ価値判断を披瀝している[23]。これら共同利用資源の経済的価値に関わる言説を総合するならば、当該地域社会にあった利害編成(local configurations of interest)は、フォレスト解体による新たな経済的価値の創造への期待と結びついて共同利用資源の消滅を推進した一方で、その消滅後の貧困化によるリスク管理とリスク共有に向けた制度的媒介を要請したと推断されうる[24]。

## 第２節　フォレスト法解除と貧しい住民の困窮化への補償

1626 年チャールズ 1 世は、積極外交による出費による財政圧迫打開のため、王領地活用のためのフォレスト法解除の実行に踏み切った。フォレスト法解除により、1630 年ギリンガム・フォレストは、廷臣サー・ジェイムズ・フラートンに年 96 ポンド１シリング３ペンスで下賜された。同年フラートンは死去したが、死去の前、継息子トーマス・ロード・ブルース（エルギン伯爵）に３分の２を、残りの３分の１の 900 エーカーを彼の同僚で王

室執事(Gloom of the Bedchamber)のジョージ・カークに譲渡した。その後、1650 年７月ジョージ・カークは、ギリンガム・フォレストにあった地代付封土権(fee farm interest)を息子のジョン・カークに譲渡した。その間、フォレストのジョージ・カークの持ち分（３分の１）にある国王の自由保有権(freehold interest)は、1649 年７月王領地売却リストに含まれた。1650 年 11 月 26 日に王領地調査は終わり、それにはジョン・カークの持ち分の３分の１の土地は、カークス・ファーム(Kirk's farm)（約 745 エーカー）と明記され、地代付封土権地代(reserved rent)として年 32 ポンド 10 シリングと記録された。1650 年冬、ジョン・カークは王領地売却のために指名された旧王領地管財人から、カークス・ファームの単純封土権(fee simple)を購入した。法制度上、この単純封土権は、無遺言相続可能性と譲渡可能性を特徴とするもので、無期限に存続しうる不動産権として、イングランドの土地法の頂点に位置づけられ、自由保有地の所有権とされるものである。この自由土地保有地の所有権は二つの要素から、すなわち、占有(seisin あるいは possession)とユースとから構成されていた。その後、1652 年に、フォレスト解体後の土地から 80 エーカー（フォレストの３分の２の所有者としてのエルギン伯爵の持ち分 53 エーカーを含む）が貧民救済を目的としてミア教区の受託者 13 名に信託された[25]。フォレスト解体後にミア教区に信託された 80 エーカーの土地の借地料年 41 ポンドが、貧民救済のための臨時給付金として資格を有する教区の貧しい住民に配分された[26]。

一般的に、土地の供与については、フォレスト法の解除と共同権の無効を条件に、フォレストは、国王と私的領主と共同権者の三者に分割された。R・ホイルは、貧民救済のためとして住民に土地が供与された理由として、解体前のフォレストやフェンの地域経済での重要性を指摘している。例えば、チェシアのデラウェア・フォレストは隣接する村々の貧しい住民に泥炭燃料(peat fuel)を供給し、レスターシアでは、フォレスト解体と共同権廃止による貧困化および地域住民の救貧税課税負担増が訴えられた。このようにフォレスト解体は、地域経済の破壊と追い立てを意味したとされたのである[27]。こうした共同利用資源の消滅による貧しい住民の困窮化への補償には、教区内の有効な経済的資源を利用することによって地方の貧困を救済するよう求めたエリザベス救貧法の規定に反映された社会状況の推移があった[28]。イングランド内戦の戦後処理の失敗、そして軍事クーデターと国王処刑、さらに君主制および貴族院の廃止と対アイルランド、スコットランド戦争など、空位期のイングランドを取り巻く政治情勢は地域社会に多大な影響を及ぼした。1647 年、エセックス州チェルムスフォードおよびモウシャムの住民は、四季法廷において「十分な穀物があるにもかかわらず、買い占めによる価格高騰によって貧しい住民らが食糧を手に

することができない状況にある」と切実に訴えた。また同年、チェシアの教区牧師は、「食糧不足の多くが醜悪な麦芽業者やパン製造人、あるいはエールハウスの経営者らによるものである」と訴えた。こうした市場の失敗は、ロンドンの共和国政府にも届けられた。1649年８月、庶民院(House of Commons)は、ランカスター市の貧しい住民が家族に食糧を与えられず、彼らはもはやその窮状に耐えられないと警告し、「もしトルコ軍('army of Turks')が彼らを救いに来たならば、貧しい住民は彼らと同盟を結ぶであろう」と、政情不安における貧民の動向への強い警戒心を露にした。ヒンドルが、1647 年から 50 年間を、市場統制の推進力が絶対王政の政治経済学('political economy of absolutism')から貧民のモラル・エコノミー('moral economy of the poor')にシフトした転換点であったとしているのは示唆的である[29]。何故ならば、後述するように、1650 年代のフォレスト解体の補償問題解決のための貧しい住民の要請による住民代表のロンドンへの請願と、その結果としての貧民救済を目的とする 80 エーカーの土地信託の実現といったプロセスは、教区レベルでの社会政策が貧しい住民の要請を端緒として推進された貴重なケース・スタディを提供するものであるからである[30]。Ｔ・デムーアらは、12 世紀から 15 世紀間の人口圧や市場拡大、そして天然資源枯渇の危険性の認知といった不確定性の増加が、西ヨーロッパにおける共同資源管理体制の幕開けにとって重要な役割を演じたとした[31]。イングランドにおける 17 世紀半ばの政情不安、諸資源への人口圧や食糧危機、そうした中でのフォレスト解体による不確定性の増加は、リスク回避と共有化のための集合行為(corporate collective action)、コモンズの救貧機能の再形成を要請したのである。

## 第３節　土地信託とコモンズの救貧機能の再形成

ウィルトシャー・ミア教区の貧しい住民がフォレスト法解除後の囲い込みによる共同権喪失の補償を受けるのは 1652 年になってからである[32]。ミア教区の住民による補償請求の主張の根拠は、彼らがドーセットシャー・ギリンガム教区の住民と同様、ギリンガム・フォレストの共同権を有し、彼らが 「コモン・シルバー」('Common Silver')と呼ばれる年 20 シリングのレント料を古来よりマナー領主に支払っていたことにあった[33]。それ故に、1643 年、補償されないまま放置されたミア教区の住民は、ギリンガムの住民に呼びかけてドラムやマスケット銃をもって集合し、囲い込みを破壊すべくホワイト・ヒルから行進し始めた。この時以来、300 名にも及ぶミア教区およびギリンガム教区の住民がマスケット銃などを携帯して囲込みの破壊行動に出た[34]。

1703 年 1 月 17 日（月）、ミア教区の旅籠屋ジョージ・インで開催された財務府裁判所特別委員会で、亜麻織工エドワード・キング（80 歳）はその当時の破壊行動の様子とその後の請願への経緯を次のように証言している。

「(1650 年頃）囲込みに従事した人間が昼間に囲いの修繕等をした後、夜になってミア教区の貧しい住民ら('poor inhabitants')がやって来てその囲いを打ち壊した。貧しい住民のうち数名が、その囲込みへの激しい憤りについて('Upon the Combustion')、国王から下賜されたフォレストに権利を有するジェントルマンたちと争うため、リチャード・グリーンおよびエマヌエル・スティーブンスらジェントリ２名にロンドンに上京するよう願い出た。しばらくして、グリーンらはロンドンから帰郷後、ミア教区教会において救貧のためフォレストから囲い地 80 エーカーを信託されることに同意したと住民に説明した。そして、その対象は教区から公的救済を受けていない者に限られ、ミア教区ウッドランド村の貧困に喘ぐ行商人とその家族の救済のためにも利用されると述べた」と[35]。

1651 年 1 月 20 日ロンドン在住のジョン・カークとエルギン伯爵は、ミア教区の 13 名の受託者と 80 エーカーの土地信託について同意した。その協定書の信託条項(Articles)は以下の通りである[36]。

（1）　領主ジョン・オーブリー、 代訴人リチャード・グリーン、ウィリアム・ロジャーズ、ジャスパー・バニスター、ヘンリー・クラーク、エドモンド・ヘミング、エマヌエル・スティーブンス、リチャード・フィッシャーら８名及び、その他５名のヨーマンの受託者およびその相続人、譲受人は、ミア教区に居住する貧しい住民を救済するために('for the Better relieving the Poor…for no other use or purpose whatsoever')、80 エーカーの土地からの収益金を彼らの自由裁量('in their considerations think fit')で利用する権限がある。

（2）　８名のメンバーのうち欠けるものが出た場合、80 エーカーからの土地の収益の利用は残りの受託者およびその相続人に委ねられ、欠けた人物の人選を行う場合は最も有能で思慮ある住民('the most able and discreetest Inhabitants')の中から人選する。

（3）　不正利用を防ぐための囲い地の柵や生垣の管理費はジョン・カーク及びエルギン伯爵が負担する。また 100 エーカーの土地が別に囲い込まれ、領主及び住民のために利用される。かつてのフォレスト内にあった共同権は消滅するものとする。

（4）　受託者 13 名およびミア教区のすべての住民は、この条項の意図に従って、100 エーカーの利用および 80 エーカーの使用について、エクイティ裁判所('any Court of Equity')の命令および議会制定法('any Act of Parliament')を遵守するものとする。何者かが 80 エーカーの囲い地の破棄行動に出た場合、共同して訴追する。そして、住民に条項

の内容を知らしめることを目的に、条項の写しをエドモンド・ヘミングが保管することとする。

制度化による排他的集団の設定は、「共通の利害をもつ潜在的受益者が多い場合にはその共通の利害が実現されにくい」というマンサー・オルソンの「集合行為論」が示す社会的ジレンマ(social dilemma) を回避する手段である[37]。受託者の人選に関しては、13 名の受託者の相続人もしくは教区在住の有能且つ信頼できる教区民に限るとされている。そして、この信託条項には「相続条項」(inheritance clause)が含まれ、多くのケースでみられるように、その後数世代に渡って安定的に管理できるよう意図されたものであった[38]。

1652 年、ジョン・カーク及びエルギン伯爵は、80 エーカーの土地を 13 名の受託者に貧民救済の目的利用と散発する囲込みへの破壊行動の阻止を約束に譲渡した[39]。しかしながら、囲い地への破壊行動が終止しなかったこと、また 80 エーカーの土地利用に関して不履行があったとして、1653 年ジョン・カークとエルギン伯爵は大法官府裁判所(Court of Chancery)に提訴した。しかし、被告である受託者 13 名は、「信託条項に従って管理を行ったが、1651 年以来囲い地が破壊され続けている」と述べ、受託者と破壊行動との関連を否定した。そして、「80 エーカーの土地は、これまでどおり貧民救済のために利用されるべきである。それは教区の卑しい身分の人々('meaner sort of the said Parish')を助け、教区民全体の公益('a general good to the whole Inhabitants')に資するものであるからである」と嘆願した。1656 年、大法官府裁判所は、「同意および条項は批准された。これはミア教区のすべての住民によって遂行されるものとする」と命令し、13 名の受託者は、これによりミア教区のすべての住民に代わって、自己裁量('in their discretion')により、貧民救済を目的に 80 エーカーの土地からの利益を分配する信託業務('scope and substance')を担うことになった[40]。この信託条項により、それ以降、受託者の構成員の補充のための人選も、彼らの相続人もしくは息のかかった人物が選出されることになった[41]。この空位期におけるフォレスト解体後の共同権喪失の補償として導入された慈善信託制度を媒介にしたコモンズの救貧機能の再形成は、まさにフォレスト解体による私有化(privatization)というものが、セルフ・ガバナンスと結合した制度化、即ち、信託による法人格なき団体を形成し、コモン・プール制度(CPI)における管理目的とルールを明確にした。いわば、教区救貧の課税負担が彼らをしてより利益のある有利な共同財産管理体制(property regime)の選択を引き起こしたといえよう[42]。

## 第４節　コモンズ・ガバナンス

コモンズの救貧機能の再形成のプロセスにおいて、ミア教区住民は、80 エーカーの土地からの収益金を「フォレスト・マネー(‘forest money’)」と称した[43]。受託者 13 名は「カンパニー(‘Company’)」と称され[44]、この法人格なき団体「カンパニー」は、信託条項に則って救貧目的のために 80 エーカーの信託財産を管理・運営した。こうした法人格なき団体の存立、存続を可能にしたのが「信託」であった[45]。これにより、当該 80 エーカーの信託地は、受託者 13 名が受益者の権益を保証するためにのみ信託財産の管理及び信託財産の分配に関する権限というコモンロー上の権限を有することになった。その一方で、受益者たる貧しい住民らは、受託者に管理及び分配の権限を執行させ、不適切な運営に対しては責任追及をするエクイティ上の権原を有することになったのである[46]。

表2　タウンランドと教区救貧

| タウンランド | 州 | 年 | 規模及び収益（含 評価額） | 給付額又は救貧支出総額の% |
|---|---|---|---|---|
| Bergh Apton | Norfolk | 1599 | 60 acres | 年 1 ポンド支給 |
| Grimston | Norfolk | 1394/1640 | 44 acres | 年24ポンドの収益金を貧民救済に当てた |
| Gillingham | Norfolk | 1596 | £200 | 年1ポンド支給 |
| Chesham | Buckingham | 1630 | 39 acres £200 | 不明 |
| Hull | Yorkshire | 1630 | £467 | クリスマスに年3ポンド6シリング8ペンスを給付。 |
| Dent | Yorkshire | 1637 | £104 | 年5ポンド4シリング支給 |
| Ashwell | Hertfordshire | 1618 added in 1701, 1708, 1722 and 1727 | 30 acres (in 1716) annual income of £17 (1727) | 給付額その他不明だが、1712 年に学校を設立し、1728 年にワークハウスを設立した。貧しい住民は給付の条件として5日間収容された。 |
| Clayworth | Northamptonshire | | | 教区救貧基金の23．3%を占めた |
| Frampton | Lincolnshire | 1589 | £22 income p.a | 不明だが、1700 年代までは 1 エーカあたりで教区救貧課税を4ペンスに保つことができた |
| Brill | Buckinghamshire | 1632 | 48 acres £120 Poor Folks Pasture | 給付金は 1 ポンドから 10 シリング |

出典: W.K. Jordan, *The Charities of Rural England 1480–1660* (London, 1961),pp.39, 148, 163, 240, 242; John Broad, 'Parish economics of welfare, 1650–1834', *Historical Journal*, 42 (1999), 997–1000; Steve Hindle 'Power, poor relief and social relations in Holland Fen, c. 1600–1800', *Historical Journal* 41 (1998), 83–4 より作成。

フォレスト解体後の土地信託は、ギリンガム・フォレストに限らず、ウィルトシャー・

ブレイドン・フォレスト，レスターシャー・レスター・フォレスト、ウースタシャー・フェケナム・フォレスト、そしてサセックス州アッシュダウン・フォレストなどで実施され[47]、フォレスト解体によるものに限らず、こうした土地信託は、教区救貧課税の負担軽減に貢献したことで知られている。W・K・ジョーダンによれば、1660 年までにイングランドでは少なくとも一万件にのぼる土地信託によるタウンズ・ランド(Towns land)が創設され、その約 20%が教区行政の手に委ねられたとしている。ジョーダンやヒンドルらの研究によるタウンズ・ランドの信託に関わる時期や地域、およびその経済的価値について表にまとめてみた（表２）。その多くが 16 世紀末から 18 世紀にかけてのものであるが、その経済的、社会的価値の創造は注目に値する[48]。また、政治的には、「慈善信託が教区会の形成に至る 17 世紀前半の寡頭政治的傾向の一つの表現であった」とヒンドルによって闡明されたように、寡頭制への傾向の最頂点たる教区会形成の一翼を担った慈善信託は、巨視的には治安維持、資源配分、社会福祉給付といった国家と地方の社会政策がオーバーラップするイギリス国家形成の段階を示す働きを担ったのである[49]。しかしながら、微視的には、こうした土地信託に関わる研究史における寡頭制と国家形成という透徹した視座には、後述するように、コモン・ロー上の権利者としての受託者の正当性の根源的基礎づけと、寡頭制による「コミュニティの失敗」の潜在性というコモンズ・ガバナンスが孕む内的緊張関係に関する問いが曖昧なままであった。以下では、信託による寡頭制の排他性を主体的な契機とした内的緊張関係と中間領域におけるコモンズ・ガバナンスについて検討する。

ジョン・カークとエルギン伯爵は、単純封土権を手にしたことにより、当該土地の「占有権」とともに「ユース」（土地の収益を取得する権限）(‘authorytye to take therby the profytrs of the lande’)を具有した。1530 年、クリストファ・セント・ジャーマンは占有権とユースについて次のように解説している。即ち「ある人が他人に封土公示譲渡を行い(gyue onely the possession and freeholde thereof to a nother)、自分自身は受益権を取得することを意図する場合(intendeth…to kepe the profytes to hym selfe)、占有権はユース付封譲受人に渡るが、ユースは封譲渡人の手に留まったのである」と[50]。そのため、1536 年、国王の封建的収入を守るためにこうしたユースを禁止する制定法が成立した[51]。にもかかわらず、能動的ユース、即ち「信託」の場合のように、自由保有地の受託者が占有権とユースとの双方を持つことも可能であった。このような場合、1536 年ユース法は適用されなかった。何故なら、受託者は、信託を履行するために、占有権とユース双方の権利を必要としたからである。この制定法の適用範囲に含まれないユースが「信託」と呼ばれた。カークらが、委託者として当該土地を 13 名の受託者らに譲渡したことで、受託者 13 名は

土地を管理し、その収益から救貧業務をなす義務に服す信託財産を保有する条件で、信託を履行するための土地の占有権とユースの双方を持つことになった。13 名の受託者は信託財産に対してコモン・ロー上の権限を有し、信託の日常の運営に相当な影響力をもつことになった。それ故に、受託者らは受益者(cestui que use)に対して信託条項から生じる義務を負っていたにもかかわらず、こうした「信託」による寡頭制には、権力の集中、腐敗、利益誘導等といった「コミュニティの失敗」を誘発する可能性が潜在的にあったのである[52]。1703 年財務府裁判所における訴訟はまさにこうした「コミュニティの失敗」に対するものであった。以下では、80 エーカーの土地収益の配分に関わる過程について宣誓供述調書をもとにみていく。

宣誓供述調書によれば、1656 年 11 月 22 日の大法官府裁判所におけるミカエルマス開延期の決定以来、80 エーカーの収益金(以下、フォレスト・マネー)に関する会計簿は、ヨーマン、エドモンド・ベスト父子（1700 年父エドモンド・ベスト死去）によって毎年記録され管理された。エドモンド父子は、カンパニーにより会計業務及び会計簿の保管の業務の給与としてフォレスト・マネーから 20 シリングを受け取っていた。一般的に、カンパニーの会合は毎年クリスマス直前にミア教区の旅籠屋(Inns)で開催され、会合の経費として毎回 10 シリングが計上されていた。カンパニーは、エドモンド父子に対し、救済を求めているミア教区の貧しい人々('so many poor people…as wanted relief')のリストを作成するよう命令した。リストを作成したエドモンド父子は、受託者に対してリストに記載されている氏名を読み上げた。そして、カンパニーによって、フォレスト・マネーの収益と受給者数に応じて配当される給付額が調整された。受託者カンパニーは、誰がフォレスト・マネーを受給するのに相応しいのか、優先されるべき貧しい住民は誰なのか('who had the greatest need or who stood as the greatest want…found to be the greatest distress')を慎重に決定した後、全ての受託者によって同意されれば、受託者の 1 名がリストに記載された貧しい住民の氏名に番号を付し、貧しい住民の必要額に応じて給付金額が調整され、各々の受託者が最後に署名した。もし仮に給付金の支給に関して異議が生じた場合、その支給額の各々の貧しい住民への割当について受託者による投票('the vote between the said trustees')が行われ決定された。支給額の割当が フォレスト・マネーの収益の額を超過した場合、貧しい住民のリストが再度作成され、読み上げられた[53]。

寡頭制の影響は年次監査への貧しい住民の参加を制限していた[54]。原告で貧しい住民のひとりウィリアム・コワードの証言によれば、彼は何度も受託者の一人であるエドワード・コルネリウスに、ミア教区およびウッドランド村の住民に会計簿を開示するよう要求した。

しかし、コルネリウスは「我々受託者は、子孫に永久に与えられた権利として('as his own right…to him and his heirs forever')、80 エーカーに関する利益の配分を行うことができるのだ。そして、貧富を問わず('Rich or poor')、会計簿の開示を請求できる権限をもつ人物以外に開示することはしない」と答えた。さらに、コワードは、受託者が信託条項に則って('according to the true intent and meaning of the Articles')、フォレスト・マネーを適正に処理しておらず、フォレスト・マネーが教区民ではない人物や本来受給資格のない人物に給付されていること、またギリンガム・フォレスト内に何ら権利を持たなかったアッパー・ジールズ(Upper Zeals)という村落の住民にさえ給付されていると証言した。そして、彼は、受託者のひとりヘンリー・クラークに不正な支給や、給付にあたっての不公平('with partiality')があることを直接訴えた。その際、ヘンリー・クラークは「もしフォレスト・マネーの支給に関する会計簿の開示を請求しようと試みる人間がいるのなら、それをリストアップして渡してくれないか、そうすれば彼らの名前に印をつけて('set forth a Mark upon their names')、今後いかなる状況が生じた場合でもフォレスト・マネーを受給できないようにしてやるのだ」と述べたと証言している[55]。

また、ミア教区の馬具屋ロバート・モールトンは、さきの受託者ヘンリー・クラークとしばしば彼の居宅で会席する機会があった。その際、「裁判沙汰にもなっている開示請求について、なぜ会計簿の開示を行わないのか」と何度か尋ねたことがあったが、ヘンリー・クラークは「誰があのような暴徒('the Mob I scorn')や貧しい悪漢('poor Rascals')に開示するものか、ただ焼き払われるだけだ」と答えたと述べた[56]。サマセット州ウィンカントンの亜麻織工ウィリアム・ビドルクームによれば、先の受託者エドワード・コルネリウスは「ギリンガム・フォレストからかつて信託された 80 エーカーの土地は我らの土地である。我々は、それを望めばブリストルやロンドンの貧しい住民にも、あるいは悪魔にさえ('to the poor of Bristol, London or to the devil if he pleased')フォレスト・マネーを支給できるのだ」と述べたと証言している。そして、コルネリウスは続けて「Mere 教区の貧しい住民は飢えに苦しもうが支給されるべきではない」とまで述べたと証言した。さらに、ビドルクームは、ヘンリー・クラークに「なぜフォレスト・マネーを衡平に分配しようとしないのか('why he did distribute the forest money more just and equal')」と質問した際、クラークは「我々受託者に対して訴訟を試みる('did join together to carry on the Law suit')貧しい住民が誰なのかを知りたいのだ。私の目が黒いうちはそうした輩には 1 ペニーも与えられないよう('never have a peeny')、名前に印をつけておくためだ('put such a mark upon them')」と述べたと証言した[57]。このように、コモンズの救貧機能の再形成は、

貧しい住民による「下からの(from below)」請願を引金としたが、エクイティ上の権限による受益者たる貧しい住民による不正の告発や開示請求に対するカンパニーの敵意は、確かに貧しい住民の行為主体性の限界を明らかにするものであるが、財務府裁判所特別委員会による受託者ら被告に対する質疑、即ち「(被告は）訴状等で言及された条項の真の意図(‘true intent meaning of the articles’)にしたがって 80 エーカーの土地からの利益の配分を行なったのか」は、法人格なき団体「カンパニー」への貧民救済の信託というものが、明らかに法的に受益者たる貧しい住民のエクイティ上の権限により制限されていたことを示すものである。教区エリート層で構成された彼ら委託者らは、教区救貧行政において、委任に基づく統治の伝統(self-government at the King’s command)を基底としながらも、明らかに貧者の救済の呪縛(‘prisoners of the poor’)に囚われていたのである[58]。

一方、貧しい住民の中には受託者の裁量権を当てにしてフォレスト・マネーの給付を受けようとしばしば交渉した者がいたようである。ミア教区の鍛冶屋マイケル・ダウンの証言によれば、彼が旅籠屋シップ・インで受託者の一人ヘンリー・クラークと会食していた時、貧しい住民ら数名に、二階から降りてくるように声をかけられ、「(彼ら貧困者が言うには）80 エーカーからの収益金からいくらか貰えないか(‘give them some reasonable satisfaction’)、自分たちには受給資格がない(‘they had not Right’)のでクラーク氏に頼んでほしい」と依頼されたとしている。ダウンは、懇願している貧しい住民がいる旨をクラークに話したが、クラークは「彼らの元に出かけていくのは安全ではない(‘not safe to go down’)。中にはかつて脅迫する者もいたからである(‘some of them had threaten him’)」と述べたと証言している[59]。

ダウンの証言から明らかなように、貧しい住民の中には信託条項の規定にもかかわらず、資格がなくても交渉によっては受給できると敏感に感応していた者もいたのである。しかしながら、こうした職権乱用ともいえる受託者の傲岸な信託業務はコミュニティ・ガバナンスの失敗の潜在的可能性を単に示す無慈悲なものであったのであろうか。ミア教区のアッパー・ジールズ村の農夫ジョージ・ロアの証言は、ジールズ村のティモシー・ローレンスが、受給資格がないにもかかわらず、フォレスト・マネーを受け取っていたとしている。それは一人で暮らす貧しい母親のための生活費として支給されたものであった。また、ミア教区のパン職人トーマス・フライは「受託者のひとりヘンリー・クラークが、ジョン・エンジーという貧しい少年をサマセット州の肉屋ジョン・ミラーのもとに徒弟奉公に出す保証金として、フォレスト・マネーから３ポンドを支給した」と証言している。さらに負債で仕事が継続できないで困窮していたミア教区の亜麻織工ダニエル・フローは、負債返

済のためフォレスト・マネーを受給していた[60]。

このように、カンパニーは「信託条項」の規定にも関わらず、フォレスト・マネーを近親者での相互扶助による自助努力や、教区に依存することなく自立する、あるいは自立する可能性のある対象に支給していた。この受託者の専断は、土地信託の管理運営の基準となる枠組み（信託条項）を根底から破壊しかねないとの誹りを免れなかったであろうことは想像に難くない。しかしながら、イングランド農村社会におけるコモンズの管理運営では、Ａ・ウィンチェスターやＴ・Ｄ・ムーアらが仮定したような、頻繁な内規(byelaws)の採用があったわけではなく、むしろ様々な利害関係者が他者を排除する際の潜在的コストを比較考慮しながら、妥協点や釣り合いを探求する、いわば地域特有の慣習(customary laws)や、内規にあらわれない非公式による同意といったものとが並存していたことで知られている。このように、宣誓供述調書は、共同利用資源の管理運営に関わる内規の明証性に過度に依存してきた歴史的コモンズ論に孕まれる問題性を見事に浮き彫りにしているのである[61]。

以上のように、宣誓供述調書にある情報収集(information gathering)を通じたリスク管理は、カンパニーの受託者の裁量によりセイフティ・ネットを資格化、条件化するものであり、その資格化、条件化を通じて救貧給付を受け取る主体から積極的に救貧行政に「参加」する主体へと転換させるリスク回避の一つの手法であったともいえる。その一方で、カンパニーの受託者は、フォレスト・マネー受給のための門戸を開き、特定のリスク・ファクターを予め探知し、選別して排除しようとした。このようにカンパニーは、リスク・シェアリングのためのセイフティ・ネットを拡大させることにおいて決定的に重要な役割を演じただけではなく、リスク・マネジメントに向けて「不確定性」をコントロールする上でも決定的重要な役割を演じた。こうした情報収集によるリスク管理は、イギリス空位期の市場統制に関わる近年の研究にも散見される。そこでは情報システムを通じた市場統制が治安維持にまで拡大されていたことが明証されている[62]。

## 第５節　モニタリングと制度の持続可能性

しかしながら、こうしたカンパニーの受託者の裁量権は、先述のように受益者のエクイティ上の権限を通じた「下から」のモニタリングにより制限されていた。1703 年におけるフォレスト・マネーに関する訴訟の原告は、教区の貧しい住民によるものであった。この訴訟について教区牧師ジョン・ハードキャッスルは 40 年前の出来事を回想する。

1663年の復活祭の翌日(Easter Monday)、教区集会(public parish meeting)に当時出席していた自由保有農及び富裕な住民らが、受託者の一人であるバロン氏に、以前行った会計簿の開示についての回答を迫った。バロン氏の回答は「君らには関係ないことだ(‘that is our business’)。信頼できる人物のみに会計簿を開示する。原告ら（貧しい住民）(‘not show it to the Complainants, meaning the poor of the parish’)には示さない」と回答するのみであった。牧師ハードキャッスルはさらに続けて次のように証言した。すなわち「(ハードキャッスルは）原告の訴状に言及された信託条項(Articles)をあるとき保管していて、その条項を詳細に調べるためにミア教区の住民リチャード・ピットマンに手渡した。その後、その条項は戻らないままになっていた。それから間もなくして、貧しい住民らがその条項について法廷で争うと聞いた。そして、その貧しい住民らのうちの２名が訴追に関して（ハードキャッスルと）相談するためにやってきたが、クリスマスまで訴訟を起こさないよう説得した。というのも、トーマス・チャフィン、バロン氏およびクラーク氏ら受託者らがクリスマスまでに信託業務を果たすから（‘…fill up the Trust’)と（ハードキャッスルに）伝えていたからであった。しかし説得にもかかわらず、原告である貧しい住民らは当時告訴に踏み切った」と。牧師ハードキャッスルは、「法は、1663年当時も現在(1703年)と同様に開かれていた(‘Law was as open for them as it is now’)」と述べ、「法務長官(Attorney General)は（1663年当時と同様に)、原告である貧しい住民の側にあると信じている」と言明した。教区牧師ハードキャッスルの証言は、民衆が「法はイングランドのまさに筋であり靭帯(very nerves and litigants)である」（フォーテスキュー）ことを十分認識していたこと、そして1663年の貧しい住民による訴訟が勝訴であったことを推測させるものである[63]。この訴訟を通じた「下からの」モニタリングは、教区牧師だけではなく他のフォレスト・マネーの利害関係者らにより支持されていた。一例として、ロバート・ボールズは、宣誓供述調書において「(私は）ミア教区の貧しい住民に代わって一回につき半クラウン（２シリング６ペンス）を支援してきた。自分は受託者の中で不正を働く者に対する訴訟を起こす貧しい住民を支持してきたし、今後も支持していくつもりである」と述べ、葬儀屋のエドワード・コルボーンは、「今回の訴訟に関して継続して貧しい住民を支援していく」と言明している[64]。

オストロムが、共同利用資源管理システムにとって重要な要素の一つが地方独自のモニタリングであると述べているように[65]、コモンズの制度の持続可能性にとって、コミュニティ・ガバナンスの失敗を回避するための共有化されたルールに基づく貧しい住民による「下からの」モニタリングとそれを支援する利害関係者の存在は、貧民救済という信託目

的のための制度を自己制御する上で、決定的に重要な役割を果たした。1656 年に始まるコモンズの救貧機能の再形成は、受託者らへの直接的な「下からの」モニタリングを通じて、間接的に貧しい住民も含むコミュニティ全体で信託業務を管理するプロセスへと移行、いわば、実質的な管理主体が拡大していくプロセスをともなったものといえる。そして、カンパニーは信託業務を遂行するにあたり、セイフティ・ネットの拡大とリスク・シェアリングを担うだけではなく、不確定性をコントロールするリスク・マネジメントを実施していた。そこに貧しい住民及びその支援者のモニタリングを組み込むことで、自己制御が強化された。こうしたプロセスは、集合行為の自己制御のメカニズムが時間をかけて再生産されていく、制度化された共同利用資源の創造的潜在能力を示すものであった。そして、信託によって設立された法人格なき団体カンパニーと受益者らによるエクイティ上の権限がせめぎ合う『中間領域』が、外部勢力たる財務府裁判所といった国家司法制度を媒介として、寡頭制と私有化を強めていく「方向性」と、そもそものコモンズの救貧機能の再形成の際の信託条項に基づく「下からの」公共性を打ち出す交渉の場を構築し、結果として共同利用資源の救貧機能の持続可能性を高めていったといえよう。

## まとめ

本章では、1651 年から 1703 年までのおよそ半世紀にわたる信託による法人格なき団体「カンパニー」を通じた慈善信託基金の管理運営を分析する中で、共有化された信託条項に基づく受益者のエクイティ上の権限による「下からの」モニタリングを通じた管理主体への利害関係者の拡大のプロセスが、寡頭制によるコミュニティ・ガバナンスの失敗を回避し、再形成されたコモンズの救貧機能の持続可能性を高めたことを明らかにした。

ギリンガム・フォレストのケースでは、共同権の消滅と引き換えに、より有利な財産制を選択した結果、オランダ東部の共同地マルケン(*markegenootschappen*)のケースのように、管理運営への利害関係者の参加による制度の持続可能性を高めることができた[66]。これらのケースは、いうまでもなく歴史的コモンズの持続可能性を高める唯一の処方箋を提供するものではなく、むしろそれらは公共財や共同利用資源を管理運営してきた制度上の合意の多様性というものが歴史上多く存在していたことを示唆する序論的な洞察に他ならない[67]。言い換えれば、これら研究成果は、ローカル・ナレッジや慣習を通じた経験により、政府や市場よりも、より効果的な管理運営の共通ルールに基づくコモンズ・ガバナンスが存在したことを例証するものである[68]。本章における、「中間領域」でのコモンズ・ガ

バナンスとその救貧システムの持続可能性の分析の意味はまさにここにある。

1650 年以降のイングランド農村社会では、現金による慈善事業への遺贈が急速に衰退した一方、1660 年から 1740 年間に慈善信託が二倍に急増した[69]。また 1650 年以降、賃金高騰と物価の下落による農業労働者の実質所得の上昇といった生活水準の向上があった一方で、非常に高い程度の「軽貧困」(shallow poverty)と「貧困の効用」(utility of poverty)という状況があった[70]。次章では、慈善信託に関わる会計簿の分析を中心に、こうした状況とコモンズ・ガバナンスとの関係性、いわば農村教区における慈善信託の機能の実態解明に迫りたい。

---

[1] G. Hardin, 'The tragedy of the commons', *Science*, vol.162, no. 3859 (1968), pp. 1243-1248.

[2] E. Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action. The Political Economy of Institutions and Decisions* (Cambridge, 1990); E. Ostrom, *Understanding Institutional Diversity* (Princeton, 2005); T. De Moor, 'What do we have in common? A comparative framework for old and new literature on the commons', *International Review of Social History*, 57, 2012, pp. 273-8; T. De Moor, 'The silent revolution: a new perspective on the emergence of the commons, guilds, and other forms of corporate collective action in western Europe', *International Review of Social History*, 53 (2008), p. 190.

[3] A. Agrawal, 'Sustainable governance of common-pool resources: context, methods and politics', *Annual Review of Anthropology*, 32, 2003, pp. 243-262; J.M. Anderies, M. Janssen and E. Ostrom, 'A framework to analyze the robustness of social-ecological systems from an institutional perspective', *Ecology and society*, 9 (1): 18, 2004; J. Ensminger, 'Anthropology and the new institutionalism', *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 154 (4), 1998, pp. 774-789; T. De Moor & A. Tukker, 'Participation versus punishment: the relationship between institutional longevity and sanctioning in the early modern times, (case studies from the east of the Netherlands), paper for the Rural History Conference, Bern 2013; E. Ostrom, 'Beyond markets and states: polycentric governance of complex economic systems', *American Economic Review*, 100(3), 2010, p. 664; P.C. Stern, T. Dietz, and E. Ostrom, 'Research on commons: lessons for environmental resource managers', *Environmental Practice*, 4(2), 2002, p. 9; E. Ostrom, Revisiting the commons: local lessons, global challenges, *Science*, vol.284, no.5412, 1999, p. 278-282; De Moor, 'What do we have in common?', pp. 269-280.

[4] M. De Keyzer, *A society built for sustainable management: the Campine area, Belguim, 1400-1600* (unpublished), IV International workshop on history and the commons, common people, common rules, institutions and self-governance in historical perspective, faculty of business & economic sciences faculty's meeting room, Public university of Navarre Pamplona-Iruna 30-31 October 2014. Cf. J. Ensminger, *Making a Market: The Institutional Transformation of an African Society* (Cambridge, 1996); T. Haller, 'Understanding institutions and their links to resource management from the perspective of new institutionalism', *NCCR North-South Dialogue* 2 (2007); T. Haller (ed.), *Disputing the floodplains: institutional change and the politics of resource management in African wetland* (Leiden, 2010); S. Oglivie, 'Whatever is, is right? Economic institutions in pre-industrial Europe', *Economic History Review* 60 (4) (2007), pp. 649-684; E. Thoen, ''Social agrosystems' as an economic concept to explain regional differences: an essay taking the former county of Flanders as an example (middle ages-19th. century)', in B.J.P. van Bavel and P. Hoppenbrouwers (eds.), *Landholding and land transfer in the North Sea area (late middle ages-19th century)*, 2004, pp.47-66.

[5] M. Pieraccini, 'A politicized, legal pluralist analysis of the commoners' resilience: the case of the Regole d'Ampezzo', *Ecology and society* 18 (1):4, 2013.

[6] S. Bowles and H. Gintis, 'Social capital and community governance', *The Economic Journal*, 112 (483), 2002, pp. 419-436; E. Ostrom, 'A behavioral approach to the rational choice theory of collective action', *American Political Science Review*, 92 (1), 1998, pp.14-16.

[7] G. Mansuri and V. Rao, *Localizing Development: Does Participation Work?* (Washington D.C., 2012), p.9. モニタリングなど透明性や説明責任の追求については、近世イングランドにおける農村教区行政への住民参加の程度が参考になる。イングランド農村教区では教会財産の売却や献金、ギルドの貢納や埋葬に関わる手数料といった収入や、教会の維持管理、給与、臨時税、橋梁建設や訴訟費用、さらに聖

職者や儀式にかかる費用の支払いといった責務がほぼ全教区民の輪番によってなされ、資金運用の透明性と説明責任が求められた。つまり、教区における監査による規制(audit regulation)は実に厳格なものであった。B. Kümin, *The Shaping of a Community: The Rise and Reformation of the English Parish, 1400-1560* (Aldershot, 1996), pp. 29-30, 221.

8 エリザベス救貧諸法が内戦の政治経済的混乱直後の王政復古期の政治的安定の培養の役割を演じたと主張するものではない。しかし、エリザベス救貧諸法を執行する上で設立された福祉共和国(welfare republic)、教区国家(parish states)あるいはイングランド農村社会を束ねた 9 千あまりの行政教区が、安定(stability)が最も追求された社会的、制度的コンテクストを提供したことは間違いない。S. Hindle, 'Hierarchy and community in the Elizabethan parish: the Swallowfield article of 1596', *The Historical journal*, 42, 3, 1999, pp. 835-851.

9 TNA, E134/3 ChasI/East 17, Attorney General vs. tenants of Gillingham; SARS, DD/HLM box2; TNA, E134/3Anne/East28; TNA, E134/3Anne/Trin19.

10 H. Falvey, 'Voice and faces in the rioting crowd: identifying seventeenth-century enclosure rioters', *The Local Historian*, 39 (2) (May 2009), pp.137-151; A. Würgler, 'Voices from among the "silent masses": Humble petitions and social conflicts in early modern Europe', in L.H.V. Voss (ed.), *Petitions in social history, International review of social history supplements*, Cambridge, 2002, pp. 11-12; P. Collinson, 'De Republica Anglorum: or History with the Politics Put Back,' in *Elizabethan Essays* (London, 1994), pp.1-29; T. Harris (ed.), *The Politics of the Excluded, c.1500-1850* (Basingstoke, 2001); A. Wood, *Riot, Rebellion and Popular Politics in Early Modern England* (Basingstoke, 2002); L. Bowen, 'Politics', in G. Warker (ed.), *Writing Early Modern History* (London, 2005), pp.183-204.

11 De Moor, 'What do we have in common?', pp. 282-3.

12 J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales 4, 1500-1640* (Cambridge, 1967), p.4.

13 J.H. Bettey, *Rural Life in Wessex, 1500-1900* (Bradford-on-Avon: Moonraker Press, 1977), pp. 15-19; C. Dyer, 'Woodlands and wood-pasture in western England', in J. Thirsk (ed.), *The English Rural Landscape* (Oxford, 2000), pp.115-6.

14 武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)」2〜3 頁脚注(2)。

15 TNA, E317/DORS6 Gillingham Forest: survey of a parcel disforested called "Mr Kirke's farm", (6ff), November 1650, fol.3.

16 TNA, E317/DORS6, "Mr Kirke's farm", fol.4. 一般に 'cattle'とは、フォレストの共同地に放牧できる馬もしくは乳牛 (commonable animals in forest, chiefly horses and cows)を意味した。C. Hart, *The Forest of Dean: New History 1550-1818* (Stroud, 1995), p.291.

17 Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608.

18 TNA, E317/DORS6, "Mr Kirke's farm", fol.4; TNA, E134/3Anne/Trin19, *Depositions of Edward King, linen weaver, of Mere, Wiltshire.*

19 PRO, E134/3 ChasI/East 17 97485, *Deposition of Stephen Cradocke of Mere, Wiltshire, gentry.*

20 PRO, E134/3 ChasI/East 17 97485, *Deposition of John Wolridge, former bailiff, yeoman.*

21 S. Birtles, 'Common land, poor relief and enclosure: the use of manorial resources in fulfilling parish obligations 1601-1834', *Past and Present*, 165 (Nov., 1999), pp. 74-76, 86.

22 WSRO, 865/286, Letter about 80ac. of land in Gillingham forest to be put aside for the poor of Mere during the enclosure, fol.2.

23 リチャード・グリーンの書簡から、明らかに公的救貧の負担軽減への志向性があったことが確認される。しかしながら、17 世紀初めからイングランド国家は慈善による基金が救貧支出を助成するために使用されるのを禁じた。S. Hindle, ' "Good, godly and charitable uses": endowed charity and relief of poverty in rural England, c. 1550-1750', in A. Goldgar and R. I. Forest (eds.), *Institutional culture in early modern society*, Leiden and Boston, 2004, pp. 164-188. その一例として、1703 年財務府裁判所トリニティ開廷期においてミア教区牧師ジョン・ハードキャッスルは、「信託条項の真の意図に従って 80 エーカーの利益を適用したのか」との審問に対して、「80 エーカーの土地からの収益が教区の負担軽減のために配分されたかどうか記憶にない」と否定している。TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of John Hardcastle, vicar of Mere, Wiltshire.

24 Hindle, 'Crime and popular protest', p.142; 尚、フォレスト解体直後、ミア教区に先立って、ギリンガム教区モトクーム村、バートン村及びギリンガム村の貧しい住民の救済のために各々15 エーカー、 8 エーカーそして 50 エーカーの土地がコモンズ消滅の補償として供与されたが、それらがコモンズの構築の決定的契機を創り出したかどうかは史料的制約もあり明らかではない。そのため、本章ではミア教区に供与された 80 エーカーについて考察する。B. Sharp, *In contempt*, pp. 146-7. 解体による経済的価値の創出について、フォレスト解体後、フォレストのうち約 745 エーカーがカークス・ファームとされたが、その価値は年 365 ポンドとされた。TNA, E317/DORS6, "Mr Kirke's farm", fol.6. フォレスト解体の経

済的有用性として、1658 年サマセット州のネローシェ・フォレストでは、解体前の約２倍の 4,500 ポンド、フロムセルウッド・フォレストでは、解体前の約３倍の経済的価値が創出された。J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England Wales, vol.v, part1, 1640-1750, Regional Farming Systems* (Cambridge, 1984), pp. 358-9.

[25] E137/DORS/6, "Mr Kirk's farm", fols.5-6; Sharp, *In contempt*, pp.87, 237-9; 酒井重喜「17 世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除-財政封建制の一齣-」『海外事情研究』36（2)、2008 年、１～23 頁。武暢夫「17 世紀中葉のサセックス王領地における支配構造：議会派の調査記録の分析」『富大経済論集』12（３-４)、1967 年、471～514 頁。N・G・ジョーンズ（溜箭将之 訳)「単純封土権の成立」立教大学第一講演「イングランド法制史：物権と信託」、『立教法学』第 88 号、2013 年、22～42 頁。近世イングランドの人々は、単純不動産権(fee simple interest)を自由保有権(freehold)と描いた。C.W. Brooks, *Law, Politics and Society in Early Modern England* (Cambridge, 2008), p.325. エルギン伯爵の持ち分 53 エーカーは 1651 年にカークへの補償（貧しい住民への土地供与）として譲与することに同意していた。Sharp, *In contempt*, p.239.

[26] TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of John Hardcastle, vicar of Mere, Wiltshire.

[27] 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年、198 頁。R. Hoyle, 'Disafforestation and drainage', in R.W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown 1558-1640* (Cambridge, 1992), pp. 353-355.

[28] Birtles, 'Common land, poor relief and enclosure', pp. 76-7.

[29] S. Hindle, 'Dearth and English revolution: the harvest crisis of 1647-50', *Economic history review*, vol. 61, issue supplement, 2007, pp. 1-36; WSRO, A1/160/1, unfol., quarter sessions order book, farmers and corn sellers (1647); WSRO, A1/110/1648T/160:Mere.

[30] 空位期における王領地売却と政情不安による土地所有権の不確定性は、継承的不動産設定という不動産譲渡(conveyance)を促し、その後急速に広まり、18・19 世紀にはイギリス大土地所有の大部分が継承的不動産設定地になった。椎名重明「講演録 土地資本 terre-capital – コモンズ – 荒無地」『季刊 企業と法創造「特集・金融資本市場インフラ改革の課題(続)」』第 16 号、2009 年、203～204 頁。

[31] M. L. Pemán and T. De Moor, 'A tale of two commons: some preliminary hypotheses on the long-term development of the commons in western and eastern Europe, 11th-19th centuries', *The International Journal of the Commons* 7(1), 2013, pp. 7-33; De Moor, 'Silent revolution', pp. 179-212.

[32] Sharp, *In contempt'*, pp. 146-7.

[33] TNA, E317/DORS/6, "Mr Kirk's farm", fols.4-5.

[34] Sharp, *In contempt*, pp. 224, 238.

[35] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of Edward King, linen weaver, Mere, Wiltshire.

[36] SARS, DD/HLM box2. 最も有能な住民('ablest inhabitants of Mere)との交渉については以下参照。Underdown, *Revel, riot and rebellion*, p. 215. 尚、受託者の人選に関しては、13 名の受託者の相続人もしくは教区在住の有能且つ信頼できる教区民に限るとされている。そして、この信託条項には「相続条項(inheritance clause)」が含まれ、多くのケースでみられるように、その後数世代に渡って安定的に管理できるよう意図されたものであった。De Moor, 'Silent revolution', p. 196.

[37] M. Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Cambridge, 1965), p.2.

[38] T. De Moor, 'Silent revolution', 196.

[39] Sharp, *In contempt*, pp. 237-8.

[40] SARS, DD/HLM box2.

[41] TNA, E134/3Anne/East28, depositions of Henry Clerke, William Baron, Edward Cornelius, and John Ford, 1703.

[42] WSRO, 865/286, Letter about 80ac. of land in Gillingham forest, fol.2. F. Runge, 'Common property and collective action in economic development', in D.W. Bromley *et al* (eds.), *Making the Common Work: Theory, Practice and Policy* (San Francisco, CA, 1992), pp. 70-72.

[43] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.9, deposition of Thomas Fry, a baker, Mere, Wiltshire.

[44] TNA, E134/3Anne/East28, deposition of John Ford, a yeoman, defendant, Mere, Wiltshire. 「カンパニー」は、17 世紀までにソシアビリティを意味するようになった用語である。P. Withington, 'Company and sociability in early modern England', *Social History*, 32 (3) (2007), p. 297; M. Hailwood, 'Sociability, work and laboring identity in seventeenth-century England', *Cultural and Social History*, 8 (1) (2011):9-29, pp. 9-10。

[45] イングランドにおいて「法人格なき団体」の存立を可能にしたことが信託のもった最も重要な法的、社会的意義であったとしたのはメイトランドである。大野秀夫「メイトランド法人論」『法制史研究』40、1990 年、144 頁。

[46] J. E. Penner, *The Law of Trusts* (Oxford: Oxford University Press, 2012), p. 26; A.J. Oakley, *Parker*

*and Mellows: The Modern Law of Trusts* (London, 2008), pp. 817-8; D. Hayton, P. Matthews and C. Mitchell (eds.), *Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees* (London, 2010), p.970.

47 Sharp, *In contempt*, pp. 148-50; 武暢夫「17 世紀中葉のサセックス王領地における支配構造：議会派の調査記録の分析」。

48 W.K. Jordan, *The Charities of Rural England 1480-1660* (London, 1961), pp.39, 148, 163, 240, 242; J. Broad, 'Parish economics of welfare, 1650-1834', *Historical Journal*, 42, 1999, pp. 997-1000; Hindle 'Power, poor relief and social relations', pp. 83-4.

49 Hindle, ' "Good, godly and charitable uses"', pp. 181-6; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c. 1550-1640* (New York and London, 2000), p. 210.

50 T.F.T. Plucknett and J.L. Barton (eds.), *St. German's Doctor and Student* (London, Selden Society, 1974), p.222.

51 N・G・ジョーンズ（高友希子訳）「物的財産分野におけるエクイティによる介入の諸相」（立教大学第二講演）『立教法学』第 88 号、2013 年, 47 頁。

52 N・G・ジョーンズ（深尾裕造訳）「信託とは何か―歴史的視点から見たユース、信託、そして信任すること」（法制史学会近畿部会京都講演）『立教法学』第 88 号、2013 年、59-76 頁。

53 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 9, deposition of Edmund Best, yeoman, Mere, Wiltshire; NA, E134/3Anne/East28, deposition of Henry Clerke.

54 Hindle, *State and Social Change*, pp. 222-3.

55 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of William Coward of Mere, hosier & former Hayward, Wiltshire.

56 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of Robert Moulton of Mere, saddler, Wiltshire.

57 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of William Biddlecombe of Wincanton, linen weaver, Somerset.

58 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 3, Interrogatory; S. Hindle, 'County government in England', in R. Tittler and N. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain*, Oxford, 2004, pp.110-1; S. Hindle, 'Self-government at the King's Command?: political participation in the English rural community, c. 1450-1700', for statebuilding from below: Europe 1300-1900, conference on Monte Verità, Ascona, Switzerland, September 11, 2005.

59 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of Michael Downe, blacksmith of Mere, Wiltshire.

60 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 6, deposition of George Lore of Upper Zeals, husbandman, Mere, Wiltshire; NA, E134/3Anne/Trin19, fol. 9, deposition of Thomas Fry Mere, baker, Wiltshire; NA, E134/3Anne/Trin19, fol. 9, deposition of Daniel Floe Mere, linen weaver, Wiltshire.

61 A. L. Winchester, 'Village byelaws and the management of a contested common resources: Bracken (Pteridium Aquilinum) in high land Britain, 1500-1800', in Building the European commons: from open fields to open source (conference) held in Brescia, Italy, 2006, *Digital library of the commons repository* (dic.dlib.indiana.edu), pp. 1-13; M.D. Moor, L. Shaw-Taylor and P. Warde, 'Comparing the historical commons of north-west Europe: an introduction', in M.D. Moor, L. Shaw-Taylor and P. Warde (eds.), *The Management of Common Land in North West Europe, c. 1500-1850* (Turmhout, 2002); M. De Keyzer, *A society built for sustainable management*; H. Falvey, 'The articulation, transmission and preservation of custom in the forest community of Duffield (Derbyshire)', in R. Hoyle (ed.), *Custom, Improvement and the Landscape in Early Modern Britain* (Farnham, 2011), pp.65-100; Birtles, 'Common land, poor relief and enclosure', pp. 74-106. 18 世紀及び 19 世紀の慣習に関する歴史家たちが宣誓供述調書をほとんど利用していないのは奇妙である。慣習法(customary law)のための資料として宣誓供述調書の利用については、A. Fox, 'Custom, memory and the authority of writing', in P. Griffiths, A. Fox and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (Basingstoke, 1996), pp. 89-116; A. Shepard, *Meaning of Manhood in Early Modern England* (Oxford, 2003), pp. 221-31; A. Wood, 'Custom, identity and resistance: English free miners and their law, c. 1550-1800', in P. Griffiths, A. Fox and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (Basingstoke, 1996), pp. 249-86; A. Wood, *The Politics of Social Conflict: The Peak Country, 1520-1770* (Cambridge, 1999).

62 Hindle, 'Dearth and the English revolution', pp. 13-14.

63 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 7, deposition of John Hardcastle of Mere, vicar, Wiltshire; C.W. Brooks, *Law, Politics and Society*, pp.306-8. 公益信託では、信託目的実現のための信託財産に対する権利行使を、司法長官(Attorney General)が国王を代理して行う。公共の利益(public benefit)＝公益（慈善）目的には、判例では教育の信仰や宗教の不況、貧困救済等が目的とされている。島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」『慶應法学』№７、2007 年、250 頁。

64 TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 7, deposition of Robert Bowles Mere, Wiltshire; TNA, E134/3Anne/Trin19, fol. 7, deposition of Edward Colborne, undertaker, Mere, Wiltshire.

[65] E. Ostrom, *The Future of the Commons: Beyond Market Failure and Government Regulation* (London, 2012), p. 83.
[66] De Moor and Tukker, 'Participation versus punishment'; Ostrom, 'Beyond markets and states'.
[67] E. Ostrom *et al*, 'Going beyond panaceas', *Proceedings of the national academy of sciences of the United States of America (PNAS)*, 104 (39) (Sep. 25, 2007); P.C. Stern *et al*, 'Research on the commons', p. 9.
[68] E. Ostrom, *Governing the commons*, 194-5; E. Ostrom, 'Beyond markets and states', 642.
[69] P. Slack, *From reformation to improvement: public welfare in early modern England, Oxford*, 1998, p.129.
[70] K. Wrightson, *Earthly necessities: economic lives in early modern Britain*, New Haven and London, 2000, pp. 316-9; Craig Muldrew, *Food, energy and the creation of industriousness: work and material culture in agrarian England, 1550-1780*, Cambridge, 2011, pp. 163-207, 298-309.

# 第７章　ウィルトシャー・ミア教区における慈善信託制度の導入
## ～1703 年財務府裁判所特別委員会における係争を中心に～

## はじめに

前章では、フォレスト法解除による囲い込みに伴う共同権の喪失の補償として導入された慈善信託制度が、受益者たるフォレスト村落の貧しい住民にエクイティ上の権限を与え、その権限に基づいた「下からの」モニタリングを通じて、教区エリート層で構成された受託者の管理及び分配に関するコモン・ロー上の権限を執行させることで、政府や市場よりも、より効果的な管理運営の共通ルールに基づく、『中間領域』におけるコモンズ・ガバナンスを形成していったことを明らかにした。

こうしたイギリスにおける慈善信託制度は、一般的に 1660 年までに少なくとも 1 万件にのぼり、その数は 1740 年に倍増するとともに、1870 年代にはイングランドとウェールズで約 3 万 7 千件に増加し、その基金は年収入にして総額 220 万ポンドと、同時期の救貧税を財源とする公的救貧支出の年 700 万ポンドから 800 万ポンドと比較してもその規模の大きさを物語るものであり、言うまでもなくイギリス救貧システムにおけるその役割は過小評価されるべきではない[1]。即ち、これまでのイギリス近世における貧民救済に関する研究史は、救貧税を財源とした教区救貧が、エリザベス救貧法の成立からイギリス内戦の混乱期を経て、王政復古期の政治的安定の培養に向けた基盤を提供するものであったこと、そして救貧諸法を執行する基盤となる末端行政機関たる教区が福祉共和国(‘welfare republic or parish states’)として社会的安定(stability)がもっとも追求された社会的、制度的コンテクストを提供する基盤となったことを明らかにしてきた一方[2]、イギリス近世農村社会における慈善信託に関する研究は、こうした救貧税を財源とした教区救貧に関する研究と比較して立ち遅れ、1970 年代の *Economic History Review* 誌で活況を呈した W・K・ジョーダンの定量分析(quantitative analysis)に係る論争以降[3]、その経済的、社会的機能の領域に踏み込んだ学術研究はほとんどないのが現状である[4]。

それゆえに本章では、17 世紀 50 年代に導入されたイングランド南西部ウィルトシャー・ミア教区における慈善信託制度を通じたコモンズの救貧機能の再形成とその管理運営に焦点を当て、1703 年財務府裁判所特別委員会における係争の分析をもとに、17 世紀半ばから 18 世紀前半にかけての慈善信託の社会経済的機能と、それを通じた農村教区の社会的

安定に向けた慈善信託制度の媒介性について考察する。

## 第１節　慈善信託の経済的役割

### １　ミア教区の社会構造の特徴と受給額及び受給人数の推移

ここでは、慈善信託制度が貧民の要請により導入される 1650 年代の社会構造の特徴について、1650 年に実施された議会調査（直営地を除くマナー調査）をもとに再度確認しておく。第２章で明らかにしたように、1650 年議会調査では、謄本保有農(copyholder) 103 世帯のうち 46 世帯（全体の 45％）が耕地を保有せず、小屋(cottage)のみを保有する小屋住農(cottager) 26 世帯を加えれば、全体の 70％が耕地を保有していなかった[5]。そして、耕地を保有したのは 42 エーカーを保有した謄本保有農、トマス・キング（しかし採草地を全く保有せず）を含み全体の約 30％に過ぎず、その多くが 20 エーカー未満であり、その数も全体の 24％に過ぎなかった。また、採草地の保有に関しては、耕地と同じく 48 世帯の謄本保有農（全体の 47％）が採草地を全く保有せず、小屋住農 26 世帯を加えるならば、全体の 72％が採草地を保有していなかったことになる[6]。

これら保有形態に関わる史料から、その農業システムの一端を約言するならば、耕地及び採草地の保有規模が極めて零細な当地では直営地の広大なヒースや荒蕪地が地域経済にとって決定的重要性を持っていたといえよう[7]。そして、小屋のみの任意保有権者(tenants holding ad placitum)を含むおよそ 70％が自ら酪農業を経営することのない農業労働者であったと考えられ、日雇(day labourer)として、家族労働で経営されている酪農作業への従事や、小規模農家での農繁期の収穫、干草づくりといった農作業に従事していたと推測される[8]。その後、18 世紀半ばまでミア教区ではバターを筆頭にビーフやベーコンを製造する小規模酪農地域であった事実は、農業におけるその不安定な雇用形態も農村工業への従事によって補完されていたと推測させるのである[9]。即ち、N・エバンズは、ウィルトシャー・ミア教区周辺を、イースト・アングリア地方やサマセット州と並ぶ、リネン織物業が地域経済にとって重要な産業としてあった地域としており[10]、また J・サースクはミア教区のような森林牧畜地域では、男女を問わず酪農業と織物業関連の副業との複合が一般的な形態としてあり[11]、リネン織物業を「職のない貧困者を、この国の厄介な荷物から有益な資産へ変える」ものとして、その貧困者雇用の潜在的重要性を指摘しているからに他なら

ない[12]。例えば、ミア教区のウィリアム・フーパーの遺産目録(1694 年)には、重量 1 ポンド当たり 12 ペンスの亜麻糸 400 ポンドに、重量 1 ポンド当たり 6 ペンスの短繊維で紡がれた亜麻糸 200 ポンド、そして現在製造中('now working')の羽根布団用亜麻側布 3 反が記載されている。またクリストファー・アルフォードの遺産目録（1689 年）には、1 カット（300 ヤード）5 ポンドの漂白済亜麻糸 4 カット、未漂白亜麻糸 2 カット及び羽根布団用亜麻側布 10 反と記載され、その内 2 反が織機上に('now upon the Loomes')、そして 1 反が織工の手元('out at weaver')にあると記載されている。第 3 章で明らかにしたように、こうした遺産目録の分析は、織布工出自の織元が近隣の紡糸工から未漂白の紡糸を買い入れて、大量の亜麻糸を保管し、自己の作業場において漂白、染色し、自己所有の織機及び近隣の織布工にリネン（羽根布団側布）を製造させていたことを例証するものであった[13]。

このように、ミア教区では多くの住民が農業におけるその不安定な雇用形態を農村工業への従事によって補完しながら生活を営んでいた。こうした不安定な雇用状況にあって慈善信託の経済的重要性はいかなるものであったのか。次節では、救貧税を財源とした救貧支出と慈善信託による救貧支出の比較が可能な 1733 年の史料をもとに比較検討してみる。

## 2. 慈善信託の「経済的」重要性

17 世紀末における人口停滞と物価の下落（デフレ）による救貧コストの実質的増加は都市部に限らず農村部においても衝撃的なものであった[14]。1690 年代から 1730 年代にかけて救貧給付の対象の増加とともに[15]、教区住民の救貧税負担は 1.5 倍から 3 倍に膨れあがった[16]。ミア教区においても、1733 年の救貧支出の 350 ポンド 11 シリングは 1797 年には約 3 倍の 1,175 ポンド 10 シリングに上昇し、1802 年には約 7 倍の 2,601 ポンドに上昇した[17]。

以下では、救貧税を財源とした救貧支出と慈善信託による救貧支出を史料が残存する 1733 年について比較検討してみる。救貧税を財源とした救貧支出のうち、定期給付の受給者は 65 名（寡婦 24 名、独身女性 20 名、子ども 12 名、男性 9 名）であり、受給者の 78.6%が女性であった。定期給付の平均支給額は週当たり 5 シリング 1 ペンスであり、1730 年代から 40 年代のエセックス州の紡糸による平均所得であった週当たり 5 シリングとほぼ同程度であった。このことから、定期給付は貧困家庭の通常の週当たりの所得に近い補充水準であったといえよう。その一方で、不定期給付の受給者は 152 名(男性 84 名、女性 62

名、子ども６名)であり、男性の平均不定期給付の受給額の 71％及び女性の受給額の 63%が５シリング未満であった[18]。

救貧税を財源とした救貧給付に与れない貧しい住民に限定して給付された慈善信託による救貧給付（フォレスト・マネー）は 1657 年に始まる[19]。1658 年チャリティ会計簿によれば、受託者らは慈善信託の給付対象と給付額を、年に２回（９月 29 日及び３月 25 日）教区在住の貧しい 4 名の貧しい商人(‘tradsmen’)に各々１ポンド、10 名の男性労働貧民(‘labourers’)に各々10 シリング、そして８名の寡婦(‘widdowes’)に各々５シリングを支給していたことがわかる[20]。

表３　フォレスト・マネー受給者額及び受給者数の比較

| | 貧しい商人 | | | | | 労働貧民 | | | | | 寡婦 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| £:ポンド<br>s.:シリング | 受給額(£) | % | 受給者数(人) | % | 年間一人当たりの平均受給額(s.) | 受給額(£) | % | 受給者数(人) | % | 年間一人当たりの平均受給額(s.) | 受給額(£) | % | 受給者数(人) | % | 年間一人当たりの平均受給額(s.) |
| 1658-1659年 | 12 | 32% | 5 | 10% | **24.0** | 24 | 63% | 39 | 75% | **6.2** | 2 | 5% | 8 | 15% | 2.5 |
| 1660年代 | 36 | 2% | 2 | 1% | **36.0** | 1542 | 86% | 257 | 78% | **12.0** | 207 | 12% | 71 | 22% | 5.8 |
| 1670年代 | 24 | 1% | 3 | 1% | **16.0** | 2128 | 83% | 395 | 73% | **10.8** | 414 | 16% | 145 | 27% | 5.7 |
| 1680年代 | 60 | 1% | 6 | 1% | **20.0** | 3186 | 78% | 623 | 68% | **10.2** | 862 | 21% | 289 | 31% | 6.0 |
| 1690年代 | 555 | 13% | 34 | 3% | **32.6** | 3079 | 70% | 745 | 73% | **8.3** | 766 | 17% | 235 | 23% | 6.5 |
| 1700年代 | 816 | 21% | 37 | 4% | **44.1** | 2526 | 64% | 619 | 74% | **8.2** | 597 | 15% | 184 | 22% | 6.5 |
| 1710年代 | 564 | 10% | 42 | 3% | **26.9** | 3800 | 69% | 1050 | 71% | **7.2** | 1123 | 20% | 388 | 26% | 5.8 |
| 1720年代 | 483 | 9% | 30 | 2% | **32.2** | 3668 | 70% | 1024 | 72% | **7.2** | 1052 | 20% | 375 | 26% | 5.6 |
| 1730年代 | 432 | 7% | 25 | 1% | **34.6** | 3611 | 61% | 1139 | 61% | **6.3** | 1874 | 32% | 702 | 38% | 5.3 |

出典：Account book of Gillingham forest charity: payments to the poor and sick of Mere out of the revenue from 80 ac. Land late part of the forest with two 19th memoranda of the term of charity, 1657-1739 (ff.176)より作成。

表３が示すように、貧しい商人の受給額及び受給者数は、1680 年代の受給額 60 ポンドから 1690 年代の 555 ポンドに著しく増加し、受給者数も 6 名から 34 名に急増している。これは対フランス戦争で疲弊し、度重なる凶作と増税、戦時の貿易の混乱、1696 年の通貨改鋳にともなう通貨危機、そして 1693-9 年間の食料価格の高騰といった、同時代人に酷評された 1690 年代の社会経済状況が大きく関与しているものと推測される。貧しい商人の受給額、受給者数が増加した分、男性労働貧民及び寡婦の受給額は減少するが、それでも男性労働貧民の受給額は全体の 70%、受給者数は 73%と高い比率を示している。また、寡婦の受給額及び受給者数の占める割合は、1680 年代に倍増し、1690 年代に微減するものの 1730 年代には受給額、受給人数とも各々32%、38%と急増し始める[21]。

1733 年の慈善信託の救貧支出は、受給者数 147 名（男性労動貧民 104 名、寡婦・独身女性 43 名）に対して給付額は 47 ポンドであり、救貧税を財源にした救貧支出の約 7 分の１に過ぎなかった。しかしながら、救貧税を財源にした不定期給付では、男性受給者の 69%

と女性受給者の 61%が 1 シリング以上５シリング未満を受給していた一方で、慈善信託の給付では、男性労働貧民の受給者の 76%と女性（寡婦及び独身女性）の受給者の 81%が５シリング以上 10 シリング未満を受給していた。即ち、慈善信託の一人当たりの受給額は、救貧税を財源にした受給額よりも約２倍に相当する給付額であったことがわかる[22]（表４）。しかし、図１及び図２が示すように、1657 年から 1703 年間の慈善信託による給付では、男性労働貧民の 76%（476 人中 343 人）と寡婦・独身女性の 83%（237 人中 196 人）が生涯にわたって慈善信託による給付を１回から５回受給したに過ぎなかった[23]。このことから、慈善信託による給付は、所得の持続的な賃金助成(sustained wage ‘subsidies’)というよりも、むしろ緊急の「橋渡し的」所得(‘bridging’ income)であって、おそらくそれはせいぜい１、２週間程度の支援をしたに過ぎなかったことを意味する[24]。

<table>
<tr><th colspan="9">表4　不定期給付とフォレスト・マネーの一人当たりの受給額（%）</th></tr>
<tr><td>一回あたりの受給額</td><td colspan="4">不定期給付</td><td colspan="4">フォレスト・マネー</td></tr>
<tr><td></td><td>男性<br>（人）</td><td>%</td><td>女性<br>（人）</td><td>%</td><td>労働貧民<br>（人）</td><td>%</td><td>寡婦<br>独身女性<br>（人）</td><td>%</td></tr>
<tr><td>16シリング以上</td><td>1</td><td>1%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>15シリング以上</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>14シリング以上</td><td>2</td><td>2%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>13シリング以上</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>12シリング以上</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>11シリング以上</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>10シリング以上</td><td>6</td><td>7%</td><td>0</td><td>0%</td><td>24</td><td>23%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>9シリング以上</td><td>1</td><td rowspan="5">18%</td><td>0</td><td rowspan="5">37%</td><td>0</td><td rowspan="5">76%</td><td>0</td><td rowspan="5">81%</td></tr>
<tr><td>8シリング以上</td><td>5</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>7シリング以上</td><td>0</td><td>1</td><td>21</td><td>0</td></tr>
<tr><td>6シリング以上</td><td>5</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>5シリング以上</td><td>4</td><td>7</td><td>58</td><td>35</td></tr>
<tr><td>4シリング以上</td><td>14</td><td rowspan="4">69%</td><td>13</td><td rowspan="4">61%</td><td>1</td><td rowspan="4">1%</td><td>1</td><td rowspan="4">19%</td></tr>
<tr><td>3シリング以上</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>2シリング以上</td><td>14</td><td>9</td><td>0</td><td>5</td></tr>
<tr><td>1シリング以上</td><td>21</td><td>16</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td>1シリング未満</td><td>2</td><td>2%</td><td>1</td><td>2%</td><td>0</td><td>0%</td><td>0</td><td>0%</td></tr>
<tr><td>受給者数</td><td>84</td><td>100%</td><td>62</td><td>100%</td><td>104</td><td>100%</td><td>43</td><td>100%</td></tr>
</table>

出典：WSRO, 865/617: Poor rate and overseers’ accounts and disbursements for one year for Mere; WSRO, 865/613, Account book of Gillingham forest charity, fols.155. verso-156 rectoより作成。

以上のように、慈善信託による救済は、せいぜい１、２週間程度の「橋渡し的」所得で

あり、生涯にわたって数回受給されたものに過ぎなかったが、一人当たりの受給額だけをみれば救貧税を財源にした救貧支出と比較してその額は大きく、ミア教区の労働貧民や寡婦らにとって短期的な経済的支援という意味で重要な役割を担っていたといえよう。

図１　労働貧民（男性）受給回数（1657−1703年）

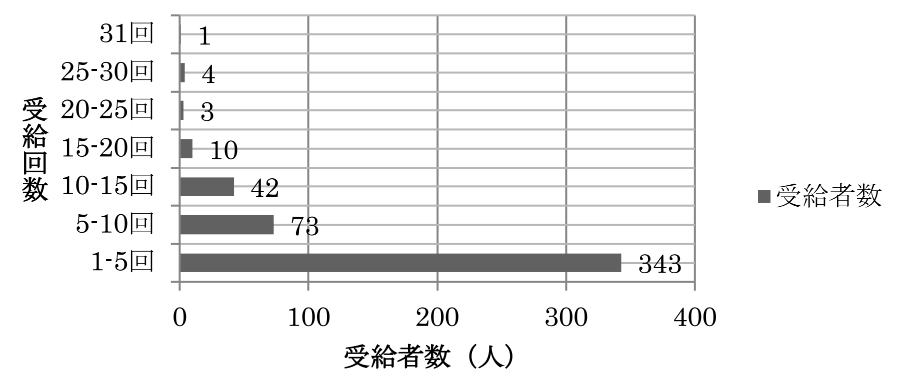


図２ 寡婦・独身女性受給回数（1657−1703年）

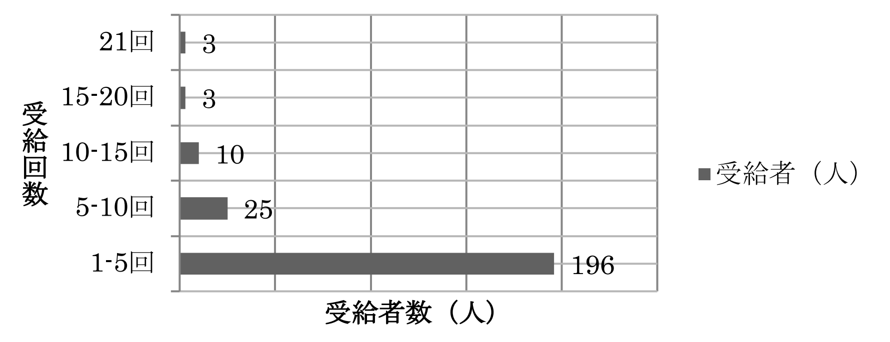


次節では 1703 年係争における当事者の社会的構成と、1703 年係争の分析で明らかになった慈善信託の経済史的、社会史的意味について考察する。

## 第２節　1703 年財務府裁判所特別委員会の係争の分析

1620 年代末のフォレスト法解除に伴うギリンガム・フォレスト解体後、ウィルトシャー・ミア教区の貧しい住民がフォレスト解体に関わる補償を受けるのは、ロンドン商人ジョン・カーク及びエルギン伯爵によって、ミア教区の主要な住民 13 名を受託者(trustees)として 80 エーカーの土地が譲渡された 1650 年代はじめになってからであった[25]。この 80 エーカーの土地は、内戦後の王領地管財人からギリンガム・フォレストを購入した上記ロ

ンドン商人Ｊ・カーク及びエルギン伯爵（各々27エーカー、53エーカー）によって、共同権の無効とその補償として、(特に救貧目的の定期借地権及び継承的不動産設定のユース〔受益権〕と信託を付して）復帰権（賃貸期限の終了時にその所有権を取得する権利）を放棄する旨の捺印証書を作成して受託者らに交付、譲渡されたものであった[26]。

この定期不動産権設定と復帰権放棄による歯型捺印証書による土地譲渡契約(lease and release)は、1621 年判例から 1841 年まで一般的に活用された土地譲渡方法であり、17 世紀半ばの内戦後に売却された王党派の土地のうち、王政復古に際しても所有権の復帰が認められなかった唯一の土地移動形式であった。この土地譲渡の歴史的意義は、大法官府裁判所によって保護されたエクイティ上の権利に基づく譲渡抵当権とともに、大土地所有が維持されていく重要な契機をなす継承的不動産権設定を普及させることになったことにある[27]。1691 年に定期不動産権設定と復帰権放棄による不動産譲渡の歯形捺印証書によって、当該 80 エーカーの耕地、採草地あるいは放牧地は、受託者ヘンリー・クラーク、ウィリアム・バロン、エドワード・コルネリウス、ジョセフ・バージョ、クリストファー・アルフォード他に譲渡された[28]。

財務府裁判所特別委員会における 1703 年係争は、1691 年の定期不動産権設定及び復帰権放棄による不動産譲渡契約で新たに選任された、(被告である）受託者らによる当該 80 エーカーの土地からの収益金（借地料）による慈善信託基金の管理運営に関わるものであった[29]。

## 1　1703 年係争における当事者の社会的構成

1703 年 4 月 17 日、ウィルトシャー・ミア教区の旅籠屋シップ（‘a common Inn called the Shipp’)において財務府裁判所特別委員会が開催された。この財務府裁判所特別委員会において、80 エーカーの土地からの収益金（借地料）による慈善信託基金に関わる管理運営に関して訴追されたのは、当時の受託者 13 名のうちヘンリー・クラーク、エドワード・コルネリウス、ウィリアム・バロン、ジョン・フォード及びエドワード・フォードの５名であった。その質疑において被告側の証人にあったのは当時会計係であったエドモンド・ベストほか４名である。彼ら被告は、その多くがジェントリ層であり、教区委員(churchwardens)を務める教区エリート層であったことから、彼らはイングランド末端行政単位たる教区の司法・行政主体の責務を担った教区会の構成員であり、公的な教区救貧

行政を担う立場にあった傍ら[30]、受託者として、慈善信託の受給資格を自らの裁量権(‘according to the order of the said Trustees...in their wisdom’)により決定していた[31]。この意味で信託を通じて発生した受託者らを構成員とする救貧目的の組織「カンパニー」(‘Company’)は、権威への敬意と従属が社会的に構築・再構築される力の場(‘field of force’)において絶大な影響力を及ぼしていたといえよう[32]。

1691 年の定期不動産権及び復帰権放棄による不動産譲渡証書（権利財産譲渡証書）の合法性の条件は、1651 年 1 月 20 日付同意文書にあった信託条項(Articles)にその根拠があった。それには受託者は、ミア教区の最も思慮ある住民（‘most able and discreetest Inhabitants of Mere’)及び受託者の相続人並びに譲受人(‘their heirs and Assigns forever’)より選出されるとされていた[33]。原告側証人であるミア教区牧師ジョン・ハードキャッスルによって「偽りの受託者」(‘pretended Trustees’)と称された被告人ら受託者 5 名は、各々自身の選任の模様を次のように証言した[34]。

まず、被告人ヘンリー・クラークは、「（私は）1691 年、領主エドワード・オーブリー及び 1656 年当時に受託者であった祖父ヘンリー・クラークによって受託者として推薦された。1691 年当時、ミア教区の住民であったが、その後 1699 年まで教区を離れ、同州のウォーミンスター及びロンドンに滞在していた。その間は慈善信託の業務には一切関わっていない。しかし 1699 年 12 月より受託者として信託業務に携わっている」と証言している。同じく受託者であり被告のウィリアム・バロン、エドワード・コルネリウス、そしてジョン・フォードは、「1691 年に当時受託者であったスティーブン・ダディントン及び領主エドワード・オーブリーより推薦され、それ以来受託者として業務に携わっている。その当時からミア教区住民であった」と証言している[35]。この被告らが当時ミア教区在住であったかどうかという証言の真偽は、教区委員会計簿(churchwardens’ accounts)において一部確認することができる。教区委員会計簿によれば、ヘンリー・クラークは、1692 年に教会座席を息子に譲渡しており、少なくともその当時は証言どおり教区民であったと考えられる。また各々教区委員(churchwarden)を務めたウィリアム・バロン（1693-4 年、1699 年)、ジョセフ・バージョ（1695 年)、エドワード・コルネリウス（1697-8 年）も明らかに当時ミア教区民であったことがわかる[36]。しかしながら、これら 5 名の被告以外の受託者、即ちウェイマウス子爵、ナイト爵エドワード・ウィンダム、そして領主エドワード・オーブリー他は、証言ではミア教区住民ではなかったとされ、教区委員会計簿など他の史料からも教区住民であったことを確認することはできない。このことから、被告 5 名以外

の受託者はミア教区在住ではなく、ミア教区における慈善信託業務はこの５名によって推進されていたと考えられる[37]。

| 表５　財務府特別委員会における被告側証人及び原告側証人 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 被告 | | | 被告側証人 | | |
| 1 | ヘンリー・クラーク | ジェントリー | 1 | エドモンド・ベスト | ヨーマン<br>会計係 |
| 2 | エドワード・コルネリウス | ジェントリー<br>教区委員(1697-8) | 2 | ロバート・アルフォード | リネン織工 |
| 3 | ウィルアム・バロン | ジェントリー<br>教区委員(1694) | 3 | トマス・コルボーン | ジェントリー<br>教区委員(1694) |
| 4 | ジョン・フォード | 教区委員(1685) | 4 | エマヌエル・グッド | 農夫 |
| 5 | エドワード・フォード | 教区委員(1687) | | | |
| 原告（貧民）<br>（フォレスト・マネー受給者） | | | 原告側証人 | | |
| 1 | ジョン・シェパード | リネン織工 | 1 | エドワード・キング | リネン織工 |
| 2 | ジョージ・ロア | ハズバンドマン | 2 | レオナルド・ガウディ | ヨーマン<br>（ドーセット州ギリンガム教区） |
| 3 | ジョン・シェパード | 桶屋 | 3 | ヘンリー・フォワード | ハズバンドマン |
| 4 | ロバート・バウルズ | リネン織工 | 4 | クリストファー・エドワード | ヨーマン |
| 5 | ダニエル・コックス | リネン織工 | 5 | ロバート・フォワード | 屋根葺き職人<br>教区委員(1695) |
| 6 | ウィリアム・コワード | 靴下製造人 | 6 | ウィリアム・トレヴィル | ハズバンドマン |
| 7 | ウィリアム・レヴェント | 不明 | 7 | エドワード・コルボーン | 葬儀屋、支持者<br>教区委員(1697-8) |
| 8 | エドワード・グリーン | ハズバンドマン | 8 | マイケル・ダウン | 鍛冶屋<br>教区委員(1693, 1707-8) |
| 9 | ジョセフ・トゥリンビー | ハズバンドマン | 9 | ロバート・モールトン | 馬具屋 |
| | | | 10 | ウィリアム・ビドルクーム | リネン織工<br>（サマセット州ウィンカントン） |
| | | | 11 | リチャード・ウェルチ | ヨーマン |
| | | | 12 | トーマス・バーナード | ハズバンドマン |
| | | | 13 | トーマス・チスレット | ハズバンドマン |
| | | | 14 | トマス・コウリー | 靴職人 |
| | | | 15 | リチャード・ブリクシー | 小間物商人<br>教区委員(1704-6) |
| | | | 16 | ジョン・ハードキャッスル | 教区牧師 |
| | | | 17 | リチャード・リークス | ハズバンドマン |
| | | | 18 | クリストファー・コワード | 仕立屋 |
| | | | 19 | ジョン・リード | 屋根葺き職人 |
| | | | 20 | ジョン・バウルズ | リネン織工<br>教区委員(1692) |
| | | | 21 | クリストファー・ウェルチ | 大工 |
| | | | 22 | トーマス・フライ | パン職人<br>教区委員(1684) |
| | | | 23 | ダニエル・フロー | リネン織工 |
| | | | 24 | ウィリアム・シェパード | 不明 |

出典：TNA, E134/3Anne/East28, E134/3Anne/Trin19, WSRO, PR/Mere: St.Michael the Archangel/2944/44, 1676-1739より作成。

次に、被告人である借地人について整理しておくと、当時、土地信託された 80 エーカー

の土地は、エドワード・フォードとウィリアム・フォードの兄弟が75エーカーを保有し、残りの5エーカーをロバート・フォワードが保有して借地料を支払っていた。後に、言及される受託者ジョン・フォードは、上記フォード兄弟の75エーカーの内30エーカーを転借（上記フォード兄弟が又貸し）していた借地人であった。また、当該80エーカーの土地の賃借契約は21年契約であったとされていた[38]。

一方、原告側であるが、1703年1月13日にミア教区の旅籠屋ジョージ・イン(George Inn)で開催された財務府裁判所特別委員会において、当時信託業務に関わる会計係を担当したエドワード・ベストは、原告側代表としてジョン・シェパード（リネン織工)、ジョージ・ロア（ハズバンドマン)、ジョン・シェパード（桶屋)、ロバート・バウルズ（リネン織工)、ダニエル・コックス（リネン織工)、ウィリアム・コワードほか9名の貧しい住民('the poor inhabitants')を挙げ、原告側証人として、エドワード・キング（リネン織工)、レオナルド・ガウディ（ドーセット州ギリンガム教区のヨーマン）ほか24名存在したことを証言している（表５）。ここで注目したいのは、原告側証人に立った教区民24名中、6名が教区委員の職務を担う「主要な住民」(chief inhabitants)であった事実である。しかも、原告たる貧民の支持者であり原告側証人であったエドワード・コルボーンは、これまで訴訟のために貧民に資金を提供してきた('contribute any sum of money towards the Carrying-on and prosecution')だけではなく[39]、1697年及び1698年に教区委員として被告であり受託者であったエドワード・コルネリウスと共同して職務にあたっていた[40]。この教区エリート層に内在する相克はいかなる動機によって媒介されていたのであろうか。1703年係争におけるこの教区エリート層の境位は後述するとして、次項では、これら僅か５名のミア教区在住の受託者と原告ら貧しい住民らとそれを支援する利害関係者との間で行われた借地契約及び土壌改良に関する係争の経済史的意味について考察する。

## 2　1703年係争の分析による慈善信託の経済史的意味

1703年に開催された財務府裁判所特別委員会での係争の焦点は、1691年における権利財産譲渡によって選任された受託者らによる慈善信託の土地80エーカーの借地入札に関わる受託者と入札者との関係、並びにその入札と契約内容における土壌改良との関係についてであった[41]。

原告側証人クリストファー・エドワードは、被告人ヘンリー・クラークら受託者らを「偽

りの受託者」(‘pretended Trustees’)と述べた上で、次のように証言した。およそ 7 年前(1696 年頃)、被告である受託者ら数名がミア教区にある旅籠屋ホワイト・ハート(‘White Hart Inn’) で会合している際、証人エドワードは「80 エーカーの土地の賃借料として年48 ポンドを提示して賃借したい旨を受託者らに伝えた。その際に、賃借料の支払いの担保として 500 ポンドを支払い、それでも不十分なら 1,000 ポンド(‘one thousand pounds security’)を支払う用意があると伝えた。ところが、受託者の一人ジョセフ・バージョは、（被告の一人であり受託者でもあった）ジョン・フォードが入札価格よりも 20 シリング安で入札して(‘twenty shillings a year cheaper than what was bit by this deponent’) 賃借することになる。何故なら彼は古くからの借地人(‘an ancient Tenant’)であるからであると答えた」と証言している[42]。この証言は、財務府裁判所特別委員会における質問書(‘Interrogatories’)にある「80 エーカーの土地に対していくらの借地料の申し出があり(‘has been offered’)、あるいは入札で値をいくら付けられてきたのか(‘has been bid’)」及び「現在の賃借人と被告人（受託者）は借地契約締結に関して如何なる関係にあったのか(‘how do the present lessees tenants …stand related to the said Defendants…in letting’)」に対する答弁であった[43]。この件に関しては、3 ヶ月後の 4 月 17 日に開催された財務府裁判所特別委員会での被告ら受託者の答弁が詳しいのでみていきたい。

受託者に選任されたジョン・フォードによれば、1691 年当初、年 41 ポンドの借地料(‘The yeres Rent due from y^e Tenn[an]ts’)が、1698 年 3 月 25 日に 47 ポンドに値上げされた際(‘was Advanced from forty one to fforty seaven pownds p[er] an[um] from o[u]r Lady day 1698’)、「（当時 80 エーカーの内約 30 エーカーの借地人）エドワード・フォード及びロバート・フォワードらは、借地料 47 ポンドは高く、土地も荒れている状態でこのまま借地を続けることはできない(‘a very hard bargain at the said yearly rent of seven and forty pounds…would not continue’)」と訴えた[44]。これに関連して、1691 年より受託者に選出された受託者であり被告のエドワード・コルネリウスは、値上げされた 47 ポンドの借地料について、「他の受託者らも、その土地が 47 ポンドの価値はなく(‘not worth seven & forty pounds per annum’)、借地人はその借地料でこれ以上保有しないであろう(‘would not hold the same’)」と考え、「そのため、減額して年 46 ポンドの 21 年間リースで契約することになった」としている。実際、チャリティ会計簿の覚書(‘Memorand[um]’)には、借地料 47 ポンドは、1701 年 3 月 25 日に実際に減額された(‘at o[u]r Lady day last the Rent was then brought downe from 47 to 46 pound a yere’)と記載されている。そしてコルネ

リウスは、「このエドワード・フォードらとの契約により、80 エーカーの土地のうち（ジョン・フォードが転借している）30 エーカーの土地は、泥灰土で土壌改良が施され(‘breaking or plowing up Thirty acres…improved or improving it by Marl’)、その土壌改良により土地評価額の上昇(‘of the great improved yearly value’) が見込まれるのである」と証言している[45]。

この泥灰土による土壌改良に関しては、他にも多くの証言がある。原告側証人クリストファー・エドワードは、「30 エーカーの１区画を３年間耕作し、その後泥灰土を加え、そのあと６年から７年間耕作すれば、その土地の価値は失われるどころかむしろ上昇すると確信している」と証言している[46]。また、被告であり受託者のヘンリー・クラークも、「泥灰土による 30 エーカーの土壌改良に関するエドワード・フォードらとの同意には利点があり(‘of advantage’)、土地の価値を大きく上昇させる(‘of greater improves yearly value’)であろう」と証言した[47]。このように、被告及び原告側証人による泥灰土による土壌改良に関わる証言は、当該 80 エーカーの土地が投資する価値のある資産であったことを鮮明に印象づけるものであった。しかし、受託者らが、借地を契約解除にならぬよう借地料を1 ポンド切り下げたのは、借地契約が当時「借り手市場」であったことに依拠するものと考えられるが、クリストファー・エドワードによる借地料年 48 ポンドと、その担保としての 500 ポンドの提示にもかかわらず、受託者がエドワードを借地人として選任せず、ジョン・フォードを選んだのは、単に入札者が古くからの借地人であったという理由からなのであろうか。

図３は、慈善信託基金であるフォレスト・マネー(‘forest money’)の受給者数と借地料の推移を表したものである[48]。フォレスト・マネー受給者数は、1650 年代（受給者数 29 名）の開始から、1730 年代の 1,866 人まで増加し、1703 年財務府裁判所特別委員会の開催された 1700 年代では減少したものの 1710 年代には急増する。1700 年代の受給者数の減少は、1703 年係争の翌年の 1704 年 9 月 29 日の特別委員会委員及び書記官への諸経費（４日分）４ポンド、特別委員会開催のために旅籠屋ジョージ及びシップへの経費として10 ポンド５ペンス並びに治安判事書記官ジョン・エッジヒルへの諸経費として 30 ポンドが支払われた結果、フォレスト・マネーの支給がなされなかったためである。また、1706 年及び 1707 年に、同じく治安判事書記官エッジヒルに各々25 ポンド及び 21 ポンド 15 シリングが計上されている。このように 1700 年代の受給者数の減少は、1703 年係争の経費による信託基金の貧しい住民への割り当ての減少によるものと考えられる。しか

しながら、興味深いのは、こうした受給者数の増加の一方で、対照的に借地料（慈善信託基金）の方はほぼ横ばいで推移していることである[49]。この借地料の推移は、購入肥料たる泥灰土による土壌改良(marling)による残存投下資本が借地料に転嫁されず、テナント・ライト（残存資本価値の補償）が、その後の土地評価額の上昇分に当てられたことによるものと解釈することが可能であろう。

**図３　フォレスト・マネー平均受給者数と年間平均借地料の推移**

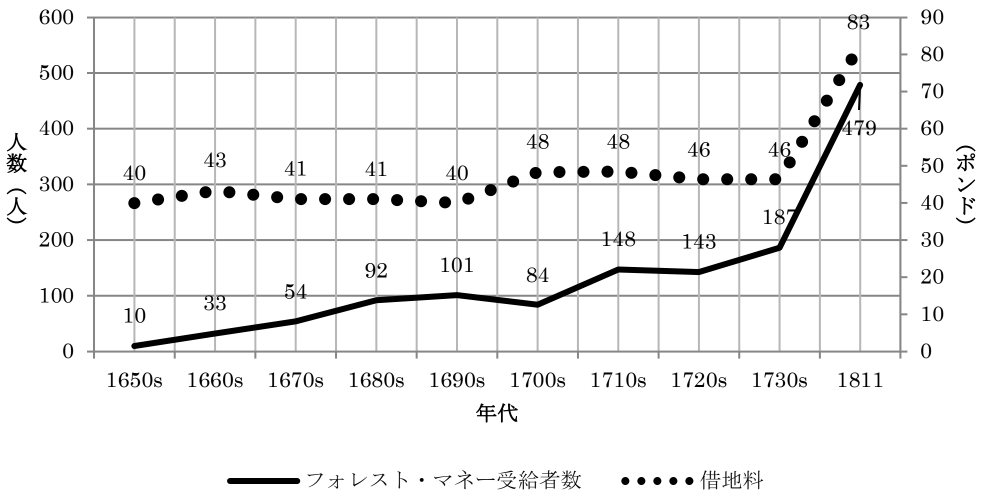


即ち、「テナント・ライト」の補償なるものは、土壌改良＝資本の継起的投下の増大から、投下資本によってもたらされる利益を十分にくみとることのできない短期の借地の場合にはじめて生ずる問題であったが、長期の定期借地の場合には、投下資本によって結果的に利益を享受する借地農の改良＝資本を補償するものであった。そのため、「改良借地」(improvement lease)なるものは、常に「長期の定期借地」か「補償つきの定期借地」であったのである[50]。このテナント・ライトに関しては、借地人エドワード・フォードが、「（ミア教区に隣接する）ドーセット州ギリンガム教区では泥灰土による土壌改良が一般的に行なわれている(‘Marl is a common lasting and great improver of lands in the parish of Gillingham’)」と証言しているように[51]、1703 年係争は当該フォレスト地域において１８世紀前半までに長期借地契約の確立を契機としたテナント・ライト補償慣行の現実的基盤がすでに存在していたという証拠を提示するものであり、テナント・ライト補償慣行に関する経済史に新たな知見を加えるものであるといえよう[52]。

以上の分析を総合するならば、受託者らの寡頭制による私有化への指向性は、「土壌改良」という経済合理性の追求という形で現れたといえよう。しかしながら、それが意味するこ

とは、土壌改良は慈善信託基金のための収益（借地料）を保証するためであり、そのために土壌改良による土地評価額の上昇（借地料を上回る収益）が見込まれる借地農への賃借が借地契約締結の前提であったと考えられるということである。例えば、1703 年係争から９年を経た 1712 年の記録には、当該 80 エーカーの内の 75 エーカーの土地が、ミア教区ウッドランド村のヨーマン、ジョージ・フーパーに 15 年契約で貸し出されたが、フーパーは年間借地料の不払いにより借地権を放棄することになったと記載されている。その後、1718 年の借地契約によれば、当該 75 エーカーに関する借地契約が、ミア教区在住のトマス・チャフィン（エスクワイア）ら受託者６名と、ミア教区のリネン織物商ジェイムズ・ピットマンとの間で交わされたと記載されている。そして、そのピットマンとの契約書の末尾には「借地契約の真の意図及び意味に従って(‘according to the true intent and meaning of the lease’)、借地人は借地料を滞ることなく支払い(‘duely paid’)、泥灰土を十分に施すこととする(‘the ground sufficiently Marled’)。そして、当該土地を又貸しすることができるものとする(‘lett…to any under Tennant’)」と記載されていたのである[53]。

このように、慈善信託基金の安定的な運用のためには、「土壌改良による借地料を上回る農業利潤の見込み」が入札のための前提条件であったと考えられよう。農業利潤が資本の継起的投下によってはじめて増大する以上、泥灰土の効力の持続年数（19 世紀半ばのエセックス州では５年から６年）を考慮すると、長期の借地期間に数回にわたって土壌改良を施すことは不可避であった。「19 世紀半ばには地代（借地料）の３倍ないし５倍の資本を持たない借地人には土地を貸さないという方法が一般化した」とする椎名氏の言明を敷衍して浮かび上がってくることは、借地契約の入札は、1718 年借地契約における借地人リネン織物商人ピットマンの例のように、借地料を上回る農業利潤の見込みの確実な借地人が前提であったのである[54]。以上のように、1703 年係争の分析に関わる経済史的意味は、ミア教区の慈善信託基金の管理運営が、土壌改良による収益の私的領有と収益の一部（借地料）の収用という基盤に支えられていたことを明らかにした点にあったといえよう。

### 3　1703 年係争の分析による慈善信託の社会史的意味

前項では、様々な社会階層の交渉を通じて構築された慈善信託基金の土壌改良による収益の収用を基軸とする管理運用のあり方を明らかにした。本項では、多様な利害関心を持つ社会階層にあって、それら集団から支持されつつ、集団間を協調させる媒介(boundary

object)に焦点を当て[55]、その媒介を通じて貧しい住民らの行為主体性を取り込むコモンズ・ガバナンスの特質を明らかにする。

ミア教区では 1691 年 4 月 14 日付の借地契約を含む譲渡契約以降、19 世紀前半まで受託者と借地人による数多の譲渡契約が交わされたことが記録されているが[56]、全国的な慈善信託の実態把握は、相当数の慈善信託の不健全運営の実態を明らかにした 1786 年ギルバート法による調査を待たねばならなかった。その調査の後、フランス革命とナポレオン戦争を経て、全国的な慈善信託基金の調査が実施されることになるのは 1818 年のチャリティ委員会の設置以降となる。中でも、残存史料が残る 1821 年チャリティ委員会報告は、ミア教区における 1703 年係争の社会史的意味を考察する上で興味深い[57]。

1821 年報告は、穀物価格下落による借地の返還や地代減額(abatement of rent)に見舞われた 1814−15 年と、1824 年に始まる「慢性的な農業不況」の時期に挟まれた借地経営にとって過酷な時代において実施されたものであった[58]。当時、チャリティ委員会は、不動産価格や賃貸料、資本利益率といった信託財産の資産運営(‘management of charitable assets’)に加えて、どんな人物(‘what persons, as trustees’)が受託者として管理運営に当たっているのかを調査し、その結果 1703 年財務府裁判所での係争の焦点の一つでもあった年次監査が 1812 年より毎年実施され純収益が公開されていると管理運営の改善を指摘している[59]。その一方で、チャリティ委員会は「(ミア教区では) 十分な数の教区在住の受託者らが存在せず、教区在住の僅か二名の受託者が慈善信託基金運用の実権を握っており(‘entire control of the charity’)、ミア教区の主要な住民(‘several respectable inhabitants’)が不満を表明している。よって望ましくはより多くのミア教区在住の受託者らが指名されるべきであり改善が望まれる」とした。そして、1821 年報告は、こうした教区在住の少数の受託者への権限の集中の弊害について言及するとともに、その改善策として「受託者らによる（選出のための）採用方法を報告するよう命じた」と述べている[60]。

この国家行政によるミア教区の社会福祉政策への直接介入は、地方における慈善信託の不健全運営の弊害の明確化と抑制に影響を与えたとされる[61]。実際、ミア教区においても前節で明らかにされたように、1690 年代の平均受給者数及び年間平均借地料（101 人、40 ポンド）は、1811 年には受給者 479 人と平均借地料 83 ポンドと 1690 年代の平均受給者数の 4 倍強の増加と平均借地料の約 2 倍に増加するなど、慈善信託の運営が長期間にわたり存続した（前掲図３）。

こうした慈善信託基金の管理運営に関わるガバナンスの特徴を端的に述べるならば、

1703 年係争のプロセスにおいて明らかにされたように、信託の二重の所有権に基づき、受託者だけではなく受益者たる貧しい住民も含めた利害関係者を、信託制度を請け負う、あるいは享受する単なる受動的客体として位置づけるのではなく、むしろ様々な利害を有する行為主体として位置づけている点にあるといえよう[62]。即ち、1821 年報告及び 1703 年係争は、慈善信託の管理運営に関わる利害関心や価値観の対立、あるいは相克といったプロセスが、利害者間での焦眉の課題であったリスクの共有化や制度の持続可能性に向けた利害関係者の集合行為を可能にした点を明らかにしている点であり、その基盤として財務府裁判所特別委員会やチャリティ委員会といった国家機関が、地域社会において慈善信託基金の運用に向けた交渉の場として提供されていたということである。

この比較の方法的視座から読み取れることは、チャリティ委員会が未だ存在しなかった時代に、1703 年係争は、(受託者ら 13 名中) 僅か 5 名の教区在住の受託者らへの慈善信託の管理運営の権限の集中による慈善信託基金の運用に関する、受益者である貧しい住民らとそれを支援した教区在住の教区エリート層を含む住民による「異議申し立て」であり、1703 年係争の分析の意味は、まさに当時の社会経済情勢にあって貧しい住民らの「下からの」行為主体性による共同性の構築が、慈善信託制度という福祉政策に多大な影響を与えた貴重なケース・スタディを提供するものであったということであろう。

1703 年に亜麻織工ロバート・バウルズや亜麻織工ダニエル・コックス、並びに農夫ウィリアム・トゥウェリルら貧しい住民の代表は、「原告 (貧しい住民) を代表して」(‘on the behalf of the Complainants’) 訴訟を提起した。貧しい住民ウィリアム・コワードの言説にあるように、この異議申し立ては、受託者らが (コモン・ロー上の権限に基づき)「訴状にある信託条項に則って収益金 (慈善信託基金) を適切に使用しなかった(‘they did not rightly apply the profits of the said four score Acres’)」ことに対する政策転換を促す抗議であった。別言すれば、1703 年係争のプロセスは、彼ら貧しい住民を (受益者のエクイティ上の権限に基づいて) 慈善信託による教区福祉行政の政策転換に向けた参画を促すものであり、それと同時に彼らをして貧しい住民としての集団的アイデンティティを醸成するものであったといえよう[63]。

以上のように、1703 年係争は、E・P・トムソンの有名な言葉、「権威はまさに民衆の囚われの身」(‘prisoners of the people’)であったことを示すものでは決してなく[64]、むしろ社会階層における絶えず変化する利害関係(shifting configuration of interest)、特に貧しい住民及び教区エリート層を含むその支援者らと、実質的に慈善信託業務を遂行した教区在

住の受託者らとの福祉政策に関わる政治的交渉(political negotiation)と社会的連携(social alignment)の場を構築し、そのプロセスにおいて社会福祉政策への貧しい住民の参画を促し、いわば慈善信託基金の管理運用による救貧政策に貧しい住民らを「取り込む」ことで、慈善信託を通じた社会的安定の培養の役割を演じるものであったといえよう。まさにこれは、ミア教区の慈善信託制度の設立当初に意図された「貧困を抑制し(‘the growth of pov[er]ty wilbe prevented’)、教区の負担を軽減し(‘the burthin will be much eased’)、貧しい住民がよりよく生活する(‘the poore people in fare better condicon’)ことを志向するコモンズ・ガバナンスの肯定的契機となったことを示すものであった[65]。

## まとめ

本章では、慈善信託に関わる 1703 年財務府裁判所特別委員会における宣誓供述調書並びにギリンガム・フォレスト・チャリティ会計簿（1657‒1739 年）の分析を中心に、17 世紀後半から 18 世紀前半の、救貧課税を財源とした教区救貧に対する農村教区における慈善信託の経済的重要性を明らかにするとともに、慈善信託の救貧を通じた社会的安定に向けた役割と受益者のエクイティ上の権限により担保される貧しい住民の行為主体性をコモンズ・ガバナンスに取り込む統治の特質を考察するものであった。

この考察において、財務府裁判所特別委員会を通じた 1703 年係争が、慈善信託基金の保証のために土壌改良による借地料の安定的供給が借地契約更新の焦点であったことを明らかにするものであったこと、そして貧しい住民の主体性とそれを支援する教区エリート層など様々な異質性の協働による「共同性」を構築する場を提供したこと、そしてその係争のプロセスを通じて、共同性の構築が係争に参加した利害関係者を統治の受動的客体ではなく、むしろ能動的な自主統治を促す行為主体として位置づけ、コモンズ・ガバナンスに参画する構成員として貧しい住民を取り込む統治のからくりがあったことを明らかにした[66]。

---

[1] P. Slack, *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England* (Oxford, 1999), p. 129; 金澤周作「前史 現代チャリティ法制の一起源‒慈善信託法（1853 年）の長い制定過程にみるイギリスの自由と統治‒」岡村東洋光、高田実、金澤周作（共編）『英国福祉ボランタリズムの起源‒資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房、2012 年, 21-22 頁。尚、ミア教区の慈善信託制度は少なくとも 20 世紀まで存続した。Endowed Charities (County of Wilts): Return and Digest of Endowed Charities (County of Wilts), Parish of Mere, including the parish, formerly the Tything of Zeals, Charity Commission, R. Dunrnford, ordered by the House of Commons (London, February 1907).

[2] S. Hindle, 'The growth of social stability in restoration England', *The European Legacy*, 5 (4): 563-576 (2000), p. 573; エリザベス救貧法の社会経済的、制度的意義については以下参照。P. Slack, *Poverty and Policy in Early Modern England* (London, 1988); S. Hindle, *On the Parish? The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c. 1550-1750* (Oxford), 2004; S. King, *Poverty and Welfare in England 1700-1850: A Regional Perspective* (Manchester, 2000); L. H. Lees, *The Solidarities of Strangers: The English Poor Laws and the People, 1700-1948* (Cambridge, 1998). 尚、ジョーダンの近世イングランドのフィランスロフィに関する先駆的業績は、1480 年から 1660 年間の「イングランドで検認された何千という遺言書」の 10 の諸州のサンプルによるものであった。W.K. Jordan, *Philanthropy in England 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations* (London, 1959), pp. 22-6.

[3] W. K. Jordan, *Philanthropy in England 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations* (London, 1959); W.G. Bittle and R.T. Lane, 'Inflation and philanthropy in England: a re-assessment of W. K. Jordan's data, *Economic History Review*, 29 (1976), pp. 203-210; J. F. Hadwin, 'Deflating philanthropy', *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 105-117; D. C. Coleman, 'Philanthropy deflated: a comment', *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 118-120; J. D. Gould, 'Bittle and Lane on charity: an uncharitable comment', *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 121-123; W. G. Bittle and R. T. Lane, 'A re-assessment reiterated: reply', *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 124-128. 尚、ジョーダンの近世イングランドのフィランスロフィに関する先駆的業績は、1480 年から 1660 年間の「イングランドで検認された何千という遺言書」の 10 の諸州のサンプルによるものであった。W.K. Jordan, *Philanthropy*, pp. 22-6.

[4] 例外として、S. ヒンドルを挙げることができる。ヒンドルは、17 世紀イングランドにおける慈善信託と救貧税を財源とした救貧給付との関係について取り組んでいる。しかし、慈善信託の相対的な経済的重要性の再構成まで至っていないのが現状である。S. Hindle, ' "Good, godly and charitable uses": endowed charity and the relief of poverty in rural England, c. 1550-1750', in A. Golgar and R.I. Frost (eds.), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Leiden, 2004), pp. 164-88. 近年、18 世紀後半から 19 世紀前半にかけての救貧に関連する慈善信託の経済的重要性に関する分析を試みているトンプソン及びキットソンは、このエリザベス救貧法への研究対象の偏重について、「ビクトリア的価値論争」と残存資料による影響を指摘している。S. Thompson and P. Kitson, 'Charity, poor relief and poverty in eighteen-century rural England: a two county case-study', The Economic History of Poverty, MIT, Cambridge, MA, November 23, 2012', p.3. ビクトリア的価値論争については以下参照。長谷川貴彦『現代歴史学への展望：言語論的転回を超えて』岩波書店、2016 年、160-1 頁。

[5] イギリスでは、16 世紀、農民の土地保有形態によって自由保有農、慣習保有農、定期借地農に分類され、マナーの慣習に従い領主の意志に基づいて('at the will of the lord') 土地を保有した慣習保有農が 6 割を占めた。しかし、その後、慣習保有農は保有条件を記したマナー裁判所の記録の写し（謄本）が与えられ、謄本保有農('copyholder')と呼ばれるようになった。W. J・アシュリー（矢口孝次郎訳『イギリス経済史講義』有斐閣、1958 年、72 頁）；田代正一「イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成」『鹿大農学術報告』第 57 号、2007 年、37-47 頁。

[6] TNA, E317/Wilts/40, Survey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm: Parliament Survey, October 1650.（以下、E317/Wilts/40 と略） 議会調査に記載された謄本保有農（'Coppie houlders ffor live')には、ガーデン('garden')以外に土地を保有しないマナー住民が多く記載されている。例えば、ジョン・グリーンはジェームズ 1 世治世 22 年 4 月 5 日付で荒地にガーデン付小屋 1 つを謄本保有していた('John Green holds at will of the Lord by Copy dated 5 Aprilis 22 Jacobi one Cottage built upon the Waste')。彼らの謄本保有('copyhold')は領主の意思に依存する任意不動産権('tenancy at will')であり、1650 年議会調査では 'at will of Lord' あるいは 'ad placitum' と記載されている。TNA, E317/Wilts/40, fol.7. 任意不動産権については以下参照。 酒井重喜「ジェームズ一世の謄本保有改革」『熊本学園大学経済論集』第 21 巻第 1 号（2015 年 3 月）、29 頁 脚注 1。ミア・マナーは財務府管轄の王領地マナーである。ミア・マナーなどの直営地は、王領地管理が緩慢であったため現地役人である管財人(steward)や荘官(bailiff)に対する監督が行き届かず権利承認料(entry fine)の横領等の不正があった。例えば、1600 年ミア・マナーの管財人カリュー・ラレイ(Carew Raleigh)は、謄本保有権取得に際して、定額の権利承認料の見返りに賄賂を受け取ったことが発覚している。D. Thomas, 'Leases of crown lands in the reign of Elizabeth I', in R. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), p. 178.

[7] ギリンガム・フォレストの解体は 1620 年代末であるが、それまでミア教区の住民は、ギリンガム・フォレストのコモンズの共同権として、古来よりギリンガム・フォレストに隣接したギリンガム・マナーの領主に、「コモン・シルバー」('Common silver')と称された年 20 シリングの地代を支払っていた。伐採後の共同権の補償はようやく 1650 年代になってからで、1653 年大法官裁判所記録によれば、1650 年 11 月の議会調査の翌年の 1651 年 1 月 20 日、ミア・マナー領主ジョン・オーブリーほか

７名に貧民救済とフォレスト解体後の囲い地の破壊行動の沈静化を条件に 80 エーカーの土地が信託されたとあり、それまでの間、住民による囲い地の破壊行動があった事実はまさにコモンズの重要性を示すものであるといえよう。TNA, E317/DORS/6 Gillingham Forest: survey of a parcel disforested called “Mr Kirke’s farm”, (6ff), November 1650, fols.4-5; SARS, DD/HLM box2. 尚、ミアの貧しい住民はギリンガム・フォレストから生活の糧のかなりの部分を得ていた(‘the poor of Mere who formerly had a great part of their maintenance out of the forest’)。WSRO, 865/286, Letter about 80 ac. of land in Gillingham forest to be put aside for the poor of Mere during the enclosure, fol. 1.

[8] 友松憲彦「イギリス産業革命期南部農業地帯における人口移動-「開放村落」への移動の意義をめぐって」『北海道駒澤大學研究紀要』第 18 号、1983 年、67 頁。

[9] J. R. Wordie, ‘The South: Oxfordshire, Buckinghamshire, Berkshire, Wiltshire, and Hampshire’, in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, vol.4, 1640-1750: Regional Farming System* (Cambridge, 1984), pp. 338-9; *The Victoria History of the County of Wiltshire*, vol.4, pp. 44-5.

[10] N. Evans, *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985), pp. 64.

[11] J. Thirsk, ‘Seventeenth-century agriculture and social change’, in J. Thirsk (ed.), *Land, Church, and People: Essays Presented to Professor H.P.R Finberg* (Hertfordshire, 1970), pp. 154, 169, 172.

[12] J. Thirsk, *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (Oxford, 1978), p. 104. （三好洋子訳『消費社会の誕生-近世イギリスの新企業』（東京大学出版会）、1984 年 134 頁。）

[13] 乾秀明「17 世紀イングランド亜麻織物工業の展開について」『大阪経大論集』第 54 巻第 2 号、2003 年、176-182 頁（特に表 2～6 参照）。WSRO, P5/1690/1, P5/1695/41 (P5 は Dean of Salisbury court の遺産目録)。

[14] Kent & King, ‘Changing patterns of poor relief in some English rural parishes circa 1650-1750’, *Rural History* 14 (2) (2003), pp. 123-6

[15] A.L. Beier, ‘Poverty and progress in early modern England’, in A.L. Beier, D. Cannadine, and J.M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society: Essays in English History in Honour of Lawrence Stone* (Cambridge, 1989), p. 233.

[16] S. Hindle, *On the Parish?*, p. 255.

[17] WSRO, 865/617: Poor rate and overseers’ accounts and disbursements for one year for Mere (以下 Overseers’ account (1733)と略); WSRO, 438/19: Overseers’ account book, 1795-1812, Mere.（以下、Overseers’ account (1795-1812)と略）。

[18] Overseers’ account (1733); H. French, ‘Living in poverty in eighteenth-century Tering’, in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Relations and Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013), p. 287; A.F.J. Brown, *Essex at Work, 1700-1815* (Chelmsford, 1969), p. 134; Ottaway, *The Decline of Life: Old Age in Eighteenth-Century England* (New York, 2004), p. 222.

[19] TNA, E134/3Anne/Tri19, deposition of Edward King, Mere, linen weaver. 慈善信託の受給者の資格については以下参照。S. Hindle, ‘“Good, godly and charitable uses”’, n.22, p.172.

[20] Gillingham forest charity account book, fol.2 verso. 18 世紀から 19 世紀の著述家は「貧民」(‘poor’)あるいは「労働貧民」(‘labouring poor’)を同義語として使用していた。K.D.M. Snell, ‘Belonging and community: understandings of ‘home’ and ‘friends’ among the English poor, 1750-1850’, *Economic History Review*, 65 (1) (2012), n.1, p.1.

[21] Gillingham forest charity account book; B. Waddell, ‘The politics of economic distress in the aftermath of the Glorious Revolution, 1689-1702, *English Historical Review*, 130 (543) (April 2015), pp.318-351. ワデルによれば、1680 年代末、小麦価格は 1 クウォーター当たり 18 シリング（ケンブリッジ州）であったが、1694 年には 3 倍超の 60 シリングに、そして 1698 年には最高値 64 シリングに高騰した。

[22] Gillingham forest charity account book, fols.155 verso-156 recto; Overseers’ account (1733).

[23] Gillingham forest charity account book, fols.1recto-77 verso.

[24] K・ライトソンは、17 世紀後半のエセックス州の農村教区ターリングでは、労働者の年間所得（週４日から５日の 220 日間労働）が 11 ポンドであったとしている。K. Wrightson, *Earthy Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven and London, 2000), p. 317.

[25] 乾秀明「コモンズの再構築と制度レジリエンス(1651-1703 年) −イングランド ギリンガム・フォレストを中心に −」『社会経済史学』第 82 号第 2 号、2016 年 8 月、71 頁; B. Sharp, *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980), pp. 146-7. 尚、慈善信託法(1601 年)は大法官(Lord Chancellor)によって任命された調査を行う委員会を通じて慈善信託(charitable trusts)の実施を規定した。W. K. Jordan, *Philanthropy*, p.114.

[26] SARS, DD/HLM box2; J・ベイカー著（小山貞夫訳）『イングランド法制史概説』創文社、1975年、294頁；N・G・ジョーンズ（深尾裕造訳）「信託とは何か〜歴史的視点からみたユース、信託、そして信任すること」『立教法学』第88号、2013年、250頁。復帰権のもとにある賃貸(lease in reversion)の期限が切れると、復帰権保有者はその土地の借地を望んでいる者に復帰権を売却して利益を得ることもできた。酒井氏は、リンカンシャーでは王領地賃貸の20%以上が復帰権付きであり、復帰権を授与された者の90%が官職保有者であったとしている。酒井重喜「17世紀イギリスにおける王領地改革と恩顧制度（荒井勝彦教授 退職記念号）」『熊本学園大学経済論集』第22巻第1-2号、2015年10月、1281–9頁; C. Dyer, 'Changes in the size of peasant holdings in some west midland villages 1400-1540', in R.M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-cycle* (Cambridge, 1984), pp. 282-3. 尚、1601年慈善信託法は、大法官(Lord Chancellor)によって任命された調査を行う委員会を通じて慈善信託(charitable trusts)の実施を規定した。W. K. Jordan, *Philanthropy*, p.114.
[27] 椎名重明『近代的土地所有−その歴史と理論−』東京大学出版（1973年)、25-32頁。
[28] TNA, E134/3Anne/East28. 慈善信託に関わる収支決算を記したチャリティ会計簿によると、1690年9月29日「80エーカーに関わる法廷弁護士費用('Counsellors fee about ye 80 acres')として2ポンド、信託条項の写しの作成費用('drawing a coppie of ye Articles')として10シリング、そして数回の捺印証書作成('drawing ye writings sev[er]all times')として2ポンド10シリングが計上されている。さらに、1691年3月25日には「オーブリー氏（マナー領主）による印影が付された捺印証書を得るために('to get the writings sealed by Mr Awbrey')、スティーブン・ダディントン（受託者の一人）に1ポンド10シリングが支払われている。Gillingham forest charity account book, fols. 53 recto, 54 verso.
[29] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.5, Interrogatories (21). 但し、本係争の結末は史料的制約もあり判然としない。
[30] 1697年4月5日付教区委員会計簿(churchwardens' accounts)には「教区会」('ye vestry')という用語がはじめて用いられる。WSRO, PR/Mere: St. Michael the Archangel/2944/44, 1676-1739, fol.22. ヒンドルは、テューダー朝及び初期ステュアート朝の教区では「多くの地域で、教区会制度は王政復古以後まで遅れたと説明している。Hindle, *The State and Social Change*, pp. 207-8. 「教区会」という用語は1663年間まで法例集にも現れない。S. Webb and B. Webb, *English Local Government, I: The Parish and the County* (1906, rep. 1963, London), pp. 37-9, n.6.
[31] TNA, E 134/3Anne/Trin19, depositions of Robert Moulton, Mere, saddler, Michael Downe, Mere, blacksmith and Edmund Best, Mere, yeoman; K. Wrightson, 'The politics of the parish in early modern England', in P. Griffiths, A. Fox, and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (London and New York), 1996, p.19.
[32] S. Hindle, '"Good, Godly and charitable uses", p. 181; K. Wrightson, 'The politics of the parish', p.19. コモンズの再形成の後、ミア教区住民は受益者らによる信託財産を管理運営する組織を「カンパニー」と称した。TNA, E134/3Anne/East28, deposition of John Ford, a yeoman, defendant, Mere, Wiltshire.
[33] SARS, DD/HLM/box2, fols.5, 31-2.
[34] TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of John Hardcastle, vicar of Mere.
[35] TNA, E134/3Anne/East28, depositions of Henry Clerke, William Baron, Edward Cornelius and John Ford.
[36] WSRO, PR/Mere: St. Michael the Archangel/2944/44, 1676-1739, fols.17, 19-25
[37] TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of Edmond Best, Mere, yeoman.
[38] TNA, E134/3Anne/Trin19, fols.6-7, depositions of Robert Forward and Edward Best.
[39] TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of Edward Colborne, Mere, upholder.
[40] TNA, E134/3Anne/East28; WSRO, PR/Mere: St. Michael the Archangel/2944/44, 1676-1739, fols.22-3.
[41] TNA, E134/3Anne/East28, fol.18, Interrogatories, 2-3; TNA, E134/3Anne/Trin 19, fol.3, Interrogatories (5)
[42] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.6, deposition of Christopher Edward, Mere, yeoman.
[43] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.3, Interrogatories (9) & (12).
[44] TNA, E134/3Anne/East28, deposition of John Ford, Mere, yeoman; Gillingham forest charity account book, fol.68 verso.
[45] TNA, E134/3Anne/East28, deposition of Edward Cornelius, Mere, gent; Gillingham forest charity account book, fol.73 recto.
[46] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.6, deposition of Christopher Edward, Mere, yeoman.
[47] TNA, E134/3Anne/East28, deposition of Henry Clarke.
[48] 慈善信託基金となる80エーカーの土地からの収益金（借地料）は「フォレスト・マネー」と呼ばれた。TNA, E134/3Anne/Trin19, deposition of Thomas Fry, Mere, baker.
[49] Gillingham forest charity account book, fols.1 recto-174 recto; Endowed Charities (County of

Wilts.), p. 3.
[50] 椎名重明『近代的土地所有―その歴史と理論―』東京大学出版会、1973 年、90-1 頁。椎名氏は、「テナント・ライト」の補償なるものは、土壌改良＝資本の継起的投下の増大から、しかも資本によってもたらされる利益を十分にくみとることのできない短期の借地から、はじめて生ずる問題であったとしている。
[51] TNA, E134/3Anne/East28, deposition of Edward Ford.
[52] 椎名重明『近代的土地所有』、79-80 頁。
[53] TNA, 865/90, Lease by the charity trustees of 75 acres meadow and pasture at Hazelholt, late part of the forest of Gillingham, 1718.
[54] 椎名重明『近代的土地所有』、82, 92 頁。
[55] S.L. Star and J.R. Griesemer, 'Institutional ecology, 'Translation' and boundary objects: amateurs and professionals in Berkeley's Museum of Vertebrate Zoology, 1907-39', *Social Studies of Science*, 19 (3) (Aug., 1989), pp.387-420.
[56] Gillingham forest charity account book, fol.176; Endowed Charities (County of Wilts), p.3.
[57] 金澤周作「前史 現代チャリティ法制の一起源」, 23-24 頁; Endowed Charities (County of Wilts), p.3; Gillingham forest charity account book, fol.176, enclosed letters 5-6.
[58] 椎名重明『近代的土地所有』、60 頁。
[59] G. Clark, 'The charity commission as a source in economic history,' Agricultural History Center, UC-Davis, Working Paper, 1995, pp.1-3; Endowed Charities (County of Wilts), p.3.
[60] G. Clark, 'The charity commission', pp.1-3; Endowed Charities (County of Wilts), p.3.
[61] 金澤周作「前史 現代チャリティ法制の一起源」, 23-24 頁; G. Clark, 'The charity commission', p.1.
[62] 乾秀明「コモンズの再構築と制度レジリエンス」、79 頁。
[63] TNA, E134/3Anne/Trin19, fol.6, depositions of Robert Boweles of Mere, linen weaver, of Daniel Cox of Mere, linen weaver, of William Trewill of Mere, husbandman and of William Coward of Mere, hosier.
[64] E.P. Thompson, 'The moral economy of the English crowd in the eighteenth century', repr. in E. Thompson, *Customs in Common* (London, 1991), p.189.
[65] WSRO, 865/286, Letter about 80 ac. of land in Gillingham forest to be put aside for the poor of Mere during the enclosure, fol. 2.
[66] 齋藤純一「コミュニティ再生の両義性 ― その政治的文脈」、伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』平凡社新書、2013 年、26 頁。

# 第８章　慈善信託制度の導入と福祉コモンズの形成
## ～バッキンガムシャー バーンウッド・フォレストの事例～

## はじめに

本章では、前章までの考察の多くがドーセットシャー並びにウィルトシャーといったイングランド南西部のフォレスト地域に関わるコモンズ・ガバナンスについて分析を試みてきたことから、こうした空間的な考察の間隙を埋めるために、イングランド中部バッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストにおいて実施されたフォレスト指定に伴うコモンズの消滅と、慈善信託制度の導入によるコモンズの救貧機能の再形成に焦点を当て、フォレスト村落の貧しい住民の役割と利害関係者の共同性の構築の観点から、少なくとも 19 世紀後半まで存続した信託地「貧しき者の放牧地」(‘Poor Folk’s Pasture’)の管理運営に関わるコモンズ・ガバナンスについて考察することを目的とする[1]。その中で、天然資源たる信託地「貧しき者の放牧地」と、その土地からの収益によってもたらされる信託基金による貧民救済という社会資源の重要なリンクを、利用者が主体となって請願といった政治的行為や社会政策といった政治領域(sphere of politics)への参画を媒介として可能ならしめる、「福祉コモンズ」(welfare commons)、あるいは「社会的コモンズ」(social commons)の形成のプロセスとして論じる[2]。

これまで、イギリス近世農村社会におけるフォレスト解体と貧民救済に関わる研究史は、フォレスト指定解除に伴うコモンズ消滅後の貧民への適切な補償というものが、フォレスト村落の福祉システムの基盤をなし崩しにすることを食い止めた一方[3]、農村地域における慈善信託を通じた貧民救済のシステムは、受託者や教区エリート層による受給者あるいはそれを要求する人間をモニターする監視と情報収集の「従属のチャリティ」(‘charities of subordination’)として機能したことを明らかにしている[4]。

こうした貧しい住民の共同利用資源からの排除と公的救貧システムへの包摂のプロセスは、バーンウッド・フォレストのフォレスト法解除とコモンズ消滅の詳細な考察を試みたR・ホイルや J・ブロードの見解にも見受けられる。R・ホイルは、貧民救済のために割り当てられた土地が借地として貸し出されることで、貧しい住民らは教区救貧システムの給付金へと依存する人間へと転換されていったと主張した。同様に J・ブロードもフォレスト解体とコモンズ消滅により貧しい住民らの多くが徐々にコミュニティによる給付金(‘cash

doles')への依存へとますます排除されていったとして、慈善信託制度の導入の本質はまさに貧民の排除と依存を伴うものであったとしている[5]。

本章では、こうしたフォレスト解体と慈善信託制度の導入を否定的契機とした貧民の社会的排除と給付金への依存のプロセスの主張に対して、慈善信託制度の導入をむしろ肯定的契機として捉え、それによる地域資源の利用と地域社会の福祉の実現に向けて展開された、集団の過剰搾取('collective over-exploitation')を回避する、自己規制のガバナンス構造の創造とそれを通じた貧しい住民の主体化による福祉コモンズの形成についての考察を試みる[6]。

## 第1節　1632年財務府裁判所特別委員会裁定と「コモンズの悲劇」

### 1　前期ステュアート朝の資源政策とフォレスト法解除及びその補償

前期ステュアート朝イングランドの資源政策は、フォレスト法解除による収入増大を図るというものであり、森林調査が実施された1611年バッキンガムシャーとノーサンプトンシャーにまたがるバーンウッド・フォレストは、年800ポンドの価値があるとされた。こうしたフォレスト法解除が実施された多くのフォレスト村落では、一定の土地が貧民救済のために補償され、当時の改革論者はそうした法解除による土地の供与が貧民の自立化に役立つとしたのである[7]。

1622年、バーンウッド・フォレストのフォレスト法解除の委任状が発布され、この委任状により、財務府裁判所特別委員会が発足された。財務府裁判所特別委員会は、当該フォレストに関する調査及び共同権消滅に関わる補償等の交渉を推進するとともに、その交渉の結果を財務府裁判所に確認証(Certificate)を提出することで報告したのである。この特別委員会からの報告がのちの財務府裁判所の裁定(decree)の基礎となったわけである。その後、バーンウッド・フォレストの法解除は、1629年の住民による抗議暴動を経て1632年の裁定により完結することになる[8]。

表1が示すように、1632年裁定により、ブリル及びオークリーの自由保有権者には保有地100エーカーあたり10エーカーが共同権消失の補償として割り当てられ、60年以上居住していると認められた小屋住(ancient cottagers)には各々3エーカーの補償が与えられた。そして、フォレスト内のコモンズの長期間にわたる利用を証明できない小屋住などブリ

ル及びオークリーの貧しい住民は、「貧しき者の放牧地」と称された 231 エーカーの土地が割り当てられた。これら補償として割り当てられた土地の総面積は 577 エーカーあまりであった[9]。

| 表１　バーンウッド・フォレスト解体と補償（1632年） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 村落 | 対象 | 人数 | | 総面積 |
| ブリル | 自由保有農 (Freeholders) | | 10エーカー（100エーカーあたり） | 77エーカー２ルード |
| ブリル | 古来からの小屋住農（60年以上居住条件）(Ancient Cottagers) | 46 | 3エーカー（1589年制定法による小屋に付随する土地面積を下回る） | 138エーカー |
| オークリー | 自由保有農 (Freeholders) | | 10エーカー（100エーカーあたり） | 44エーカー |
| オークリー | 古来からの小屋住農（60年以上居住条件）(Ancient Cottagers) | 9 | 3エーカー（1589年制定法による小屋に付随する土地面積を下回る） | 27エーカー |
| ボアストール | 古来からの小屋住農（60年以上居住条件）(Ancient Cottagers) | 20 | 3エーカー（1589年制定法による小屋に付随する土地面積を下回る） | 60エーカー |
| ブリル・オークリー | 貧しい住民 (Poorer Inhabitants) | | 231エーカーの土地（貧しき者の放牧地）(Poor Folks' Pasture) | 231エーカー |
| ボアストール | 共同権者(commoners) | | | 172エーカー33ルード11パーチ |
| | レンガ職人 | | | 48エーカー |
| | 国王 | | | 1394エーカー２ルード25パーチ |

出典：R. Hoyle, 'The forest under the Dynhams', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest, Preston, 1997, p. 70, Table 3.3 より作成。

## ２　「貧しき者の放牧地」の悲劇

ブリル及びオークリーの小屋住農ら貧しい住民の救済のために(‘for the releife of the Poore Inhabitants of Brill & Oakeley’)、彼らに付与された 231 エーカーの信託地「貧しき者の放牧地」は、1632 年裁定によって、受託者らの裁量により貧しい住民に「個別」に割り当てられるとされ、その囲い地にかかる生垣や柵など建設費用は、貧民の窮境を鑑みて国王が負担すべきであるとされた。そして、その後の維持管理については、受託者(‘the p[er]sons trusted for the said poore’)がその修繕などにかかる費用を負担することとされた。そのため、信託地たる「貧しき者の放牧地」の受託者らは、その費用の捻出のために(‘for the raising of so much mon[e]y…expended therein’)、多くの家畜を放牧する有償飼養放牧権(‘pasturage e[t] agism[en]t of so many cattell’)を運用する権限が与えられた[10]。

受託者は、ブリル村から４名、オークリー村から２名、そしてオックスフォードシャーを

含む隣接する教区から６名が任命されるものとされ、これら12名の受託者は、ブリル及びオークリー両村の貧民救済のための当該割当地の信託業務に関わる一切の権限が付託され(‘should bee trusted e[t] haue authority to dispose of ye said allottm[en]ts for the releife of the poore’)、聖母マリア受胎の祭日の後の最初の日曜日において、貧民一人当たりの各々の割当地での適切な放牧数を取り決めることとされた。また、12名の受託者の誰かが死去した場合、残った受託者（あるいは少なくとも８名の受託者）が、一ヶ月以内に、ブリルまたはオークリーあるいは隣接する教区から、新しい受託者を選出するものとされ、その任命はバッキンガムシャー四季法廷において認証され記録されるものとされた。この12名の受託者（あるいは少なくともその内の８名）が同意しない事柄が生じた場、その案件は四季法廷において審議されるものとされた。さらに、ブリル及びオークリーの領主層は受託者には選出されないとされ、受託者は復活祭（イースター）の後、バッキンガムシャー四季法廷に対して、受託者のすべての業務に関わる会計簿を提出するものとされた(‘yeerly bring in a p[er]fect accompt of all their doings to the q[ua]rter Session’)[11]。尚、家畜の飼育を許可された貧しい住民が飼育する家畜を有しない場合、翌年の「貧しき者の放牧地」にあるその貧しい住民の利権を他の人間に売却することが有利と判断された場合、その譲渡は合法とするものとされた[12]。

かつて19世紀の法制史家F・W・メイトランドは、都市部のコモンズ管理に関して、個別の利用者による個別に区画化された資源へのアクセス権及び利用権を、実質上「共同利用資源」(‘common-pool resource’)とは見做されないものとして区別したが、この観点からすれば、1632年裁定による「貧しき者の放牧地」は、受託者により共同で保有され、ブリル及びオークリーの両村在住の貧しい住民に享受されることとされたが、それは実質的には土地そのものが貧しい住民に個別の区画として供与されており、「貧しき者の放牧地」はメイトランドのいう後者の形態、即ち実質上「共同利用資源」とは言い難いものであったといえよう[13]。

その後、当該「貧しき者の放牧地」は、イギリス内戦を経て王政復古期に至って、自由に家畜を放牧したり、「勝手に」又貸ししたりする状況下に置かれ、それはまさに「貧しき者の放牧地」を杜撰な管理による過剰放牧をもたらし、牧草の枯渇と土壌の荒廃へと至らしめたのである[14]。こうした「過剰放牧」のあり方を糾す動きが、1678年の財務府裁判所における受益者である貧しい住民による提訴として現実化することになる。次項ではまず1678年訴訟に至る経過を概観することから始める。

### ３　1678 年財務府裁判所訴訟：「貧困増大」と「信託の復活」

1662 年 4 月 28 日、ブリルの旅籠屋ブルで開催された財務府裁判所特別委員会において、羊飼いピーター・キャベッジは、1632 年裁定以来の 12 名の受託者の内、ジョージ・カーター及びクレメント・グレゴリーを除く 10 名が死亡してから長らく新たな受託者が補充されず(‘other Tenn first Trustees … all dead … been long since dead’)、その後、残ったジョージ・カーターやクレメント・グレゴリーも死去したが、1632 年裁定に則って新たな受託者は選任されず、僅か５名の貧しい住民らによって選出された人間が(‘chosen by the said poore Inh[abi]tans’)、信託業務に従事していることを証言している[15]。

即ち、それからおよそ 15 年後の 1678 年財務府裁判所における訴訟とは、最後の受託者であったジョージ・カーターとクレメント・グレゴリーが死去したのちに、正規の受託者ではなく僅か５名の貧しい住民らに選出され「受託者とみなされてきた」(‘reputed Trustees ever since their severall eleccons’)、ブリルのヨーマン、トマス・ハントとオークリーのヨーマン、アイザック・ペインによる管理運営に関するものであった[16]。

最後の受託者カーター及びグレゴリーが死去した後、1632 年裁定に基づく受託者の補充はされず、当該信託地「貧しき者の放牧地」は放置された状態になった。この間、「貧しき者の放牧地」に有償放牧のための多くの家畜を扱う貧しい住民(‘some of them usually kept many cattle therein’)と、全く有償放牧ができない貧しい住民との格差が顕になった。これは、正式な受託者ではない(‘never duely chosen or appointed to bee trustees’)、ブリルのヨーマン、トマス・ハントとオークリーのヨーマン、アイザック・ペインによる権限のない(‘without any due Authority’) 管理運営が原因であった。そのため、財務府裁判所は、ハントらが、特定の貧しい住民にだけ割当地での多くの放牧数を認め(‘greater numbers of cattle to bee kept’)、それ以外の貧しい住民には一切割当を認めないなど(‘none at all’)、数名の貧しい住民と共謀して(‘by Conbination and confederacy’)、「貧しき者の放牧地」からの利益を貧しい住民から騙し取っているとしたのである(‘deceive the s[ai]d poore Inhabitnts … of the benefitts of the s[ai]d allottment’)。そして、財務府裁判所は、こうした状況から、もはや「信託は、地に堕ちてしまっている(‘the s[ai]d trust is now fallen to the ground’)」と嘆いたのである。興味深いことに、こうした状況の外的要因として、財務府裁判所は、その間の「内戦と社会的混乱」(‘warre and troubles’)を挙げ、そうした内戦(1642-1651)による社会的混乱が受託者らの信託業務を妨害しただけではなく(‘trustees were

disturbed and prevented in the execution of the s[ai]d Trusti')、受託者らの死去に伴う定員の補充('to scceed in the Room')にかかる選考をも蔑ろにした('did nott make choice of other persons')としたのである。また、こうした状況を引き起こしたコミュニティに内在した問題として、社会的混乱の最中において敢えて当該信託業務を引き受ける人間が全くいなかった('there being no other persons who did take upon the said Trusts')ことを挙げたのである[17]。これはまさに、戦争やそれによる社会的混乱が共同利用権や利害関係者が基盤とした「内部」のコンセンサスを不安定に陥れた好例を示すものであった[18]。

ハントらは、かつて貧民が一般的に行っていたように('as they com[m]only have done')、信託された「貧しき者の放牧地」を相互入会地('to intercommon')にして家畜を放牧することが貧民にとって唯一有益な方法('great advantage to the said poor')であると考えていたようである。しかしながら、財務府裁判所は「ハントらが信じる方法は、貧しい住民にとって有益なものではなく('of little or noe benefitt')、むしろ当該村落の貧民の数を増大させている('rather encrease the number of poor in the said Townes')」と述べ、その打開策として、「信託の復活('recovery of the s[ai]d trust')と管理運営のための新たな受託者の指名の迅速な手続き('speedy course')が必要であり、・・・新たな 12 名の受託者の選出を特別委員会が委任する州のジェントルマン('certaine Gentlemen')に指名する権限を与える('Authoru[ze] them to nominate and appointe 12 new trustees')」としたのである。また、その新たな受託者の誰かが死亡した場合、残った受託者か少なくともそのうちの８名の受託者が、１ヶ月以内にブルリまたはオークリーあるいは隣接する諸教区から新たな受託者を選出するものとするとした。そして、これら財務府裁判所の提案について、貧しい住民らは「同意し、心底望んでいる」('consented and are very desirous')としたのである[19]。

このように「相互入会地」と称したハントら偽りの受託者と一部の受益者たる貧しい住民による私有化は、「信託機能の喪失」とそれによる「貧困増大」といった社会問題を惹起し、「信託の復活」が、財務府裁判所という国家機関と受益たる多くの貧しい住民らによって要請された。次項で明らかにするように、このことは、決して同質的なものではなかった「貧しい住民」らによる「貧しき者の放牧地」の健全な管理運営に向けた共同性の構築という集団的選択('public-collective partnerships')へと繋がるものであったのである[20]。

この訴訟を経て、1680 年２月 10 日、財務府裁判所が委任する州のジェントルマン('certaine Gentlemen')により、ロバート・ハートほかブリル及びオークリーから小ジェントリ層とヨーマン層を含む 12 名の新たな受託者が任命された。

具体的には、（ブリルから）ロバート・ハート（Esq.)、エドワード・カーター(gent.)、ヘンリー・オースティン(gent.)、ロバート・イールズ(gent.)、（オークリーから）トマス・バーニー(gent.)、エドワード・ドレル(yeoman)、（近隣の教区から）ウィリアム・クロウク(of Chilton, esq.)、ジョン・フィリップス(of Worminghall, gent.)、ジョン・ブライトウェル(of Chearsley, gent.)、エドワード・ランドルフ(of Long Crendon, yeoman)、ロバート・ジョンソン(of Piddington, Oxfordshire, gent.)、及びウィリアム・ゴールダー(of Thame, Oxfordshire, gent.)であった[21]。

中でも、エスクワイア、ロバート・ハート(Robert Harte)は、1678 年から 1694 年間、即ち受託者として任命された当時、バッキンガムシャーの治安判事(Justice of the Peace)でもありシェリフでもあった。このことから、当時の「貧しき者の放牧地」の管理運営の母体は、治安判事を筆頭にエスクワイア、小ジェントリで構成された地方のエリート層による寡頭政治的傾向をもつものであった。それと同時に、貧しい住民による 1678 年訴訟を通じた上記受託者の任命は、まさに「貧しき者の放牧地」の管理運営への治安判事の介入と動員を可能にするものであったといえよう[22]。この治安判事を筆頭とした管理母体の形成と四季法廷での報告義務を伴う法的規制の確立は、受益者である貧しい住民のエクイティ上の権限による受託者の管理・分配の権限を執行させることを確実にする、貧しい住民による管理運営への参画を媒体する働きを有したのである。

## 第２節　1685 年財務府裁判所特別委員会裁定～福祉コモンズの形成～

1678 年裁定後の５年間、その新しい受託者らは、その信託の管理運営についてより徹底的な変更を試みながら信託業務の遂行に従事していたが、1685 年１月頃、オークリーの 2 名の住民が、ブリルの貧しい住民のための割当地を侵害しているとの訴えがあり、財務裁判所は、貧しき者の放牧地の管理に関する再調査を実施するために新たな特別委員会を組織した[23]。以下、その内容について見ていきたい。

1685 年 7 月 9 日、ブリルの治安判事サー・ラルフ・バーニー準男爵及びオークリーの治安判事エスクワイア、ジェイムズ・ティレルは、「貧しき者の放牧地」の管理運営に関する調査のため任命された[24]。その委任状に従って調査、証明するため特別委員会委員に付託された指示文書(‘Articles e[t] Instruccons for the Com[m]issioners’)は次の通りであった[25]。

１）あなた方は、これまでブリルの貧民によってどの土地の収益(‘issues or pr[ro]fitts’)が

どの期間にわたって受給されてきたか、同じくオークリーに関しても同様に調査・証明する(‘inquire e[t] certify’)ものとする。

２）また、それがブリル及びオークリーの貧しい住民にとってどの程度の利点があるのか(‘how much advantagious to the poore Inh[ab]itants’)を調査・証明するものとする。

３）ブリルの貧しい住民及びオークリーの貧しい住民のために割り当てられた土地の一部、あるいは共有部分が不平不満の原因となっているのかどうか、あるいはそれによる損害があるのかどうか（‘have any cause to complaine or …p[re]iudice’)、を調査し証明するものとする。

４) また、その土地の分割のために、今後取り付けられる生垣('Hedges')や土塁('mounds')、柵('fences')や門扉('gates')、踏み越し台('stiles')の負担に関して、ブリルの貧しい住民らによって維持あるいは修復されるのか(‘ought to be made maintained e[t] repaired’)、またどの程度オークリーの貧しい住民らによって負担されるのか。加えて、この係争にかかる費用の負担や、当該土地からの収益の分配にかかる会計簿の作成（‘making up Accompt’)にかかる費用、また受託者らの会議の必要経費の負担など、金銭の工面について最善の方法(‘the best way for raysing moneys’)とは何なのかを調査、証明するものとするとされた。

この調査を終えたサー・ラルフ・バーニー及びジェイムズ・ティレルは、1685 年９月 21 日付で財務府裁判所裁判官の厳粛な判断(‘the grave Judgement of the Right Hon[oura]ble the Barrons of the said Court of Excheq[ur]’)に任せるとして署名の上、次のように財務府に報告した。

まず会合が開催される日時及び場所、そしてその理由について、ブリル及びオークリーの両村の教会の日曜の礼拝式後に牧師によって村民に知らされた。1685 年 9 月 10 日、その会合は、「貧しい者たちの放牧地」（‘the poores pasture’)と呼ばれる土地の取り決めに関する（財務府裁判所特別委員会の）裁定に明記された、会合当時の受託者 10 名（ほか２名はすでに死去）の内９名の受託者(‘Nyne of the Tweuve trustees’)と、ブリル及びオークリーの貧しい住民(‘severall of the poore Inhabitants of Brill and Oakely’)の参加のもと開催された。会合では、先の調査項目に基づいて受託者及び受益者並びに財務府裁判所特別委員会の委員らで話し合われた。その結果は以下の通りである。

１）受託者は、当該土地の借地人とならないことが適切であるとされ('none of the Trustees shall bee Tennants to any of the lands and premisses nor any person or persons in trust for them or either of them')、「貧しき者の放牧地」が一つの放牧地として貸し出さ

れることになった。その結果、1686 年「貧しき者の放牧地」は、最初の５年間は年 90 ポンドで、残りの５年間は年 100 ポンドで２名の借地人に 10 年契約で貸し出されることになった。

２） 両村の貧民救済(‘releife of the poore Inhabitants of both the said Townes’)のために割り当てられた土地の収益(‘yssues and proffitts of the lands’)について、ブリルの貧しい住民が、収益の三分の二(‘two third partes’)を享受し、オークリーの貧しい住民が、その三分の一(‘one third parte’)を享受することが受益者及び出席した９名の受託者ら全員によって同意された。

３） 当該受託者９名とブリル及びオークリー両村の貧しい住民の聴取から、ブリルの貧しい住民が望むように、当該放牧地を分割して各々で保有することが多くの利点があることが判明した。そして、分割された後、それを管理する最善の方法('the best way of managin[g]')は、受託者らにとって当該放牧地を借地人に貸し出すことであり('for the Trustees to lett the same to A Tennant or Tennants by Lease')、その借地期間は 21 年間を超えないこと('for such Terme of one and Twenty yeares')が適当だとされた。また、もし仮に借地契約で当該土地の一部が耕作するために貸し出される場合、その借地契約の満了までの 5 年間は、当該土地の一部も耕さないように借地人（借地人ら）と契約するものとされた。

４） また、オークリーの貧しい住民は、オークリーに隣接する「貧しき者の放牧地」の南東端の 90 エーカー('Nynety Acres Statute Measure')が割り当てられるものとし、ブリルの貧しい住民は残りの全てを享受するものとする。それらの割合は、土壌として質的に平等('bee equall in quality')なものであるとしている。そして、（他の規定がない限り）かつての（財務裁判所の）裁定の意図及び意味に従って('according to the intent and meaning of the former decrees and not otherwise')、ブリル及びオークリー両村の各々の貧しい住民のために取決められた各々に借地料及び収益が分けられるとした('the rents & profitts arisinge out of the severall and respective divided partes to bee disposed for the severall and respective poore Inhabitants of the Townes of Brill and Oakely')。

５） ブリルの貧しい住民は、オークリーの住民に特権('priveledge')として公道の修繕のために利用されるオークリー教区の砂利の採掘と運び出し('to digg and carry away granvill for thire owne uses to bee ymployed for amendinge of high waies in the parish of Oakely')を認めるとされた。

６）　放牧地を区分けするための土塁('Mounds')は、３つの生垣('three vewes of quicksetts')で設置される幅５フィートの溝('ffive ffoote ditch')になる。ブリル側からすると生垣の南東に溝があり、オークリー側からすると生垣の北西に溝があることになる。その設置に関わる負担は、ブリルの貧しい住民がその 3 分の２を負担し、残りをオークリーの貧しい住民が負担するとされた。生垣('Hedges')や土塁('mounds')、柵('fences')や門扉('gates')、踏み越し台('stiles')や公道('High waies')の修繕及び管理は、今後各々の村落の「貧しい住民の責任」で行うものとするとされた('hereafter bee severally and respectively Maintained and kept in repaire at the charge of the severall and respective poore Inhabitants of the aforesaid Townes of Brill and Oakely')。その費用は、借地料や収益('rents and proffitts')から支出することが認められるとされた。また訴訟費用や受託者らの会議費用や会計簿の作成費用もこれから支出することが許されるとされ、これらは受託者及び貧しい住民らによって同意されたとしている('it is agreed by the said Trustees & poore Inhabitants aforesaid')。

７）　両村の割当地に居住する住民が期せずして貧困に陥り、救済を必要とした場合('happen to fall into poverty and want releif')、各々の村落によって（相手の負担なくして）救済されるものとするとされた('shall bee releived by the Towne of Brill (Oakely)...without any charge to Oakely (Brill)')[26]。

さらに、財務府裁判所特別委員会の委員として任務に当たっていたサー・ラルフ・ヴァーニー準男爵及びジェイムズ・ティレルの報告によれば、数にして 10 名ほどのブリルの貧民('poore Inhabitants of Brill ... beinge about Tenn in number')が彼らのもとにやってきて次のように言明したとしている。即ち、彼ら貧しい住民らは、「受託者に対して、今は不平を述べる理由はない。だが今後、我々の権益が選出された受託者('havinge the Trustees Chosen')により侵害されて訴えることになるとも限らない('may have hereafter cause to complayne and bee p[re]judiced')」と。そのため次のように申し立てるとした。即ち、「ブリル及びオークリーの貧しい住民は、これから先、受託者の死亡による欠員をうまく埋め合わせるために('to succeede in the room of such of the p[re]sent Trustees as shall happen to dye')、受託者の指名権及び任命権を有するものとする('might have the nomination and election of Trustees')」と[27]。

これに対して、ヴァーニー準男爵及びジェイムズ・ティレルは、以下のことをその貧しい住民 10 名に提案した[28]。即ち、今後は、受託者らの誰かが死亡した場合、ブリル及びオー

クリーの貧しい住民が('Poore Inhabitants of Brill and Oakely')、受託者の死亡通知がなされた後、復活祭後のバッキンガムシャー四季法廷において、治安判事らに受託者として有能な適任者 2 名(‘Two able and sufficient persons’)を推薦する権限をもつこととし('have severally power to Nominate to the Justices of the peace')、その 2 名のいずれか 1 名を治安判事らが選任すること('chuse one to suceede in the room of the decea[se]d')が最適と考えると。もし仮に、受託者の誰かが死亡した際に、貧しい住民らが受託者としての適任者を推薦しない場合には('yf the poore Inhabi[a]nts doe not nominate two such persons')、残った受託者らによって先の裁定に基づいて受託者を選考するものとする('the survivinge Trustees shall elect as they ought to doe by the former decrees')。さらに委員らは次のことが最適と考えるとした。即ち、先の裁定の指示に従い('accordinge to the directions of the former decrees')、当該土地・家屋に関わる出資決算を記載した会計簿を記録のために四季裁判所に提出するものとする('do carry in an accompt of their receipts and disbursements yearly ... to bee recorded')。そして最後に、「これら全てを、財務府裁判所裁判官の厳粛な判断('the grave Judgment of ...Barons of the said Court of Excheq[uer]')に委ねるとした[29]。

以上のように、財務府裁判所の調査項目が、特別委員会委員、受託者そして受益者たる貧しい住民の利害関係者が列席する、教会という公共の場で、公開され、共有化された。そして、「貧しき者の放牧地」の管理運営について、次のことが確認された。即ち、一つ目として、これまで貧しい住民が個別に保有することが認められていた土地が、一つの放牧地として貸し出されることが利害関係者の同意の上で確認され、これにより、これまで実質上、「共同利用資源」(‘common-pool resource’)として機能していなかったものが、一つの放牧地として貸し出されることで「共同利用資源」となった[30]。二つ目として、受益者たる貧しい住民の代表 10 名による要請によって、受託者の補充に関して貧しい住民による受託者の候補者 2 名の推薦と、それを受けた後に治安判事が主宰する四季法廷において正式に受託者 1 名が指名されることになった。三つ目として、アクセスを考慮した、ブリルの貧しい住民の意向として提示された、オークリーの貧しい住民との放牧地の分割と、その貸し出し及びその収益金の救済のための利用が同意の上に確認され、放牧地の分割と利用に伴う費用の分担の同意、そして分割され管理運営される土地の維持管理費を各々の「貧しい住民の責任」で実施することが同意の上で確認された。そして最後に四つ目として、貧困に陥った人間には、自らの村落の慈善信託基金を通じた救済により各村落が個別に問題解決にあたること

が確認された。これらの内容は、信頼によるコミットメントと低位で済むモニタリング・コストそして資源への近接性に基づく質の高い資源管理能力というオストロムのいう有効なコモンズ管理とガバナンスを示すものであった[31]。

かつて1678年財務府裁判所は、受託者の指名('appoyntment')が「現在の貧民」及び「近い将来において貧しい住民」になるやわからない人々('those that hereafter shall bee the poore Inhabitants')のために永久に維持されなければならないと言明した[32]。当時の人々は、貧しい住民を永久の最下層の人々('a permanent underclass')を意味するものではなく、むしろライフサイクルにおいて起こりうる貧困化によるものとして相対的に位置づけていたのである。また、ブリルの1687年会計簿によれば、貧しい住民のうち「貧しき者の放牧地」の収益金により給付された受給者数は103名であり、1676年から1706年間のブリルの人口推移（340人から350人）と比較するならば、当時の貧しい住民の人口に占める割合はおよそ30%程度と非常に高い比率を示すものであった[33]。1980年代以来、歴史家らは「ライフ・サイクルによる貧困」('life-cycle poverty')の優位を主張してきた。そして、近年の研究では、あまりにも貧しくて炉税を支払うことができなかったとこれまで考えられていた炉税課税簿から免除された人間が必ずしも教区救貧(parish relief)に与っていたとは限らなかったことが明らかにされている。即ち、当時、貧困を経験した多くの人々は労働する階層の構成員であって、このことはまさに極貧というものがほぼ誰にでも起こりえた、いわばイギリス近世の農村社会がセイフティ・ネット('safety net')を欠いた社会であったことを示しているである。貧困になる可能性（発生率）は一年間にわたって変化した。中でも、雇用が減り、病気が蔓延する冬期には特にそうであった。このように、J・ボウルトンが述べたように、貧困は、相対的なものであり絶対的なものではない概念であったということである[34]。

## まとめ

以上考察したように、1685年裁定はまさに貧しい住民が教区あるいは村落の提供する公共サービスに頼らずに互いに助け合いながら生活を維持していく「強いコミュニティ」の形成を促すものであったと同時に、貧しい住民らの10名の代表が請願を通じて社会政策に参画したプロセスは、彼ら貧しい住民が公的領域、即ち政治の領域の一員であることを自覚していた現れといえよう[35]。このように、貧しい住民ら受益者間で管理運営を分担して、受託者の選考や監査報告を四季法廷という公開の場で確認、公表する、国家によるものでもなく、

私有財産化された共同地利用による救貧でもない、官と民、公と私の区分を超えて、「受益者ら」が主体となって、(財務府裁判所といった) 国家機関や、(四季法廷・治安判事・教区エリート層といった) 地方の司法行政組織と「共同」で天然資源を管理し、「市場」を通じた土地からの収益 (借地農からの借地料) よってもたらされる慈善信託基金を基盤として、現在の世代だけではなく未来の世代のニーズに応える持続可能な社会福祉政策を実施する、いわば貧しい住民ら自らが政治主体となって、受託者による受給資格の選定及び監査報告と、貧しい住民らによる受託者選考の権限との相互の働きかけを通じた、福祉の提供を共同行為で実施する「公的領域」と「私的領域」の「結節点」としての福祉コモンズ(Welfare Commons)を構築したのである[36]。

---

1 The House of Commons, *Endowed Charities, County of Buckinghamshire: Return to an Order of the Honourable The House of Commons, Dated 26 July 1867* (London, 1868), p.8.
2 F. Williams, 'Towards the welfare commons: Contestation, critique and criticality in social policy', in Zoë Irving, Menno Fenger and John Hudson (eds.), *Social Policy Review 27: Analysis and Debate in Social Policy* (Bristol and Chicago, 2015), pp. 93-111.
3 R. Hoyle, 'Disafforestation and Drainage', in R. Hoyle (ed.), *The Estates of The English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), p. 370; B. Sharp, 'Common rights, charities and the disorderly poor', in G. Eley and W. Hunt (eds.), *Reviving the English Revolution: Reflections and Elaborations on the Work of Christopher Hill* (London, 1988), pp. 184-5; J. Broad, 'The smallholder and cottager after disafforestation – a legacy of poverty?', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp. 90-107.
4 S. Hindle, " "Good, Godly and Charitable Uses": Endowed Charity and the Relief of Poverty in Rural England, c. 1550-1750", in A. Goldgar and R. I. Frost eds., *Institutional Culture in Early Modern Society* (Brill 2004), pp.186-8; W. K. Jordan, *Philanthropy in England, 1480-1660: A Study in the Changing Pattern of English Social Aspirations* (London, 1959), p. 140.
5 R. Hoyle, "The forest under the Dynhams", in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p. 72; J. Broad, "The Smallholder and Cottager after Disafforestation – a Legacy of Poverty?", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.93.
6 M. Sjöstedt, "Resilience Revisited: Taking Institutional Theory Seriously', *Ecology and Society*, vol. 20, no. 4 (2015), p.3; E. Ostrom, *Governing the Commons: the evolution of institutions for collective action* (Cambridge, 1990), pp. 185-207.　また本章では、貧民の参画によるリスク共有や共同性の構築に関して、いわゆる「貧民の語り」による史料に基づく行為主体性を例証するものではない。むしろ、財務府裁判所特別委員会における裁定(decrees)にある記録に残存する貧民に関わる史料に基づいて貧民の行為主体性を再構築するものである。「貧民の語り」については以下参照。長谷川貴彦,『現代歴史学への展望―言語論的転回を超えて―』岩波書店、2016 年、114-117 頁
7 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策：財政封建制の展開』ミネルヴァ書房、2013 年、182 頁; R. Hoyle, "Disafforestation and Drainage", in R. W. Hoyle ed., *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), p.374.
8 酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策―財政封建制の展開―』ミネルヴァ書房、2013 年、83、131-32, 182-9 頁。
9 R. Hoyle, "The Forest under the Dynhams", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp. 58-70.
10 TNA, E126/4, fol. 84r; J. Broad, "The Smallholder and Cottager after Disafforestation – a Legacy of Poverty?", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.90.
11 TNA, E126/4, fol. 86v; J. Broad, "Landscape, Farming, and Employment in Bernwood, 1600-1800",

in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.86.
[12] TNA, E126/4, fol. 86r.
[13] H. French, "The Governance of Urban Common Lands in England, 1500-1840", Conference Paper, September, Conference: European Rural History Organisation (EURHO), at Leuven, Belguim, 2017, p.7. 尚、都市部におけるコモンズは長らく内規('bye-laws')にしたがって管理母体('governing bodies')によって管理運営されていた点で農村部と変わりなかった。H. French, Ibid., p. 23.
[14] E. Ostrom, *Governing the Commons: the evolution of institutions for collective action* (Cambridge, 1990), pp. 30-3; 茂木愛一郎「北米コモンズ論の系譜―オストロムの業績を中心に―」三俣学編『エコロジーとコモンズ：環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房、2014 年、52-3 頁。尚、J・ブロードは、「貧しき者の放牧地」はブリル村から離れたボアストール村の旧ダイナム家所領にあったためブリルの貧しい住民にとって放牧権を行使するよりもそれを貸し出す傾向にあったとしている。Cf. J. Broad, "The Smallholder and Cottager after Disafforestation – a Legacy of Poverty?", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.97.
[15] TNA, E134/5/14Chas2/East12, fol.4, deposition of Peter Cubbidge of Brill, shepherd
[16] TNA, E134/5/14Chas2/East12, fols.3-4, deposion of William Dance, Oakeley, ffield keeper; TNA, E112/366/199.
[17] TNA, E112/366/199. イギリス内戦時、王党派の本拠地オックスフォードに近い前哨基地があった当該地域を含むバッキンガムシャー北西部は、内戦の激戦地であり、内戦は当該コミュニティとその農業に多大な影響を及ぼした。当地にあったボアストール邸(Boarstall House)は、1646 年 6 月まで持ちこたえたオックスフォードの外郭防衛の王党派の軍事的拠点であったが、ブリル駐屯のニュー・モデル軍(New Model Army)からの派遣により封鎖された。駐屯地は、宿舎割当てや食料供給を必要とし、バーンウッドのコミュニティは、王党派及び議会派の双方からの襲撃と徴税を被った。J. Broad, "Landscape, Farming, and Employment in Bernwood, 1600-1800", in J. Broad and R. Hoyle eds., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.78; J. Broad, *Transforming English Rural Society: The Verneys and the Claydons, 1600-1820* (Cambridge, 2004), p.28.
[18] E. Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action* (Cambridge, 1990), p. 190; T. De Moor, *The Dilemma of The Commoners: Understanding the Use of Common-Pool Resources in Long-Term Perspective* (Cambridge, 2015), pp. 79-83; J. Broad, 'The Verneys and the Sequestrators in the Civil Wars, 1642-56', *Records of Bucks* 27 (1985), p.2.
[19] TNA, E112/366/199. 尚、松村幸一氏によれば、ナイト、エスクワイア、ジェントルマンのジェントリのうち、1524~1525 年臨時税課税簿のジェントルマンはマナーを保有するエスクワイア、ナイトと区別して単に複数の土地を所有する土地収入年 10~20 ポンドであったとしている。松村幸一,『16 世紀イングランド農村の資本主義発展構造』思文閣出版, 2011 年、344 頁, 脚注 19。
[20] T. De Moor, *The Dilemma of the Commoners: Understanding the Use of Common-Pool Resources in Long-Term Perspective* (Cambridge, 2015), pp.49, 58-9; T. De Moor, "Co-operating for the Future: Inspiration from the European Past to Develop Public-Collective Partnerships and Intergenerational Co-Operatives", in S. Baily, G. Farrell, and U. Mattei eds., *Protecting Future Generations Through Commons* (Strasbourg Cedex, 2014), pp.100-101.
[21] J. Broad, 'The smallholder and cottager after disafforestation – a legacy of poverty?', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp. 97-98. n.31.
[22] W. L. Hardy, *Court of Buckingham, Calendar to the Sessions Records, Vol.1, 1678-1694* (Aylesbury, 1933), pp.165,171, 179, 185, 259, 289, 295, 510; S. Hindle, ' "Good, Godly and Charitable Uses": Endowed charity and the relief of poverty in rural England, c. 1550-1750', in A. Goldgar and R. I. Frost (eds.), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Brill, 2004), p.185.
[23] J. Broad, 'The Smallholder and Cottager after Disafforestation – a legacy of poverty?', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p. 98.
[24] TNA, E178/5169, fol.6; W.L. Hardy, *County of Buckingham: Calendar to the Sessions Records, Vol.1, 1678-1694*, (Aylesbury, 1933), p. 511.
[25] TNA, E178/5169, fol.8.
[26] TNA, E178/5169, fol. 6.
[27] TNA, E178/5169, fol.7.
[28] W.L. Hardy, *County of Buckingham: Calendar to the Sessions Records, Vol.1, 1678-1694* (Aylesbury, 1933), p. 511.
[29] TNA, E178/5169, fol.7.

[30] H. French, 'The Governance of urban common lands in England, 1500-1840', Conference Paper, September, Conference: European Rural History Organisation (EURHO), at Leuven, Belguim (2017), p.7.

[31] 茂木愛一郎「北米コモンズ論の系譜—オストロムの業績を中心に—」三俣学編『エコロジーとコモンズ：環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房、2014 年、53 頁。

[32] TNA, E112/366/119.

[33] TNA, E112/620/10, fol.12; J. Broad, 'Landscape, farming, and employment in Bernwood, 1600-1800', in J. Broad and R. Hoyle (eds.)., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.82, Table 4-4.

[34] J. Boulton, ' "The 'Meaner Sort": Labouring people and the poor', in K. Wrightson (ed.), *A Social History of England 1500-1750* (Cambridge, 2017): 310-329, pp. 314-5, 319-25.

[35] B. Kratzwald, 'Rethinking the social welfare state in light of the commons', in David Bollier and Silke Helfrich (eds.), *The Wealth of the Commons: A World Beyond Market & State* (Amherst, 2012), pp.55-61.

[36] F. Williams, 'Towards the welfare commons: contestation, critique and criticality in social policy', *Social Policy Review* 27 (2015), pp.94-106. E・オストロムによるコモンズ・ガバナンス(Commons governance)のタイプは、コモンズ内の利用者間の係争を軸に展開され外的な社会勢力との関係は除外されている。V. Fournier, 'Commoning: On the social organisation of the commons' (2013): 433-453.

# 第９章　コモンズ・ガバナンスと貧しい寡婦

## 〜バッキンガムシャー・ブリル村の事例を中心に〜

## はじめに

前章まで明らかにしたように、イングランド南西部ウィルトシャー及び中部バッキンガムシャーにおける２つのフォレスト村落の考察では、フォレスト法解除に伴う囲い込みによる共同権の喪失の補償として導入された慈善信託制度が、受益者たる貧しい住民に、受託者の信託地の管理・分配に関するコモン・ロー上の権限を執行させ、不適切な管理・分配についてはモニタリングを通じた責任追及を可能にする、エクイティ上の権限を付与することで、彼ら利用者が主体となって共同利用資源の持続可能性に向けた管理運営を可能にさせたことを明らかにした。これらの分析は、本論文における２つの論点、即ち、集合行為のプロセスを通じて再形成、あるいは再機能化されていくコモンズの創造的潜在能力を例証するものであり、コモンズの持続可能性に関わる外部勢力、即ち、財務府裁判所や大法官府裁判所といった国家機関や治安判事及び四季法廷、並びに教区エリート層といった地方の司法行政組織と利用者が持続可能な共同管理体制を構築していったことを例証するものであった。別言すれば、これらの考察は、コモンズが 18 世紀半ばまでに消滅したとするこれまでの研究史の主張に対して、「コモンズの衰退」の物語は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭に至るまで存続する、より長期にわたるプロセスであったことを明らかにしているのである。

しかしながら、こうした慈善信託による土地信託を通じた救貧システムの分析は、社会的弱者(socially vulnerable)としての女性、特にイギリス近世において世帯主の約 13%を占め、救貧給付の多くを享受した寡婦(widows)について十分に照射してきたわけではない。それは、寡婦を含めた女性の研究が様々な領野において困難を極めるのも女性が社会における偏見に置かれ続けてきたということとそれに伴う史料の欠落・不足所以である[1]。そこで本章では、受益者たる貧しい寡婦に関する史料が僅かながら残存するバッキンガムシャーのバーンウッド・フォレスト解体に伴う慈善信託の導入を通じたコモンズ・ガバナンスにおけるひとりの貧しい寡婦の役割について分析を試みたい。尚、本章では、「寡婦」を遺産検認目録の分析で一般に用いられる社会的地位の意味で用いる。寡婦は夫の代わりに納税者となることができ、夫が死亡した後も、家族はその家にとどまり、寡婦が事実上の世

帯主として納税した[2]。次節では、寡婦を含めた女性の刮目すべき行為主体性に関する研究史を振り返ることからはじめたい。

## 第１節　教区ミクロ・ポリティクスと寡婦

イギリス近世の女性の経済的、政治的役割については多くの研究がある。イギリス近世の女性史研究では、家父長制の抑圧のコンテクストにおける女性の行為主体性への幅広い関心の影響の下、エイミー・エリクソンは、「婚姻中の女性の身分」(coverture)が近世の女性の労働活動やアイデンティティを制限していたとすることに疑問を投げかけ、女性が資本主義発展の犠牲者としてではなく推進者として、即ち、家族財産法(marital property law)の独特の形態を通じてイギリス近世の経済拡大を支えた融資ネットワークへの資本の提供者としての女性の重要性を指摘している。同じく、アレクサンドラ・シェパードは、賃金労働者としての、また財とサービスの提供者としての、そして非公式の金融業者としての女性の経済成長への貢献度を強調している。加えて、(幼児を保育するために引き取る既婚女性や寡婦の多くの割合とともに）使用人にある独身女性が児童保育の基本的な経済インフラを提供し、それによって男性同様に働く女性の生産活動を容易にしたとした。これは、「ガールズ・パワー」論を展開し、独身女性による賃金労働を、北西ヨーロッパにおける早期的かつ他と異なる成長パターンを生み出した、商業の胎動のダイナミックな構成要素であったとしたティネ・デムーアやジャン・L・ヴァンザンデンらと平仄を同じくしている[3]。また、ジャン・デフリースは、1650 年から 1850 年間に起こった「勤勉革命」が、非耐久消費財への需要増加によって牽引され、稼ぎ手としての女性の自発性の増大と関連して「意思決定の妻の重要な地位の増大」を伴ったとした。このように、研究史では、17 世紀および 18 世紀を変革期として描き、その間の経済成長を支えてきた女性の行為主体性を検証してきた[4]。

一方、これまでイギリス近世における教区ミクロ・ポリティックスに関わる研究史は、巨視的にはイングランド国家形成における教区ガバナンスの意味像を批判的に再構成してきた一方で[5]、微視的には史料的制約による教区ガバナンスの埒外に置かれた女性像の蘇生という課題を残してきた。近年、N・タドモアが、方法的視角として、これまでの研究史における貧民救済に関わる教区ミクロ・ポリティックスと女性史・ジェンダー史との架橋を考察の視圏に組み入れたのもそうした脈絡においてであった[6]。タドモアの炯眼は、女性

の行為主体性の分析といった近年の知的枠組みの変遷を踏まえながら、分析対象としての都市在住の女性、特にミドル・アッパークラスの女性の焦点化というこれまでの研究史に孕まれる内在的な隘路を闡明し、教区ガバナンスにおける女性の意味像について教区秩序や機能維持といった農村社会の深部まで掘り下げた議論の中で展開している[7]。しかしながら、教区ミクロ・ポリティックスと女性史との架橋の試みについては、以下のように教区ガバナンスによる教区救貧行政に従事した女性や寡婦に及ぼしたインパクトの解明に終始しているのが現状である[8]。即ち、D・イーストウッドが闡明したように、18 世紀までに、多くのイングランド人にとって、官僚社会や政治的権威との彼らの唯一の接点が、その教区役人および「教区国家」を通じた政治的経験にあった一方で[9]、一般的に、妻らが世帯を代表して農村地域の集会(assemblies)に参加し、教区役人になることはほとんどなかったのである[10]。

そうした一般的傾向にあって、1644 年のジェーン・キッチンの例のように、教区住民間の輪番によって治安係(constables)の任務にあたっていた夫が死去したために、治安係を務める寡婦の存在もあったのである。しかし、その場合においても、ジェーンは治安係の役目を果たすための代理人としてウィリアム・チャペルなる人物を雇ったのである[11]。デボン州やノーサンバランド州、そしてサマセット州でも、数少ない女性が教区委員(churchwardens)に指名され、そのうちの何人かが実際に教区委員としてその職務に従事した。けれども、それは男性教区民が代理として執行するのが一般的であったのである。教区の役職は、個人的に職務遂行されたというよりも、むしろ世帯ベースで遂行されたのである。それ故に、夫が世帯主である場合、その妻が当初より役職を勤めることはなかった。王政復古以降も、ランカシャーのリブチェスターの例が示すように、貧民監督役(overseers of the poor)として従事したと記録されている女性６人全員が、実際には代理として勤めたにすぎなかった[12]。また、1684 年、ダービシャーのリトル・ウィルニで、メアリ・ジャックが教区委員に選ばれたが、治安判事らはこれを無効にして新たな選出を命じた。18 世紀前半も同様に、役職に就く女性の諸例が記録されている。1712 年、ダービシャーのウッドランドで、イザベル・エアは、貧民監督役であるがために、職務遂行にあたって自腹で代理を立てていると述べたのである。教区ミクロ・ポリティックスに関わる研究史は、寡婦になるとき、それを諸資源への直接的な支配、また世帯主としての権威とみなし、寡婦をしばしば女性の相対的解放の入り口としてみてきたわけだが、1628 年シュロップシャーのハイリーの例が示すように、教区委員に選出された寡婦エリザベス･ロウは、

職務遂行の上で、フランシス・ドヴィを代理として雇わなければならない実情があったのである[13]。

以上のように、イギリス近世の教区ミクロ・ポリティックスに関わる研究史は、教区救貧行政に携わる女性の相対的な政治的役割の希少性と、中間層の女性による教区ガバナンスへの参画を明らかにしてきた。その一方で、史料的制約もあり、貧民救済の対象となった貧しい寡婦らの農村教区における役割については、未だ沈黙を余儀なくされている[14]。次節では、限られた史料をもとに、信託業務に携わったフォレスト・チャリティの受給者であった一人の寡婦の行為主体性とそのコモンズ・ガバナンスへの影響についての若干の考察を試みる。こうした特定のトポス（場所）で現れた特異な現象が普遍的意味を持つとは考え難い。しかし以下考察する貧しい寡婦の起用を通じた信託業務が、コモンズ・ガバナンスに何らかの影響を与えたとすれば、その「場所の感覚」に立脚した起用は、貧しい寡婦の役割に一定の意味を与えると考える[15]。

## 第２節　貧しい寡婦とコモンズ・ガバナンス

### １　貧しい寡婦世帯の受給割合

バーンウッド・フォレスト解体に伴う慈善信託の導入（1632 年）以来、信託業務に関わる会計簿の作成及びその開示は、半世紀後の 1685 年の財務府裁判所裁定を待たねばならなかった。この会計簿を記録していたのが、受益者でもあった貧しい寡婦エリザベス・ティッパーなる人物であった。ティッパーに関しては、残念ながら彼女の遺言書あるいは遺産目録は残存せず、彼女の社会経済生活に関する詳細はわからない。従って、本章では主として財務府裁判所における訴訟の被告人として現れた彼女の宣誓供述調書並びに関連資料に基づいて、貧民であり且つ寡婦としての社会関係から見え隠れする貧しい寡婦の行為主体性とコモンズ・ガバナンスとの関係についての若干の考察を試みる。

図１及び図２は、ウィルトシャー・ミア教区とバッキンガムシャー・ブリル村における慈善信託基金の給付金の割合を受給者のカテゴリー毎に示したものである。ミア教区とブリル村の 1680 年代及び 90 年代の貧しい寡婦への給付金の割合を比較するならば、1680 年代のミア教区の 29%に対して、ブリル村では 29%から 33%とほぼ同じ割合を示していることがわかる。しかし、1690 年代では、ミア教区の 23%に対して、ブリル村では 36%

から 43%とやや増加傾向が見られる。中でも 1694 年の記録では、ブリル村の受給世帯の43%を寡婦世帯が占めていたことがわかる[16]。

図１　ミア教区：寡婦等への給付金の割合　1656-1739年

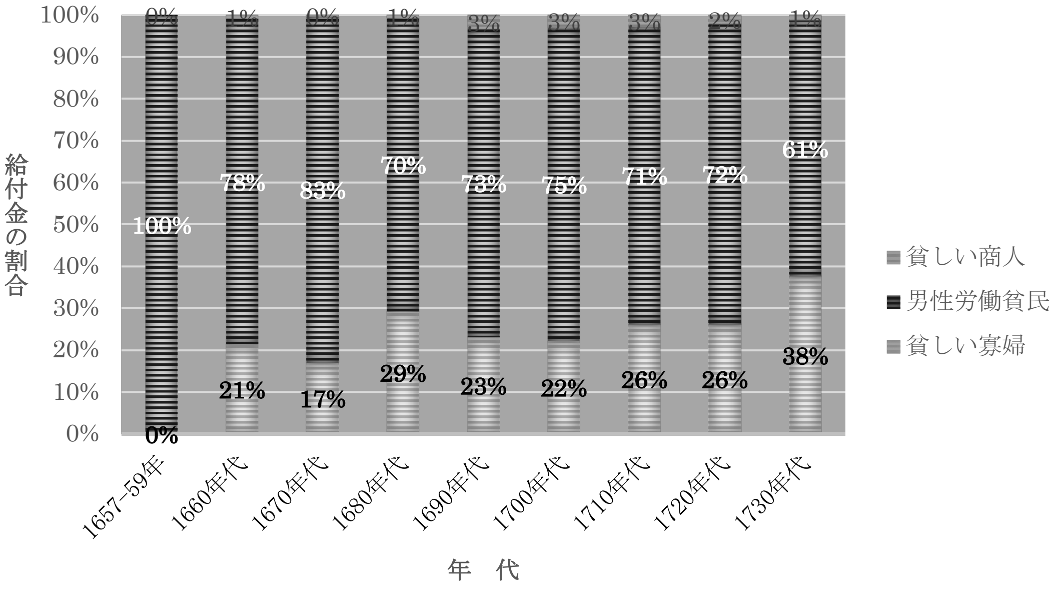


図２　ブリル村, 寡婦等への給付金の割合　1687-1694年

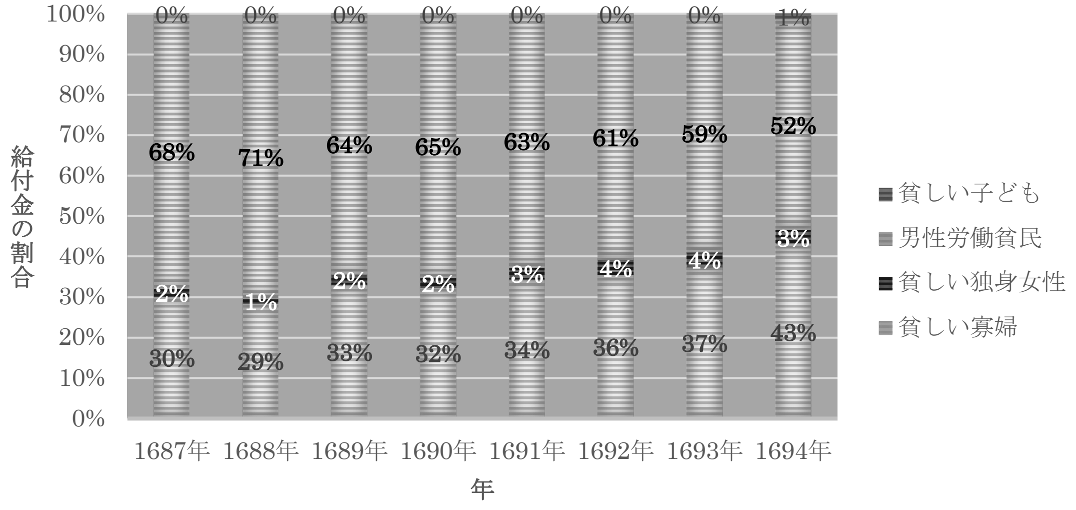


これは、本章の対象地域のブリル村では、慈善信託による救貧給付の寡婦世帯の受給割合が、ミア教区と比較して相対的に多かった地域であったことを示すものである。前章でも言及したように、当時のブリル村の貧しい住民が総人口に占める割合は、およそ 30%程

度と非常に高い比率を示すものであった[17]。その受給者のおよそ30%から40%を占めた寡婦を含めた貧しい住民の「集団の声」は、コモンズ・ガバナンスに対していかなる影響を及ぼしえたのであろうか。

## 2　「第二の貧者」による集団の声

一般に救貧税を基盤とした財源による定期救貧給付の受給者人口は極端に少なかった[18]。そのために、本論文の対象地域たる２つのフォレスト地域では、教区救貧に与れない多くの貧しい住民は、「第二の貧者」(the second poor)として慈善信託を含むチャリティの救済対象とされた。そして、興味深いことに、研究史はこの「第二の貧者」と下位の救貧税負担者(lesser ratepayers)の重なりを指摘している[19]。研究史は、この下位の救貧税負担者を、「ミドリング・ソートの最貧層」(the poorest of the middling sort)または「下層民」(the low)あるいは単に「貧困者」(the poor)と称し、失業や複数の雇用形態、そして絶望的な貧困状態といった生活環境で暮らす、その多くが土地を奪われた労働貧民であったとしている[20]。研究史は、この下位の救貧税負担者による「集団の声」に関して、若干の言及をしているので以下みていきたい。

イングランドにおける教区寡頭政治は、中世後期のコミュニティにおいて知られていたが、その後の選抜教区会(select vestry)の発展は、社会的、政治的権力を地域の「主要な住民」(‘better sort’)の手に統合していったとされている。最も有名な例が、16世紀末のバークシャーの小村スワロウフィールドの選抜教区会「カンパニー」の例である。彼ら主要な住民は、政策決定や資源配分について人目を忍んで会合し、決定していた。そうした主要な住民の寡頭制による政策決定に対して時に反発が生じたとしても不思議ではない[21]。例えば、1713年、エセックス州のブレインツリーでは、緊迫した教区の会合の中で、下位の救貧税負担者らは、選抜教区会の排他性に対して、「主要な住民ら24人なんて、そんなものはいらない(‘noe four and twenty, noe four twenty!’)」と驕慢な態度で叫んだのである[22]。また、1620年代のミドルセックス州のセント・メアリー・イズリントンでは、これまで教区における社会政策が主要な住人によって慣習的に決定されてきたが、時に教区会合での彼らの決定や議事に対して妨害や反対をしようとする卑しい身分らの羈絆と蹂躙に曝された[23]。

残念ながら、バッキンガムシャー・ブリル村における慈善信託による救貧給付の受給者

が、かつては教区救貧税を負担した下位の救貧税負担者であった証拠は貧民監督役会計簿等の教区関連史料の欠如のため見いだせない。また、彼ら受給者が「第二の貧者」として「集団の声」をもって教区ガバナンスに影響を及ぼしていたという証拠もない。だが、フォレスト法解除に伴う囲い込みとその共同権の補償として導入された慈善信託制度は、こうした貧しい住民らに、受益者としてのエクイティ上の権限、即ち、受託者のコモン・ロー上の権限たる信託地の管理及び利益の分配に関する権限を執行させ、受託者らの不適切な管理運用に対してはモニタリングを通じた責任追及をすることを可能にさせる権限を与えた。こうしたエクイティ上の権限による彼ら貧しい住民によるモニタリングを通じた責任追及は、まさに第二の貧者としての「集団の声」を形成することを可能にしたといえよう。以下では、貧しい寡婦ティッパーの信託業務への起用とその後の係争を分析する中で、コモンズ・ガバナンスにおける受給者たる寡婦の役割について若干の考察を試みる。

## 3　受給資格決定のプロセスと寡婦の役割

すでに第6章で明らかにしたように、ミア教区における受給資格者決定のプロセスに関しては、会計係が用意した申請書に記された名前のリストに基づいて、受託者らが合議の上で受給資格者を決定していた。しかしながら、受託者らが受給資格者決定に至るまでの申請者の情報をいかに収集したのかは不明なままである。一方、ブリル村における受給資格者決定のプロセスに関しては、受託者が受給資格者を決定する上での基礎となる情報がどのような方法で収集されていたかが宣誓供述調書に僅かながら記載されているので以下みていきたい。

1685年、ブリルの慈善信託地に関わる管理運営の体制が大きく変化した。即ち、当時、1678年以来選出されていた12名の受託者らの中で、信託業務に従事する人間はわずか数名に過ぎず、中でもロバート・ハート、ヘンリー・オースティンそしてロバート・イールズら3名の受託者が実質的に管理を独占するようになっていた（‘take upon an Arbitrary and absolute power in manageing of the said Trust’)。1686年10月9日付歯型捺印証書により、慈善信託の土地「貧しき者の放牧地」(Poor Folks’ Pasture)は、10年間の借地契約で、前半の5年間を借地料年90ポンドで、後半の5年間（残余期間）を年110ポンドで、ジョン・パラン、トマス・ピアソン、そしてユスタス・ペティの3名に貸し出された。この間の僅か2年間であるが、受託者ヘンリー・オースティンによる 1687 年から 1688

年間の借地料の収支決算書が残されているのでみてみよう。オースティンの決算書によれば、借地料は当初の契約より少ない年 45 ポンドとされていて、そのうち国王への地代付封土権地代（ほとんど名目的な永久地代）として 10 シリング、また「貧しき者の放牧地」の課税額 1 ポンド 11 シリングと徒弟奉公に出す費用が計上され、それらを控除した 29 ポンドあまりが、貧民救済のために充てられた。その中には、「収支決算書及び他の諸費用の作成費用」(‘for writing the Account and other charges’)として、ウィリアム・ゴルダーなる人物に 1 ポンド 11 シリングが支払われており、このことが意味することは、貧しい寡婦エリザベス・ティッパーは、確かに救貧の収支に関わる会計係としての業務を遂行してはいたが、収支決済書の作成に当たっては、ウィリアム・ゴルダーなる専門の人材が起用されていたということである[24]。

表　ブリル：男性労働貧民及び寡婦の年間平均受給額（1687-94年）

| | 男性労働貧民 | | 貧しい寡婦 | |
|---|---|---|---|---|
| 年間平均受給額 | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 |
| 2シリング6ペンス | 2 | 0.2% | 0 | 0.0% |
| 5シリング | 642 | 78.5% | 320 | 67.4% |
| 6シリング | 68 | 8.3% | 28 | 5.9% |
| 7シリング6ペンス | 55 | 6.7% | 61 | 12.8% |
| 10シリング | 35 | 4.3% | 49 | 10.3% |
| 12シリング | 4 | 0.5% | 2 | 0.4% |
| 12シリング6ペンス | 12 | 1.5% | 0 | 0.0% |
| 15シリング | 0 | 0.0% | 9 | 1.9% |
| 1ポンド | 0 | 0.0% | 5 | 1.1% |
| 1ポンド4シリング | 0 | 0.0% | 1 | 0.2% |
| 合計世帯数 | 818 | | 475 | |

出典: TNA, E112/620より作成。

では、受益者たる貧しい住民らは、給付金をいくら受け取っていたのであろうか。表は、1687 年から 1694 年間の貧しい寡婦エリザベス・ティッパーが提出した会計簿をもとに、男性労働貧民と貧しい寡婦の慈善信託基金からの平均受給額を表したものである。それによれば、男性労働貧民の 78.5%、貧しい寡婦の 67.4%が、一回の受給につき平均にして 5 シリングを受け取っていたことがわかる。この額は、エセックス州の農村教区ターリングにおける貧困家庭に必要な週 5 シリングに等しい額であり、いわば慈善信託基金による給付は、ウィルトシャーのミア教区と同様に、所得の持続的な賃金助成というよりも、むしろ緊急の「橋渡し的」な所得補償(income security insurance)であったことがわかる[25]。

では、こうした給付金の配分にあたって、貧しい寡婦であるエリザベス・ティッパーはなぜ会計係に選出されたのか。ティッパー自身、1687 年から 1694 年間に、救貧給付金として平均 10 シリングから 15 シリングを会計係としての信託業務の報酬と合わせて慈善信託基金から受給していた。寡婦ティッパーの宣誓供述調書によれば、彼女が会計係に選出された理由を次のように証言している。即ち、まず一つは、「自分がブリルの村落の貧しい女性である('being a poore woman in the Towne of Brill')」こと、そして二つ目が、「自分がブリルの貧しい住民全員について精通しているからである('acquainted with all or the most part of the poore Inh[ab]itants thereof')」ことを挙げている。そして、ティッパーは、受給資格者決定のプロセスに関して、「受託者らが、自分の貧しい住民に関する情報をもとに、誰がいくら給付されるべきか('whom they thought fitt the Rents of the said pasture in the Informacon should bee given and distributed')を協議して、その結果をリストにしてまとめ、そのリストをもとに、受託者の指示に従って信託基金を支給した('honestly and iustly disposed')」と証言した[26]。

## 4　会計業務に関わる係争

1685 年、受益者たる貧しい住民らは、受託者及び会計係エリザベス・ティッパーに不適切な管理運用があったとして、財務府裁判所に提訴した。この提訴は、いうまでもなく受益者である貧しい住民らが、受託者の不適切な管理運用に対して責任追及をするエクイティ上の権限によるものである。受益者である貧しい住民ら原告の主張は次のようなものであった。即ち、一つは、受託者が契約した借地農ロバート・ピアソンらによって「貧しき者の放牧地」が耕地に転換され、それによって当該放牧地が貧困化に陥った('impoverished the said land by turning of it into Arrable…not worth halfe')というものであった。そして二つ目は、寡婦エリザベス・ティッパーが、慈善信託基金からの給付を現金ではなく('not all in money')、その多くをチーズや小麦、大麦('Cheese, Wheat e[t] Barley')で配給し、しかも、その配給されたチーズや穀類は、通常価格より高値で('at a deare rate')、当該借地農より購入されたものであったというものであった。この現物支給により、貧しい住民の中には、1 年以上現金支給がされないまま困窮する者もいたということであった。これに対して、被告人である寡婦ティッパーは、給付金の代わりに('in liewe of moneys') チーズ、小麦あるいは大麦を配給したとの原告側の主張を真実ではない

('untruly suggested')として否認し、こうした貧しい輩が我々を困らせて、甚大なトラブルや騒動を引き起こしているのは、「彼ら受益者らが、将来的にバッジを着用することになると受託者の一人ハートがかつて述べた（Mr Hart had declared that they [='the said poor p[er]sons] which received the said Moneyes for the future should weare Badges')」ことに対するものであると反論した。しかし、当該借地農の一人であるロバート・ピアソンは、現物支給に関しては、困窮する貧しい住民らの願いを聞き入れて、止むなくチーズや小麦、大麦を販売したことを認めた。しかしながら、それは原告の主張にある市場価格よりも割高で('at any greater or higher then[=than] what this Def[endan]t sold at markett')売却したものではないことを主張した。

さらに原告である貧しい住民らは次のように訴えた。即ち、受託者らは、慈善信託基金に関する収支決算の開示を拒んだだけではなく、当該訴訟に関与する貧しい住民には、４分の１ペニーも享受できないようにすると述べ（'shall never have One farthing')、さらに訴訟でもって管理運営を混乱に陥れようとする貧しい住民は監獄送りにすると脅したとした('will send them to Goale with a greate deale of Threatning speaches and Languages')。しかも、当該受託者らは、彼らに欠員が生じても、その補充のための選出の手続きを敢えて行わず('alsoe refuse to p[ro]ceed to any Eleccon of any new Trustees')、彼らの不適切な管理運営の正当性を証明するために、会計係である寡婦エリザベス・ティッパーを通じて、ブリルの貧しい住民からの署名を集めていると非難した。中でも、ティッパーらは、貧しい女性らを集めて署名させ、さらに署名した貧しい女性('some poore women')の馴染みの人間や親類('their own favorites and kindred')にも署名するよう働きかけ、署名に応じた貧しい住民には５シリングを手渡したとしたのである。しかも、署名をした貧しい女性らの聞き取りによれば、彼女らはその署名の意味すらわからず署名したと述べているとした。こうした原告たる貧しい住民らの訴えの真偽について、ティッパーは、受益者らが自らの「公平な業務の正当化のために」('to iustify the faire dealings'）貧しい住民らに受託者が用意した文書に署名させるようティッパー自身に指示したことを証言した。但し、ティッパー自身は、貧しい住民らへの署名活動は、強制的なものではなくあくまで「自発的」('voluntarily')になされたものであり、署名の前には貧しい住民らに、署名の意味について十分説明した上で実施したとして原告の主張を否定した。そして、ティッパーは、貧しい住民の大部分('the greatest p[ar]te of the said poore people')、数にして 50 名ほど('the number of ffifty or thereabouts')が自発的に署名したとしたのである。

しかしながら、財務府裁判所は、当該受託者並びに借地農ロバート・ピアソンらの行為全てが、「公平と良識に反するもの」（'contrary to equity and good Conscience'）であり、ブリルの貧しい住民らの救済と支援に向けた（'towards the Releife and maintenance of the poor Inhabitants of the said Towne of Brill'）、故チャールズ１世の敬虔かつ寛大なロイヤル・チャリティ（'the Royall Charity'）を甚だしく破壊し、転覆させるものである（'distruccon and overthrow'）として、現在のすべての受託者らを解任する差し止め命令を下した。

## まとめ

以上、貧しい寡婦エリザベス・ティッパーと受益者らによる慈善信託業務にかかる係争について考察した。貧しい寡婦であるティッパーのコモンズ・ガバナンスにおける役割の観点から、この考察で明らかになったことをまとめてみよう。

まず一つは、信託制度による貧しい住民らのエクイティ上の権限による責任追及という「集団の声」が、ティッパーの呼びかけに応じて署名してその謝礼として金銭を受け取る貧しい寡婦らを含む、（給付金額に示されるたように貧困の度合いが多様な）差異を抱えた貧しい住民らの共同性によって構築されたものであったということである。ここに「集団の声」としての共同性を構築する決して一枚岩ではない貧しい住民らの多様な価値選択性を含む行為主体性を伺い知ることができよう。二つ目は、こうした行為主体性を可能にした受益者のエクイティ上の権限は、受託者のコモン・ロー上の権限を制約する厄介な代物であり、その事が受託者らをして脅迫じみた言動に至らしめた。その一方で、受託者らは、コモン・ロー上の権限を担保する上で、受給資格者の選考というカードを持ち合わせていた。そのために、受託者らは、ティッパーの貧しい住民に関する情報（ローカル・ナレッジ）を受給資格決定の過程において有効に活用しようとした。その見返りにティッパーは、標準的な受給額の４倍以上の給付を受けた。そして、ティッパーの信託業務は、会計業務に止まらず、給付金の現物支給や借地農からの買い付けなど広範囲に及ぶことになった。中でも、不適切な慈善信託基金の管理運営を正当化するための署名活動では、ティッパーの人的ネットワークが活用され、当該村落の貧しい住民の多くを占める約 50 名の署名を集めた。しかし、結果的には、財務府裁判所は、ティッパーの会計業務を含めた受託者らのコモン・ロー上の権限が信託の意図に則って実施されなかったとして差し止め命令を言い渡した。このように、本事例では、ティッパーのローカル・ナレッジや人的ネットワー

クは、コモンズ・ガバナンスに有効であったというよりも、むしろ結果的には悪影響を及ぼすことになった。こうした事実は、かつてオストロムが注目したコモンズ・ガバナンスにとっての重要な構成要素としてのローカル・ナレッジのその有効性に反証を突きつけるものとなった。

以上、貧しい寡婦の信託業務への参画のコモンズ・ガバナンスへの影響について考察した。冒頭でも述べたように、イギリス近世の教区ミクロ・ポリティックスに関わる研究史は、教区救貧行政に携わる女性の相対的な政治的役割の希少性と中間層の女性による教区ガバナンスへの参画を明らかにしてきた。しかし、それは、貧民救済の対象となるような貧しい女性による救貧行政への役割を明らかにするものではなかった。この意味で、本事例は、受益者でもあった貧しい寡婦ティッパーが、受託者らの管理・分配の業務の一部たる会計係として信託業務に携わり、コモンズ・ガバナンスを通じた教区救貧のミクロ・ポリティクスに影響を及ぼした、貴重なケース・スタディを提供するものであったといえよう。

---

[1] 髙橋基泰『近世英国農村社会経済慣行史論』愛媛大学法文学部総合政策学科（愛媛大学経済学研究叢書 21）、2016 年、113 頁；髙橋基泰『イギリス検認遺言書の歴史』東京経済情報出版、2016 年、169 頁。

[2] 中野忠「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会：ロンドンの事例から」『早稲田社会科学総合研究』第 10 巻第 3 号（2010 年 3 月）、11 頁。A・M・フロイドは、社会的、法的、経済的特権を有した寡婦と比較して、独身女性(singlewomen)がより「社会的弱者」(far more socially vulnerable)であったとして、独身女性の視点からの女性史を論じている。しかしながら、近世イングランドではほぼ全域において救貧の受給者の多くが幼い子供を持つ社会的弱者としての寡婦であった。A.M. Froide, *Never Married: Singlewomen in Early Modern England* (Oxford, 2005), p.84; A. M. Froide, 'Hidden women: rediscovering the singlewomen of early modern England', *Local Population Studies*, 68 (Spring, 2002), pp. 26-41; P. Laslett, 'Mean household size in England since the sixteenth century', in P. Laslett and R. Wall (eds.), *Household and Family in Past Time* (Cambridge, 1972), p. 145; D.V. Glass, 'Notes on the demography of London at the end of the seventeenth century', *Daedalus*, 97 (2) (1968), pp. 583-4, 586; A.L. Erickson, *Women and Property in Early Modern England* (Oxford, 1993), p. 201; D. Levine and K. Wrightson, *The Making of An Industrial Society: Whicham 1560-1765* (Oxford, 1991), p. 255; B. Todd, 'Widowhood in a market town: Abingdon 1540-1720' (university of Oxford D.Phil. thesis, 1983), pp. 5, 228-9; J. Webb (ed.), *Poor Relief in Elizabethan Ipswich* (Suffolk Records Society, 1970); T. Wales, 'Poverty, poor relief and the life-cycle: some evidence from seventeenth-century Norfolk', in R. M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge and New York, 1984), pp. 378-387. 尚、ファン・ザンデンは、近世を通じて女性の賃金は相対的に下落し、16 世紀後半の男性労働者の約 80%であった女性賃金は 18 世紀半ばには約 50%から 55%になったとしている。J. L. Van Zanden, 'The Malthusian intermezzo: Women's wages and human capital formation between the late Middle Ages and the demographic transition of the 19th century', *History of the Family*, 16 (4) (2011), 331-342.

[3] S. D. Amussen, *An Ordered Society: Gender and Class in Early Modern England* (New York, 1988); L. Gowing, *Common Bodies: Women, Touch and Power in Seventeenth-Century England* (New Haven, 2003); B. Capp, *When Gossips Meet: Women, Family, and Neighbourhood in Early Modern England* (Oxford, 2003); A. L. Erickson, 'Married women's occupations in eighteenth-century London', *Continuity and Change* 23 (2008): 267-307; J. Bailey, 'Favoured or oppressed? Married women, property and "coverture" in England, 1660-1800', *Continuity and Change* 17 (2002): 351-72; A. Shepard, 'The worth of married women in the English church courts, c. 1550-c. 1730', in C. Beattie and M.F. Stevens (eds.), *Married Women and The Law in Premodern Northwest Europe* (Woodbridge, 2013), pp.191-212; A. L. Erickson, 'Coverture and capitalism', *History Workshop Journal* 59 (2005): 1-16; M. K. McIntosh, 'Women, credit, and family relationships in England, 1300-1620', *Journal of*

*Family History* 30 (2005): 143-63; J. Spicksley, 'Usury legislation, cash and credit: the development of the female investor in the late Tudor and Stuart periods', *Economic History Review* 2nd ser. 61 (2008): 277-301; A. Shepard, 'Crediting women in the early modern English economy', *History Workshop Journal,* 79 (1) (February, 2015): 1-24, pp.13, 17-19; T. de Moor and J. L. van Zanden, 'Girl power: the European marriage pattern and labour markets in the North Sea region in the late medieval and early modern period', *Economic History Review*, 63(1) (February, 2010), p. 1.

[4] J. De Vries, 'The industrial revolution and the industrious revolution', *Journal of Economic History* 54 (2) (1994): 249-270, pp. 261-2; J. De Vries, *The Industrious Revolution: Consumer Behaviour and the Household Economy, 1650 to present* (Cambridge, 2008); J. Whittle, 'Housewives and servants in rural England, 1440-1650: evidence of women's work from probate documents', *Transactions of the Royal Historical Society* 15 (2005): 51-74; A. Flather, *Gender and Space in Early Modern England* (Woodbridge, 2007); C. Muldrew, ' "Th'ancient distaff" and "whirling spindle": measuring the contribution of spinning to household earnings and the national economy of England, 1550-1770', *Economic History Review* (Online early 2011); J. Whittle, 'The house as a place of work in early modern rural England', *Home Cultures* 8 (2011): 134-50. 永島剛「近代イギリスにおける生活変化と＜勤勉革命＞論：家計と人々の健康状態をめぐって」『専修経済学論集』第 48 巻第 2 号（2013 年、11 月）、161-172 頁；赤松淳子「近世イングランドにおける夫婦権回復訴訟：婚姻の軛と妻の権利」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第 16 号（2014 年）、67-85 頁; 髙橋基泰『イギリス検認遺言書の歴史』東京経済情報出版、2016 年、145-153 頁。

[5] K. Wrightson, 'The politics of the parish in early modern England', in P. Griffiths, A. Fox and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (Basingstoke, 1996), pp. 10-46; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, 1550-1640* (New York and London), 2000.

[6] N. Tadmor, 'Where was Mrs Turner? Governance and gender in an eighteenth-century village', in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013), pp. 89-111.

[7] 修正主義については以下参照。A. Vickery, 'Golden age to separate spheres: A review of the categories and chronology of English women's history', *Historical Journal* 36 (1993), pp. 384-414; J. Daybell, 'Introduction: Rethinking women and politics in early modern England', in J. Daybell (ed.), *Women and Politics in Early Modern England, 1450-1700,* (Aldershot, 2004), pp. 1-20.

[8] 本節で用いられる「世帯」(household)は、核家族を主とする世帯形態を意味する。P・ラスレットらは、16 世紀から 19 世紀のイングランドの平均世帯規模が 4.50 人から 4.75 人程度と安定して推移し、直系家族（家族内に２組以上の夫婦が存在する家族）が全体世帯の 10%程度を占めるに過ぎなかったとしている。Laslett, 'Mean household size', p.126. 教区統治の強力なメカニズムの構築については以下参照。Hindle, *The State and Social Change*, esp. ch.8.

[9] Tadmor, 'Where was Mrs Turner?', pp.93-4; D. Eastwood, *Government and Community, 1700-1870* (Basingstoke, 1997), p.47; Hindle, *The State and Social Change*; Hindle, *On the Parish?.*

[10] Tadmor, 'Where was Mrs Turner?', p.100.

[11] M. Bennett, *A Nottingham Village in War and Peace: The Accounts of the Constables of Upton, 1640-1666* (Thoroton Society, 1995); M. Bennett, '"My plundered towns, my houses devastation": The civil war and north Midlands life, 1642-1646, *Midland History*, 22 (1) (1997), pp.35-50; M. Bennett, *The Civil Wars Experienced: Britain and Ireland, 1638-61* (London and New York, 2000), p. 192; S. A. Raymond, *Tracing Your Ancestors' Parish Records: A Guide for Family and Local Historians* (Barnsley, 2015), p.28.

[12] Hindle, *The State and Social Change*, pp.213-4. 実際に教区委員のような中心的立場は、「普通の人々」(ordinary people)の間で持ち回りであった。そして、２年を超えてその立場にあることはできないことが慣習としてあった。その立場は、非常に重く、経済的かつ行政的責任を負うものであったが、教区委員らは、パン屋、鍛冶屋、肉屋、靴屋、服屋や大工といった非常に広範囲の社会階層を代表するものであった。B. Kümin, *The Shaping of a Community: The Rise and Reformation of the English Parish, c. 1400-1560* (London and New York), 1996, p. 30.

[13] G. N. Highley: The evelopment of a community, 1550-1880 (Univ. of Glasgow, doctoral thesis, 1985), p. 129. 研究史は寡婦を女性の相対的解放の入り口とみなした。参照、S. Cavallo and L. Warner (eds.), *Widowhood in Medieval and Early Modern Europe* (Oxford and New York, 1999); P. Sharpe, 'Gender in the economy: Female merchants and family business in the British Isles, 1600-1850', *Historie Sociale / Social History*, 34 (68) (November 2001), pp. 283-306.

[14] 18 世紀から 19 世紀初頭にかけての研究は以下参照。P. King, 'Pauper inventories and the material lives of the poor in the eighteenth and early nineteenth centuries', in T. Hitchcock, P. King and P. Sharpe (eds.), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840*

(Basingstoke, 1997), pp. 155-91.

[15] 倉阪秀史「場所の感覚と持続可能性」『公共研究』第３巻第１号、2006 年６月、139-146 頁。

[16] TNA, E112/620/109.

[17] TNA, E112/620/10, fol.12; J. Broad, 'Landscape, farming, and employment in Bernwood, 1600-1800', in J. Broad and R. Hoyle (eds.)., *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), p.82, Table 4-4.

[18] R.M. Smith, 'Ageing and well-being in early modern England: Pension trends and gender preferences under the English Old Poor Law, c.1650-1800', in P. Johnson and P. Thane (eds.), *Olds Age From Antiquity to Post-Modernity* (London, 1998), p.71; S. Hindle, *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c. 1550-1750* (Oxford, 2004), pp.272, 274; Wales, 'Poverty, poor relief and the life-cycle', pp. 354, 357, 359-60; W. Newman-Brown, 'The receipt of poor relief and family situation: Aldenham, Hertfordshire 1630-90', in R.M. Smith (ed.), *Land, kinship and life-cycle* (Cambridge, 1984), p.412.

[19] Wrightson, 'The politics of the parish', p.19; S. Hindle, '"Good, godly and charitable uses": endowed charity and the relief of poverty in rural England, c.1550-1750', in A. Goldgar and R.I. Frost (eds.), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Leiden, 2004), p. 172; Hindle, *On the Parish?*, p. 448. 尚、「チャリティ」の定義は、通時的・共時的に多義的であり、H・カニンガムが示唆したように、今日の「福祉」と同様に、17 世紀から 19 世紀にかけて、「チャリティ」や「フィランスロピー」なる用語は幅広い関心を示すものである。ボランタリーが国家主導によるものと違うように、当時の人々はチャリティをフィランスロピーと区別した。金澤周作はチャリティを５つの類型（個人型・篤志協会型・友愛組合後援型・慣習型・信託型）に分類している。H. Cunningham, 'Introduction', in H. Cunningham and J. Innes (eds.), *Charity, Philanthropy and Reform from the 1690s to 1850* (Basingstoke, 1998), p.2; 金澤周作「チャリティと女性–「レディの天職」再考」河村貞枝・今井敬（編）『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店、2006 年 5 月、206-220 頁。「受け手」としての女性の分析の炯眼な指摘は以下参照。金澤周作「イギリス—「フィランスロピーの帝国」の歴史」『大原社会問題研究所雑誌』626 号、2010 年、15 頁。

[20] P. Fumerton, *Unsettled: The Culture of Mobility and the Working Poor in Early Modern England* (Chicago and London, 2006), pp. 29-30; Hindle, *On the Parish?*, pp. 447-448.

[21] S. Hindle and B. Kümin, 'The spatial dynamics of parish politics: Topographies of tension in English communities, c. 1350-1640', in B. Kümin (ed.), *Political Space in Pre-Industrial Europe* (Farnham, 2009), pp. 165-6.

[22] Wrightson, 'The politics of the parish', pp. 28-9.

[23] S. Hindle, 'The political culture of the middling sort, c. 1550-1750', in Tim Harris (ed.), *The Politics of the Excluded, c. 1500-1850* (New York, 2001), p.132.

[24] TNA, E112/620/109, fol.6.

[25] K. Wrightson, *Earthy Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven and London, 2000), p. 317.

[26] TNA, E112/620/109.

# 補論　ギリンガム・マナーにおけるコモンズ制度化の一考察
## ～ギリンガム・フォレスト近郊のカンバー・ミードの事例～

序章でも言及したように、イギリスのコモンズは、利用者が主体となってコモンズのみに責任を負う組織の構成員として共益に向けたコモンズの管理運営を行うものではなく、むしろ、コモンズの利用に関するルールづくりや、コモンズの利用権の規制などが、マナーの領域にのみに限定された司法権をもつマナー裁判所に統制される非制度的なものとして位置づけられてきた[1]。こうしたイギリスのコモンズに対する認識は、必然的にイギリス近世におけるこの分野の研究の立ち遅れをもたらしているといえよう。そのため、本章では、ドーセットシャー・ギリンガム・マナーの共同採草地カンバー・ミードにおける共益に向けた共同管理の事例をもとに、利用者自らが主体となって政策決定に関与し、持続可能性に向けた共同管理を実施するイギリス近世におけるコモンズ制度化に関する序論的考察を試みる。

## 第１節　共同放牧地カンバー・ミード

フォレストやピート土壌の沼沢地にある広大なコモンズには、建築資材としての木材や石材、河川や沼沢から取れる魚や入り江から獲れる牡蠣などの貝類、そして燃料としての泥炭や薪や、豚の飼料となるドングリなどが豊富に存在し、数多くの貧民がそうした資源に依存しながら生計を立てていたことで知られている。ピーク・カントリーのような広大な湿原(moor)が広がる地域や、スタッフォードシャーのアイラム高地、チェシアのデラミア・フォレストなど広大なコモンズでは、16 世紀半ばから 17 世紀初めにかけて放牧制限の記録はほとんど見当たらず、多くの住民がその恩恵を享受していた。また、ウィルトシャーのスワロウクリフのコモンズのケースのように、1663 年の囲い込みの際、領主はかつての共同地 342 エーカーを獲得するとともに、保有農らにはその代償として 85 エーカーを、そして貧民には 20 エーカーをその代償として与えた[2]。このように、コモンズは、天然資源と社会資源の重要なリンクを示すものであった。

本章では、ギリンガム・フォレストに隣接し、ギリンガム・マナーで放牧数制限のある唯一の共同採草地であるカンバー・ミード(Cumber Mead)と称された僅か 38 エーカーほどの共同放牧地の管理運営について考察する。表１の 1608 年のマナー調査によれば、カ

ンバー・ミードに共同権を保有する農民は僅かに 30 世帯であった。カンバー・ミードは放牧数が厳格に設定され、全保有面積が 38 エーカーに対する 214 頭の放牧権の割合は、約千エーカーで放牧数不明の隣接するギリンガム・フォレストのコモンズと比較して明らかに小さなもので、フォレストのコモンズよりも高い排除性をもっていたことがわかる。領主であった農場主エスクワイア、ウィリアム・ブレイカーは、特許状(letters patent)により、4 つの共同放牧地（ソーングルーブ・クロウズ 10 エーカー、バロンヒル・クロウズ 10 エーカー、ホールマーシュ・クロウズ 10 エーカー、モロウ・クロウズ 16 エーカー）及び 5 つの共同耕地（ウッドハウス耕地 104 エーカー、ストックフィールド 36 エーカー、南耕地 120 エーカー、マジェストン耕地 40 エーカー）を含む、王室御領地であるギリンガム農場を年 10 ポンド 17 シリング 6 ペンスの借地料を支払い経営していた[3]。

表1　放牧数とカンバーミード及びスミスミードの採草地・放牧地の保有規模（1608年）

| 放牧権（頭数） | 保有農（世帯数） | （%） | 放牧権（頭数） | （%） | 採草地・放牧地保有規模（カンバーミード）(a.) | (r.) | 採草地・放牧地保有規模（スミスミード）(a.) | (r.) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 以上 | 1* | 3.3% | 40 | 18.7% | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 以上 20 未満 | 1 | 3.3% | 12 | 5.6% | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 9 | 2 | 6.7% | 18 | 8.4% | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 11 | 36.7% | 88 | 41.1% | 15 | 3 | 3 | 0 |
| 7 | 3 | 10.0% | 21 | 9.8% | 1 | 0.5 | 4 | 0 |
| 5-6 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 8 | 26.7% | 32 | 15.0% | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 3 未満 | 1 | 3.3% | 3 | 1.4% | 0 | 0.5 | 0 | 0 |
| 0 | 3 | 10.0% | 0 | 0.0% | 6 | 3 | 0 | 0 |
| 合計 | 30 | 100% | 214 | 100% | 38 | 3 | 7 | 3 |

*ウィリアム・ブレイカー　(a): エーカ, (r.): ルード
出典: Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608 より作成。

一般的に、十分な牧羊経営にとって 1 エーカー当たり千頭必要とされていたことを考えると、おそらくブレイカーは重粘土壌の牛耕用の去勢牛と耕地への施肥に使用する多くの羊を飼育していたと推測される[4]。共同放牧地は、9 月 29 日のミカエル祭日(‘Feast of St Michaell Tharchangell’)から、3 月 25 日のお告げの祝日(‘Feast of the Annunciation’)まで利用されていた。耕地 300 エーカーを保有したウィリアム・ブレイカーは、カンバー・ミードに家畜 40 頭の放牧権を有していた。一方、他の保有農もまた、11 月 30 日の使徒聖アンデレの祝日(‘feast of St. Andrew the Apostle’)からお告げの祝日後の月曜日まで、家畜を当該共

同採草地に放牧する権利を保有していた。（表２）

| 表2 放牧数と保有規模（1608年） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保有面積（エーカー） | 放牧権（頭） | 保有農（世帯数） | （%） | 保有規模面積（エーカー） | （%） |
| *300 以上* | 40 | 1 | 3.3% | 300* | 22.9% |
| *100 以上 300 未満* | 12 | 3 | 10.0% | 395 | 39.1% |
| *60 以上 100 未満* | 7 | 1 | 3.3% | 77 | 7.6% |
| *30 以上 60 未満* | 43 | 7 | 23.3% | 306 | 30.3% |
| *20 以上 30 未満* | 27 | 4 | 13.3% | 105 | 10.4% |
| *10 以上 20 未満* | 36 | 7 | 23.3% | 92 | 9.1% |
| *5 以上 10 未満* | 24 | 3 | 10.0% | 22 | 2.2% |
| *1 以上 5 未満* | 25 | 4 | 13.3% | 12 | 1.2% |
| *1 未満* | 0 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 214 | 30 | 100% | 1009 | 100% |

*ウィリアム・ブレイカー
出典: Nicholas MSS No. 88 PH887, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608 より作成。

## 第 2 節　過剰放牧と共同管理体制の構築

1611 年、カンバー・ミードの収穫後、その共同採草地への過剰放牧を規制するためにマナー裁判が開催された。その理由は、「カンバー・ミードに利害を有する農場主ならびに共同権者ら双方が（過剰放牧が原因で）多大な損害を被っている」と訴えがあったからである[5]。同年、10 月 14 日に開催されたマナー裁判(‘court meeting’)において、資源枯渇の回避とフリー・ライディング防止のための利害関係者による監視および制裁が考案された。制度形成のためのルールの明確化は、成功をもたらす共有資源の自己利用規制（self-regulation）のための諸条件を明らかにする上で重要であるだけではなく、個々の利害関係者がどの形態の利用規制を他の形態よりも優先して選択したかを確かめるためにも重要であり、さらに協働と制裁がいかに短期的なケース・スタディから観察され得る集団規範(group norm)に変換されたのかを確かめる上で重要である[6]。

ウィリアム・ブレイカーと共同権者らは次のようなルールを作成した[7]。

（１）冬季用の飼料のための乾草の枯渇を避けるため、共同権者の要請によりエスクワイア、ウィリアム・ブレイカーは、カンバー・ミードに保有する一切の権限および利益を他の共同権者らに委譲し、共同権者らおよびその相続人、譲受人は、「争う

ことなく平穏に」（'quietly and peaceably'）過剰放牧を避けることによりその採草地から利益を享受するものとする。

（２）農場主、および他の共同権者らは、4 つの放牧地（ソーングルーブ・クロウズ、バロンヒル・クロウズ、ホールマーシュ・クロウズ、モロウ・クロウズ）および新たに囲い込まれた採草地であるスミス・ミード（18 エーカー）への放牧権を又貸しすることなく適切な利用により保有するものとする。

（３）当該農場主は、乾草の管理の職務にあるギリンガム・マナーのヘイウォードの要求があれば、カンバー・ミードおよびスミス・ミードの柵や囲いの修繕の費用を負担するものとする。

（４）もし農場主の家畜がカンバー・ミードおよびスミス・ミードに侵入し、共同権者らの諸権利を侵害したならば、当該農場主は馬一頭あたり 2 シリング、去勢牛一頭あたり 12 ペンス、羊一頭あたり 6 ペンスの罰金を支払うものとする。徴収された罰金は、国王および共同権者らに折半して還元される。

同年 10 月 24 日のマナー法廷(court meeting)にて、陪審員(juries)ならびにカンバー・ミードの共同権者らの間で次のことが同意された[8]。

（１）畜牛および馬の放牧開始は毎年共同権者ら自身で決定する。

（２）放牧の期間は 11 月 11 日の聖マルティヌスの祭日までとする。

（３）聖マルティヌスの祭日に、カンバー・ミードは 3 月 1 日まで羊の放牧のために開放される。

（４）8 月 24 日の聖バーソロミュの祭日まで、干し草用の牧草の収穫と土壌保全のため、カンバー・ミードへのアクセスは禁止する。ルールに違反した場合、違反者は、共同権の保有の如何を問わず、馬一頭あたり 6 シリング、去勢牛一頭あたり 3 シリング 4 ペンス、羊一頭あたり 12 ペンスの罰金を支払うものとする。

（５）8 月 24 日の聖バーソロミュの祭日の後に、干し草用に牧草などを収穫した者は、1 エーカーあたり 3 シリング 4 ペンスの罰金を支払うものとする。徴収された罰金は、国王および共同権者らに折半して還元される。

表３が示すように、新しいルールはこれまでの慣習的利用よりも厳格に執行されること

になった。そして罰金は農場主よりも共同権者に重いものに設定された。

表3　家畜と放牧入会地の運用の変化（共同採草地カンバーミードおよび共同放牧地）

| 以前の伝統的な入会地利用 | | 新たな入会地運用（共同採草地カンバーミード） | | 共同放牧地 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 聖バーソロミュー（8月24日）まで | 養生期間 | | |
| カンバーミード（共同採草地）解禁 | 牛・馬の放牧期間 | 共同権者によるカンバーミード（共同採草地）解禁(at the will of Commoners) | 牛・馬の放牧 | 聖ミカエルの祝日（9月29日）共同放牧地の解禁 | 放牧 |
| 聖マルティヌスの祭日（11月11日） | 乾草収穫期 | 聖マルティヌスの祭日（11月11日） | 乾草収穫期 | | |
| 聖アンドリューの祭日（11月30日） | | 聖アンドリューの祭日（11月30日） | | | |
| | 羊の放牧期間 | 3月1日 | 羊の放牧期間 | | |
| 聖母マリアのお告げの祝日（3月25日）後の最初の月曜日 | | | 牧草養生期間 | 聖母マリアのお告げの日（3月25日） | |

出典: Nicholas MSS no.69 1611より作成。

ジョオン・サースクは、干し草の収穫に関わる費用について 1 エーカーあたり 4 シリングと概算している。それによればカンバー・ミードはおよそ 7 ポンド 12 シリングの費用がかかると概算できる。周知のように、高品質の乾草の供給には「温暖で湿潤な春に続く晴天続きの初夏」が必要とされた。乾草の不足は、家畜の激減と利害関係者への多大な被害をもたらしたため、冬季の飼育用乾草は酪農システムの大きな関心事であった[9]。

それ故に、農場主の共同権者らへの放牧権の譲渡は、明らかに冬季の家畜飼育用乾草の確保も含めた持続可能な資源利用の促進を意図したものであった。農場主も含めた利害関係者は、おそらく彼ら自身で決定したルールを互恵関係の強化のための適切な手段として看做していた。このことは、オストロムのいう「利害関係者が情け容赦ない悲劇の罠に囚われたわけでも、また相互に生産的な結果の達成を容易にするインセンティブを創造、維持する倫理上の責務から自由であったわけでもなかった」ことを示すものである[10]。即ち、マナー法廷は、共同権者への深刻な経済的損害を与える過剰放牧を除去し、監視と処罰のルールづくりとその執行を助ける、あるいは乾草の生産のための、ある種のセイフティ・ネットを提供する、その地域における集合行動を可能にすることができたと仮定することができよう。ウェストミンスターの判事が言及したように、マナー法廷は、「隣人づき合い(‘neighbourliness’) 」が推進される場であり、集団による意思決定のための場でもあった[11]。

加えて、マナー法廷で刑罰を受けることは、土地への権利侵害と同じく、評判だけではなく日常の生計に影響を与える個人の信用への損失を伴うものであった[12]。よき風評あるいは相互の信頼関係をもつ共同体の構成員は、文化的アイデンティティの薄い、あるいはその地方への所属感の少ない、より流動性の高いコミュニティの社会関係資本を欠く人間よりも通例はルールの同意に向かう傾向にある[13]。イギリス近世農村社会の農民らは、商取引に際して、あるいは負債に甘んじる場合に、しばしば口頭約束による信用経済に依存していたため、刑罰によってもたらされる悪い風評には敏感であった[14]。

信用貸し(credit)は、「コミュニティを通じた口伝え」によって流通する通貨であり、当時の世帯信用貸しの拡大の中で、それは必要とされた信頼(trust)に関わる判断材料となる極めて重大な情報であった。それによって、信頼性が「地方における直接の取引」を超えて伝達された。このように、コミュニティだけではなく、コミュニティを超えた領域において、信頼性を意味した世帯信用貸し(household credit)を持つことは、テューダー・ステュアート朝の社会のあらゆる階層にとってとても重要であった。そして同時に、コミュニティにおける風評は、近世イングランド経済の信用経済システムにおいてますます重要となったのである。信用貸しに値する人間になること、信用貸しに値する人間であるとの情報を伝えて交渉することは、経済的効果を有すると同様、モラルの実践でもあったのである[15]。

カンバー・ミードの資源枯渇のリスクを避けるために、領主であり農場主のウィリアム・ブレイカーは、保有農らが受け入れ可能なルールを作成することに同意した。ブレイカーは、共同採草地の自己の権限を放棄して、採草地の不適切利用からコモンズを保護するための柵や生垣の修繕に伴うコストを削減し、全ての保有農によって合法的かつ公正なものとして認められる持続可能な解決方法を模索する社会的価値(social value)の手段として放牧期間の設定権を保有農らに委託することで、結果として共同権者らと「地方固有の知」(local knowledge)を共有したのである。この興味深い事例は、コモンズの制度化に関するパースペクティブを与えてくれる。即ち、利害関係者への権限移譲と政策決定への参画を容易にしたことに加えて、風評と信頼そして互恵関係を組み込み、共有価値を創造（経済的価値および社会的価値両方の創造）したことが、コモンズの制度化にとって決定的に重要な要素であった。

以上のように、カンバー・ミードのケースでは、個々人の短期的な利害に優先する農業システムに規定された地方固有の知の共有化という長期的展望が、領主層によるマナー規

制に関わる保有農への権限移譲を通じたコミュニティ内の互恵関係を構築し、ルールと制裁、そして何よりも共同管理に係る意思決定にコモンズの利用者が直接主体的関与していった、いわばコモンズのセルフ・ガバナンスと結合した制度化を可能にしたのである。

---

[1] T. De Moor *et al*, 'Ruling the commons: Introducing a new methodology for the analysis of historical commons', *International Journal of the Commons*, 10 (2), 2016: 529-588, pp.536. ウィンチェスターが指摘するように、法理論では集合的な共同権はマナーにある個人の土地あるいは農場あるいは地条の保有に由来するけれども、個々人は土地保有から離れた近隣のマナーに「相互入会権」(vicinage)を保有することができた。実際には、利用権(use-rights)は、マナーの保有農('tenants')に手に集中し、その管理はマナーあるいは教区により実行された。A. J. L. Winchester, 'Property rights, 'good neighbourhood' and sustainability: the management of common land in England and Wales, 1235-1965', in B. van Bavel and E. Thoen (eds.), *Rural Societies and Environments at Risk. Ecology, Property Rights and Social Organisation in Fragile Areas (Middle Ages-Twentieth Century)* (Turnhout, 2013), p. 311.尚、中世のウェストミンスター法とマートン法は、共同権者の家畜維持に十分な土地（明確には規定されていない）を残す限りにおいてマナー領主が荒蕪地と共同地の囲い込みをすることを許容していた。酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策−財政封建制の展開−』ミネルヴァ書房、2013 年, 117 頁。

[2] A. Wood, *The Memory of the People: Custom and Popular Senses of the Past in Early Modern England* (Cambridge, 2013), pp. 161-166.

[3] Nicholas MSS, no.88, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608; Nicholas MSS, PH814, Rental of Gillingham Manor 1624.

[4] J.H. Bettey, 'Sheep farming in Dorset during the 17th century', *Proceedings of Dorset Natural History and Archaeological Society*, vol.102 (April, 1982), p.2; J.H. Bettey and D.S. Wilde, 'The probate inventories of Dorset farmers 1573-1670', *Local Historian*, vol.12, no.5 (1977), pp. 228-234.

[5] Nicholas MSS, no.69, fol.2 recto.

[6] T. De Moor & A. Tukker, 'Participation versus punishment: The relationship between institutional longevity and sanctioning in the early modern times, (case studies from the East of the Netherlands), Paper for the Rural History Conference, Bern 2013. www.ruralhistory2013.org/papers/3.4.3._DeMoor.pdf

[7] Nicholas MSS, no.69, fol.2 verso.

[8] Nicholas MSS, no,69 fol. 3 recto.

[9] J. Thirsk, 'Agricultural prices, farm profits, and rents', in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, IV, 1500-1640* (Cambridge, 1967), pp. 623-4, 669.

[10] E. Ostrom, 'Toward a behavioral theory linking trust, reciprocity, and reputation', in E. Ostrom and J. Walker (eds.), *Trust and Reciprocity: Interdisciplinary Lessons from Experimental Research* (New York, 2002), pp. 49-62.

[11] C. W. Brooks, *Law, Politics and Society in Early Modern England* (Cambridge, 2008), pp. 259-60.

[12] C. W. Brooks, *Law, Politics and Society in Early Modern England* (Cambridge, 2008), p. 394.

[13] E. Ostrom, *The Future of the Commons: Beyond Market Failure and Government Regulation* (London, 2012), p.27.

[14] 当時の流通貨幣の供給は需要に比してかなり少なかったことで知られており、16 世紀末の流通貨幣は 350 万ポンドであり、一人あたりの鋳貨は 1590 年の約 14 シリング、あるいは世帯あたり 3 ポンド 6 シリングであって、1544 年の流通貨幣 123 万ポンド、一人あたりの鋳貨 8 シリング 7 ペンスと比較して飛躍的に増加した。しかしながら、供給が 63%拡大した一方で、需要はおよそ 500%に急増していた。遺産目録などから信用貸し(credits)と負債(debits)を識別するのはやや困難ではあるが、研究史はこの需要供給のアンバランスが信用貸しの急速な拡大をもたらしたことを示している。負債に対する現金の割合は 14 対 1 であり、取引信用(trade credit)、貸付(loans)そして設備投資(investment)に対する現金の割合は 15 対 1 であった。現金は、信用経済(credit networks)にあって支払いの最後の手段として、税金等の支払いに使用されたに過ぎなかった。C. Muldrew, *The Economy of Obligation: The Culture of Credit and Social Relations in Early Modern England* (London, 1998), pp. 99-101.

[15] C. W. Brooks, *Law, Politics and Society in Early Modern England* (Cambridge, 2008), pp. 255,

310-11; G. Walker, *Crime, Gender and Social Order in Early Modern England* (Cambridge, 2003), pp. 10-11; C. Muldrew, *The Economy of Obligation: The Culture of Credit and Social Relations in Early Modern England* (London, 1998), pp. 7, 98-101, 152-3, 156; M. Ingram, ' "Scolding women cucked or washed": A crisis in gender relations in early modern England', in J. Kermode & G. Walker (eds.), *Women, Crime and the Courts in Early Modern England* (Chapel Hill, 1994), p.27; J.H. Bettey and D.S. Wilde, 'The probate inventories of Dorset farmers 1573-1670', *Local Historian*, 12 (5) (1977), pp. 228-234.

# 結　論

本論文は、囲い込みを共同利用資源の救貧機能やその管理運営の終焉と看做すべきではなく、囲い込みによる「コモンズの衰退」のテーマの理解において、信託制度という観点を含めるべきであると提唱するものであった。本論文では、序論で述べた先行研究が残した課題、即ち、1）フォレスト法解除に伴う囲い込み後の共同権の喪失の補償として提供された信託地を、差異を抱える多様な社会的アクターがいかにして共同性を構築しながら、共同利用資源としてその救貧機能を存続させることができたのか、また 2）イギリスのコモンズに対する歴史研究に内在する非制度化された共同利用資源という認識枠組みをどう転換させるのか、そして最後に、3）オストロムのコモンズ理論にある２つの課題である「集合行為のプロセスを通じて再形成あるいは再機能化されるコモンズの創造的潜在能力」と「コモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性」をいかに実証するかについて、慈善信託制度を媒介にした信託地管理に内在する受益者のエクイティ上の権限と受託者のコモン・ロー上の権限という所有権の二重化の理論を援用しながら、イギリス近世におけるフォレスト法解除後のコモンズの救貧機能の再形成の事例を手掛かりに考察した。

以下、こうした先行研究に残された課題について、本論文の考察より明らかにされたことをまとめて結びとする。

まず第 I 部の第 1 章では、分析対象地域における人口増加の程度や富の分配の変化を教区簿冊や炉税課税簿などの分析から明らかにするとともに、貧困の程度と救貧税を基盤とした公的救貧の役割について貧民監督役会計簿を中心に分析し、イングランドにおいて囲い込みの進展するなかでコモンズの再形成が求められた社会経済的背景について考察した。その結果、臨時税課税簿および炉税課税簿の比較分析によって明らかになった社会構造の変化は、貧困を経験した多くの人々が労働する階層の構成員であり、このことはまさに極貧がほぼ誰にでも起こりえる、農村社会がセイフティ・ネットを欠いた社会であったことを示唆するものであること、そしてまさにこうした社会構造の変化から生じる社会不安が、貧しい住民らをしてコモンズの救貧機能の再形成を要請した社会的背景にあったことを明らかにした。また、貧民監督役会計簿の分析では、救貧税を基盤とした教区による不定期給付が、貧困世帯の全ての生活維持費を提供したというよりも、むしろ貧困世帯の所得を補完することを意図されたものであり、これは当時の救貧政策の根底にある、「軽貧困」の状況下で

の「貧困の効用」と労働の「規律化」という教区エリート層の価値指向性を顕在化するものであったことを明らかにした。次に第２章では、コモンズの救貧機能の再形成の要求が地域経済における共有資源の存在様式に規定されたと推測されることから、フォレスト周辺地域における農業システムについて概観した。その結果、対象地域における農業システムは概ね酪農業であって、耕地及び採草地の保有規模が極めて零細であった当該地域の農業従事者は、家族労働で経営されている酪農業への従事、小規模農家での農繁期の収穫、干草づくり等といった季節性の高い農作業に従事する不安定な農業雇用形態に依存していたことを明らかにした。研究史によれば、当該地域のような森林牧畜地域の教区では、男女を問わず酪農業と織物業関連の副業との複合経営が一般的な形態であって、こうした不安定な雇用形態が農村工業への従事によって補完されていたことから、第３章では二つのフォレスト地域の中でも残存する史料が豊富で産業構造の一端を伺えるギリンガム・フォレスト地域において発展した亜麻織物産業について考察した。その結果、亜麻織物産業の生産形態の詳細な分析により、不安定な農業雇用形態に依存する農業従事者とその安価な労働力の供給先としての当該フォレスト村落の被救済民産業たる亜麻織物産業との結合の一端を明らかにした。

以上のように、第Ｉ部では、社会構造の変化と「貧困の効用」そして、それらと結合した地域産業が、被雇用者としての労働貧民の生活の補償として、また雇用者側あるいは主たる救貧税負担者であった教区エリート層の雇用人材確保と救貧税負担軽減として、フォレスト法解除後のコモンズの救貧機能の再形成を要請する、いわば差異を抱えたフォレスト村落の多様な社会的アクターが共同性を構築していく社会的基盤としてあったことを明らかにした。

第Ⅱ部では、貧しい住民による「落ち穂拾い」の慣習と「矯正院」の設立及び管理運営に関わる係争を中心に、多様な社会的アクターによる行為主体性や様々な社会的結合関係の淵源たるイギリス近世農村社会を貫く通奏低音としてあった「政治の社会的深化」を媒介とした政治文化の特徴について考察した。その結果、第４章では、ドーセットシャーにおける「落ち穂拾い」に関わる訴訟のプロセスが、地方における官僚的国家システムへの統合のプロセスを示すだけではなく、地方における統治への中間層の参加を示すひとつの事例を提供するものであったことを明らかにした。その中で、「落ち穂拾い」の規制に関わる係争をもとに、治安判事が、「落ち穂拾い」を慣習的権利であると主張する労働貧民の行為主体性と、制定法にある怠惰の撲滅と労働の奨励や法廷賃金で働く労働貧民の権益の保護、そして

聖書の教義に基づく貧民救済の宗教的レトリックを対置させて、慣習的権利を資格化の問題に転換させる施策を正当化しながら、中間層を人的物的に動員する社会的安定を追求するイギリス近世農村社会における政治文化の一つの態様を明らかにした。また、第５章では、南西部ドーセットシャーにおけるクランボーン矯正院設立の請願運動、並びにドーチェスター矯正院における横領事件に関する四季法廷及び巡回法廷を通じた利害関係者間の交渉のプロセスを考察した。その結果、矯正院設立の請願および横領事件に関わる訴訟が、中間層を政治的に動員していく回路を形成しながら、社会福祉政策の実現や転換を図る原動力になったことを明らかにした。

第Ⅲ部第６章では、ギリンガム・フォレストのフォレスト指定解除に伴う囲い込みによって、共同権の喪失の補償として導入された慈善信託制度を媒介とした、17 世紀半ばから 18 世紀はじめのコモンズの救貧機能の再形成のプロセスを、1703 年財務府裁判所特別委員会の係争の分析を中心に考察した。その結果、ミア教区の貧しい住民らによる要請によって共同権の補償として導入された慈善信託制度が、受益者となった貧しい住民らに、受託者に信託地の管理運営と信託基金の分配の権限を執行させ、不適切な管理運営及び分配に対しては責任追及するエクイティ上の権限を付与したことにより、貧しい住民らをして、他の教区民あるいは教区エリート層といった利害関係者らの支援を取り付けながら、「下からの」モニタリングによる持続可能な共同利用資源の管理運営を可能にさせたことを明らかにした。この貧しい住民らによるエクイティ上の権限を媒介とした、「下からの」モニタリングを通じた管理主体への利害関係者の拡大のプロセスは、結果的に寡頭制によるコミュニティ・ガバナンスの失敗を回避し、信託によって設立された法人格なき団体「カンパニー」と受益者らのエクイティ上の権限がせめぎ合う交渉の場を形成した。この意味で、本章は、当該フォレスト村落の差異を抱える多様な社会的アクターが、信託地の管理運営の共通ルールに基づくコモンズ・ガバナンスの持続可能性に向けた共同性を構築していったことを例証するものであった。また、本章のケース・スタディは、イギリスのコモンズに対する非制度化された共同利用資源という研究史における認識枠組みを転換させるものであったといえよう。何故ならば、本論文にけるコモンズの救貧機能の再形成の事例は、受益者のエクイティ上の権限によって利用者が主体となって資源の持続可能性に向けた管理を担う、セルフ・ガバナンスを可能にさせる制度化された共同利用資源の一形態を示すものであったからに他ならない。

続く第７章では、前章と同様にギリンガム・フォレストを対象に、まずギリンガム・フォ

レスト・チャリティ会計簿と貧民監督役会計簿との比較分析から慈善信託基金の経済的重要性について考察した。その結果、慈善信託による一人当たりの受給額が、救貧税を基盤とした公的救貧給付の受給額の２倍に相当し、その多くが生涯にわたって１回から５回受給するに過ぎなかったことから、慈善信託基金による救貧給付は、所得の持続的な賃金助成というよりも、むしろ緊急の「橋渡し的」所得であって、労働貧民世帯にとって短期的な経済支援という意味で重要な役割があったことを明らかにした。次に、1703 年財務府裁判所特別委員会における受託者による借地人選定に関わる係争についての考察では、借地人の入札に関わって、受託者らが泥灰土の利用による土壌改良を実施して借地料を上回る収益が確実に見込まれる人間を借地人として選定していたことを明らかにした。即ち、このことは、フォレスト法解除の共同権の補償のために導入された慈善信託制度が、土壌改良による「市場」を通じた収益の私的領有と収益の一部（借地料）の収用という基盤によって支えられており、受託者らは信託地の管理運用と分配といったコモン・ロー上の権限を行使する上で、借地人の選定が何よりも優先事項であったことを示すものであった。以上のように、財務府裁判所特別委員会を通じた 1703 年係争は、慈善信託基金の保証のために土壌改良による借地料の安定的供給が借地契約更新の焦点であったことを明らかにするものであったこと、そして係争そのものが、貧しい住民の主体性とそれを支援する教区エリート層など様々な異質性の協働による「共同性」を構築する場を提供したこと、そして最後に、その係争のプロセスを通じて、共同性の構築が係争に参加した利害関係者を統治の受動的客体ではなく、むしろ能動的な自主統治を促す行為主体として位置づけ、コモンズ・ガバナンスに参画する構成員として貧しい住民を取り込む統治のからくりがあったことを明らかにするものであった。

第８章では、前章までの考察の多くがドーセットシャー並びウィルトシャーといったイングランド南西部のフォレスト地域に関わるコモンズ・ガバナンスについての分析を試みてきたことから、こうしたコモンズの救貧機能の再形成に関わる考察の空間的な間隙を埋めるために、イングランド中部バッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストにおいて実施されたフォレスト法解除に伴うコモンズの消滅と、慈善信託制度の導入によるコモンズの救貧機能の再形成及び再機能化に焦点を当て、少なくとも 19 世紀後半まで存続した信託地「貧しき者の放牧地」の管理運営に関わるコモンズ・ガバナンスについて、フォレスト村落の貧しい住民の役割と利害関係者の共同性の構築の観点から考察した。その結果、慈善信託制度の導入後、杜撰な管理運営による「入会地化」によってコモンズの救貧システムが機

能不全に陥る中、受益者たる貧しい住民がエクイティ上の権限により受託者らの不適切な管理運用に対して提訴することで、財務府裁判所などの国家機関や治安判事並びに彼らが主宰する四季法廷などの地方司法行政機関といった外部勢力との集合行為により、コモンズの救貧システムが再機能化されていったことを明らかにした。

続く第９章では、前章と同様にバッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストの「貧しき者の放牧地」に関わる信託業務の会計係として携わった受益者でもある一人の貧しい寡婦に着目し、これまで史料の欠落・不足所以に研究史において十分に照射されてきたわけではない救貧給付の多くを享受した寡婦のコモンズ・ガバナンスにおける役割について考察した。その結果、受益者たる貧しい住民であり、且つ受託者の業務を補佐する立場にあった貧しい寡婦ティッパーのコモンズ・ガバナンスにおける両義性が、受益者たるエクイティ上の権限を行使することで得られる、受益者としての権益を上回る利益の享受への合理的専断と受益者間にある利害の多様性を披瀝するとともに、受託者による信託業務を有利に展開するための貧しい住民の人的ネットワークの取り込みといったコモンズ・ガバナンスの本質を浮き彫りにし、いわば貧しい寡婦が、有効な共同利用資源の持続可能性に向けたコモンズ・ガバナンスにとって拮抗的にもあるいは親和的にもなりうる存在であったことを明らかにした。

最後に補論では、これまでの研究史におけるイギリスの非制度化されたコモンズといった認識枠組みに対する反証として、ギリンガム・フォレストに隣接した共同採草地カンバー・ミードの事例を中心に考察した。その結果、マナーに属する保有農個々人の短期的な利害に優先する農業システムに規定された地方固有の知の共有化という長期的展望が、領主層によるマナー規制に関わる保有農への権限移譲を通じたコミュニティ内の互恵関係を構築し、ルールと制裁、そして何よりも共同管理に係る意思決定にコモンズの利用者が主体的関与していった、いわばコモンズのセルフ・ガバナンスと結合した制度化を可能にしたことを明らかにした。

以上、本論文は、「コモンズの衰退」の議論に、フォレスト法解除に伴う囲い込みによって喪失した共同権の補償として導入された慈善信託制度の観点を含めることで、受益者たる貧しい住民らが主体となって、財務府裁判所といった国家機関や、治安判事および四季法廷だけではなく教区エリート層といった地方の司法行政組織と共同で慈善信託基金となる土地を管理し、市場を通じた土地からの収益（借地からの借地料）によってもたらされる慈

善信託基金を基盤として、数世紀にわたって持続可能なイギリス近世農村社会における社会福祉政策を実施する、国家、地域コミュニティ、そして市場間の集合行為を可能にさせる資源ガバナンスの新たなモデルを提供するものであった。

しかしながら、本論文をまとめる過程で十分に汲みあげることができなかった論点が残されたのも否めない。最後に、本論文では果たせなかった問題を書き留めて、今後の研究の課題としたい。

第一の問題は、コモンズの救貧機能の再形成とそれによる制度の持続可能性というテーマの本質への根源的な問いである。即ち、本論文で考察したフォレスト解体後のコモンズの救貧機能の再形成の過程がイギリス近世全体の範型として位置づけられるのかどうかという問いである。全体性から切り離されることなくフォレスト法解除による共同権の喪失の補償として導入された慈善信託との相関関係の論証が待たれる。

第二の問題は、18 世紀以降の都市部における募金立型信託の増加と相まって農村地域における慈善信託制度を媒介としたコモンズ・ガバナンスがどのような影響を及ぼされたのか、あるいは与えることになったのか。いわば、都市と農村関係を慈善信託制度という方法的視座から如何にして捉えることができるのかといった通時的な問いである。

以上、史料的制約もあり困難を極める課題ではあるが、イギリス近世農村社会におけるコモンズ・ガバナンスを語る上で、社会史に限らず経済史、政治史、文化史など、さまざまな角度から、こうしたより普遍的な問題地平を歴史的に辿る必要があろう。今後の課題としたい。

# 参考資料・文献一覧

## Ⅰ．一次資料

### 1. イギリス国立公文書館所蔵（The National Archives: 略 TNA）


TNA, E112/366/199.

TNA, E112/620/10.

TNA, E112/620/109.

TNA, E126/4.

TNA, E134/3Anne/East28.

TNA, E134/3Anne/Trin19.

TNA, E134/3 ChasI/East 17, Attorney General vs. tenants of Gillingham.

TNA, E134/3Jas2/Mich31: "Disafforestation" and enclosing of the forests of Shotover and Stowood (Oxford), touching the interest or usage and enjoying of common in the forest of cottagers and of the landholders, and the allotment of common or lands for common for the town of Whately.

TNA, E134/5/14Chas2/East12.

TNA, E178/5169.

TNA, E317/DORS/6 Gillingham Forest: survey of a parcel disforested called "Mr Kirke's farm", (6ff), November 1650.

TNA, E317/Wilts/40, Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Surveys, Wiltshire, Mere, October 1650.

TNA, E317/Wilts/43, Survey of the demesnes of the manor: Trustees for Crown Lands and Fee Farm Rents: Parliament Survey, October 1650.


### 2. ウィルトシャー公文書館所蔵（Wiltshire and Swindon Record Office: 略 WSRO）


WSRO, 865/613, Account Book of Gillingham Forest Charity: Payments to the poor and sick of Mere out of the revenue from 80 ac. Land late part of the forest with two 19th memoranda of the term of charity, 1657-1739.

WSRO, 865/90, Lease by the charity trustees of 75 acres meadow and pasture at Hazelholt, late part of the forest of Gillingham, 1718.

WSRO, 865/286, Letter about 80 ac. of land in Gillingham forest to be put aside for the poor of Mere during the enclosure.

WSRO, 865/617: Poor rate and overseers' accounts and disbursements for one year for Mere, 1733, 1734.

WSRO, 438/19: Overseers' account book, 1795-1812, Mere.

WSRO, A1/160/1, unfol., quarter sessions order book.

WSRO, A1/110/1648T/160:Mere.

WSRO, PR/Mere: St. Michael the Archangel/2944/44, 1676-1739.

WSRO, Probate inventory of Roberte Ollyver, 1641; Probate inventory of Jeremiah Gatehouse, 1684; Probate will of Richard Peiry, 1687; Probate Inventory of Hugh Brady, 1686; Probate inventory of Richard Green, 1690.

P/41631/9, P5/1636/46, P5/1641/10, P5/1641/20, P5/1642/8, P5/1642/18, P5/1645/7, P5/1646/9, P5/1661/17, P5/1662/110, P5/1665/65, P5/1667/20, P5/1666/1, P5/1668/73, P5/1669/3, P5/1673/31, P5/1674/43, P5/1677/30, P5/1678/33, P5/1678/28, P5/1679/72, P5/1679/1, P5/1685/19, P5/1685/33, P5/1690/1, P5/1695/46, P5/1695/41, P25/1695/5. (P5: Dean of Salisbury Court; P4: Sub-Dean of Salisbury Court; P25: Precenter or Chanter of Westbury Wilts)

**3. サマセット州立公文書館所蔵（Somerset Archives and Record Office: 略 SARS）**

SARS, DD/HLM box2.

SARS, DD/BR/dt/4, Copy order made in Court of Exchequer concerning land in Forest of Neroshe, intended to have been conveyed in trust for the benefit of the poor of Combe St. Nicholas.

**4. チェシャー公文書館所蔵（Cheshire Record Office:略 CRO）**

CRO, QJF 77/3/43; QJF, 76/2/42.

**5. ドーセットシャー公文書館所蔵（Dorset Record Office: 略 DRO）**

DRO, PE/GIL RE1/1, 1564/5-1650.

DRO, D/GIM, A3/1/1.

DRO, QSM 1/1: Quarter Sessions Order Book 1625-1637.

**6. ランカシャー公文書館所蔵（Lancashire Record Office: 略 LRO）**

LRO, Probate inventory of John Ireland, 1619; Probate inventory of Thomas Bamford, 1602.

**7. ジョン・ライランズ図書館所蔵―ニコラス文書（Nicholas MSS）**

Nicholas MSS, No. 69 PH814, Rental of Gillingham Manor 1624.

Nicholas MSS, No. 88 PH887, Survey of copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs 1608.

**8. その他**

Dorset Record Office, *The Court Rolls of the Manor of Affpuddle in the county of Dorset, A.D. 1628 to 1655* (Translated from the Originals in the possession of Nathaniel Bond Esq., 1927).

*Endowed Charities (County of Wilts): Return and Digest of Endowed Charities (County of Wilts), Parish of Mere, including the parish, formerly the Tything of Zeals, Charity Commission, R. Dunrnford, ordered by the House of Commons* (London, February 1907).

The House of Commons (1868), *Endowed Charities, County of Buckinghamshire: Return to an Order of the Honourable The House of Commons, Dated 26 July 1867*, London.

House of Lords' Record Office (HLRO): House of Lords' Main Paper (HLMP): petition of the Commissioners of the Prince's Revenue, 25 May 1642.

*Historical Monument in the County of Dorset Vol. IV. North*, Royal Commissions on Historical Monuments (1972), 27.

*The Guardian,* Wednesday May 22, 2002.

*The Wiltshire Protestation Returns 1641-2 and Taxation Records for Warminster Division 1648*, Wiltshire Family History Society (1997).

## Ⅱ．研究文献

〔外国語文献〕


Adger, W. N. 'Social and ecological resilience: are they related?', *Progress in Human Geography*, 24 (3) (2000), pp. 347-364.

Agrawal, A., 'Sustainable governance of common-pool resources: context, methods and politics,' *Annual Review of Anthropology*, 32 (2003), pp.243-262.

Allen, R. C., *Enclosure and the Yeoman: The Agricultural Development of the South Midlands 1450-1850* (Oxford, 1992).

Amussen, S. D., *An Ordered Society: Gender and Class in Early Modern England* (New York, 1988).

Anderies, J. M., M. Janssen and E. Ostrom, 'A framework to analyze the robustness of social-ecological systems from an institutional perspective,' *Ecology and Society*, 9 (1):18 (2004).

Appleby, A., *Famine in Tudor and Stuart England* (Liverpool, 1978).

Arkell, T., 'Multiplying factors for estimating population totals from the hearth tax,' *Local Population Studies*, 28 (spring, 1982), pp.52-57.

Ault, W. O., 'By-laws of gleaning and the problems of harvest,' *Economic History Review*, 2nd ser., 14 (1961), pp. 210-217.

Bailey, J., 'Favoured or oppressed? Married women, property and "coverture" in England, 1660-1800,' *Continuity and Change* 17 (2002), pp. 351-372.

Barnes, T. G., *Somerset 1625-1640: A County's Government During the 'Personal Rule'* (Cambridge, MA, 1961).

Barry, J., 'Bourgeois collectivism? Urban association and the middling sort,' in Barry and Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800* (London and New York, 1994), pp. 84-112.

Beier, A. L., 'Poor relief in Warwickshire, 1630-60,' *Past and Present*, 35 (1966), pp.77-100.

Beier, A. L., *Masterless Men: The Vagrancy Problems in England 1560-1640* (London, 1985).

Beier, A. L., 'Poverty and progress in early modern England,' in A.L. Beier, D.

Cannadine and J.M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society: Essays in English History in Honour of Laurence Stone* (Cambridge, 1989), pp.201-240.

Ben-Amos, I. K., *The Culture of Giving: Informal Support and Gift-Exchange in Early Modern England* (Cambridge, 2008).

Bennett, M., *A Nottingham Village in War and Peace: The Accounts of the Constables of Upton, 1640-1666* (Thoroton Society, 1995).

Bennett, M., '"My plundered towns, my houses devastation": The civil war and north Midlands life, 1642-1646,' *Midland History*, 22 (1) (1997), pp. 35-50.

Bennett, M., *The Civil Wars Experienced: Britain and Ireland, 1638-61* (London and New York, 2000).

Bettey, J. H., 'Sheep, enclosures and watermeadows in Dorset agriculture in the sixteenth and seventeenth centuries,' in M. Havindon (ed.), *Husbandry and Marketing in the South-West 1500-1800* (Exeter paper in Economic History, no.8, Exeter, 1973), pp. 9-18.

Bettey, J. H., *Dorset* (London, 1974).

Bettey, J. H., *Rural Life in Wessex, 1500-1900* (Bradford-on-Avon, 1977).

Bettey, J. H., 'Sheep farming in Dorset during the 17th Century,' *Proceedings of the Dorset Natural History and Archaeological Society*, 102 for 1982 (1981), pp. 1-5.

Bettey, J. H., 'The development of water meadows in the southern counties,' in H. Cook and T. Williamson (eds.), *Water Management in the English Landscape: Fields, Marsh and Meadow* (Edinburgh, 1999), pp.179-195.

Bettey, J.H., *Farming: Discover Dorset* (Wimborne, 2000).

Bettey, J. H. and D.S. Wilde, 'The probate inventories of Dorset farmers 1573-1670,' *Local Historian*, vol.12, no.5 (1977), pp. 228-234.

Birtles, S., 'Common land, poor relief and enclosure: the use of manorial resources in fulfilling parish obligations 1601-1834', *Past and Present*, 165 (Nov., 1999), pp. 74-106.

Bittle, W. G. and R. T. Lane, 'Inflation and philanthropy in England: a re-assessment of W. K. Jordan's data,' *Economic History Review*, 29 (1976), pp. 203-210.

Bittle, W. G. and R. T. Lane, 'A re-assessment reiterated: reply,' *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 124-128.

Brocklebank, J., *Affpuddle in the County of Dorset, A.D. 987-1953* (Bournemouth, 1968).

Boulton, J., 'The 'Meaner Sort': Labouring people and the poor,' in K. Wrightson (ed.), *A Social History of England 1500-1750* (Cambridge, 2017), pp. 310-329.

Bowden, P. J., 'Agricultural prices, wages, farm profits and rents,' in J. Thirsk (ed.), *Agrarian History of England and Wales, V, 1640-1750* (2 pts Cambridge, 1976), pp. 1-118, 827-902.

Bowen, L., 'Politics,' in G. Walker (ed.), *Writing Early Modern History: Theory and Practice* (London, 2003), pp.183-204.

Bowles, S. and H. Gintis, 'Social capital and community governance,' *The Economic Journal*, 112 (483) (2002), pp. 419-436.

Braddick, M., *State Formation in Early Modern England, c.1550-1700* (Cambridge, 2000).

Braddick, M. and J. Walter (eds.), *Negotiating Power in Early Modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001).

Brecht, B., 'A Short Organum for the Theatre,' in J. Willett (ed.), *Brecht on Theatre: The Development of an Aesthetic* (London: Metheun Publishing, 1964), pp. 179-208.

Bristow, J., *The Local Historian's Glossary & Vade Mecum* (Nottingham, 1990).

Broad, J., 'Alternate husbandry and permanent pasture in the Midlands, 1650-1800', *Agricultural History Review* 28 (1980), pp.77-89.

Broad, J., 'The Verneys and the Sequestrators in the Civil Wars, 1642-56,' *Records of Bucks* 27 (1985), pp.1-9.

Broad, J., 'The Verneys as enclosing landlords 1600-1800', in J.A. Chartres and D.G. Hey (eds.), *English Rural Society: Essays in honour of Joan Thirsk 15001800* (Cambridge, 1990).

Broad, J., 'Landscape, farming and employment, 1600-1880,' in J. Broad and R. Hoyle

(eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp. 73-89.

Broad, J., 'The smallholder and cottager after disafforestation – a legacy of poverty?', in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp. 90-107.

Broad, J., 'Parish economics of welfare, 1650-1834,' *Historical Journal*, 42 (4) (1999), pp. 985-1006.

Broad, J., *Transforming English Rural Society: The Verneys and the Claydons, 1600-1820* (Cambridge, 2004).

Broad, J. and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997).

Broadbery, S. *et al*, *British Economic Growth, 1270-1870*, Working paper series (CAGE, Univ. Warwick, 2010).

Brooks, C. W., *Law, Politics and Society in Early Modern England* (Cambridge, 2008).

Brown, A. F., *Essex at Work, 1700-1815* (Chelmsford, 1969).

Brown, E. H. P. and Hopkins, S. V., 'Seven centuries of the prices of consumables, compared with builders' wage-rates,' *Economica*, new ser., vol.23, no. 92 (Nov., 1956), pp. 296-314.

Bryson, W. H., *The Equity Side of the Exchequer: Its Jurisdiction, Administration, Procedures and Records* (Cambridge, 1975).

Buckle, A. J., 'Agriculture,' in *The Victoria History of the Counties of England: A History of Dorset*, vol. II (London, 1908), pp. 275-286.

Burn, R., *The Justice of the Peace and the Parish Officer*, 2 vols (1756), I.

Campbell, M., *The English Yeoman under Elizabeth and the Early Stuarts* (Yale, 1942).

Campell, B.M.S., 'Nature as historical protagonist: Environment and society in pre-industrial England,' *Economic History Review*, 63 (2010), pp. 281-314.

Capp, B., *When Gossips Meet: Women, Family, and Neighbourhood in Early Modern England* (Oxford, 2003).

Cavallo, S. and L. Warner (eds.), *Widowhood in Medieval and Early Modern Europe* (Oxford and New York, 1999).

Chibnall, A. C. and A. Vere Woodman, *Subsidy Roll for the County of Buckingham anno 1524* (Bedford, 1944).

Clay, C. G. A., *Economic Expansion and Social Change: England 1500-1700*, II (Cambridge, 1984).

Cockburn, J. S. (ed.), *Western Circuit Assize Orders, 1629-1648: A Calendar* (Camden Society 4th ser. 17, 1976).

Coleman, D. C., 'Philanthropy deflated: a comment,' *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 118-120.

Collinson, P., *De Republica Anglorum: Or History with the Politics Put Back* (Cambridge, 1990).

Collinson, P., '*De Republica Anglorum*: Or History with the Politics Put Back,' reprinted in Collinson, *Elizabethan Essays* (1994), pp.1-30.

Collinson, P., ' "The State as Monarchial Commonwealth": "Tudor England",' *Journal of Historical Sociology*, vol.15, no.1 (2002):, pp. 89-90.

Cox, S. J. B., 'No tragedy of the commons', *Environmental Ethics* 7, Spring, 1985, pp. 49-61.

Crittall, E., (ed.), *The Victoria History of the Counties of England: A History of Wiltshire*, vol. IV (London, 1959).

Cunliffe, H., *A Glossary of Rochdale-with-Rossendale, Words and Phrases* (London, 1886).

Cunningham, H. and J. Innes (eds.), *Charity, Philanthropy and Reform from the 1690s to 1850* (Basingstoke, 1998).

Daybell, J., 'Introduction: Rethinking women and politics in early modern England,' in J. Daybell (ed.), *Women and politics in early modern England, 1450-1700* (Ashgate, 2004), pp.1-20.

De Mann, J., 'Textile industries since 1550,' in E. Crittal (ed.), *A History of Wiltshire: The Victoria History of the Counties of England*, Vol. IV (London, 1959), pp. 148-182.

De Moor, T., 'The silent revolution: A new perspective on the emergence of commons, guilds, and other forms of corporate collective action in western Europe,'

*Internationaal Instituut voor Sociale Geshiedenis*, 53 (2008), pp. 179-212.

De Moor, T., 'From common pastures to global commons: A historical perspective on interdisciplinary approaches to commons,' *Natures, Sciences, Sociétés*, 19 (4) (2011), pp. 422-431.

De Moor, T., 'What do we have in common? A comparative framework for old and new literature on the commons', *International Instituut Sociale Geschiedenis*, 57 (2) (August, 2012), pp. 269-290.

De Moor, T., 'Co-operating for the future: Inspiration from the European past to develop public-collective partnerships and intergenerational co-operatives,' in S. Bailey, G. Farrell, and U. Mattei (eds.), *Protecting Future Generations Through Commons* (Strasbourg Cedex, 2014), pp.81-104.

De Moor, T., *The Dilemma of the Commoners: Understanding the Use of Common-Pool Resources in Long-Term Perspective* (Cambridge, 2015).

De Moor, T., Shaw-Taylor and Ward (eds.), *The Management of Common Land in North West Europe, c. 1500-1850* (Turnhout, Belgium, 2002).

De Moor, T. and J. L. van Zanden, 'Girl power: the European marriage pattern and labour markets in the North Sea region in the late medieval and early modern period,' *Economic History Review*, 63(1) (February, 2010), pp. 1-33.

De Moor, T and A. Tukker, 'Survival without sanctioning: The relationship between institutional resilience and methods of dealing with free-riding on early modern Dutch commons', *Jahrbuch für Geschichte des ländlichen Raumes* 12 (Innsbruck,2015), pp. 175-206.

De Moor, T. *et al.*, 'Ruling the commons: Introducing a new methodology for the analysis of historical commons,' *International Journal of the Commons*, vol.10, no.2 (2016), pp. 529-588.

De Vries, J., 'The industrial revolution and the industrious revolution,' *Journal of Economic History* 54 (2) (1994), pp. 249-270.

De Vries, J., *The Industrious Revolution: Consumer Behaviour and the Household Economy, 1650 to Present* (Cambridge, 2008).

Drew, C. D., 'The forests of Blackmoor and Gillingham,' in E. Roscoe (ed.), *The Marn'll*

*Book* (Gillingham, 1952), pp. 33-35.

Dyer, C., 'Changes in the size of peasant holdings in some west midland villages 1400-1540,' in R.M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984), pp. 277-294.

Dyer, C., 'Woodlands and wood-pasture in western England,' in J. Thirsk (ed.), *The English Landscape* (Oxford, 2000), pp. 97-121.

Eastwood, D., *Government and Community in the English Provinces, 1700-1870* (New York, 1997).

Elton, G. R., *Political History: Principles and Practice* (London, 1970).

Ensminger, J., *Making A Market: The Institutional Transformation of an African Society* (Cambridge, 1992).

Ensminger, J., 'Anthropology and the new institutionalism,' *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 154 (4) (1998), pp. 774-789.

Erickson, A. L., *Women and Property in Early Modern England* (Oxford, 1993).

Erickson, A. L., 'Coverture and capitalism,' *History Workshop Journal* 59 (2005), pp. 1-16.

Erickson, A. L., 'Married women's occupations in eighteenth-century London,' *Continuity and Change* 23 (2008), pp. 267-307.

Evans, N., *The East Anglian Linen Industry: Rural Industry and Local Economy 1500-1850* (Aldershot, 1985).

Everitt, A., *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-1660* (Leicester, 1966).

Everitt, A., 'The marketing of agricultural produce,' in J. Thirsk (ed.), *The* Agrarian *History of England and Wales Vol. IV: 1500-1640* (Cambridge, 1967), pp. 466-592.

Everitt, A., 'Farm laboures,' in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, Vol. IV, 1500-1640* (Cambridge, 1967), pp. 396-465.

Falvey, H., 'Crown policy and local economic context in the Berkhamsted common enclosure dispute, 1618-42,' *Rural History*, 12 (2001), pp. 123-58.

Falvey, H., 'Voice and faces in the rioting crowd: identifying seventeenth-century

enclosure rioters,' *The Local Historian*, 39 (2) (May 2009), pp. 137-151.

Falvey, H., 'The articulation, transmission and preservation of custom in the forest community of Duffield (Derbyshire),' in R. Hoyle (ed.), *Custom, Improvement and the Landscape in Early Modern Britain* (Farnham, 2011), pp.65-100.

Fessler, A., 'The management of lunacy in 17th century England: an investigation of quarter-sessions records,' *Proceedings of the Royal Society of Medicine*, 49 (11) (Nov., 1956), pp. 901-907.

Flather, A., *Gender and Space in Early Modern England* (Woodbridge, 2007).

Fletcher, A., *A County Community in Peace and War: Sussex 1600-60* (London, 1975).

Fletcher, A., *Reform in the Provinces: The Government of Stuart England* (New Haven: Yale University Press, 1986).

Fournier, V., 'Commoning: On the social organisation of the commons,' *M@n@gement*, vol.16 (April, 2013), pp. 433-453.

Fox, A., 'Custom, memory and the authority of writing,' in P. Griffiths, A. Fox and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (Basingstoke, 1996), pp. 89-116.

French, H. R., 'Social status, localism and the "middle sort of people" in England, 1620-1750,' *Past & Present*, 166 (2000), pp. 66-99.

French, H. R., ' "Ingenious and learned gentlemen": Social perceptions and self-fashioning among parish elites in Essex, 1680-1740,' *Social History*, 25 (2000), pp. 44-66.

French, H. R., 'The search for the "middle sort of people" in England, 1600-1800,' *Historical Journal*, 43 (2000), pp. 277-93.

French, H. R., 'Living in poverty,' in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Relations and Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013), pp. 281-315.

Froide, A. M., 'Hidden women: rediscovering the singlewomen of early modern England,' *Local Population Studies*, 68 (Spring, 2002), pp. 26-41.

Froid, A. M., *Never Married: Singlewomen in Early Modern England* (Oxford, 2005).

Fulbrook, M., *A Concise History of Germany* (Cambridge University Press:

Cambridge, 2004).

Fumerton, P., *Unsettled: The Culture of Mobility and the Working Poor in Early Modern England* (Chicago and London, 2006).

Giddens, A., *The Nation-State and Violence: Volume Two of a Contemporary Critique of Historical Materialism* (Cambridge, 1985).

Glass, D. V., 'Notes on the demography of London at the end of the seventeenth century,' *Daedalus*, 97 (2) (1968), pp. 581-592.

Goodchild, J., 'Farming in the Blackmore Vale,' in E. Roscoe (ed.), *The Marn'll Book: Some Particular History, Some General Topography, A Number of Photographs, and Some Maps of the Blackmore Vale* (The Blackmore Press, Gillingham Dorset, 1952), pp.49-52.

Goose, N. and A. Hinde, 'Estimating local population sizes at fixed points in time: part II- specific sources,' *Local Population Studies*, 78 (2007), pp. 74-88.

Gould, J. D., 'Bittle and Lane on charity: an uncharitable comment,' *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 121-123.

Gowing, L., *Common Bodies: Women, Touch and Power in Seventeenth-Century England* (New Haven, 2003).

Gregor, M. P., *Trust Basics: An Introduction to the Products and Services of the Trust Industry* (Washington. D. C., 1998).

Hadwin, J. F., 'Deflating philanthropy,' *Economic History Review*, 31 (1978), pp. 105-117.

Hailwood, M., 'Sociability, work and laboring identity in seventeenth-century England', *Cultural and Social History*, 8 (1) (2011), pp.9-29.

Haller, T., 'Understanding institutions and their links to resource management from the perspective of new institutionalism', *NCCR North-South Dialogue* 2 (Zurich, 2007).

Haller, T. (ed.), *Disputing the Floodplains: Institutional Change and the Politics of Resource Management in African Wetland* (Leiden, 2010).

Hammond, J. L. and B., *The Village Labourer, 1760-1832* (London, 1911; repr. 1995).

Hardin, G., 'The tragedy of the commons,' *Science*, 162 (December 1968), pp. 1243-48.

Hardy, W. L., *Court of Buckingham, Calendar to the Sessions Records, Vol.1, 1678-1694* (Aylesbury, 1933).

Harris, T. (ed.), *The Politics of the Excluded, c. 1500-1850* (Basingstoke, 2001).

Hart, C., *The Forest of Dean: New History 1550-1818* (Stroud, 1995).

Harte, N. B., 'The rise of protection and the English linen trade, 1690-1790,' in N.B. Harte and K.G. Ponting (eds.), *Textile History and Economic History: Essays in Honour of Miss Julia de Lacy Mann* (Manchester, 1973), pp. 74-112.

Hayton, D., P. Matthews and C. Mitchell (eds.), *Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees* (London, 2010).

Hearing, T. (ed.), *Dorchester Divided: Researches and Reflections on the History of the Town of Dorchester in the County of Dorset in the Early 17th Century* (Dorchester: Dorchester Community Plays Association, 2002).

Hearing, T and S. Bridges (eds.), *Dorset Quarter Sessions Order Book 1625-1638, A Calendar* (Dorset Record Society, 2006).

Herrup, C. B., *The Common Peace: Participation and the Criminal Law in Seventeenth-Century England* (Cambridge, 1987).

Higham, M. C., 'The organization and production of textiles in north-west England in the medieval period, including woolen processing, but with particular reference to linen,' in E. Roberts (ed.), *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 1-21.

Hindle, S., 'Persuasion and protest in the Caddington common enclosure dispute 1635-1639,' *Past and Present*, 158 (1998), pp. 37-78.

Hindle, S., 'Power, poor relief and social relations in Holland Fen, c. 1600-1800,' *Historical Journal*, 41 (1998), pp. 67-96.

Hindle, S., 'Hierarchy and community in the Elizabethan parish: the Swallowfield Articles of 1596', *The Historical Journal*, 42 (1999), pp. 835-51.

Hindle, S., 'The growth of social stability in Restoration England,' *The European Legacy*, 5 (4) (August, 2000), pp. 563-76.

Hindle, S., *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640* (New York and London, 2000).

Hindle, S., *The Birthpangs of Welfare: Poor Relief and Parish Governance in Seventeenth-Century Warwickshire* (Dugdale Society Occasional Papers, 40, Stratford-upon-Avon, 2000).

Hindle, S., 'The political culture of the middling sort, c. 1550-1750,' in Tim Harris (ed.), *The Politics of the Excluded, c. 1500-1850* (New York, 2001), pp. 125-152.

Hindle, S., ' 'When and what was the state?' Some introductory comments', *Journal of Historical Sociology*, 15 (2) (2002), pp. 63-5.

Hindle, S., 'Crime and popular protest,' in Coward, Barry (ed.), *A Companion to Stuart Britain* (Blackwell Companions to British History) (Oxford: Blackwell Publishers, 2003), pp.130-147.

Hindle, S., 'County Government in England,' in R. Tittler and N. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain* (Oxford: Blackwell Publishers, 2004), pp.107-110.

Hindle, S., *On the Parish?: The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c. 1550-1750* (Oxford, 2004).

Hindle, S., '"Good, godly and charitable uses": endowed charity and the relief of poverty in rural England, c.1550-1750,' in A. Goldgar and R.I. Frost (eds.), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Leiden, 2004).

Hindle, S., 'Pauper apprenticeship under Elizabethan poor laws,' in P. Lane, N. Raven and K. D. Snell (eds.), *Women, Work and Wages in England, 1600-1850* (Boydel 2004).

Hindle, S., 'Dearth and the English revolution: the harvest crisis of 1647-50 revisited', *Economic History Review*, 61 (s1) (2007), pp. 64-98.

Hindle, S., 'Imagining insurrection in seventeenth-century England: representations of the Midland Rising of 1607,' *History Workshop Journal*, 66 (1) (2008), pp. 21-61.

Hindle, S., 'Work, reward and labour discipline in late seventeenth-century England,' in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social Relations and Social Change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013).

Hindle, S. and B. Kümin, 'The spatial dynamics of parish politics: Topographies of

tension in English communities, c. 1350-1640', in B. Kümin (ed.), *Political Space in Pre-Industrial Europe* (Farnham, 2009), pp.151-173.

Hipkin, S., ' "Sitting on his penny rent": conflict and right of common in Faversham Blean, 1595-1610,' *Rural History*, 11(1) (2000), pp. 1-15.

Hirst, D. M., *The Representative of the People? Voters and Voting in England under the Early Stuart* (Cambridge, 1975).

Hitchcock, T., K. Peter, and P. Sharpe (eds.), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840* (Basingstoke and London: Macmillan, 1997).

Hower, D. R. and P. T. Kahn, *Wills, Trusts, and Estate Administration* (Washington D.C., 2007).

Hoyle, R.W., 'Tenure and the land market in early modern England: or, a late contribution to the Brenner debate,' *Economic History Review*, 2nd ser., 43 (1) (1990), pp. 1-20.

Hoyle, R. W., 'Disafforestation and drainage,' in R. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown 1558-1640* (Cambridge, 1992), pp. 353-388.

Hoyle, R. W. (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992).

Hoyle, R. W., 'The forest under the Dynhams,' in J. Broad and R. Hoyle (eds.), *Bernwood: The Life and Afterlife of a Forest* (Preston, 1997), pp.35-72.

Hoyle, R. W. and C. Spencer, 'The Slaidburn poor pasture: changing configurations of popular politics in the eighteenth- and early nineteenth-century village', *Social History*, vol. 31, no. 2 (May, 2006), pp.182-205.

Hufton, O., *The Poor of Eighteenth-Century France, 1750-1789* (Oxford, 1974).

Humphries, J., 'English apprenticeship: a neglected factor in the first Industrial Revolution', in P.A. David and M. Thomas (eds.), *The Economic Future in Historical Perspective* (Oxford, 2004), pp. 73-102.

Humphries, J., 'Rent seeking or skill creating? Apprenticeship in early industrial Britain,' in P. Gauci (ed.), *Regulating the British Economy, 1660-1850* (Farnham, 2011), pp. 235-58.

Ingram, M., ' "Scolding women cucked or washed": A crisis in gender relations in early

modern England,' in J. Kermode and G. Walker (eds.), *Women, Crime and the Courts in Early Modern England* (Chapel Hill, 1994), pp.47-80.

Innes, J., 'Prisons for the poor : English bridewells 1555-1800,' in F. Snyder and D. Hay (eds.), *Labour, Law and Crime : An Historical Perspective* ( London, 1987), pp. 42-122.

Innes, J., 'The "mixed economy of welfare" in early modern England: Assessment of the opinions from Hale to Malthus', in M. Daunton (ed.), *Charity, Self-Interest and Welfare in the English Past* (London, 1996), pp. 139-80.

Innes, J., '"Reform" in English public life: the fortunes of a word', in B. Arthur and J. Innes (eds.), *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850* (Cambridge University Press, 2003), pp. 71-97.

Inui, H., 'Rural governance in regulating customary rights of gleaning: A case study of Sherborne, Dorset 1665', *The International Journal of Regional and Local History*, 4 (2) (2008), pp. 56-72.

Inui, H., 'Petitions for constructing and reforming Dorset houses of correction, c. 1625-1639', *Proceedings of the Dorset Natural History and Archaeological Society*, 131 (2010), pp. 39-44.

Jordan, W. K., *Philanthropy in England, 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations* (London, 1959).

Jordan, W. K., *The Charities of Rural England 1480-1660* (London, 1961).

Kent, J. R., ' "The rural middling sort" in early modern England, circa 1640-1740: Some economic, political and socio-cultural characteristics,' *Rural History*, 10 (1990), pp. 19-54.

Kent, J. and S. King, 'Changing patterns of poor relief in some English rural parishes circa 1650-1750,' *Rural History* 14 (2) (2003), pp. 119-156.

King, P., 'Gleaners, farmers and the failure of legal sanctions in England 1750-1850,' *Past and Present*, 125 (1989), pp. 116-50.

King, P., 'Pauper inventories and the material lives of the poor in the eighteenth and early nineteenth centuries', in T. Hitchcock, P. King and P. Sharpe (eds.), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840*

(Basingstoke, 1997), pp. 155-91.

King, S., 'Poor relief and English economic development reappraised', *Economic History Review*, 50 (2) (May, 1997), pp. 360-8.

King, S., *Poverty and Welfare in England 1700-1850: A Regional Perspective* (Manchester, 2000).

King, S., 'Welfare regimes and welfare regions in Britain and Europe, c. 1750s to 1860s,' *Journal of Early European History*, 9 (1) (April, 2011), pp. 42-65.

Kratzwald, B., 'Rethinking the social welfare state in light of the commons,' in D. Bollier and S. Helfrich (eds.), *The Wealth of the Commons: A World Beyond Market & State* (Amherst, 2012), pp.55-61.

Kümin, B., *The Shaping of a Community: The Rise and Reformation of the English Parish, 1400-1560* (Aldershot, 1996).

Large, P., 'From swanimote to disafforestation: Feckenham Forest in the early seventeenth century', in R. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), pp. 389-417.

Laslett, P., 'Mean household size in England since the sixteenth century,' in P. Laslett and R. Wall (eds.), *Household and family in past time* (Cambridge, 1972), pp. 125-158.

Laslett, P., *The World We Have Lost: Further Explored* (Routledge, 1983).

Lees, L. H., *The Solidarities of Strangers: The English Poor Laws and the People, 1700-1948* (Cambridge, 1998).

Leonard, E. M., *The Early History of English Poor Relief* (London, 1965).

Levine, D. and K. Wrightson, *The Making of an Industrial Society: Whickham 1560-1765* (Oxford, 1991).

Lowe, N., *The Lancashire Textile Industry in the Sixteenth Century* (Manchester, 1972).

Machin, B., 'The houses of the Dorset Hearth Tax,' in P. S. Barnwell and M. Airs (eds.), *Houses and the Hearth Tax: The Later Stuart House and Society* (York, 2006), pp. 74-82.

Maitland, F. W., *Township and Borough* (Cambridge, 1898).

Mansuri, G. and V. Rao, *Localizing Development: Does Participation Work?* (Washington D.C., 2012).

Marshall, D., *The English Poor in the Eighteenth Century: A Study in Social and Administrative History* (Oxford, 1969).

Mazzocchi, P., 'Foucault, Benjamin, and the burden of history,' *Critical Studies in History* 1 (Dec. 2008), pp. 91-109.

McIntosh, M. K., 'Women, credit, and family relationships in England, 1300-1620,' *Journal of Family History* 30 (2005), pp. 143-63.

Meekings, C. A. F., *Dorset Hearth Tax Assessments 1662-1664* (Dorchester: DNHAS, 1951).

Morrill, J. S., *Cheshire, 1630-60: County Government and Society during the English Revolution* (Oxford, 1974).

Muldrew, C., *The Economy of Obligation: The Culture of Credit and Social Relations in Early Modern England* (New York, 1998).

Muldrew, C., *Food, Energy and the Creation of Industriousness: Work and Material Culture in Agrarian England, 1550-1780* (Cambridge, 2011).

Muldrew, C., ' 'Th'ancient Distaff' and 'Whirling Spindle': measuring the contribution of spinning to household earnings and the national economy in England, 1550-1770,' *Economic History Review*, 65 (2) (2012), pp. 498-526.

Neeson, M., *Commoners: Common Right, Enclosure and Social Change in England, 1700-1820* (Cambridge, 1993).

Newman-Brown, W., 'The receipt of poor relief and family situation: Aldenham, Hertfordshire 1630-90,' in R.M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984), pp.405-422.

Oakley, A. J., *Parker and Mellows: The Modern Law of Trusts* (London, 2008).

Oglivie, O., 'Whatever is, is right? Economic institutions in pre-industrial Europe,' *Economic History Review*, 60 (4) (2007), pp. 649-684.

Olson, M., *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Cambridge, 1965).

Ostrom, E., *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective*

*Action* (Cambridge, 1990).

Ostrom, E., 'A behavioral approach to the rational choice theory of collective action,' *American Political Science Review*, 92 (1) (1998), pp. 1-22.

Ostrom, E., Revisiting the commons: local lessons, global challenges, *Science*, vol.284, no.5412, 1999, p. 278-282.

Ostrom, E., 'Toward a behavioral theory linking trust, reciprocity, and reputation,' in E. Ostrom and J. Walker (eds.), *Trust and Reciprocity: Interdisciplinary Lessons from Experimental Research* (New York, 2002), pp. 49-62.

Ostrom, E., *Understanding Institutional Diversity* (Princeton, 2005).

Ostrom, E., 'Going beyond panaceas special feature: a diagnostic approach for going beyond panaceas,' *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 104 (39) (Sep., 2007), pp. 15181-87.

Ostrom, E., 'Beyond markets and states: Polycentric governance of complex economic systems,' *American Economic Review*, 100(3) (June, 2010), pp. 1-33.

Ostrom, E., *The Future of the Commons: Beyond Market Failure and Government Regulation* (London, 2012).

Ottaway, S.R., *The Decline of Life: Old Age in Eighteenth-Century England* (New York, 2004).

Outhwaite, R. B., 'Dearth and government intervention in English grain market, 1590-1700', *Economic History Review* 2nd ser., 33 (4) (1981), pp. 389-406.

Outhwaite, R. B., *Dearth, Public Policy, and Social Disturbance in England, 1550-1800* (Basingstoke, 1991).

Overton, M., *Agricultural Revolution in England: The Transformation of the Agrarian Economy 1500-1850* (Cambridge, 1996).

Pearce, R. A. and J. Stevens, *The Law of Trusts and Equitable Obligation* (Oxford, 2006).

Pemán, M. L. and T. De Moor, 'A tale of two commons: some preliminary hypotheses on the long-term development of the commons in western and eastern Europe, 11th-19th centuries,' *The International Journal of the Commons*, 7(1) (2013), pp. 7-33.

Penner, J. E., *The Law of Trusts* (Oxford: Oxford University Press, 2012).

Penney, N. (ed.), *The Household Account Book of Sarah Fell of Swarthmoor Hall* (Cambridge, 1920).

Pennington, D. H., *Europe in the Seventeenth Century* (London, 1989).

Pettit, P. A. J., *The Royal Forests of Northamptonshire: A Study in Their Economy, 1558-1714* (Gateshead: Northamptonshire Record Society, 23, 1968).

Pieraccini, M., 'A politicized, legal pluralist analysis of the commoners' resilience: The case of the Regole d'Ampezzo,' *Ecology and Society*, 18 (1):4 (2013).

Plucknett, T. F. T. and J.L. Barton (eds.), *St. German's Doctor and Student* (London, Selden Society, 1974).

Quintrell, B. W., 'The making of Charles I's Book of Orders,' *English Historical Review*, 95 (1980), pp. 553-72.

Raymond, S. A., *Tracing Your Ancestors' Parish Records: A Guide for Family and Local Historians* (Barnsley, 2015).

Roberts, E. (ed.), A History of Linen in the North West (Lancaster, 1998).

Robinson, M., 'The linen industry in north Lancashire and Cumbria, 1600-1830', in E. Roberts (ed.) *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 44-65.

Roche, D., *The Culture of Clothing: Dress and Fashion in Ancient Regime* (Cambridge, 1994).

Rogers, C., P. Eleanor, A. Straughton and A. Winchester (eds.), *Contested Common Land: Environmental Governance Past and Present* (Princeton, 2011).

Runge, F., 'Common property and collective action in economic development,' in D.W. Bromley *et al* (eds.), *Making the Common Work: Theory, Practice and Policy* (San Francisco, CA, 1992), pp.17-40.

Rushton, P., 'Lunatics and idiots: mental disability, the community, and the poor law in North-East England, 1600-1800'. *Medical History*, 32:1 (1988), pp. 34-50.

Russell, C., 'Monarchy is a good way into the past, but it is not the way into the past', *The Guardian*, Wednesday May 22, 2002.

Shagan, E., 'Rumours and popular politics in the reign of Henry VIII,' in T. Harris

(ed.), *The Politics of the Excluded, c. 1500-1850* (Basingstoke, 2001), pp. 30-66.

Sharp, B., *In Contempt of All Authority: Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660* (Berkeley, 1980).

Sharp, B., 'Common rights, charities and the disorderly poor', in G. Eley and W. Hunt (eds.), *Reviving the English Revolution: Reflections & Elaborations in the Works of Christopher Hill* (London and New York, 1988), pp.107-137.

Sharp, B., 'Shakespeare's *Coriolanus* and the crisis of the 1590s,' in B. Sharp and M. C. Fissel (eds.), *Law and Authority in Early Modern England : Essays Presented to Thomas Garden Barnes* (Newark: University of Delaware Press, 2007), pp. 27-63.

Sharp, B. and M. C. Fissel (eds.), *Law and Authority in Early Modern England: Essays Presented to Tomas Garden Barnes* (Newark, Delaware: University of Delaware Press, 2007).

Sharpe, P., *Adapting to Capitalism: Working Women in the English Economy, 1700-1850* (Basingstoke, 1995).

Sharpe, P., 'Gender in the economy: Female merchants and family business in the British Isles, 1600-1850,' *Historie Sociale / Social History*, 34 (68) (Nov., 2001), pp. 283-306.

Sharpe, J. A., 'Enforcing the law in the seventeenth-century English village,' in V.A.C. Gatrell *et al* (eds), *Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe Since 1500* (London, 1980), pp. 97-119.

Shepard, A., *Meaning of Manhood in Early Modern England* (Oxford, 2003).

Shepard, A., 'The worth of married women in the English church courts, c. 1550-c. 1730,' in C. Beattie and M.F. Stevens (eds.), *Married Women and the Law in Premodern Northwest Europe* (Woodbridge, 2013), pp.191-212.

Shepard, A., 'Crediting women in the early modern English economy,' *History Workshop Journal*, 79 (1) (February, 2015), pp. 1-24.

Singer, C., E. J. Holmyard, A. R. Hall and T.I. Williams (eds.), *A History of Technology*, vol.3 (Oxford, 1957).

Sjöstedt, M., 'Resilience revisited: Taking institutional theory seriously,' *Ecology and*

*Society* 20(4):23 (2015).

Skipp, V., *Crisis and Development: An Ecological Case Study of the Forest of Arden, 1570-1674* (Cambridge, 1978).

Slack, P., 'Books of Orders: The making of English social policy, 1577-1631,' *Transactions of the Royal Historical Society* 5th ser. 30 (1980), pp. 1-22.

Slack, P., *The Impact of Plague in Tudor and Stuart England* (London, 1985).

Slack, P., *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (1988).

Slack, P., *The English Poor Law, 1531-1782* (Cambridge, 1990).

Slack, P., 'Dearth and social policy in early modern England,' *Social History of Medicine*, 5(1) (1992), pp. 1-17.

Slack, P., *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England* (Oxford, 1999).

Smith, R.M., 'Transfer incomes, risk and security: the roles of the family and the collectivity in recent theories of fertility change,' in D. Coleman and R. Schofield (eds.), *The State of Population Theory Forward from Malthus* (Oxford, 1986), pp. 188-211.

Smith, R. M., 'Ageing and well-being in early modern England: Pension trends and gender preferences under the English Old Poor Law, c.1650-1800,' in P. Johnson and P. Thane (eds.), *Old Age from Antiquity to Post-Modernity* (London, 1998), pp.64-95.

Snell, K. D. M., 'Belonging and community: understandings of 'home' and 'friends' among the English poor, 1750-1850', *Economic History Review*, 65 (1) (February, 2012), pp. 1-25.

Solar, P. M., 'Poor relief and English economic development before the industrial revolution,' *Economic History Review*, 48 (1) (February, 1995), pp. 1-22.

Spicksley, J., 'Usury legislation, cash and credit: the development of the female investor in the late Tudor and Stuart periods,' *Economic History Review* 2nd ser. 61 (2008), pp. 277-301.

Spufford, M., 'The scope of local history, and the potential of the Hearth Tax Returns,' *The Local Historian*, 30 (4) (2000), pp. 202-21.

Spufford, M., 'The limitations of the probate inventory', in M. Spufford (ed.), *Figures in the Landscape* (Ashegate, 2000), pp. 45-80.

Stern, P. C., T. Dietz, and E. Ostrom, 'Research on commons: lessons for environmental resource managers,' *Environmental Practice*, 4(2) (June, 2002), pp. 61-64.

Stoate, T. L., *Dorset Tudor Subsidies Granted in 1523, 1543, 1593* (Bristol, 1982).

Stone, D., *The Polish-Lithuanian State, 1386–1795* (University of Washington Press: Seattle, Washington, DC, 2001).

Styles, J., *The Dress of the People: Everyday Fashion in Eighteenth Century England* (New Haven, 2007).

Tadmor, N., 'Where was Mrs Turner? Governance and gender in an eighteenth-century village,' in S. Hindle, A. Shepard and J. Walter (eds.), *Remaking English Society: Social change in Early Modern England* (Woodbridge, 2013), pp. 89-111.

Thirsk, J. (ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, 4, 1500-1640 (Cambridge, 1967).

Thirsk, J., 'Seventeenth-century agriculture and social change', in J. Thirsk (ed.), *Land, Church, and People: Essays Presented to Professor H. P. R. Finberg* (Berkshire, 1970), pp. 148-177.

Thirsk, J. *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (Oxford, 1978).

Thirsk, J., *The Rural Economy of England: Collected Essays* (London, 1984).

Thirsk, J., (ed.), *The Agrarian History of England Wales, vol.v, part1, 1640-1750, Regional Farming Systems* (Cambridge, 1984).

Thoen, E., ' 'Social agrosystems' as an economic concept to explain regional differences: An essay taking the former county of Flanders as an example (Middle Ages-19th century),' in B.V. Bavel and P. Hooppenbrouwers (eds.), *Landholding and Land Transfer in the North Sea Area (Late Middle Ages-19th century)* (2004), pp.47-66.

Thomas, D., 'Leases of crown lands in the reign of Elizabeth I', in R. Hoyle (ed.), *The*

*Estates of the English Crown, 1558-1640* (Cambridge, 1992), pp. 169-190.

Thompson, E. P., 'Eighteenth-century crime, popular movements and social control,' *Bulletin of the Society for the Study of Labour History*, 25 (1972), pp. 9-11.

Thompson, E. P., *Customs in Common* (London, 1991).

Underdown, D., *Revel, Riot, and Rebellion: Popular Politics and Culture in England, 1603-1660* (Oxford, 1985).

Underdown, D. (ed.), *William Whiteway of Dorchester: His Diary 1618-1635* (Dorset Record Society, vol. 12, Dorchester, 1991).

Underdown, D., *Fire from Heaven: Life in an English Town in the Seventeenth Century* (London, 1992).

Van Zanden, J. L., 'The Malthusian intermezzo: Women's wages and human capital formation between the late Middle Ages and the demographic transition of the 19th century,' *History of the Family*, 16 (4) (2011), pp. 331-342.

Vardi, L., 'Constructing the harvest: Gleaners, farmers and officials in early modern France,' *American Historical Review*, 98 (1993), pp. 1430-9.

Vickery, A., 'Golden age to separate spheres: A review of the categories and chronology of English women's history,' *Historical Journal* 36 (1993), pp. 384-414.

Waddell, B., 'The politics of economic distress in the aftermath of the Glorious Revolution, 1689-1702,' *English Historical Review*, 130 (543) (April 2015), pp. 318-351.

Wales, T., 'Poverty, poor relief and the life-cycle: Some evidence from seventeenth-century Norfolk,' in R.M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984), pp.351-404.

Walker, G., *Crime, Gender and Social Order in Early Modern England* (Cambridge, 2003).

Walker, G. (ed.), *Writing Early Modern History: Theory and Practice* (London, 2003).

Walter, J., 'The social economy of dearth in early modern England,' in J. Walter and R. Schofield (eds.), *Famine, Disease and the Social Order in Early Modern Society* (Cambridge studies in population, economy and society in past time,

10) (Cambridge University Press, 1989), pp. 75-128.

Walter, J., 'Public transcripts, popular agency and the politics of subsistence in early modern England,' in M. Braddick and J. Walter (eds.), *Negotiating Power in Early Modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001), pp. 123-148.

Walter, J., 'Grain riots and popular attitudes to the law: Maldon and the crisis of 1629,' reprinted in John Walter, *Crowds and Popular Politics in Early Modern England* (Manchester, 2006), pp. 27-66.

Walter, J., *Crowds and Popular Politics in Early Modern England* (Manchester, 2006).

Webb, J., *Poor Relief in Elizabethan Ipswich* (Suffolk Rec. Soc., 9, 1966).

Webb, S. and B. Webb, *English Local Government, I: The Parish and the County* (London, 1906, rep. 1963).

Webb, S. and B. Webb, *English Prisons Under Local Government* (London, 1963).

Whitehead, B. J., 'The management and land-use of water meadows in the Frome valley, Dorset,' *Proceedings of the Dorset Natural History and Archaeological Society*, 89 (1968), pp. 257-281.

Whittle, J., 'Housewives and servants in rural England, 1440-1650: Evidence of women's work from probate documents,' *Transactions of the Royal Historical Society* 15 (2005), pp. 51-74.

Whittle, J., 'The house as a place of work in early modern rural England,' *Home Cultures* 8 (2011), pp. 134-50.

Williams, F., 'Towards the welfare commons: Contestation, critique and criticality in social policy', in Zoë Irving, Menno Fenger and John Hudson (eds.), *Social Policy Review 27: Analysis and Debate in Social Policy* (Bristol and Chicago, 2015), pp. 93-111.

Winchester, A. J. L., 'Property rights, 'good neighbourhood' and sustainability: the management of common land in England and Wales, 1235-1965', in B. van Bavel and E. Thoen (eds.), *Rural Societies and Environments at Risk. Ecology, Property Rights and Social Organisation in Fragile Areas (Middle Ages-Twentieth Century)* (Turnhout, 2013).

Winterbotham, D., "'Sackclothes and fustyans and such like com'odyties': Early linen manufacture in the Manchester region,' in E. Roberts (ed.), *A History of Linen in the North West* (Lancaster, 1998), pp. 22-43.

Withington, P., 'Company and sociability in early modern England,' *Social History*, 32 (3) (2007), pp. 291-307.

Wood, A., 'Custom, identity and resistance: English free miners and their law, c. 1550-1800,' in P. Griffiths, A. Fox and S. Hindle (eds.), *The Experience of Authority in Early Modern England* (Basingstoke, 1996), pp. 249-86.

Wood, A., *The Politics of Social Conflict: The Peak Country, 1520-1770* (Cambridge, 1999).

Wood, A., *Riot, Rebellion and Popular Politics in Early Modern England* (London, 2002).

Wood, A., *The Memory of the People: Custom and Popular Senses of the Past in Early Modern England* (Cambridge, 2013).

Woolman, M. S. and E. B. McGoean, *Textiles: A Handbook for the Student and the Consumer* (New York, 1929).

Wordie, J. R., 'The South: Oxfordshire, Buckinghamshire, Berkshire, Wiltshire, and Hampshire,' in J. Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England and Wales, V-1, 1640-1750: Regional Farming Systems* (Cambridge, 1984), pp. 317-357.

Wrightson, K., *English Society, 1580-1680* (London, 1982).

Wrightson, K., '"Sorts of people" in Tudor and Stuart England,' in J. Barry and C. Brooks (eds.), *The Middling Sort of People: Culture, Society and Politics in England, 1550-1800* (Basingstoke, 1994), pp. 28-51.

Wrightson, K., 'The politics of the parish in early modern England,' in P. Griffiths *et al.* (eds.), *The Experiences of Authority in Early Modern England* (London, 1996), pp. 10-46.

Wrightson, K., *Earthy Necessities: Economic Lives in Early Modern Britain* (New Haven, 2000).

Wrightson, K. and D. Levine, *Poverty and Piety in an English village: Terling, 1525-1700* (1979; 2nd edn., Cambridge, 1995).

Wrigley, E. A., *Continuity, Chance and Change: The Character of the Industrial Revolution in England* (Cambridge, 1988).

Wrigley, E. A. and R. S. Schofield, *The Population History of England and Wales, 1541-1871: A Reconstruction* (1981; 2nd edn., Cambridge, 1989).

Würgler, A., 'Voices from among the "silent masses": Humble petitions and social conflicts in early modern Europe,' in L. H. V. Voss (ed.), *Petitions in Social History, International Review of Social History Supplements* (Cambridge, 2002), pp. 11-34.

Zell, M., *Industry in the Countryside: Wealden Society in the Sixteenth Century* (Cambridge, 1994).

〔未発表論文その他〕

Bryson, W. H., *The equity side of the Exchequer: Its jurisdiction, administration, procedures, and records* (1972, doctoral thesis).

Clark, G., 'The charity commission as a source in economic history,' Agricultural History Center, UC-Davis, Working Paper, 1995.

De Keyzer, M., *A society built for sustainable management: the Campine area, Belguim, 1400-1600* (unpublished), IV International workshop on history and the commons, common people, common rules, institutions and self-governance in historical perspective, faculty of business & economic sciences faculty's meeting room, Public university of Navarre Pamplona-Iruna 30-31 October 2014.

De Moor, T. and A. Tukker, 'Participation versus punishment: The relationship between institutional longevity and sanctioning in the early modern times, (case studies from the East of the Netherlands), Paper for the Rural History Conference, Bern 2013.

Falvey, H., 'Custom, resistance and politics: local experiences of improvement in early modern England' (unpublished PhD thesis, University of Warwick, 2007).

French, H., 'The governance of urban common lands in England, 1500-1840,' Conference Paper, September, Conference: European Rural History

Organisation (EURHO), at Leuven, Belguim, 2017.

Highley, G. N., The development of a community, 1550-1880 (Univ. of Glasgow, doctoral thesis, 1985).

Hindle, S., 'Self-government at the King's command?: Political participation in the English rural community, c. 1450-1700', for statebuilding from below: Europe 1300-1900, conference on Monte Verità, Ascona, Switzerland, September 11, 2005.

Murphy, T. D., 'The diary of William Whiteway of Dorchester, County Dorset, from the year 1618 to the year 1635, with notes and introduction' (unpublished Ph. D.diss., University of Cambridge, 2002).

Thompson, S. and P. Kitson, 'Charity, poor relief and poverty in eighteen-century rural England: a two county case-study', The Economic History of Poverty, MIT, Cambridge, MA, November 23, 2012.

Todd, B., 'Widowhood in a market town: Abingdon 1540-1720' (university of Oxford D.Phil. thesis, 1983).

Winchester, A. L., 'Village byelaws and the management of a contested common resources: Bracken (Pteridium Aquilinum) in high land Britain, 1500-1800', in Building the European commons: from open fields to open source (conference) held in Brescia, Italy, 2006, *Digital library of the commons repository* (dic.dlib.indiana.edu), pp. 1-13.

〔邦語文献〕

赤松淳子「近世イングランドにおける夫婦権回復訴訟：婚姻の軛と妻の権利」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第 16 号、2014 年、67-85 頁。

アシュリー・W・J（矢口孝次郎訳）『イギリス経済史講義』有斐閣、1958 年。

飯國芳明「コモンズとしての二次草地管理」『景観生態学』14 (1) , 2009 年、33-39 頁。

井上　真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社、2001 年。

乾　秀明「17 世紀ドーセット州 Gillingham 地域における亜麻織物業の経営形態の分析と亜麻織布工の暴動への経済的要因について」『経済史研究』6 、2002 年、135-185 頁。

乾　秀明「17 世紀イングランド亜麻織物工業の展開について」『大阪経大論集』第 54 巻第 2 号、2003 年、176-182 頁。

乾　秀明「翻訳　スティーヴ・ヒンドル『17 世紀イングランドの慈善信託と教区ガヴァナンス』」『経済史研究』 9 号、2005 年、129-149 頁。

乾　秀明「ドーセット州クランボーン矯正院設立請願とドーチェスター矯正院横領事件に関する一考察」『北大史学』47 、2007 年、51-67 頁。

乾　秀明「チャールズ 1 世専制時代の市場統制とローカル・ガヴァナンスについて」『北大史学』49 、2009 年、104-132 頁。

乾　秀明「コモンズの再構築と制度レジリエンス(1651-1703 年)−イングランド ギリンガム・フォレストを中心に−」『社会経済史学』82 (2)、2016 年、61-80 頁。

乾　秀明「コモンズの制度レジリエンスに関する一考察―初期ステュアート朝イングランドにおけるギリンガム教区の事例を中心に」『道歴研年報』18, 2017 年、1-12 頁。

岩波敦子「読むこと、書くこと、話すこと　声から見た中世ヨーロッパ」『歴史と民族』25、平凡社、2009 年、9-49 頁。

宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店、2000 年。

大野秀夫「メイトランド法人論」『法制史研究』40、1990 年、135-152 頁。

岡田章宏「イギリスにおける新自由主義の展開」『歴史評論』709 号、2009 年、34～38 頁。

奥野良知「18 世紀カタルニャの地域工業化-産地形成と業種転換を中心に-」『社会経済史学』第 67 巻第 3 号、2001 年 9 月、299-321 頁。

金澤周作「チャリティと女性−「レディの天職」再考」河村貞枝・今井敬（編）『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店、2006 年 5 月、206-220 頁。

金澤周作「イギリス―「フィランスロピーの帝国」の歴史」『大原社会問題研究所雑誌』626 号、2010 年 12 月、11-19 頁。

金澤周作「前史 現代チャリティ法制の一起源：慈善信託法（1853 年）の長い制定過程に見るイギリスの自由と統治」岡村東洋光・高田実・金澤周作編『英国福祉ボランタリズムの起源：資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房、2012 年。

川北　稔「イギリスとは何か」川北稔編『新版 世界各国史 11 イギリス史』山川出版社、1998 年。

川名　洋「長い 17 世紀」のイングランドにおける国家形成～公権力と市民性をめぐる研究動向」『社会経済史学』第 72 巻第 2 号、2007 年、197-207 頁。

倉阪秀史「場所の感覚と持続可能性」『公共研究』第 3 巻第 1 号、2006 年 6 月、139-146 頁。

近藤和彦『民のモラル 近世イギリスの文化と社会』山川出版社、1993 年。

齋藤純一「コミュニティ再生の両義性 ― その政治的文脈」、伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』平凡社新書、2013 年、15-46 頁。

酒井重喜「17 世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除-財政封建制の一齣-」『海外事情研究』36（2)、2008 年、１-23 頁。

酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策–財政封建制の展開–』ミネルヴァ書房、2013 年。

酒井重喜「ジェームズ一世の謄本保有改革」『熊本学園大学経済論集』第 21 巻第 1 号、2015 年 3 月、29-51 頁。

酒井重喜「17 世紀イギリスにおける王領地改革と恩顧制度（荒井勝彦教授 退職記念号）」『熊本学園大学経済論集』第 22 巻第 1-2 号、2015 年 10 月、121-144 頁。

サースク・J（三好洋子訳）『消費社会の誕生-近世イギリスの新企業』東京大学出版会、1984 年。

椎名重明『近代的土地所有–その歴史と理論–』東京大学出版会、1973 年。

椎名重明「講演録 土地資本 terre-capital – コモンズ – 荒無地」『季刊 企業と法創造「特集・金融資本市場インフラ改革の課題(続)」』第 16 号、2009 年、201-220 頁。

椎名重明・戒能通厚「(資料研究）イングランドにおける土地囲い込み一般法案とその周辺」『早稲田法学』83 (3)、2008 年、235-263 頁。

清水祐司「エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒–ケントの事例を中心に一」『史学』第 65 巻第 3 号、三田史学会、1995 年、121-140 頁。

島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」『慶應法学』№.7 、2007 年、213-265 頁。

ジョーンズ・N・G（溜箭将之 訳）「単純封土権の成立」立教大学第一講演「イングランド法制史：物権と信託」、『立教法学』第 88 号、2013 年、22-42 頁。

ジョーンズ・N・G（高友希子訳）「物的財産分野におけるエクイティによる介入の諸相」（立教大学第二講演）『立教法学』第 88 号、2013 年, 43-58 頁。
ジョーンズ・N・G（深尾裕造訳）「信託とは何か―歴史的視点から見たユース、信託、そして信任すること」（法制史学会近畿部会京都講演）『立教法学』第 88 号、2013 年、59-76 頁。
菅　豊「ガバナンス時代のコモンズ論―社会的弱者を包括する社会制度の構築―」三俣学編『エコロジーとコモンズ―環境ガバナンスと地域自立の思想―』晃洋書房、2014 年、233-252 頁。
髙橋基泰『近世英国農村社会経済慣行史論』愛媛大学法文学部総合政策学科（愛媛大学経済学研究叢書 21）、2016 年。
髙橋基泰『イギリス検認遺言書の歴史』東京経済情報出版、2016 年。
武　暢夫「17 世紀中葉のサセックス王領地における支配構造：議会派の調査記録の分析」『富大経済論集』12（３－４）、1967 年、471-514 頁。
武　暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)」『富大経済論集』17 (3)、1972 年、1-29 頁。
武　暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(2)」『富大経済論集』18 (1)、1972 年、60-80 頁。
田代正一「イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成」『鹿大農学術報告』第 57 号、2007 年、37-47 頁。
友松憲彦「イギリス産業革命期南部農業地帯における人口移動-「開放村落」への移動の意義をめぐって」『北海道駒澤大學研究紀要』第 18 号、1983 年、1-25 頁。
永島　剛「近代イギリスにおける生活変化と＜勤勉革命＞論：家計と人々の健康状態をめぐって」『専修経済学論集』第 48 巻第 2 号、2013 年 11 月、161-172 頁。
中野　忠「定住法関連資料と 18 世紀イギリス社会：ひとつの論争を手がかりに」『早稲田社会科学総合研究』第 5 巻第 1 号、2004 年 7 月、148-151 頁。
中野　忠「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会：ロンドンの事例から」『早稲田社会科学総合研究』第 10 巻第 3 号（2010 年 3 月）、1-22 頁。
那須　敬「言語論的転回と近世イングランド・ピューリタン研究」『史学雑誌』第 117 編第 7 号、2008 年、1301-14 頁。
西山　茂「所有権と信託」『九州国際大学経営経済論集』第 16 号第 3 号、2010 年 3

月、119-137 頁。
野田公夫ほか『里山・遊休農地を生かす：新しい共同＝コモンズの形成（シリーズ地域の再生）』農村漁村文化協会、2011 年
長谷川貴彦『現代歴史学への展望–言語論的転回を超えて-』岩波書店、2016 年。
馬場　哲『ドイツ農村工業史-プロト工業化・地域・世界市場』東京大学出版会、1993 年。
ベイカー・J（小山貞夫訳）『イングランド法制史概説』創文社、1975 年。
ライトソン・K（中野忠訳）『イギリス社会史 1580-1680』リブロポート、1991 年。
松村幸一『16 世紀イングランド農村の資本主義発展構造』思文閣出版、2011 年。
室田　武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房、2009 年。
茂木愛一郎「北米コモンズ論の系譜―オストロムの業績を中心に―」三俣学編『エコロジーとコモンズ：環境ガバナンスと地域自立の思想』晃洋書房、2014 年、47-70 頁。
茂木一之「初期イギリス綿業における経営形態の発展と多様化（２）」『高崎経済大学論集』第 43 巻第 1 号、2000 年、17-43 頁。
矢口孝次郎編『イギリス資本主義の展開』有斐閣、1957 年。
山本正監訳『イギリスのミドリングドート 中流層を通してみた近世社会』昭和堂、1998 年。